

若い教師のための  
教育実践の手引

(令和6年度版)

福岡県教育委員会

## はじめに

「教師」という職業を一生の仕事に選び、児童生徒のために、日々研究と修養に励んでいる若い教師の皆さんに心から敬意を表します。「教育は人なり」と言われるように、学校教育の成否は教員の資質・能力に負うところが極めて大きいと言えます。

現在、社会環境の急速な変化に伴い、学校教育が抱える課題は多様化・複雑化しています。国では「教員は学校で育つ」との考えの下、教員の養成・採用・研修を通じた方策を示すことで教員の資質・能力の向上を目指しています。

これからの教育を担う教員には、これまで不易とされていた資質・能力に加え、自らのキャリアステージに応じて求められる資質・能力を生涯にわたって高めていくことのできる力や、多様な他者と連携しながら、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力が求められています。同時に「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた不断の授業改善、発達障がいを含む特別な支援を必要とする児童生徒等への対応などの教育課題等に対応できる力量を高めることも必要とされています。

県教育委員会としては、5年後、10年後に各教育現場で中心に立ち、学校を支える立場となる若い教師の皆さんに大きな期待を寄せているところであり、皆さんの資質能力の向上を目指し、適切な支援を行います。

この「若い教師のための教育実践の手引」は、学校教育の理念や教育公務員の服務から実践的な教育活動に至るまで幅広い事項の解説や資料から構成しています。皆さんが、学校教育に係る基本的な事柄について、疑問をもったときや確認したいときに的確に答えを示し、福岡県の教育の未来を担う人材である教師としての基盤を形成するための一助となることを願っています。

この手引が、若い教師の皆さんの手元にいつも置かれて活用されることにより、皆さんの資質能力の向上と教育実践の充実が図られ、県民の期待に応え得る福岡県の教育がより一層推進されることを期待しています。

令和6年3月

福岡県教育委員会教育長 吉田 法稔



# 総目次

## □ はじめに

第1章	学校教育と教師	1
第2章	教育課程と学習指導	21
第3章	学級経営	79
第4章	生徒指導	105
第5章	キャリア教育（進路指導）	121
第6章	人権教育	133
第7章	体育・健康教育	155
第8章	特別支援教育	173
第9章	へき地・小規模校教育	185
第10章	幼稚園教育	191
第11章	教育の情報化	205
第12章	今日的な課題	217



# 第1章 学校教育と教師

1	学校教育が目指すもの	3
(1)	我が国の学校教育	3
(2)	学校教育のねらい	5
2	これからの学校教育に求められるもの	6
(1)	福岡県の教育大綱	6
(2)	福岡県の学校教育が目指す方向	6
(3)	学校の組織力の向上による信頼される学校づくり	10
3	教師に求められているもの	11
(1)	問われる教師の力量	11
(2)	教師に求められる資質・能力	11
(3)	社会人としての基本的な素養	12
【資料】	「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する 指針に基づく教師に共通的に求められる資質の具体的内容」	13
4	研修について	14
(1)	教職と研修	14
(2)	福岡県教職員育成指標	14
(3)	研修の種類	14
(4)	教員研修の実施体系	15
5	服務について	16
(1)	教員の身分と服務	16
	コラム「不祥事の防止」	17
	コラム「教科書採択の公正性・透明性の確保」	17
(2)	勤務時間	18
(3)	休暇	19
(4)	出張	19



# 1 学校教育が目指すもの

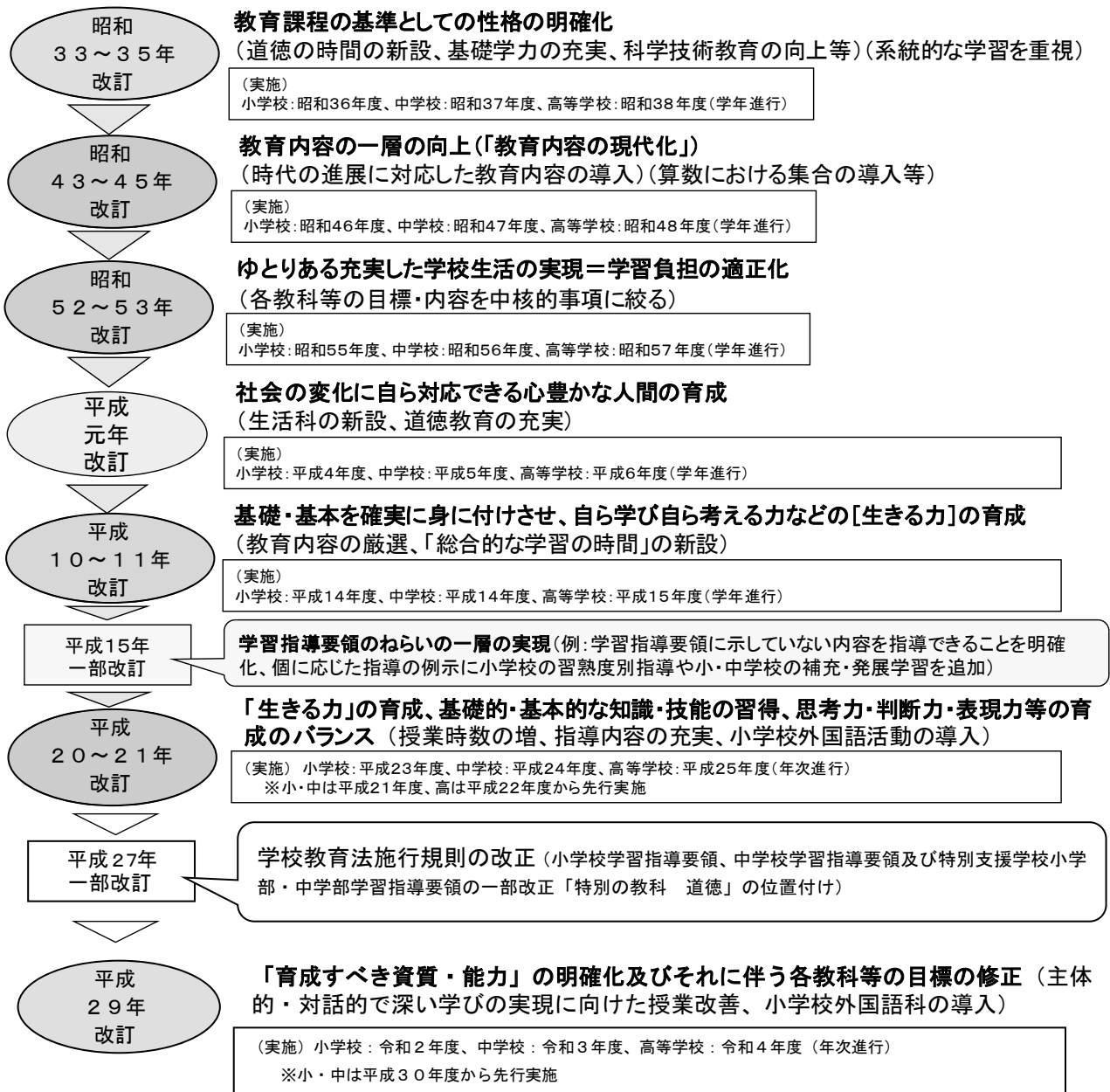
## (1) 我が国の学校教育

### ○ 学校教育に期待されるもの

日本の学校教育の制度や内容の充実是世界有数のものと言われており、現在の日本の繁栄と国際社会における地位が教育の成果であることは諸外国からも認められ、高い評価を受けてきたところです。現在の我が国の教育の在り方は、「学習指導要領」の変遷をたどることで見えてきます。

「学習指導要領」とは、全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省が、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準として定めたものです。戦後すぐに試案として作られましたが、現在のような大臣告示の形で定められたのは昭和33年のことであり、それ以来、ほぼ10年毎に改訂されてきました。これまでの変遷の経過を下に示します。まずは、各改訂におけるキーワードを確認し、我が国の学校教育のこれまでとこれからについて考えてみましょう。

### ■ 「学習指導要領の変遷」





これまで、PISA 等の国際的な学力調査の結果を受けた学力低下への懸念、いじめや不登校、暴力行為等の生徒指導上の諸課題の解決など、学校教育に対しては様々な課題が指摘されてきました。そして、確かな学力の育成や豊かな心の育成が教育改革の主たる柱となり、平成 18 年には教育基本法、平成 19 年には教育三法（学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法及び教育公務員特例法）が改正されました。

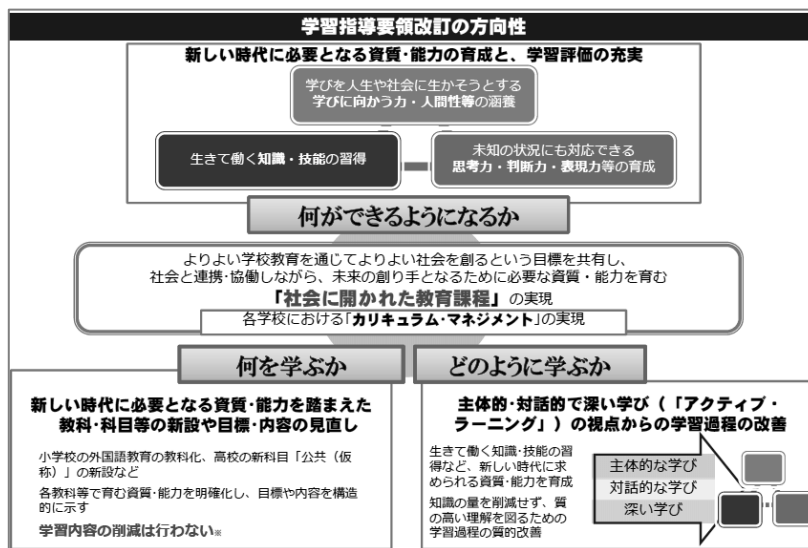
平成 26 年 11 月、文部科学大臣から「新しい時代にふさわしい学習指導要領等の在り方について」中央教育審議会に諮問が行われ、平成 28 年 12 月 21 日に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（以下「中央教育審議会答申」という。）が示されました。

中央教育審議会答申においては、“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、学習指導要領等が、学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」としての役割を果たすことができるよう、次の 6 点にわたりその枠組みを改善するとともに、各学校において教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現を目指すことなどが求められました。

- ① 「何ができるようになるか」（育成を目指す資質・能力）
- ② 「何を学ぶか」（教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成）
- ③ 「どのように学ぶか」（各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実）
- ④ 「子供一人一人の発達をどのように支援するか」（子供の発達を踏まえた指導）
- ⑤ 「何が身に付いたか」（学習評価の充実）
- ⑥ 「実施するために何が必要か」（学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策）

これを踏まえ、平成 29 年 3 月 31 日に学校教育法施行規則を改正するとともに、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領が公示されました。

小学校学習指導要領は、平成 30 年 4 月 1 日から第 3 学年及び第 4 学年において外国語活動を実施する等の円滑に移行するための措置（移行措置）を実施し、令和 2 年 4 月 1 日から全面实施されました。また、中学校学習指導要領は、平成 30 年 4 月 1 日から移行措置を実施し、令和 3 年 4 月 1 日から全面实施されました。



「平成 29 年度小・中学校新教育課程説明会資料」より

また、平成 30 年 6 月に第 3 期教育振興基本計画が策定されました。その中では、超スマート社会 (Society 5.0) の実現など、社会構造の急速な変革に対応する次世代の学校の在り方や、人口減少・高齢化などの地域課題の解決に向け、「持続可能な社会教育システム」の構築等の重要性が示されています。このような社会の情勢や変化を踏まえ、学校教育が、21 世紀をたくましく生き抜き、未来を担う国民の育成に十分な役割を果たすためには、教育改革の動向を見据え、学校教育の一層の活性化を図ることが、国民の期待に応えることになるのです。

## (2) 学校教育のねらい

### ○ 公教育としての学校教育

国民は、教育を受ける権利を保障されているとともに、すべての子供に普通教育を受けさせる義務を負っています。そのため、国は、共通・普遍の教育をすべての国民に保障する責任を有しています。したがって、法律で定められた学校における教育は公教育ということになります。学校や教師は特定の個人や団体等に奉仕するものではなく、宗教的、政治的にも中立であり公共性をもつものであるということなのです。

このようなことから、子供たちが我が国の国民としてふさわしい資質・能力を身に付けることができるように教育するとともに、すべての国民に、教育の機会均等と全国的な一定水準の教育を保障するためには、憲法、教育基本法、学校教育法などの法令に基づいた教育が行われなければなりません。

教育は目標があってはじめて成立します。また、たとえ目標があっても、その目標に対する十分な理解と自覚がなければ意味がありません。では、学校教育における目標とはどのようなものなのでしょうか。日本国憲法をはじめとする法令の記述を基に考えてみましょう。

法律等	目 標 に 関 する 事 項
日本国憲法	《第26条 教育を受ける権利》 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
教育基本法	《第1条 教育の目的》 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。 《第2条 教育の目標》 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。 《第5条 義務教育》 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
学校教育法	《第21条 義務教育の目標》 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成18年法律第120号）第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。 五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。 六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。 七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。 九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。 十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

このような法令の理念を学校において具体化し、児童生徒一人一人のよりよい成長が図られるように、各学校では、地域や児童生徒の実態等を考慮して学校の教育目標を設定します。

なお、学校の教育目標は中・長期的な目標です。各学校においては、年度毎に、この教育目標をより具体化した児童生徒に身に付けさせたい力の目標である「重点目標」を設定します。

## 2 これからの学校教育に求められるもの

### (1) 福岡県の教育大綱

本県では、人口減少・少子高齢化、デジタル化、グローバル化の進展など、社会経済状況が大きく変化する時代において、県政全般に係る政策の基本的な方向を総合的に定める「福岡県総合計画」を策定しています。その中で、次代を担う「人財」の育成を図るため、本県の青少年が自らの可能性に気づき、能力を磨き、夢にチャレンジできるよう同計画の教育分野を、本県教育行政の基本的な方向性を示す「教育大綱」に位置付け、併せて教育施策の方向を示す「教育振興基本計画」に位置付けています。

### (2) 福岡県の学校教育が目指す方向

#### ① 学校教育の目標

本県の教育大綱においては、福岡県の未来への扉を開くために、世界を視野に未来を見据えて「次代を担う『人財』の育成」を行うことが掲げられています。その中でこれからの子どもに求められる力は、教育が普遍的に育成していくべき【知・徳・体のバランスのとれた力】や、それを基盤として、グローバル化や技術の急速な発展等の社会の変化に対応した教育等を通して育成される【国家や社会の発展に寄与する力】のことであり、全ての子どもに、これらの力を育成するために中心的な役割を果たすことが学校教育に期待されています。

そこで、本県では、教育大綱を踏まえ、学校教育の目標を“社会的自立の基盤となる、学力、体力、豊かな心を培うとともに、社会の変化に対応し、社会を支え、その発展に寄与する力を育成すること”と捉え、これを実現するための諸施策を「学校教育振興プラン」によって示しています。

#### ■ 本県の学校教育の目標

##### 【学校教育の目標】

- 1) 社会的自立の基盤となる、学力、体力、豊かな心を培う。
- 2) 社会の変化に対応し、社会を支え、その発展に寄与する力を育てる。

#### ② 「子ども本位」の指導の推進 ～「鍛ほめ福岡メソッド」の展開～

本県では、「鍛えて、ほめて、子どもの可能性を伸ばす」をコンセプトとした福岡県独自の指導方法『鍛ほめ福岡メソッド』を教育に関わる全ての指導者が共有し、協力し合いながら、子どもの学ぶ意欲や自尊感情、向上心やチャレンジ精神、勤勉性や困難に立ち向かう心など、子どもが自律的に成長するための原動力となる人格的資質を育成しています。

これからの学校では、子ども一人一人の特性や学習進度等に応じて、AI学習ソフト、オンライン学習等のICTの活用などの教材・手法と、一斉や個別、グループ別などの学習形態を様々な組み合わせた、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させていくことが求められます。

これらすべての学習活動において、『鍛ほめ福岡メソッド』の手法・考え方を通底させることにより、個々に応じた主体的な学習活動となるよう『子ども本位』の指導を推進することで、子どもの基礎・基本となる様々な資質能力を効果的に伸ばさせていきます。

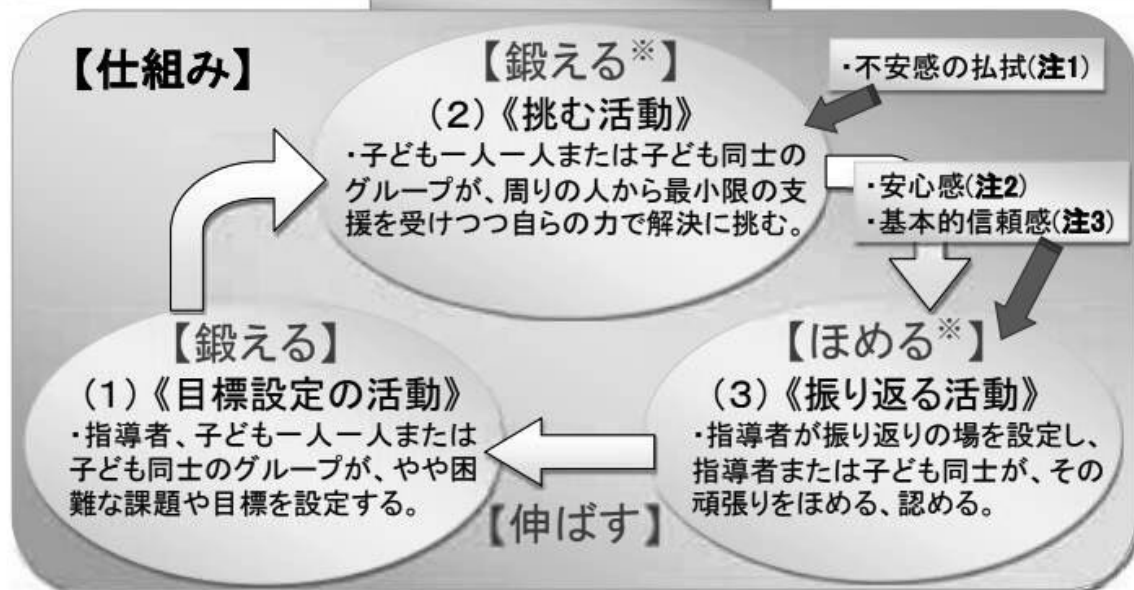
■ 「鍛えよう！ほめよう！学校の教育力向上プロジェクト」のコンセプトとその仕組み

**【コンセプト】 鍛えて、ほめて、子どもの可能性を伸ばす！**

鍛えて(いろいろ試して解決したいと思う心やできないことをできるようにになりたいと思う心を)

ほめて(取組の結果や取り組んできた過程を)

子どもの可能性(学ぶ意欲や自尊感情、向上心やチャレンジ精神、勤勉性や困難に立ち向かう心等)を伸ばす。



(※) 【鍛える】上では不安感の払拭(注1)、【ほめる】上では安心感(注2)や基本的信頼感(注3)に留意する必要があります。

(注1) 不安感の払拭：テストや学習に失敗することへの恐れや、成功しなければならないという緊張感、他人に評価されることへの心配といった過度の不安感を軽減すること。

(注2) 安心感：自分があるがままに受け入れてくれる他人がいるという感情。

(注3) 基本的信頼感：自分は他人に受け入れられる価値のある人間であるという自分自身に対する感情。

■ 重点的に取り組む施策の一覧

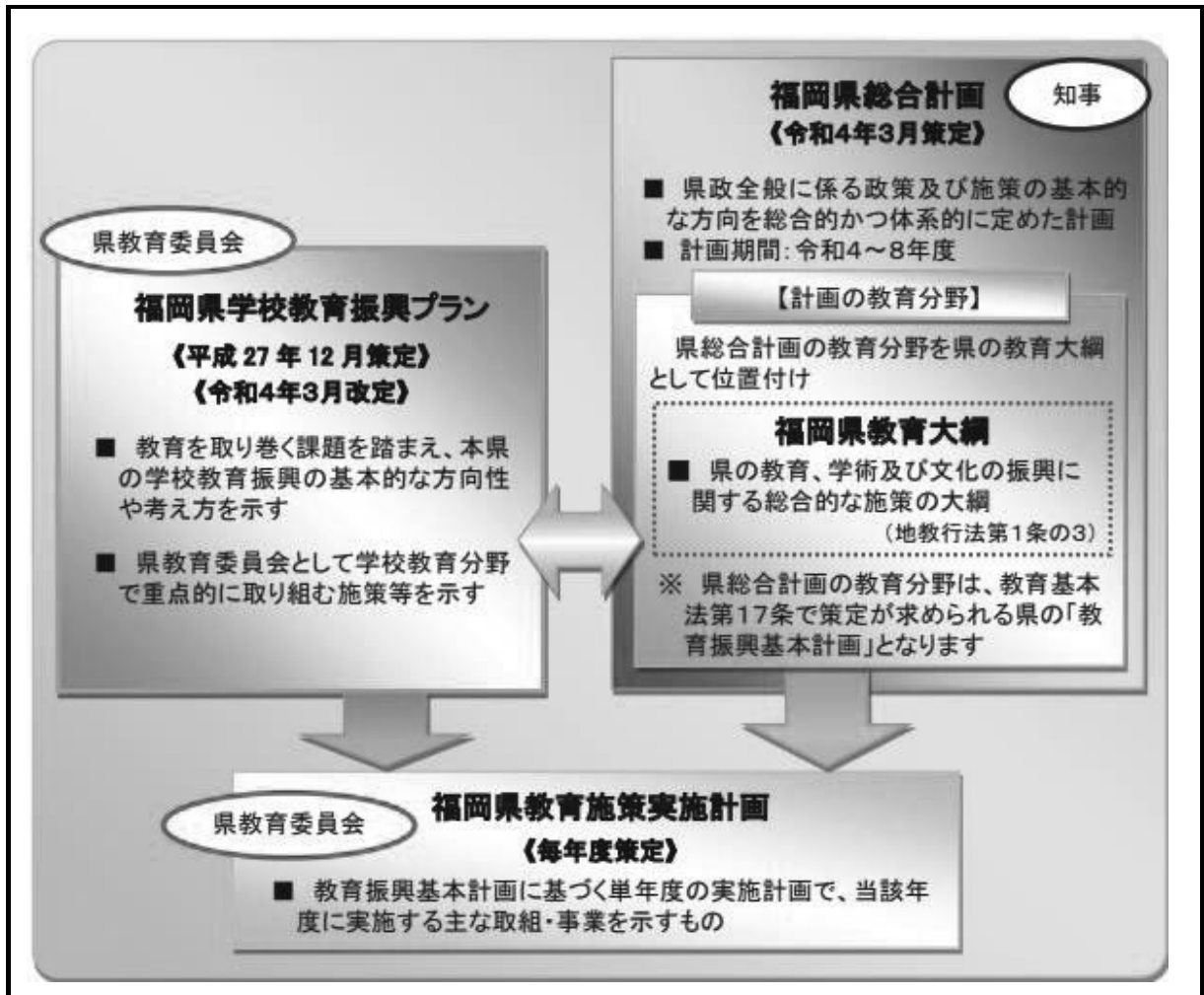
施策の柱	重点的に取り組む施策
(1) 学力の向上	1) 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実 2) 小・中学校の一貫した学びの充実や補充学習等の推進 3) 実効性のある検証改善サイクルの確立
(2) 体力の向上・健康教育の推進	4) 運動やスポーツをする習慣を定着させる取組の強化 5) 持続可能な運動部活動の推進 6) 活力ある生活の基礎を培う健康教育の推進
(3) 豊かな心の育成	7) 非認知的能力を育成する「鍛ほめ福岡メソッド」の推進 8) 子どものICT環境の変化に対応した情報モラル教育の充実 9) 「特別の教科 道徳」の授業を要とした道徳教育の推進 10) 自他の人権を守ろうとする実践力を育成する人権教育の推進
(4) いじめや不登校等への対応	11) いじめや不登校等に対応する学校づくりと未然防止、早期発見・早期対応 12) 不登校児童生徒に対する支援の充実
(5) 特別支援教育の推進	13) インクルーシブ教育システムの構築 14) 特別支援学校在籍者の増加等への適切な対応 15) 障がいのある子どもが安心して学べる支援体制づくり
(6) キャリア教育・職業教育の推進	16) 地域・企業等と連携したキャリア教育の推進 17) 産業社会の変化や地域のニーズに対応した職業教育の充実と推進
(7) グローバル化等に対応した教育の推進	18) 子どもの英語力・コミュニケーション能力の育成や異文化理解を深める取組の推進 19) 大学・企業等と連携したグローバル人材を育成する取組の推進
(8) 学校・家庭・地域の連携強化	20) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 21) 学校と家庭の連携・協働の強化 22) 子どもの放課後等の活動の充実
(9) 多様なニーズへの対応と教育支援	23) 今日的な教育ニーズへの対応 24) 厳しい教育環境にある子どもへの支援
(10) 教員の指導力・学校の組織力の向上	25) キャリアステージに対応した教員研修体系の改善・充実 26) 教員のICT活用能力の向上 27) 多様な専門スタッフによるチーム体制づくり 28) 校長がリーダーシップを発揮できる環境づくり
(11) 選ばれる県立高校づくり	29) 学校の特色化の推進 30) 学校の魅力発信のための広報機能強化

(福岡県学校教育振興プランの概要 令和4年3月改訂)

また、具体的な施策を立案・実行するにあたり、次の5点を推進することとしています。

- ① 市町村（学校組合）教育委員会との連携・協働
- ② 首長部局との連携強化
- ③ 家庭・地域・企業等との連携・協働
- ④ 学校における働き方改革との両立
- ⑤ 施策の着実な実施

■ 福岡県教育施策実施計画の位置付け



【福岡県学校教育振興プラン】

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/gkyoikushinkoplan.html>



【福岡県教育施策実施計画】

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyouikusesaku.html>



### (3) 学校の組織力の向上による信頼される学校づくり

これまで述べてきたような、「社会的自立の基盤となる、学力、体力、豊かな心」と「社会の変化に対応し、社会を支え、その発展に寄与する力」を育成するためには、まず、その教育に携わる学校や教師が児童生徒、家庭、地域から「信頼されている存在」であるということが欠かせません。

学校教育は、保護者や地域との連携や協力なくしては、成立しないと言っても過言ではありません。そのためには、学校は、保護者や地域とともにある存在であることはもちろん、児童生徒を教育する主体として、その役割と責任を自覚し、説明責任を果たすことが求められています。昨今、学校教育に対する国民の不信を招くような事件・事故が起こり、保護者や県民の学校を見る目は一層厳しさを増しています。「信頼される学校づくり」を目指して、これからの学校は、自主性・自律性を十分に発揮していくことが重要です。「信頼される学校づくり」のための方法として、主に次の二つが考えられます。

#### 1 学校評価による学校改善

従来の学校の教育目標は、いわばスローガンといった方向目標で示される傾向がありました。しかし、今後は、学校の教育目標を方向目標から到達目標へと転換していくことが望まれます。学校の教育目標を基に重点目標を設定して適正に評価し、その結果を公表し、外部の意見を踏まえながら、改善を図るような主体性のある学校経営が求められます。

##### ア 学校評価システムの確立

- P（計画段階）→D（実施段階）→C（診断段階）→A（改善段階）の学校評価のマネジメントサイクルをシステム化する。
- 自己評価を行う上では、より適正な教育活動の分析・診断ができるように、児童生徒や保護者、地域住民を対象とするアンケートの結果等を積極的に取り入れ、授業改善や学校改善に生かす。

##### イ 学校評価委員会の設置

- 計画的、組織的、継続的な学校評価の推進を図る（学校評価に対する教員の共通理解）。
- 重点目標に基づく経営の重点化と経営戦略の具体化を図る。
- 保護者やその他の学校関係者による評価（学校関係者評価）を行い、自己評価に客観性をもたせる。

##### ウ 学校評価の公表及び設置者への報告

- 設置者、保護者、地域に対して学校の姿勢と意志を示し、支援を受けるための契機とする。
- 自己評価及び学校関係者評価を実施して、その結果を公表し、保護者、地域住民から学校運営に対する理解と参画、協力を得るとともに、報告書を作成して設置者へ評価結果を報告することにより信頼される学校づくりを進める。

#### 2 教員の資質・能力の向上（教員研修の充実）

信頼される教員になるためには、教員としての資質・能力を絶えず磨いていく努力が必要です。県教育委員会では、基本研修や課題研修、専門研修、特別研修など様々な研修を、企画・実施しています。自己の専門性や指導力を高めるためには、積極的に研修の場を求めることが大切です。

教員としての資質・能力を高めるために研究と修養に励むことは、教育基本法や教育公務員特例法にも規定されています。

##### ◆ 教育基本法（教員）

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

##### ◆ 教育公務員特例法（研修）

第21条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

### 3 教師に求められているもの

#### (1) 問われる教師の力量

我が国では、経済状況や社会状況の大きな変動を背景とした、家庭や地域社会の教育力の低下に伴い、学校や教師に対する期待が高まっています。特に、保護者の中には、教師に対して日々の努力にとどまらず、目に見える一定の教育成果を上げることが求められる傾向が見られます。

「教育は人なり」と言われているように、学校教育の成否は、児童生徒の教育に直接携わる教師の資質・能力に負うところが極めて大きく、この向上なくして、これからの時代に求められる学校教育の実現はなし得ません。

特に、生きる力の育成を柱としながら、学力・体力向上、豊かな心の育成、生徒指導の充実、特別支援教育の推進など、多くの教育課題に対応できる多様な資質・能力が求められています。

今日の教育の課題を克服していくために、教師の果たす役割は大きなものがあります。

#### (2) 教師に求められる資質・能力

令和3年1月26日の中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」では、「教師に求められる資質・能力」を次のように明示しています。

##### ■ 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育の姿」【教職員の姿】

- 教師が技術の発達や新たなニーズなど学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて探究心を持ちつつ自立的かつ継続的に新しい知識・技能を学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている。その際、子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている。
- 教員養成、採用、免許制度も含めた方策を通じ、多様な人材の教育界内外からの確保や教師の資質・能力の向上により、質の高い教職員集団が実現されるとともに、教師と、総務・財務等に通じる専門職である事務職員、それぞれの分野や組織運営等に専門性を有する多様な外部人材や専門スタッフ等とがチームとなり、個々の教職員がチームの一員として組織的・協働的に取り組む力を発揮しつつ、校長のリーダーシップの下、家庭や地域社会と連携しながら、共通の学校教育目標に向かって学校が運営されている。
- さらに、学校における働き方改革の実現や教職の魅力発信、新時代の学びを支える環境整備により、教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され、教師を目指そうとする者が増加し、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができている。

##### ■ Society5.0時代における教師及び教職員組織の在り方

- 教師に求められる資質・能力は、これまでの答申等においても繰り返し提言されてきたところであり、例えば、使命感や責任感、教育的愛情、教科や教職に関する専門的知識、実践的指導力、総合的人間力、コミュニケーション能力、ファシリテーション能力などが挙げられている。
- AIやロボティクス、ビッグデータ、IoTといった技術が発展したSociety5.0時代に対応し、教師の情報活用能力、データリテラシーの向上が一層重要となると考えられる。
- 教師や学校は、変化を前向きに受け止め、求められる知識・技能を意識し、継続的に新しい知識・技能を学び続けていくことが必要である。
- 多様な知識・経験を持つ人材との連携を強化し、そういった人材を組織内に取り入れることで、社会のニーズに対応しつつ、高い教育力を持つ組織となる必要がある。

このように、教師は、教育内容に関する専門的知識、確かな指導技術、実践的な指導力などを身に付けることが必要です。また、教科指導や生徒指導を行うためには、教師として、一人一人の児童生徒とどのように接するのか等、適切なコミュニケーション能力や対人関係能力も重要です。保



護者、地域社会から信頼されるためにも、教師としての資質・能力を高める努力を絶えず続けていきたいものです。

### (3) 社会人としての基本的な素養

#### ① 学校の中の間人間関係

新任の教師であっても、学校では一人前の教師としての期待が寄せられます。日頃から、自分が学校の中でどのような立場にあり、どのような役割を果たせるのかを考え、行動する心構えが必要です。

また、職場で、よりよい人間関係を確立するための基本は、同じ職場の人々をしっかりと理解することです。特に教師である私たちの職場では、児童生徒を育てるという目標を共有する中で常に先輩や同僚から学ぶという謙虚な気持ちを忘れないようにしましょう。

#### ② 身だしなみ

TPO[Time(時間)、Place(場所)、Occasion(場合。Opportunityと使われることもある)の頭文字をとって、「時と場所、場合に応じた方法・態度・服装等の使い分け」を意味する]に合った服装が大切です。学校では入学式、卒業式などの儀式的行事や、運動会などの健康安全・体育的行事、遠足や修学旅行などの遠足・集団宿泊的行事等のように、教室で行われる授業以外にも、様々な教育活動を行っています。また、来客の対応など、同僚の教員や児童生徒以外の人と接することも少なくありません。社会人であり、教育者であることを自覚して、誰に対しても恥ずかしくない服装を心がけることが大切です。

#### ③ 言葉遣い

社会人として、場所や状況に応じた言葉遣いを心がけることは非常に重要なことです。基本的な心構えとしては、相手の人格を尊重した言葉遣いをすることです。

また、特に小学校期の児童にとって、教師の話す言葉は、最も身近でお手本となる言語環境の一つです。教育者として、よりよい言葉の使い手でありたいものです。

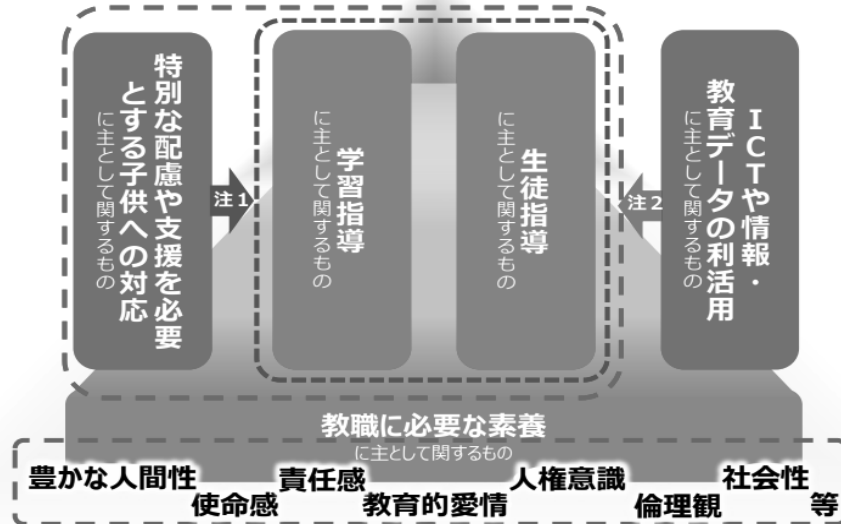
#### ④ 電話のかけ方・受け方

学校では、欠席の児童生徒の様子を尋ねる、学校での児童生徒の様子を伝える、また保護者からの連絡や児童生徒についての相談、地域の方からの情報提供など、電話をかけたり受けたりする機会があります。お互いの顔が見えない電話では、ちょっとした言葉遣いや口調で誤解を招きトラブルに発展することもあります。顔が見えないからこそ、誠実に、そして丁寧に対応することが必要です。

また、電話の取り次ぎの際に、呼び出しのために相手を長く待たせることが予想される場合には、相手の氏名、所属、電話番号などを確認の上、折り返し電話をかける旨を伝える、伝言を預かるなど、相手の状況や立場を気遣った対応を心がけましょう。

「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針に基づく教師に共通的に求められる資質の具体的内容」

公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針に基づく教師に共通的に求められる資質の具体的内容



※ 上記に関連して、マネジメント、コミュニケーション（ファシリテーションの作用を含む）、連携協働などが横断的な要素として存在

- 注1) 「特別な支援・配慮を必要とする子供への対応」は、「学習指導」「生徒指導」を個別最適に行うものとしての位置付け
- 注2) 「ICTや情報・教育データの利活用」は、「学習指導」「生徒指導」「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」をより効果的に行うための手段としての位置付け

<p>教職に必要な素養 に主として関するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「令和の日本型学校教育」を踏まえた新しい時代における教育、学校及び教職の意義や社会的役割・服務等を理解するとともに、国内外の変化に合わせて常に学び続けようとしている。</li> <li>豊かな人間性や人権意識を持ち、他の教職員や子供達、保護者、地域住民等と、自らの意見も効果的に伝えつつ、円滑なコミュニケーションを取り、良好な人間関係を構築することができる。</li> <li>学校組織マネジメントの意義を理解した上で、限られた時間や資源を効率的に用いつつ、学校運営の持続的な改善を支えられるよう、校務に積極的に参画し、組織の中で自らの役割を果たそうとしている。</li> <li>自身や学校の強み・弱みを理解し、自らの力だけでできないことを客観的に捉え、家庭・地域等も含めた他者との協力や関わり、連携協働を通じて課題を解決しようとする姿勢を身に付けている。</li> <li>子供達や教職員の生命・心身を脅かす事故・災害等に普段から備え、様々な場面に対応できる危機管理の知識や視点を備えている。</li> </ul>
<p>学習指導 に主として関するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令、学習指導要領及び子供の心身の発達や学習過程に関する理解に基づき、子供たちの「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うなど、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けて、<u>学習者中心の授業を創造</u>することができる。</li> <li>カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点をもって、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に学校の実態に応じて改善しようとしている。</li> <li>子供の興味・関心を引き出す教材研究や、他の教師と協働した授業研究などを行いながら、<u>授業設計・実践・評価</u>等を行うことができる。</li> <li>各教科等においてそれぞれの特質に応じた見方・考え方を働かせながら、資質・能力を育むために必要となる各教科等の専門的知識を身に付けている。</li> </ul>
<p>生徒指導 に主として関するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子供一人一人の特性や心身の状況を捉え、<u>良さや可能性を伸ばす姿勢</u>を身に付けている。</li> <li>生徒指導の意義や原理を理解し、他の教職員や関係機関等と連携しつつ、<u>個に応じた指導や集団指導</u>を実践することができる。</li> <li>教育相談の意義や理論（心理・福祉に関する基礎的な知識を含む。）を理解し、子供一人一人の課題解決に向け、<u>個々の悩みや思いを共感的に受け止め、学校生活への適応や人格の成長への援助</u>を行うことができる。</li> <li>キャリア教育や進路指導の意義を理解し、<u>地域・社会や産業界と連携しながら、学校の教育活動全体を通じて、子供が自分らしい生き方を実現するための力を育成</u>することができる。</li> <li>子供の心身の発達の過程や特徴を理解し、一人一人の状況を踏まえながら、<u>子供達との信頼関係を構築</u>するとともに、それぞれの可能性や活躍の場を引き出す<u>集団づくり（学級経営）</u>を行うことができる。</li> </ul>
<p>特別な配慮や支援を必要とする子供への対応 に主として関するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別な配慮や支援を必要とする子供の特性等を理解し、<u>組織的に対応</u>するために必要となる知識や支援方法を身に付けるとともに、<u>学習上・生活上の支援の工夫</u>を行うことができる。</li> </ul>
<p>ICTや情報・教育データの利活用 に主として関するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校におけるICTの活用の意義を理解し、<u>授業や校務等にICTを効果的に活用</u>するとともに、<u>児童生徒等の情報活用能力（情報モラルを含む。）を育成</u>するための授業実践等を行うことができる。</li> <li>「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、<u>児童生徒等の学習の改善を図るため、教育データを適切に活用</u>することができる。</li> </ul> <p style="text-align: right; font-size: small;">注) 記述量と必要な学修量は、必ずしも比例しない。</p>

（「令和4年8月改正教育公務員特例法に基づく公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の改正等について（通知）」（令和4年8月31日4文科教第816号から抜粋）

## 4 研修について

### (1) 教職と研修

教師の職務は、児童生徒との信頼関係の上に成り立ちます。教科等の内容、教材、指導方法等に精通しているだけでなく、広く文化的、社会的教養を身に付け、児童生徒の成長や発達を願い、成長に限りない喜びを覚える教育的な情熱が必要です。したがって、教師には①教育者としての使命感、②教育の理念や人間の成長・発達についての深い理解、③幼児・児童生徒に対する教育的愛情、④教科等に関する専門的知識、⑤広く豊かな教養、⑥これらを基盤とした実践的指導力を身に付けることが求められます。このため、教員に対してはその職責の特殊性に鑑み、その資質の向上に対する特段の配慮が要請されており、教育公務員特例法により次のように定められています。

#### 教育公務員特例法

(研修)

第21条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 教育公務員の研修実施者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

### (2) 福岡県教職員育成指標

令和4年5月の「教育公務員特例法の改正等」を受け、福岡県教育委員会は、令和4年12月、福岡県教員育成指標（以下「育成指標」）を改訂しました。育成指標は、教員が担う役割が高度に専門的であることを改めて示すとともに、研修等を通じて教員の資質の向上を図る際の目安となるものです。また、教員一人一人のキャリアパスが多様であることを前提として、教職生活全体を俯瞰（ふかん）しつつ、自らの職責、経験及び適性に応じて更に高度な段階を目指す手掛かりとなるものです。本県の育成指標は、教職員として求められる資質能力をキャリアステージごとに整理して示しています。今後、主体的に学び続けるために、自身の目標設定や自己評価に活用したり、キャリアを見通す目安として役立てたりしましょう。

#### 【福岡県教職員育成指標】

- 市町村（学校組合）立学校教員育成指標
- 市町村（学校組合）立学校及び県立学校養護教諭育成指標
- 市町村（学校組合）立学校及び県立学校栄養教諭育成指標

（義務教育課各種資料のページ参照 <http://gimu.fku.ed.jp/>）

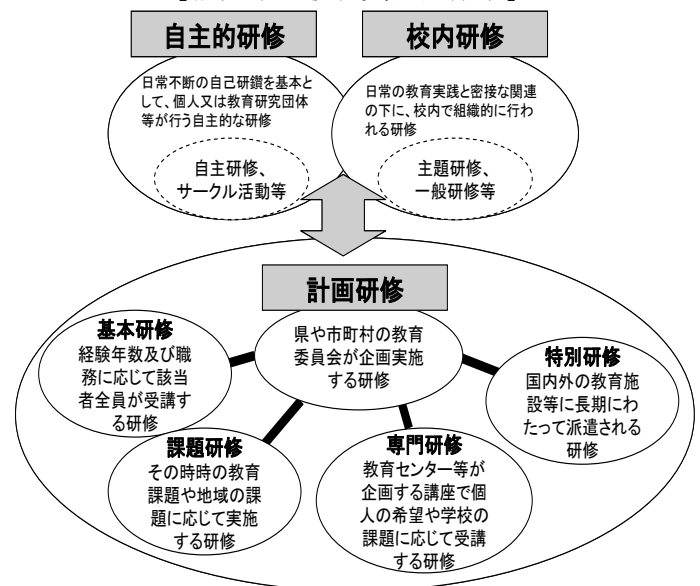
### (3) 研修の種類

教員研修は、日常不断の自己研鑽を基本として、個人又はサークル活動等で行う「自主的研修」、日常の教育実践と密接な関連の下に校内で組織的に行われる「校内研修」、そして、これらの研修の基盤として、県が企画実施する「計画研修」とに分けられます。

このうち「計画研修」には、それぞれのねらいから「基本研修」「課題研修」「専門研修」「特別研修」の4種類があります。

平成30年9月、福岡県教育委員会は、育成指標に基づいた教職員研修体系を策定しました。また、育成指標は、令和5年4月1日に改訂を行いました。本県が実施する基本研修は、育成指標に基づいて目的が設定され、その目的を達成するための研修内容が組まれています。

#### 【福岡県の教職員研修体系】



**(4) 教員研修の実施体系**

		<基礎・向上期>		<充実・深化期>		<発展①前期>		<発展①後期>		>	
		<発展②>		<発展③>		>					
目安		経験年数		1		3		7		11	
				14		22		25		30	
										35	
国 が 実 施 す る 研 修		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長、副校長、教頭、中堅教員及び事務職員等に対する学校経営力の育成を目的とする研修（教職員等中央研修）                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     各学校や地域における研修のマネジメントを推進する指導者の養成等を目的とする研修（学校のマネジメント、生徒指導及び教育相談、グローバル化への対応、体力向上及び健康教育上の諸課題に対応、喫緊の教育課題に対応する指導者養成研修）                 </div>									
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>基本研修</b> </div> <div style="margin-left: 20px;">                     ※ ●養護教諭、栄養教諭を含む                      ●若年教員研修1年目（初任者研修）◎小・中学校校長・副校長・教頭特別支援教育研修                      ●若年教員研修2年目                      ●若年教員研修3年目（養護教諭、栄養教諭を含む）                      ●中堅教諭等資質向上研修（7～11年目）                      ●エキスパート教員研修（22年目）                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; margin-left: 20px;">                     新任生徒指導主事研修、新任学年主任研修、新任校内研究担当者研修、新任教務主任研修、新任進路指導主事研修、新任保健主事研修                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; margin-left: 40px;">                     新任校（園）長研修、新任副校長研修、新任教頭研修、新任主幹教諭研修、新任指導教諭研修                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>課題研修</b> </div> <div style="margin-left: 20px;">                     幼稚園教育課程研究協議会、特別支援学級等教育課程実践交流会、人権教育研修会、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭研修会（職種別）、教務主任研修会、特別支援教育コーディネーター研修会、学力向上コーディネーター実践交流会、生徒指導担当者研修会、人権教育担当者研修会、養護教諭研修会、保健主事研修会、学校安全担当者研修会、栄養教諭・学校栄養職員等研修会 等                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>専門研修</b> </div> <div style="margin-left: 20px;">                     各教科等指導、生徒指導等に係る専門研修（県教育センター、県体育研究所等が開設）                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>特別研修</b> </div> <div style="margin-left: 20px;">                     長期派遣研修                      教職大学院、福岡教育大学附属小・中学校                      県教育センター、県体育研究所                      民間企業等（長期社会体験研修）                 </div>									
県 が 実 施 す る 研 修		※学校事務職員研修									
		※ その他、市町村教育委員会が実施する研修等があります。研修に際しては、管理職に相談の上、育成指標を基に自らのキャリアを確認し、目標・目的を明確にもって進んで受講するようにしましょう。									

## 5 服務について

### (1) 教員の身分と服務

教員とは、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師を指し（教育公務員特例法第2条第2項）、公立学校の教員は地方公務員としての身分をもっています。したがって、教員は地方公務員法の適用を受け、さらに教育という職責の特殊性から、その服務に関して「教育公務員」としていくつかの特例が設けられています。

新たに公立学校の教諭、養護教諭、栄養教諭となった人は、条件付で採用され、教諭は、採用の日から1年間、養護教諭、栄養教諭は6月間、その職務を良好な成績で遂行したとき、初めて正式採用となります（地方公務員法第22条、教育公務員特例法第12条第1項）。

公務員は、「全体の奉仕者」であるわけですから、一部ではなく公共の利益のために勤務しなければなりません。また、職務の遂行に当たっては、全力をあげてこれに専念しなければなりません（地方公務員法第35条）。

公務員の服務については、法により次のように定められています。

<p>① 服務の宣誓 (地方公務員法第31条)</p>	<p>新たに公務員となった者は、宣誓書に署名してからでなければその職務を行えない。「服務の宣誓」は公務員の在り方を自覚し、誠実かつ公正に職務を執行することを住民全体に誓う行為である。</p>
<p>② 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 (地方公務員法第32条)</p>	<p>職務を遂行するに当たっては、法令、条例、規則、規程等に従うことは当然のことである。 また、職務上の上司である校長の職務命令(文書・口頭)に忠実に従わなければならない。</p>
<p>③ 信用失墜行為の禁止 (地方公務員法第33条)</p>	<p>公務員には、公務員全体の職に共通する信用があり、教員にはその上に教員特有の信用がある。信用失墜行為については、具体的内容は特に示されていないが、例えば飲酒運転、体罰、わいせつ行為、個人情報紛失、薬物乱用等は、信用失墜行為の最も甚だしい事例である。</p>
<p>④ 秘密を守る義務 (地方公務員法第34条)</p>	<p>公務員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。これは退職後も同様である。</p>
<p>⑤ 職務に専念する義務 (地方公務員法第35条)</p>	<p>勤務時間中は職務のために注意力のすべてを注ぎ、その職務に専念従事しなければならない。ただし、法律又は条例の定めにより、この義務が免除される場合がある。</p>
<p>⑥ 政治的行為の制限 (地方公務員法第36条、教育公務員特例法第18条、国家公務員法第102条、人事院規則14-7)</p>	<p>特定の政党を支持したり、反対したりするための政治教育や政治的活動、児童生徒に対する教育上の地位を利用した選挙運動、政党政治団体の役員・政治的顧問等になることなど禁じられている。 教育公務員の政治的行為の制限については、一般公務員よりも更に厳しくなっている。</p>
<p>⑦ 争議行為等の禁止 (地方公務員法第37条)</p>	<p>一般の地方公務員と同じく、教員もストライキその他の争議行為をしたり、教育活動の能率を低下させる怠業行為をしたりしてはならない。また、このような行為を企てたり、共謀したり、そそのかしたり、あおったりすることも禁止されている。 禁止の根拠は、公務員の従事する職務には公共性があること、法律によりその主要な勤務条件が定められていること、身分が保障されていること、適切な代償措置が講じられていること、などである。</p>

**⑧ 営利企業への従事等の制限**

(地方公務員法第38条、  
教育公務員特例法  
第17条)

教育公務員は、教育委員会の許可を受けなければ、営利を目的とする会社・団体の役員などを兼ねたり、自ら営利目的の私企業を営んだり、報酬を受けて事業や事務に従事したりしてはならない。ただし、教育公務員には特例があって、教育に関する他の職を兼ねたり、その事業や事務に従事したりすることが、本務の遂行に支障がないと教育委員会が認める場合に限り、兼職・兼業が認められる。

**コラム「不祥事の防止」**

公務員には一般の国民以上に厳しい、高度の行為規範（倫理）が要求されており、その職責を果たすに当たってふさわしくない行為が不祥事に該当することとなります。特に教育公務員は児童生徒の教育に携わるといふ職務の性格上、他の公務員に比べてこの点は更に厳格に解され、他の公務員より高い倫理観や規範意識が要求されており、規律に違反する場合には重い処分を受けることとなります。

不祥事には主に次のようなものがあります。

**① わいせつ行為等**

わいせつ行為は、被害者の心を深く傷つける極めて悪質な行為で、とりわけ、児童生徒に対する行為は、教育公務員として絶対に許されるものではありません。また、信用失墜行為に当たるのはもちろん、法令や条例等で厳に禁止されている違法な行為です。

セクシュアル・ハラスメントは、教育公務員の個人としての尊厳を不当に傷つけるとともに、職場環境を悪化させ、職場秩序や公務の円滑な遂行を阻害することとなる重大な問題であり、学校においては、児童生徒、保護者等へのセクシュアル・ハラスメントにも十分注意する必要があります。

**② 体罰**

児童生徒に対する体罰は、学校教育法第11条により厳に禁止されており、児童生徒の身体を侵害するだけでなく、精神的な被害を与えたり名誉を侵害したりするなど人権侵害の可能性を有する行為です。また、教育公務員に対する社会の信頼を損なうものであり、ひいては学校教育全体に対する不信を招くこととなる行為です。

**③ 飲酒運転**

飲酒運転は、道路交通法で禁止されている違法行為であり、重大な事故につながる危険性の高い極めて悪質な行為です。信用失墜行為に当たるのはもちろん、学校教育に対する信頼を根底から失わせるものであり、多くの教育公務員の努力を無駄にする無責任な行為です。

**④ 個人情報紛失等**

個人情報の紛失等は、児童生徒、保護者のプライバシーの侵害であり、学校教育に対する県民の信頼を失墜させる行為です。個人情報を勤務公署外へ持ち出す行為は厳に禁止されており、個人情報等の持ち出しを許可された場合であっても、必要最小限とし、持ち出している間は常に身に付けるなど厳重に管理する必要があります。

不祥事防止については、教育公務員一人一人がきちんとした倫理観をもって行動することが何より重要です。

**コラム「教科書採択の公正性・透明性の確保」**

教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たしている主たる教材です。

しかしながら、平成27年度から28年度にかけて、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる教科書会社による不適切な行為が明らかとなりました。一般社団法人教科書協会では、これらの事態を受けて、平成28年9月に自主規範として「教科書発行者行動規範」を制定し、令和3年12月に改訂しました。

教員側としても、今後の教科書採択の公正性・透明性にいかなる疑惑の目も向けられることのないよう、教科書採択制度とともに、同行動規範を確認しておくことが重要です。

（「教科書発行者行動規範」については、一般社団法人教科書協会のWebサイトを参照してください。）

○ 平成27年度以降明らかとなった主な不適切な行為

平成27年10月

A社が、平成26年8月に公立中学校長等に対して検定中の教科書を見せて意見を聴き、謝礼を渡していたことが発覚（その後、平成21年度から計7回の編集会議を開催し、26都府県の校長ら計53人に5万円の謝礼を渡し

	ていたとする報告書を文部科学省に提出)
平成28年 1月	義務教育諸学校用教科書を発行する22社のうち、平成21年度以降、A社を含む12社で検定中教科書の教員等への閲覧行為が確認され、うち10社が意見聴取等の対価を支払っていたことが発覚（公立学校関係者では、約4,500人が検定中教科書の意見聴取に関与し、うち約3,500人が対価の支払いを受けていた（人数についてはA社分を除く））
平成28年 6月	B社が高等学校に問題集を無償提供していたことが発覚
平成28年 7月	C社・D社が教員に歳暮・中元を贈っていたことが発覚
令和 4年 9月	教育長らがE社から饗応を受けていたとする報告書が文部科学省へ提出された E社が元校長に現金を贈与していたとする報告書が文部科学省へ提出された

○ 「教科書発行者行動規範」では、校長・教員等全ての学校関係者を含む採択関係者（以下「採択関係者」という。）に対し、教科書会社が以下のような行為を行うことが禁止されています。教科書会社からこれらの行為の申し出があった場合は明確に断ってください。採択関係者側からもこれらの行為を求めてはいけません。

① 不当な利益の提供

採択関係者に対し、時期及び名目の如何を問わず、金銭や物品、労務、饗応その他の利益を提供することは禁じられています。疑念を生じさせる行為も同様です。

② 申請図書的外部への流出

申請図書（教科書として使用するために検定申請され検定手続が終了していない図書）及びその内容（申請図書の内容の一部を紙媒体又はデジタル媒体により複製したものを含む。）については、厳格な情報管理が求められており、検定期間中は、申請図書やその内容を外部に提供又は開示することはできません。

③ 教科書見本の献本

採択期間中に、採択関係者に対して法定見本以外の教科書見本を献本又は貸与することは禁じられています。採択期間後に献本することをあらかじめ約束する行為も同様です。採択関係者側からも、教科書会社に対し、教科書見本の献本又は貸与を求めてはなりません。

④ デジタル教科書の取扱い

採択関係者に対し、学習者用デジタル教科書の完全見本の提供や貸与することは禁じられています。

※ これらの行為に関与若しくは荷担した場合、地方公務員法第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第33条（信用失墜行為の禁止）又は第38条（営利企業への従事等の制限）の規定に違反する場合があります。

また、地方公務員法第29条第1項第1号又は第3号の規定により、懲戒処分を受ける可能性があります。

## (2) 勤務時間

校長及び教員の勤務時間については、次のように決められています。

① 法的根拠

地方公務員法第24条第5項は、「職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。」としており、更に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第42条は、「県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第24条第5項の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。」としています。したがって、市町村立学校に勤務する県費負担教職員の勤務時間等は「福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例」によることとなります。

② 勤務時間の一般原則

ア 校長は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振る。

イ 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日）とする。

ウ 校長は、児童生徒の指導監督上の事情等により、1週間の総勤務時間内の範囲内で臨時に勤務時間の割振りを変更することができる。

エ 校長は、勤務時間の割振りを行う場合は、勤務時間の途中に45分の休憩時間を定めて置く。

オ 校長は、週休日に勤務することを職員に命ずる必要がある場合は、一定期間内にある勤務日と週休日を振り替えることができる。

### (3) 休暇

#### ① 休暇の手続

休暇は、事由によって年次休暇、病気休暇、特別休暇等に分けられます。これらの休暇を取得する場合は、あらかじめ校長に承認を求め、又は届出をしなければなりません。

#### ② 休暇の種類

##### ア 年次休暇

- 年次休暇は、その事由を限定せず、職員の請求により認められる年間一定日数の有給休暇です。
- 職員が事前にその始期と終期を特定して時季を指定したときは、校長が時季変更権を行使しない限り、その指定した時季に年次休暇を取ることができます。
- 年次休暇の日数
  - ・職員は、1月1日からその年の12月31日(1暦年)までの間に、20日の年次休暇を与えられます。
  - ・年の中途の採用者の年次休暇の日数は採用された月によって日数が異なります。例えば4月に新規採用された職員の年次休暇日数は15日です。

##### イ 病気休暇

- 病気休暇は、負傷又は疾病のために療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与えられる有給休暇です。
- 病気休暇の承認
  - ・病気休暇は、週休日を除き、引き続き6日を超える場合は医師の証明書その他勤務しない事由を十分に明らかにする書面を校長に提出しなければなりません。
  - ・校長は、休暇の処理のため必要があると認めた場合には、引き続き6日を超えない場合についても上記の書面の提出を求めることができます。

##### ウ 特別休暇

- 特別休暇とは、公民権の行使の保障、母体の保護、非常災害による勤務不能、社会習慣上の行事、職員に対する便益的措置など社会通念上妥当と思われる場合に与えられる有給休暇です。
- 特別休暇の事由には、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故等があります。
- 特別休暇を取る場合は、校長に承認を求めなければなりません。

##### エ 介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で、負傷、疾病又は老齢により一定の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護のため、勤務しないことが相当であると認められる場合の無給休暇です。

##### オ 組合休暇

職員が職員団体(地方公務員法第53条第5項に規定する人事委員会又は公平委員会に登録された職員団体)の業務に従事する場合に認められる無給休暇です。

### (4) 出張

出張とは、職員が公務(例えば、教科等の研究会や研修会等への参加、修学旅行の引率等)のため一時その勤務場所を離れて旅行することをいい、出張命令(福岡県職員等の旅費に関する条例では「旅行命令」という。)を受けて行きます。

校長は、出張して行う職務の内容、授業日数の確保、旅費予算の残額、今後の出張予定などを総合的に検討し、職員を出張させる必要があると判断した場合は、出張命令を発します。校長からの





## 第2章 教育課程と学習指導

1	学校の教育課程	23
	(1) 教育課程の意義	23
	(2) 教育課程の編成及び実施	23
	(3) 教育課程の編成	26
	(4) 教育課程の実施と学習評価	28
2	学習指導と学習評価	29
	(1) 学習指導	29
	(2) 教材研究	31
	(3) 授業改善	32
	【資料】児童生徒の学力向上に向けた福岡県の取組	39
	(4) 各教科における指導の重点	40
	(5) 学習評価	51
3	道徳教育と道徳科	58
	(1) 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育	58
	(2) 道徳科の考え方	59
	(3) 道徳科の授業づくりの進め方	61
	(4) 道徳科の教材	63
	(5) 道徳科の評価の在り方	64
4	小学校外国語教育における指導	65
	(1) 外国語活動及び外国語科が目指す資質・能力（目標）	65
	(2) 目標の資質・能力育成のための内容等について	65
	(3) 単元構成及び一単位時間の学習過程をつくるポイント	66
	(4) 一単位時間の授業を構想する上での具体的な視点	67
	(5) 指導案作成及び授業実践におけるポイント	67
	(6) 外国語活動及び外国語科の学習評価	68
	(7) 小学校外国語教育と中学校外国語教育の接続・連携	69
5	総合的な学習の時間の指導	70
	(1) 総合的な学習の時間の目標	70
	(2) 各学校において定める目標と内容	71
	(3) 総合的な学習の時間の評価	72
6	特別活動の指導	74
	(1) 特別活動の目標	74
	(2) 特別活動の特質	74
	(3) 学級活動の指導	75
	(4) 児童会活動・生徒会活動の指導	78
	(5) クラブ活動	78
	(6) 学校行事	78



# 1 学校の教育課程

## (1) 教育課程の意義

教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画です。学校教育の目的や目標、留意点は、下記のように教育基本法及び学校教育法に示されています。

<p>&lt;教育基本法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 教育の目的（第1条）</li><li>○ 教育の目標（第2条）</li><li>○ 義務教育の目的（第5条第2項）</li><li>○ 学校教育の留意点（第6条第2項）</li></ul>	<p>&lt;学校教育法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 義務教育の目標（第21条）</li><li>○ 小学校の目的（第29条）</li><li>○ 中学校の目的（第45条）</li><li>○ 小学校の目標（第30条）</li><li>○ 中学校の目標（第46条）</li><li>○ 義務教育学校の目的（第49条の2）</li><li>○ 義務教育学校の目標（第49条の3）</li></ul>
---	--

各学校においては、これらの法律で定められている目的や目標、留意点などを基盤とし、更に地域や学校の実態を考慮して学校の教育目標を設定しなければなりません。

また、学校教育における具体的な指導内容については、学校教育法施行規則及び学習指導要領に各教科等の目標、指導内容等について基準が示されています。各学校においては、これらの基準に従うとともに、地域や学校の実態及び児童生徒の心身の発達の段階と特性を考慮して教育課程を編成しなければなりません。

<p>&lt;学校教育法施行規則&gt;（昭和22年文部省令第11号 一部改正：平成27年3月27日文部科学省令第11号）</p> <p>第4章 小学校</p> <p>第2節 教育課程</p> <p>第50条 小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の各教科（以下この節において「各教科」という。）、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成するものとする。</p> <p>第5章 中学校</p> <p>第72条 中学校の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科（以下本章及び第7章中「各教科」という。）、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成するものとする。</p> <p>※義務教育学校については、小学校及び中学校の規定を準用する。</p>
--

※幼稚園教育及び小学校教育との接続等については、第10章を参照。

## (2) 教育課程の編成及び実施

### ① 教育課程編成の原則

- 教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従う。
  - ・ 学校において編成される教育課程については、公教育の立場から教育基本法及び学校教育法その他の法令により種々の定めがなされているので、これらの法令に従って編成しなければなりません。教育課程は、児童生徒の心身の発達の段階の特性及び学校や地域の実態を考慮し、教師の創意工夫を加えて学校が編成するものです。教育課程の基準もその点に配慮して定められているので、教育課程の編成に当たっては、法令や学習指導要領の内容について十分理解するとともに創意工夫を加え、学校の特色を生かした教育課程を編成することが大切です。
- 児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、児童生徒の心身の発達の段階の特性及び学校や地域の実態を十分考慮する。
  - ・ 児童生徒の心身の発達の段階や特性等  
児童は、心身の成長の著しい時期に小学校、義務教育学校前期課程に在学しています。この6年間という期間は児童にとって大きな幅のある期間であり、低学年、中学年、高学年の発達の段階に応じて、それぞれ異なる課題も見受けられます。また、中学校、義務教育学校後期課程では、自我意識が高まるとともに個性が多様化してくる時期です。教育課

程の編成に当たっては、こうした発達の段階に応じた課題を踏まえつつ、児童生徒一人一人の多様な能力・適性、興味・関心、性格等を的確に捉え、児童生徒一人一人の発達を支援していくことが重要です。

・ 学校の実態

学校の規模、教職員の状況、施設設備の状況、児童生徒の実態などの人的、物的条件の実態は学校によって異なります。教育課程の編成は、カリキュラム・マネジメントの一環として、このような学校の実態が密接に関連してくるものであり、教育活動の質の向上を組織的かつ計画的に図っていくためには、これらの人的又は物的な体制の実態を十分考慮する必要があります。

・ 地域の実態

学校は地域社会を離れては存在し得ないものであり、児童生徒は家庭や地域社会で様々な経験を重ねて成長しています。そこで、学校の教育方針や特色ある教育活動の取組、児童生徒の状況などを家庭や地域社会に説明し、理解を求め協力を得ること、学校が家庭や地域社会からの要望に応えることが大切です。このような観点から、家庭や地域と積極的に連携を図り意思疎通を図って教育課程を編成し、実施していくことが大切です。

今後、ますます教育課程を介して学校と地域がつながることにより、地域でどのような子供を育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンの共有が促進され、地域とともにある学校づくりが一層効果的に進められていくことが期待されます。

## ② 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる内容の実現を図り、児童(生徒)に生きる力を育むことを目指すものとする。( )は、中学校学習指導要領 総則編

学校教育がこれまで育成を目指してきた「生きる力」は、加速度的に変化する社会にあって「生きる力」の意義を改めて捉え直し、しっかりと発揮できるようにしていくことが重要となります。このため、学習指導要領総則において「生きる力」の育成を掲げ、各学校の創意工夫を生かした特色ある教育活動を通して、児童生徒に確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことを目指すことが示されています。なお、次の(1)から(3)までにわたって、それぞれが確かな学力、豊かな心、健やかな体に対応する中心的な事項を示す項目となっておりますが、これらは学校教育を通じて、相互に関連し合いながら一体的に実現されるものであることに留意が必要です。

### (1) 確かな学力

基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。その際、児童(生徒)の発達の段階を考慮して、児童(生徒)の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童(生徒)の学習習慣が確立するよう配慮すること。

### (2) 豊かな心

道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。

### (3) 健やかな体

学校における体育・健康に関する指導を、児童(生徒)の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、(保健)体育科、(技術・)家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動[小のみ]及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

( )は、中学校学習指導要領 総則編

## ③ 育成を目指す資質・能力

豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される児童生徒に生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体並びに各教科、道徳科、外国語活動、総合的な

学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。ただし、第2の3の(2)のア及びウにおいて、特別活動については学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。）の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、教育活動の充実を図ることが大切です。その際、児童生徒の発達の段階や特性等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにします。

- ・ 知識及び技能が習得されるようにすること。
- ・ 思考力、判断力、表現力等を育成すること。
- ・ 学びに向かう力、人間性等を涵養すること。

- ・ 知識及び技能が習得されるようにすること  
資質・能力の育成は「何を理解しているか、何ができるか」に関わる知識及び技能の質や量に支えられています。つまり、知識や技能なしに、思考や判断、表現等を深めることや、社会や世界と自己との多様な関わり方を見いだしていくことは難しいと言えます。
- ・ 思考力、判断力、表現力等を育成すること  
「理解していることやできることをどう使うか」に関わる「思考力、判断力、表現力等」は、社会や生活の中で直面するような未知の状況の中でも、その状況と自分との関わりを見つめて具体的に何をなすべきかを整理したり、その過程で既得の知識や技能をどのように活用し、必要となる新しい知識や技能をどのように得ればよいのかを考えたりするなどの力です。
- ・ 学びに向かう力、人間性等を涵養すること  
「どのように社会や世界と関わり、よりよい人生を送るか」に関わる「学びに向かう力、人間性等」は、他の二つの柱をどのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素です。児童生徒の情意や態度等に関わるものであることから、他の二つの柱以上に、児童生徒や学校、地域の実態を踏まえて指導のねらいを設定していくことが重要となります。

#### ④ カリキュラム・マネジメントの充実

##### ア カリキュラム・マネジメントの重要性

教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子供の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であり、その編成主体は各学校です。各学校には、学習指導要領等を受け止めつつ、子供たちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づきどのような教育課程を編成し、どのようにそれを実施・評価し改善していくのかというカリキュラム・マネジメントの確立が求められます。特に、学習指導要領が目指す理念を実現するためには、教育課程全体を通じた取組を通じて、教科横断的な視点から教育活動の改善を行っていくことや、学校全体としての取組を通じて、教科等や学年を越えた組織運営の改善を行っていくことが求められており、各学校が編成する教育課程を核に、どのように教育活動や組織運営などの学校の全体的な在り方を改善していくのが重要な鍵となります。

##### イ カリキュラム・マネジメントの三つの側面

カリキュラム・マネジメントについては、これまで、教育課程の在り方を不断に見直すという面から重視されてきているところですが、「社会に開かれた教育課程」の実現を通じて子供たちに必要な資質・能力を育成するという学習指導要領等の理念を踏まえ、これからのカリキュラム・マネジメントについては、以下の三つの側面から整理されています。

- (7) 児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと
- (4) 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと
- (5) 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

##### (7) 児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと

教育課程の編成に当たっては、教育課程に関する法令や各学校の教育目標が定める教育の目的や目標の実現を目指して、指導のねらいを明確にし、教育の内容を選択して組織し、それに必要な授業時数を配当していくことが必要となります。各学校においては、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を選択し、各教科等の内容相互の関連を

図りながら指導計画を作成したり、児童生徒の生活時間と教育の内容との効果的な組み合わせを考えたりしながら、年間や学期、月、週ごとの授業時数を適切に定めたりしていくことが求められます。その際、今回の改訂では、「生きる力」の育成という教育の目標が教育課程の編成により具体化され、よりよい社会と幸福な人生を切り拓くために必要な資質・能力が児童生徒一人一人に育まれるようにすることを目指しています。「何を学ぶか」という教育の内容を選択して組織していくことと同時に、その内容を学ぶことで児童生徒が「何ができるようになるか」という、育成を目指す資質・能力を指導のねらいとして明確に設定していくことが求められていることに留意が必要です。教育課程の編成に当たっては、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成を教育課程の中で適切に位置付けていくことや、各学校において具体的な目標及び内容を定めることとなる総合的な学習の時間において教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習が行われるようにすることなど、教科等間のつながりを意識することが重要となります。

#### (イ) 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと

各学校においては、各種調査結果やデータ等を活用して、児童生徒や学校、地域の実態を定期的に把握し、そうした結果等から教育の目的や目標の実現状況や教育課程の実施状況を確認し分析して課題となる事項を見だし、改善方針を立案して実施していくことが求められます。こうした改善については、校内の取組を通して比較的直ちに修正できるものもあれば、教育委員会の指導助言を得ながら長期的に改善を図っていくことが必要となるものもあるため、必要な体制や日程を具体化し組織的かつ計画的に取り組んでいくことが重要となります。こうした教育課程の評価や改善は、学校評価と関連付けながら実施することが必要です。

#### (ロ) 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

教育課程の実施に当たっては、人材や予算、時間、情報といった人的又は物的な資源を、教育の内容と効果的に組み合わせていくことが重要となります。学校規模、教職員の状況、施設設備の状況などの人的又は物的な体制の実態は、学校によって異なっており、教育活動の質の向上を組織的かつ計画的に図っていくためには、これらの人的又は物的な体制の実態を十分考慮することが必要です。そのためには、特に、教師の指導力、教材・教具の整備状況、地域の教育資源や学習環境（近隣の学校、社会教育施設、児童生徒の学習に協力することのできる人材等）などについて具体的に把握して、教育課程の編成に生かすことが必要となります。こうした人的又は物的な体制を確保することのみならず、その改善を図っていくことが重要となります。各学校には、校長、副校長や教頭のほかに教務主任をはじめとする各主任等が置かれ、それらの担当者を中心として全教職員がそれぞれ校務を分担して処理しています。各学校の教育課程は、これらの学校の運営組織を生かし、各教職員がそれぞれの分担に応じて教育課程に関する研究を重ね、創意工夫を加えて編成や改善を図っていくことが重要です。また、学校は地域社会における重要な役割を担い地域とともに発展していく存在であり、学校運営協議会制度や地域学校協働活動等の推進により、学校と地域の連携・協働を更に広げ、教育課程を介して学校と地域がつながることにより、地域でどのような子供を育てるのかといった目標を共有し、地域とともにある学校づくりが一層効果的に進められていくことが期待されています。

### (3) 教育課程の編成

#### ① 各学校の教育目標と教育課程の編成

各学校の教育課程の編成の基本となる学校の教育目標は、法令に定める学校教育の目的や目標及び教育課程の基準に基づき、各学校が直面する教育課題の解決を目指し、両者を統一的に把握して設定することが重要です。各学校における教育課程は、当該学校の教育目標の実現を目指して、指導内容を選択し、組織し、それに必要な授業時数を定めて編成します。

学習指導要領では、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力や、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点に立って育成することが規定されています。また、各教科等においても、当該教科等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に沿って再整理し、当該教科等の目標及び内容として明確にしています。

② 教科等横断的な視点に立った資質・能力

教科等の枠組みを踏まえて育成を目指す資質・能力については、各教科等の章の目標や内容において、それぞれの教科等の特質を踏まえて整理されています。これらの資質・能力の育成を目指すことが各教科等を学ぶ意義につながりますが、指導に当たっては、教科等ごとの枠の中だけではなく、教育課程全体を通じて目指す教育目標の実現に向けた各教科等の位置付けを踏まえ、教科等横断的な視点をもってねらいを具体化したり、他の教科等における指導との関連付けを図りながら、幅広い学習や生活の場面で活用できる力をはぐくむことを目指したりしていくことも重要です。

③ 教育課程の編成における共通事項

ア 内容の取扱いの原則

- 学習指導要領の各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項は、第2章以下に特に示している場合を除き、必ず取り扱わなければなりません。
- 学校において特に必要であると認められる場合には、学習指導要領に示していない内容でも、これを加えて教育課程を編成、実施することができます。
- 学習指導要領の第2章以下に示す各教科等の学年別の内容に掲げる事項は、それぞれの教科等の内容を体系的に示す観点から整理して示しているものであり、その順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではありません。
- 学年の目標及び内容を2学年まとめて示している教科等については、目標及び内容に示している指導事項を十分検討するとともに、児童生徒の発達の特性及び学校や地域の実態を考慮し、2学年間を見通した適切な指導計画を作成し効果的な指導ができるようにする必要があります。

イ 授業時数等の取扱い

各学校においては、学校の教育課程全体のバランスを図りながら、児童生徒や学校及び地域の実態等を考慮し、学習指導要領に基づいて各教科等の教育活動を適切に実施するための授業時数を具体的に定め、適切に配当する必要があります。その際、授業時数の確保を単に形式的に行うのではなく、個に応じた指導などの指導方法・指導体制や教材等の工夫改善を行うなど授業等の質的な改善を図ることにより各教科等の指導に必要な時間を実質的に確保する必要があります。

別表第1（第51条関係）

区分	各教科の授業時数										特別の 教科で ある道 徳の授 業時数	外国 語活 動の 授業 時数	総合的 な学習 の時間 の授業 時数	特別 活動 の授業 時数	総 授 業 時 数
	国 語	社 会	算 数	理 科	生 活	音 楽	図 画 工 作	家 庭 育 成	体 育	外 国 語					
第1学年	306	136	102	68	68	102	34	35	35	70	35	850			
第2学年	315	175	105	70	70	105	35	35	35	70	35	910			
第3学年	245	70	175	90	60	60	105	35	35	70	35	980			
第4学年	245	90	175	105	60	60	105	35	35	70	35	1015			
第5学年	175	100	175	105	50	50	60	90	70	35	70	1015			
第6学年	175	105	175	105	50	50	55	90	70	35	70	1015			

別表第2（第73条関係）

区分	各教科の授業時数										特別の 教科で ある道 徳の授 業時数	総合的 な学習 の時間 の授業 時数	特別 活動 の授業 時数	総 授 業 時 数
	国 語	社 会	学 科	数 理	音 楽	美 術	保 健 体 育	技 術 ・ 家 庭 語	外 国 語	外 国 語				
第1学年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	50	35	1015	
第2学年	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	70	35	1015	
第3学年	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	70	35	1015	

別表第1、別表第2は、各教科等の授業時数だけでなく、各学年の総授業時数も標準として定めています。したがって、個々の教科等の授業時数と同様に総授業時数についてもその確保を図ることが求められます。一方で、授業時数については、標準授業時数を確保することができるよう、不測の事態に備え、年度当初には若干の余剰時数を加えて、設定することが通常ですが、令和4年度公立小・中学校における教育課程実施状況調査において、小学校第5学年では、1086コマ（標準授業時数（1015コマ）より週換算で2コマ多い）以上の実施をしている学校が15.9%存在しました。各学校においては、このような考え方に立って、授業時数を適切に配当した教育課程を編成するとともに、その実施に当たっても、実際に必要な指導時間を確保するよう、学年や学期、月ごと等に授業時数の実績の管理や学習状況の把握を行うなど、その状況等について自ら点検及び評価を行い、改善に努める必要があります。

④ 学校段階等間の接続

小学校、義務教育学校前期課程においては、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かい、幼児期の教育



を通して育まれた資質・能力を更に伸ばしていくことができるようにすることが重要です。

また、小学校及び中学校、義務教育学校前・後期課程、中等教育学校前期課程の義務教育段階においては、「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎」及び「国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質」を卒業段階までに育むことができるよう、学校教育法並びに小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領に示すところに従い、義務教育段階の9年間を通じて育成を目指す資質・能力を明確化し、その育成を高等学校教育等のその後の学びに円滑に接続させていくことが求められます。

#### (4) 教育課程の実施と学習評価

##### ① 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たって、(1)知識及び技能が習得されるようにすること、(2)思考力、判断力、表現力等を育成すること、(3)学びに向かう力、人間性等を涵養することが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと、が重要です。その際、各教科等の「見方・考え方」を働かせ、各教科等の学習の過程を重視して充実を図ることが重要です。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の具体的な内容については、以下の三つの視点に立った授業改善を行うことが示されています。このことにより、教科等の特質を踏まえ、具体的な学習内容や児童生徒の状況等に応じて、これらの視点の具体的な内容を手掛かりに、質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすることが求められています。

ア 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点。

イ 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点。

ウ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点。

##### ② 学習評価の充実

学習評価は、学校における教育活動に関し、児童生徒の学習状況を評価するものです。「児童生徒にどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、児童生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにするためにも、学習評価の在り方は重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進めることが求められます。

評価に当たっては、いわゆる評価のための評価に終わることなく、教師が児童生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるようにすることで、自分自身の目標や課題を持って学習を進めていけるように、評価を行うことが大切です。

実際の評価においては、各教科等の目標の実現に向けた学習の状況を把握するために、指導内容や児童生徒の特性に応じて、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫し、学習の過程の適切な場面で評価を行う必要があります。その際には、学習の成果だけでなく、学習の過程を一層重視することが大切です。特に、他者との比較ではなく児童生徒一人一人のもつよい点や可能性などの多様な側面、進歩の様子などを把握し、学年や学期にわたって児童生徒がどれだけ成長したかという視点を大切にすることも重要です。

また、教師による評価とともに、児童生徒による学習活動としての相互評価や自己評価などを工夫することも大切です。相互評価や自己評価は、児童生徒自身の学習意欲の向上にもつながることから重視する必要があります。

【参考文献】 小・中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編

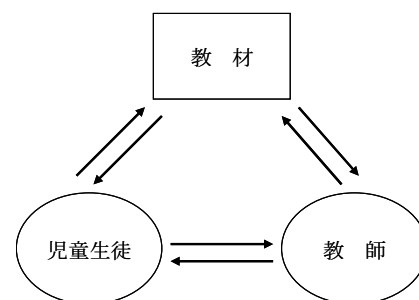
## 2 学習指導と学習評価

### (1) 学習指導

#### ① 学習指導の基本的な考え方

学習指導とは、教育目標を達成することを目指して行われる、教材を媒介とした教師と児童生徒の活動です。学習の主体者は、いうまでもなく児童生徒です。学習の主体者である児童生徒が多く学習成果を得るためには、児童生徒自ら積極的に教材に働きかけ、自ら学習に取り組むことが重要です。したがって、教師は、児童生徒の自主的、主体的な学習活動をより望ましい方向に導く中で、児童生徒に様々な力を身に付けさせていくように指導・支援していかなければなりません。

児童生徒が、生涯を通じて学習の主体者であり続けるよう、自ら学び、自ら考える能力の基盤を形成し、確かな学力を身に付けていくことが、今日の学習指導の最も重要な視点です。



学習の要素とその関係

#### ② 学習指導上の留意点

学習を成立させるには、的確な実態把握、ねらいの明確化、方法の具体化が重要です。

##### ア 的確な実態把握

児童生徒の興味や関心、能力や適性、思考の傾向などを的確に捉えておかないと、適切な指導目標や指導過程、指導形態、指導技術を見いだすことはできません。各種アンケートや調査、観察、面接等によって、児童生徒一人一人の実態を捉える努力をしましょう。

##### イ ねらいの明確化

学習指導を通して、児童生徒にどのような力を身に付けさせるのかを明らかにしておくことが大切です。児童生徒に身に付けさせようとする力は、単元（題材）レベルで達成していくもの、1単位時間で達成できるもの、価値ある体験そのものをねらいとするもの等に分けて考えておくとよいでしょう。このように、学習指導を「教育課程の中での単元（題材）」、「単元の中でのこの1単位時間」といったように、「つながりやまとまり」の中で考えていくことが大切です。

##### ウ 方法の具体化

児童生徒が、教材に対して興味や関心を持ち、課題を持ち、その課題を解決していく方法を考え出し解決していこうとする、いわゆる自ら学ぶ態度を育てていくような単元（題材）や1単位時間の学習指導過程を構想しましょう。そして、学習指導過程のねらいに応じた指導技術（板書、発問、助言等）、指導形態（一斉学習、小集団学習、ペア学習、個別学習等）を考えていくことが大切です。その際、いつ、どこで、何のために、どのような学習活動を児童生徒が行うのか、その際、教師はどのような支援や手立てを行うのかを明確にしておきましょう。


#### ③ 単元指導計画

児童生徒の実態を常に念頭に置き、この単元でどのような資質・能力を伸ばすのか。そのために、単元の学習活動と流れをどのように構成するのか。また、教師はどのように指導方法を工夫すればよいかを考え、単元指導計画を作成することが大切です。具体的なポイントを挙げると次のようになります。

- 単元の導入が、学習意欲を高め学習課題を把握できるように工夫されていること。
- 学習方法や学習材を自分で選択、決定できる場が設定されているとともに、そのための支援が十分であること。
- 個人の考えをまとめ、交流する場が設定され、そのための支援が十分であること。
- 学習したことを振り返り、整理する場が設定され、そのための支援が十分であること。

④ 学習指導案

学習指導案は、学習目標を達成するために、児童生徒に知識や技能をどのように獲得させ、資質や能力をどのように育てていくのか、そのために教師がどのような授業を仕組み、どう支援していくのかを明確にしていくものです。学習指導案が完成したときは、作成した教師の、その単元（題材）における目指す児童生徒像が明確になったときと言えるでしょう。

第○学年○組      ○○科学学習指導案（様式例）		指導者    ○○   ○○																		
1 単元（題材）		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>指導案の様式や表記については、決まった形があるわけではありません。「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（国立教育政策研究所）を参考にしてください。（右記二次元コードより参照できます）</p>  </div>																		
2 指導観																				
<input type="radio"/> 単元（題材）観 …… <input type="radio"/> 児童生徒観 …… <input type="radio"/> 指導観 ……																				
3 目 標	<p>※単元（題材）の目標（例）（表記については、各教科等の特性による）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">・～について理解するとともに、～する技能を身に付ける。 「知識及び技能」</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">・～と～を関連付けて考え、～について工夫することができる。 「思考力、判断力、表現力等」</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">・～に進んで関わり、～したことを振り返り、～しようとする。 「学びに向かう力、人間性等」</td> </tr> </table>		・～について理解するとともに、～する技能を身に付ける。 「知識及び技能」	・～と～を関連付けて考え、～について工夫することができる。 「思考力、判断力、表現力等」	・～に進んで関わり、～したことを振り返り、～しようとする。 「学びに向かう力、人間性等」															
・～について理解するとともに、～する技能を身に付ける。 「知識及び技能」																				
・～と～を関連付けて考え、～について工夫することができる。 「思考力、判断力、表現力等」																				
・～に進んで関わり、～したことを振り返り、～しようとする。 「学びに向かう力、人間性等」																				
4 評価規準	<p>※評価規準（例）（表記については、各教科等の特性による）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">知識・技能</th> <th style="width: 33%;">思考・判断・表現</th> <th style="width: 33%;">主体的に学習に取り組む態度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">～について理解している。 ～する技能を身に付けている。</td> <td style="padding: 5px;">～と～を関連付けて考え、～について工夫している。</td> <td style="padding: 5px;">～に進んで関わり、～したことを振り返り、～しようとしている。</td> </tr> </tbody> </table>		知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度	～について理解している。 ～する技能を身に付けている。	～と～を関連付けて考え、～について工夫している。	～に進んで関わり、～したことを振り返り、～しようとしている。												
知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度																		
～について理解している。 ～する技能を身に付けている。	～と～を関連付けて考え、～について工夫している。	～に進んで関わり、～したことを振り返り、～しようとしている。																		
5 計 画（○○時間）	<p>※単元の各段階の主な学習活動と指導上の留意点、評価規準、配時等を示す。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">次</th> <th style="width: 5%;">欄</th> <th style="width: 50%;">・ねらい    ・学習内容    ・学習活動</th> <th style="width: 20%;">・指導上の留意点</th> <th style="width: 5%;">知・技</th> <th style="width: 5%;">思</th> <th style="width: 5%;">態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>		次	欄	・ねらい    ・学習内容    ・学習活動	・指導上の留意点	知・技	思	態											
次	欄	・ねらい    ・学習内容    ・学習活動	・指導上の留意点	知・技	思	態														
6 本 時	<p>令和○○年○○月○○日（○曜日）第○校時    ○○において</p> <p><input type="radio"/> 主 眼    具体的かつ明確に学習内容と目標を示す。</p> <p><input type="radio"/> 準 備    主眼達成のために必要な資料・教具等</p> <p><input type="radio"/> 展 開    学習の過程</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 30%;">学習活動・内容</th> <th style="width: 10%;">学習態</th> <th style="width: 20%;">指導上の留意点</th> <th style="width: 20%;">評価規準・評価方法</th> <th style="width: 10%;">配時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">導入</td> <td style="padding: 5px;">1    ○○○      ○○○      ※1</td> <td style="text-align: center;">全</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">5'</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">展開</td> <td style="padding: 5px;">2    ○○○      ○○○</td> <td style="text-align: center;">個</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">10'</td> </tr> </tbody> </table>			学習活動・内容	学習態	指導上の留意点	評価規準・評価方法	配時	導入	1    ○○○ ○○○ ※1	全	○	○	5'	展開	2    ○○○ ○○○	個	○	○	10'
	学習活動・内容	学習態	指導上の留意点	評価規準・評価方法	配時															
導入	1    ○○○ ○○○ ※1	全	○	○	5'															
展開	2    ○○○ ○○○	個	○	○	10'															

※1 学習活動については、児童生徒が行う活動を書くようにします。

例：「～について話し合う。」

学習内容は、学ばせたいことや気付かせたいことについて児童生徒を主体にして書きます。

例：「～が～であることに気付く。」

※2 指導上の留意点については、教師が行う指導・支援の内容と目的を書くようにします。

例：「～についてペアで話し合わせる。」→「自分の考えとの違いを明確にするために、～についてペアで話し合わせる。」

## (2) 教材研究

教材研究は、常に授業を前提にして、授業の展開に役立つように、教材を構成組織する実践活動であり、学習指導を成立させるために、事前に十分に行わなければならない必要不可欠な活動です。

### ① 教材の意味

教材研究というときの教材とは、その授業に必要な材料のことであり、指導目標を達成するために必要な教育内容を含んでいることが条件となります。

したがって、教材とは、学習の場において指導目標をより効果的に達成できるように、教材の素になる素材を教師の手で再構成・再組織したもの、ということになります。素材に教科等のねらいを明確に内包させたとき、「素材を教材化した。」と言えるでしょう。

適切かつ望ましい教材の必要条件として、次のようなことが挙げられます。

- |   |                              |
|---|------------------------------|
| a | ねらいを達成させる上で、内容が適切であること。      |
| b | 地域や学校の特性を生かした内容であること。        |
| c | 児童生徒の発達段階や学習の可能性に適合していること。   |
| d | 児童生徒の興味や関心をひくものであること。        |
| e | 学問的に妥当な内容であるとともに、公正な内容であること。 |

### ② 教材研究の視点

教材研究の第一歩は、指導の目標に照らして、素材がどのような価値をもつのかを明らかにすることです。その上で、児童生徒が消化吸収しやすいように準備し、関わらせなければなりません。易しすぎたり、難しすぎたりすると、児童生徒は学習意欲をなくし、学習効果が低下してしまいます。児童生徒が、自分から進んで関わり、味わい、消化吸収することができるようにする必要があります。

そこで、まず教師が、教材の価値を明確にし、それをどのように関わらせたら児童生徒自身のものになるかを明らかにしていくところに、教材研究の意味があります。

教材研究の視点として、次のようなことが挙げられます。

- |   |  |
|---|--|
| a | 教材に対する理解の深化（教材が本来もつ内容と価値を明らかにする。）              |
| b | 教材の精選（単元のねらいに照らし基礎的・基本的な内容を含むものにする。）           |
| c | 教材の効果（地域や児童生徒の実態及び指導のねらいと合致するかを検討する。）          |
| d | 教材のもつ意味（児童生徒の課題意識を喚起し、自発的な思考を促す内容かどうかを検討する。）   |
| e | 教材の位置付け（授業全体の構想、教材提示の順序や計画、児童生徒の反応やつまづきを予測する。） |

### ③ 教材研究の内容

学習指導を構想する際に、具体的に行うべき教材研究の主な内容について述べてみます。

#### ア 指導目標・指導内容との関連

単元(題材)の指導目標を明らかにすることから始めなければなりません。そのためには、まず、学習指導要領や学習指導要領解説を熟読することが必要です。学習の目標や内容、系統については、ここで明らかにしなければなりません。

その上で、教科書等、教材の内容を分析します。この教材を活用することによってどのような指導目標が達成できるのかを、教師自身の教材に対する直接の働きかけによって捉えます。ここでは、教師は一人の学習者として教材に相對し、直接体験を通して達成できる指導目標を捉えることとなります。

次に、教材の特質に即して指導目標を更に具体化するとともに、その目標を達成するための指導内容を明確にしましょう。その際、他学年、他教材等との関連を調べ、本単元(題材)の系統的な位置も更に明確にしておきましょう。

#### イ 児童生徒と教材との関連

まず、児童生徒がこの教材に対してどのような興味や関心、理解度等をもっているかを、児童生徒の実態を踏まえて考えてみましょう。そうすれば、児童生徒一人一人がどのような問題意識をもつかが予測でき、児童生徒の立場に立った学習目標が明らかになります。学習目標を児童生徒の立場に立ってとらえることができれば、それに即して児童生徒の学習活動が予想でき、学習過程や学習形態なども明らかになってきます。その際、必要な教材教具、資料等の活用についても考慮しておくことが必要です。

## ウ 発問構成及び児童生徒の反応の予測

児童生徒と教材を出合わせ教材へと引き込んでいく重要な手立てが、発問です。児童生徒のレベルで捉え直した教材に対して、どこから切り込みどのような思考の流れを作り出し学習のねらいに到達するのかといった、学習活動の流れを予想し、主な発問を考えるとともに、児童生徒の反応を予想しましょう。その際に、児童生徒の活動や思考が深まったり広がったり、まとまったりするように発問を構成していくことが大切です。そして、学習の流れに沿った板書計画を作成しましょう。

実際の授業では、児童生徒の反応に応じて学習の流れを変える場が生じてくることも予測し、学習の過程については、第2案、第3案を用意しておかなければなりません。当然、第2、第3案に関わる発問や助言、板書等も考えておくことは言うまでもありません。

最後に、児童生徒が自ら学習し、学びとっていくための意欲・態度を育てる学習展開になっているかどうかを、単元（題材）全体のまとまりとして振り返り、再度検討し直してみるのが重要です。

## (3) 授業改善

### ① 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童（生徒）の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

特に、各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を發揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（以下「見方・考え方」という。）が鍛えられていくことに留意し、児童（生徒）が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

小学校学習指導要領第1章総則第3の1(1) 中学校学習指導要領第1章総則第3の1(1)

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるねらいは、児童生徒が学習内容をより深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすることにあります。そのねらいを達成するための授業改善の視点として、学習指導要領では、次の三つが示されています。

- ① 学ぶことに興味や関心をもち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点。
- ② 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えることを通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点。
- ③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点。

主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくりだすために、児童生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった観点で授業改善を進めることが重要となります。

また、児童生徒の実際の状況を踏まえながら、資質・能力を育成するために多様な学習活動を組み合わせる授業を組み立てていくことが重要であり、例えば高度な社会課題の解決だけを目指したり、そのための討論や対話といった学習活動を行ったりすることのみが主体的・対話的で深い学びではない点に留意する必要があります。

## ② 課題選択及び自主的、自発的な学習の促進

児童（生徒）が自ら学習課題や学習活動を選択する機会を設けるなど、児童（生徒）の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。

小学校学習指導要領第1章総則第3の1(6) 中学校学習指導要領第1章総則第3の1(6)

児童生徒が自ら学習課題や学習活動を選択する機会を設けるねらいは、「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養という、資質・能力の三つの柱をバランスよく育成することにあります。

教科等の指導においては、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得に留意しつつ、児童生徒の興味・関心を生かした学習指導を展開することが大切です。児童生徒の興味・関心を生かすことは、児童生徒の学習意欲を喚起する上で有効であり、また、それは自主的、自発的な学習を促すことにつながると考えられます。

具体的には、各教科等の指導において、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着を図るとともに、これらの活用を図る学習活動を行うに当たって、児童生徒が主体的に自分の生活体験や興味・関心をもとに課題を見付け、自分なりに方法を選択して解決に取り組むことができるように配慮することが考えられます。

## ③ 指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実

児童生徒が主体的に学習を進めることができるようにするとともに、一人一人に基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせるには、学習形態を工夫する必要があります。

学習指導要領には、個に応じた指導の必要性について、次のように述べられています。

児童（生徒）が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童（生徒）や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童（生徒）の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。

小学校学習指導要領第1章総則第4の1(4) 中学校学習指導要領第1章総則第4の1(4)

### ア 学習形態の工夫

学習形態	特徴
一斉学習	<b>【学級全員で同一課題を同一時間に行う学習】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部の理解の早い児童生徒だけが中心となって学習が展開することがないように指導方法の工夫が必要</li> </ul>
小集団学習	<b>【何人かの小集団に分かれて行う学習】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒一人一人に自発的な学習活動の機会を与え、学習の効率を高めることが可能</li> <li>小集団の編成に十分な配慮が必要</li> </ul>
ペア学習	<b>【二人一組に分かれて行う学習】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>学習する内容が、実験・実習等実技を伴うものである場合にこの形態で学習を行うと効果的</li> <li>技能が同程度の児童生徒をペアにする方法や逆の方法が可能</li> </ul>
個別学習	<b>【児童生徒が自分の研究課題に対して、研究の方向付けや方法を自らの力で見だし解決していく学習】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>課題に沿って意欲的な学習の展開が可能</li> </ul>

学習形態については、このような形式が先行するのではなく、児童生徒の学力の実態や各教科等の特性、学習活動のねらいや状況に応じて、弾力的に考え適切に対応する必要があります。単元や題材の特性、指導内容などに応じて、これらの学習形態を適宜組み合わせたりするなどの工夫が大切です。これらの指導法のよさを生かし、個に応じた指導を推進することは、児童生徒を中心に学習を進めることにつながります。

学習形態を取り入れる際には、次のような工夫点があります。

- 課題の違い、解決方法の違い等に応じたコース分けと学習方法等の工夫
- 学習状況や児童生徒の実態に応じたコース分けと学習内容の工夫
- 一斉授業の中に個別学習や小集団学習を組み入れる工夫

また、個に応じた指導には学習の場づくりも大切であり、オープンスペースや空き教室等を活用することで次のような効果が生まれます。

- 一斉授業から複数のスペースを生かした多様な学習形態が可能になり、学習指導の柔軟性と弾力性が生まれる。(内容、方法、場、時間等)
- 学習の場が多様化するので、場を生かした多様な学習内容、方法を工夫できる。

## イ 指導体制の工夫と留意事項

児童生徒一人一人が基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得し、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むためには、少人数授業など個に応じた指導を行う体制をとることが必要です。そのためには、従来から取り組まれてきた一斉指導に加え、学習集団の人数を減らし、児童生徒の習熟の程度や興味・関心等に応じた学習集団を学級や学年で編成して指導に当たる工夫が大切です。このことは、児童生徒の個性が伸長され、主体的学習を促すことにもつながります。

個に応じた指導体制として次のような分類が考えられます。また、個に応じた指導の実施に当たっては、次の点に配慮する必要があります。

- A 習熟度別による指導  
習熟の程度が同程度の児童生徒で学習集団を編成し、集団ごとに習熟させたい学習内容を定めて指導する方法
  - 学習集団による分化が長期化・固定化するなどして、児童生徒の学習意欲を低下させたり、優越感や劣等感を生じさせたりすることがないようにする。
  - 児童生徒の興味・関心等に配慮するとともに、設定する課題や集団に関する説明を十分に行い、児童生徒自らが課題や集団を選ぶことができるようにする。
  - 保護者に対して、指導計画、期待される学習の効果、導入の理由等を事前に説明する。
- B 課題別による指導  
児童生徒の興味・関心に応じた課題別に学習集団を編成して指導する方法  
※ 課題別の学習集団は、教師があらかじめ設定した課題の中から児童生徒が選択する場合や児童生徒が設定した複数の課題をいくつかに分類する場合などが考えられる。
  - 授業のねらいや取り扱う内容、各課題は何人まで指導が可能であるかなどを検討し、児童生徒の興味・関心等に沿うことができるようにする。
- C 学習方法別による指導  
実験や観察方法の違い、調査方法の違い、まとめ方や発表の仕方の違いなど、学習方法の違いに応じて学習集団を編成して指導する方法
  - 一人の教師が数種類の活動を指導することになるため、その分担を明確にする。
- D 単純分割による少人数指導  
児童生徒が同じ人数になるように学級を分割して学習集団を編成し、指導する方法
  - 分割した各学習集団を指導する教師間で情報交換を密接に行い、各学習集団で指導内容に差が生じないようにする。

このほかにも、地域や学校の実態に応じて、地域の人材をゲストティーチャーとして積極的に活用したり、小学校において専科制の推進を図るとともに交換授業等による教師の専門性の活用を図ったりすることは、個に応じた指導の充実を図る上で、これまで以上に大切なものになります。

## ウ 発展的な学習、補充的な学習の考え方

文部科学省は、平成14年9月に「個に応じた指導に関する指導資料－発展的な学習や補充的な学習－」小学校編 算数、理科、中学校編 数学、理科を作成、配布しましたが、この指導資料には、発展的な学習や補充的な学習について、次のように示しています。

○ 発展的な学習とは、学習指導要領に示す内容を身に付けている児童生徒に対して、学習指導要領に示す内容の理解をより深める学習を行ったり、さらに進んだ内容についての学習を行ったりするなどの学習指導である。

このことから、発展的な学習は、学習指導要領に示されている内容の範囲内と学習指導要領に示されていない内容の両面から考えることができます。

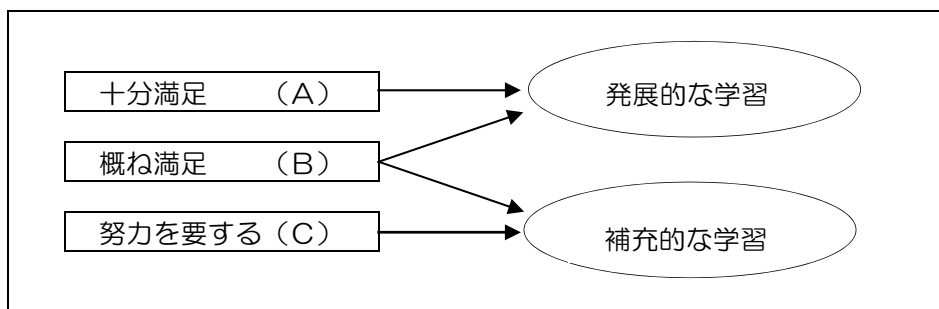
学習指導要領に示されている内容の範囲内では、基礎的・基本的な内容の理解を深めるということから、学習対象となる事象や、課題追究の視点を広げるなどの学習が考えられます。また、学習指導要領に示されていない内容では、単元、題材等の指導内容との関連性や系統性を考慮し、教材を工夫するなどして発展的な学習を考えることができます。

○ 補充的な学習とは、児童生徒の理解や習熟の状況等に応じ、学習指導要領に示す基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るために行う学習指導である。

補充的な学習については、いかにして学習指導要領に示された基礎的・基本的な内容を身に付けるかが重要になるため、これまで行った手立てや具体的支援などの指導方法をより一層工夫して学習を行うように努めなければなりません。また、指導内容に着目し、基礎的・基本的な内容を身に付けさせるための補助的な内容を工夫して学習することも考えられます。

発展的な学習や補充的な学習を行う場合、指導者は児童生徒の学習状況を、単元や題材等の評価規準から形成的評価や総括的評価を行い適切に判断しておくことが大切です。その際、全国学力・学習状況調査などの結果を日常の学習指導と結び付けて分析し、指導に生かすことが必要です。

そして、十分満足できる（A）、概ね満足できる（B）と判断される児童生徒には、発展的な学習で更に伸ばし、努力を要する（C）、概ね満足できる（B）と判断される児童生徒には、補充的な学習で基礎的・基本的な内容を確実に身に付けることができますようにします。また、児童生徒が自分の課題解決におけるつまずきや達成の状況を、自己評価や相互評価を通して意識化し、自身で納得しながら学習できるように促す取組も大切になります。



評価規準に対する学習の実現状況と発展的な学習、補充的な学習

学習指導要領では、小学校第1章第4の1(4)、中学校第1章第4の1(4)に、各教科等の指導において学習内容を確実に身に付けさせるための指導方法として、発展的な学習や補充的な学習などの学習活動を取り入れた指導が示されています。また、学習内容の習熟の程度に応じた指導も示されています。したがって、こうした指導方法が児童生徒の学習状況に応じて効果的に取り入れられるように、各学校の取組に大きな期待が寄せられています。

## エ ICTの活用

コンピュータや情報通信ネットワークなどのICTを活用することによって、教育の効果を高めることができます。



＜授業におけるICT活用の例＞

- 教員によるICT活用  
教員が授業のねらいを示したり、学習課題への興味・関心を高めたり、学習内容を分かりやすく説明したりするために、指導方法の一つとしてコンピュータや電子黒板、デジタル教科書、教材提示装置などのICTを活用する。
- 児童生徒によるICT活用  
児童生徒が情報を収集・選択したり、文章や図・表にまとめたり、表現したりする際に、あるいは繰り返し学習によって知識の定着や技能の習熟を図る際に、コンピュータや電子黒板、教材提示装置などのICTを活用することによって、教科内容のより深い理解を促す。

ICTの活用に当たっては、教育機器のそれぞれの特徴をつかんで効果的に利用し、指導上の位置付けを十分に考慮して計画を立てることに留意する必要があります。

④ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

「個に応じた指導」を充実するとともに、「令和の日本型学校教育の構築を目指して（答申）」（令和3年）では、目指すべき新しい時代の学校教育の姿として、全ての児童生徒たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現が提言されました。「GIGAスクール構想」により整備されたICT環境も最大限活用しながら、多様な児童生徒たちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と児童生徒たちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実を図ることが求められるとされています。

まず、「個別最適な学び」について、答申では、「指導の個別化」と「学習の個性化」に整理されており、児童生徒が自己調整しながら学習を進めていくことができるよう指導することの重要性が指摘されています。

- 全ての子供に基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成するためには、教師が支援の必要な子供により重点的な指導を行うことなどで効果的な指導を実現することや、子供一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行うことなどの「指導の個別化」が必要である。
- 基礎的・基本的な知識・技能等や、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として、幼児期からの様々な場を通じての体験活動から得た子供の興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じ、探究において課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現を行う等、教師が子供一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身が学習が最適となるよう調整する「学習の個性化」も必要である。

このように、「指導の個別化」と「学習の個性化」を学習者視点から整理した概念が「個別最適な学び」ですが、これを教師視点から整理した概念が「個に応じた指導」です。学習指導要領の総則では「児童（生徒）の発達の支援」の項目において、「個に応じた指導」の充実を図ることについて示しています。「個に応じた指導」に当たっては、「指導の個別化」と「学習の個性化」という二つの側面を踏まえるとともに、ICTの活用も含め、児童生徒が主体的に学習を進められるよう、それぞれの児童生徒が自分にふさわしい学習方法を模索するような態度を育てることが大切です。

その上で、次のとおり「協働的な学び」の必要性について記載されています。

- さらに、「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、これまでも「日本型学校教育」において重視されてきた、探究的な学習や体験活動などを通じ、子供同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要である。

実際の学校における授業づくりに当たっては、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の要素が組み合わさって実現されていくことが多いと考えられます。例えば授業の中で「個別最適な学び」の成果を「協働的な学び」に生かし、更その成果を「個別最適な学び」に還元するなど、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実していくことが大切です。

### ⑤ 授業を振り返る（実践を反省する）

授業を振り返るとは、授業実践から成果や課題を明らかにして、次時に生かすためにどのように指導の改善を行い、授業の質的向上を図っていくかを考えることです。そのためには、毎時間の授業者による継続した評価の取組が重要になります。さらに、指導教員、他の教師、管理職の先生等にも定期的に評価してもらい、客観性を増すことが大切です。

#### ア 教師による授業評価の例

R5福岡県版「授業チェックリスト」(教師用) (5月改訂版)		
4:当てはまる 3:どちらかと言えば当てはまる 2:どちらかと言えば当てはまらない 1:当てはまらない		
※ 授業の評価は各評価項目に当てはまる授業の割合で行う。(4:8割以上、3:8割～5割、2:5割～2割、1:2割以下)		
展開	評価項目	評価
導入	① ◆課題意識を喚起するための工夫がなされている。 ◇前時の学習内容の振り返りや前時に指定した予習問題(課題)等の活用 ◇既有経験・既有知識とのズレ、モデルの提示、矛盾したデータ提示等	
	② ◆課題解決のための意欲を高めるための工夫がなされており、課題解決に向けて見通しが立てられている。 ◇課題解決に向けて、「何を明らかにするのか」、「何を【内容】どのように【方法】どうするのか【言語活動】」が分かる『めあて』の設定	
展開	③ ◆課題に粘り強く取り組み、自己調整しながら自力解決するための工夫がなされている。 ◇既習事項を振り返り、解決の方法を探して計画を立てたり、収集した資料などを整理し、課題解決に必要な情報をまとめたりする活動の設定 ◇個に応じた資料・教具などの準備等	
	④ ◆児童生徒同士が相互に関わり合い、考えを広げ深めるための工夫がなされている。 ◇自分の考えを説明したり、話し合いにより自分の考えを修正したりするなどの対話活動の設定	
終末	⑤ ◆課題解決の達成感を実感するための工夫がなされている。 ◇『めあて』の【内容】に対応した『まとめ』を、自分の言葉等で記述(表現) ◇本時、学習したことについて、分かった(できた)ことを記述	
	⑥ ◆学びの変容を自覚するための工夫がなされている。 ◇学習を振り返る場面で、分かったこと(できたこと)だけでなく、分らなかったこと(できなかったこと、はっきりしなかったこと、難しかったこと等)を、自分の言葉等で記述(表現) ◇自己評価や相互評価などの評価活動の設定	
	⑦ ◆学習内容を確実に習得したり、次時の学習意欲を高めたりするための工夫がなされている。 ◇学習した内容を使って、別の問題を解決する活動や日常生活の場面に当てはめて考える活動等の設定 ◇次時の学習の内容につながる新たな課題や予習問題等の提示	
全体	⑧ ◆コンピューターや情報通信ネットワークを活用した学習がなされている。 ◇タブレットPC、電子黒板等を使って必要な情報を調べたり、課題を解決したりする活動の設定	
	⑨ ◆学習過程を踏まえた構造化された板書及びノート指導がなされている。 ◇自分の考えの変容が分かるように、自分が書いた内容に付加修正を記述 ◇板書した内容だけでなく、自分が気付いたこと、考えたことや疑問を記述	
	⑩ ◆教科間で基本的な学習過程が統一されている。 ◇探究的な学習(問題の発見→課題の設定→見通し→考察・推論→振り返り)などの一連の流れの過程 ◇個人の考えをつくる活動と集団で考えを形成していく活動の設定	
	⑪ ◆指導と評価の一体化のための学習評価の工夫がなされており、課題が見られる児童生徒への支援の見通しが立てられている。 ◇小テストの実施、ノートや学習プリント等の記述内容の確認、記録簿を活用した児童生徒の様相観察等の設定	

福岡県教育委員会

義務教育課各種資料ページ



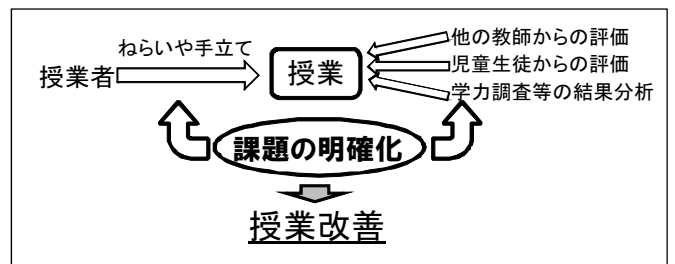
## イ 児童生徒による授業評価の例

			氏名
下の言葉を線で結んで、今日の授業の感想を文章にしてみましょう。(文章は一つか二つ) ※注意 まず、全体の言葉に目を通してから線を結んでください。			
1 説明が	1 やさしかったので	1 できた	
2 話し方が	2 むずかしかったので	2 できなかった	
3 実験が	3 多かったので	3 わかった	
4 板書が	4 少なかったので	4 わからなかった	
5 質問やヒントが	5 はやかったので	5 楽しかった	
6 授業の進め方が	6 おそかったので	6 楽しくなかった	
7 気をつけてくれたことが	7 ていねいだったので	7 満足だった	
8 教える時間が	8 ざつだったので	8 不満だった	
9 問題が	9 わかりやすかったので	9 むちゅうだった	
10 まとめが	10 わかりにくかったので	10 あきあきした	
11 ほめてくれたことが	11 あったので	11 やる気が出た	
12 みんなで話し合ったことが	12 なかったので	12 やる気がなくなった	
	13 おもしろかったので		
	14 おもしろくなかったので		
	15 はっきりしていたので		
	16 はっきりしていなかったので		

## ウ 授業評価を基にした授業改善

児童生徒が、確かな学力を身に付けるとともに学ぶ喜びを実感するために、授業者は、授業のねらいを設定し、その実現のために様々な手立てを取り入れ、支援を行います。しかし、授業者の思いが、児童生徒に必ずしも伝わっているとは限りません。そこで、授業評価や各種の記録から得たデータを基に、課題を明らかにし、以下のような視点から自分の授業を振り返り改善を図ることを大切にしてください。

- 教師の一方的な指示や「教えたこと」が前面に出た授業になっていませんか。児童生徒が「やらされる」授業ではなく、主体的に学ぶことができるように、学習内容を追究していく目的意識を高めるような導入の工夫が必要です。
- 話し合い等の活動が、児童生徒の思考が深まることにつながっていますか。まずは、一人一人が自分の考えをつくることのできるような手立てを設定していく必要があります。更に話し合いを行う際に、「何について話し合うのか」、「何を解決する必要があるのか」を児童生徒が自覚し、論点を明確にした話し合いを設定することが大切です。
- 1単位時間の授業や単元で、児童生徒に学習内容がきちんと身に付いていますか。児童生徒の実態に応じた教具の準備や、発問や活動が有効であったかどうか、児童生徒のノートや作品等と併せて振り返り、改善を図る習慣を付けましょう。



授業評価を基にした授業改善のイメージ

## 【資料】

## 児童生徒の学力向上に向けた福岡県の取組

「学力向上」については、各種学力調査等の結果を分析して得られた課題を基に、各学校において授業改善、家庭学習の充実といった積極的な取組が行われています。

福岡県教育委員会としても、このような学校の取組を支援するために、「ふくおか学力向上学校支援事業」を実施しています。ここでは、平成25年度から指定都市を除く市町村立の全小中学校で取り組まれている、「教材集、チャレンジテスト、ふくおか学力向上Webシステム」について、令和元年度の取組を紹介します。

### 1 基礎基本を含む活用力を育成する教材集（小学校第4学年～中学校第3学年用）

#### (1) ねらい

授業や補充学習、家庭学習の際に繰り返し取り組むことができる教材集を作成し、基礎基本を含む活用力の育成を図る。

#### (2) 内容

##### ① 内容と構成

- 基礎基本の定着を図る教材
- 基礎的・基本的な知識・技能を活用する力を育成する教材

##### ② 活用方法

- 内容に応じて指導計画に位置付け、計画的に活用したり、課外で繰り返し活用したりする。

義務教育課HP



### 2 チャレンジテスト（小学校第4学年で実施）

#### (1) 目的

基礎学力に差が生じやすい小学校（義務教育学校前期課程を含む。以下同じ。）第4学年において、学習した内容の定着状況を把握・分析することにより、学習指導の改善や児童の基礎学力の定着を図る。

#### (2) 内容

基礎基本を含む活用力を育成する教材集等で身に付けた学力を診断できる内容（国語・算数）

#### (3) 実施回数 年間1回

#### (4) 問題用紙等の配信

「問題用紙」「解答・解説」は、ふくおか学力向上Webシステムから各学校が、学校ID及びパスワードを入力してダウンロードする。

#### (5) 実施時期 12月

#### (6) 活用方法

- ① 児童一人一人の学力の実態を把握し、授業改善や個別指導、補充学習、長期休業中を含む家庭学習に生かす。
- ② 県、市町村等との比較を通して、自校の課題を明らかにし、授業や年間指導計画等の改善に生かす。

### 3 ふくおか学力向上Webシステム

#### (1) ねらい

基礎基本を含む活用力を育成する教材集及びチャレンジテストを用いた各小中学校の取組を支援するとともに、全国学力・学習状況調査の結果について多面的な統計結果を提供し、児童生徒の基礎基本を含む活用力の向上を図る。

#### (2) Webシステムの構成

##### ① トップページ

新着情報の通知、チャレンジテスト、教材集等の配信

##### ② 教材集、学習の進め方

教材集、学習の進め方の配信

##### ③ チャレンジテスト

チャレンジテストの配信及び採点結果の入力、統計結果の提供

##### ④ 全国学力・学習状況調査

全国学力・学習状況調査の統計結果の提供

#### (3) 統計結果で提供するデータ

チャレンジテストについて

- ・自校の成績データ
- ・自校の小問別度数分布図
- ・自校の小問別通過グラフ
- ・自校の正答数度数分布グラフ
- ・自校の四分位層グラフ

全国学力・学習状況調査の結果分析

- ・教材分析
- ・教科分析（教科別・設問別比較）
- ・改善のポイント
- ・設問別四分位層分析
- ・教科間クロス分析
- ・正答率クロス分析
- ・四分位層クロス分析
- ・正答数クロス分析


(4) 各教科における指導の重点

<国 語>


<p>本 県 の 課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 伝えたい内容や自分の考えについて、根拠を明確にして書いたり話したりする力の育成</li> <li>○ 複数の資料から適切な情報を得て、それらを比較したり関連付けたりして読む力の育成</li> <li>○ 語句の意味を理解し、話や文章の中で使いこなす力</li> <li>○ 読書に親しむ態度の育成</li> </ul>
<p>重 点 目 標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 言語活動を通して指導事項を身に付けることができる学習指導の充実</li> <li>○ 自分の考えを書く学習指導の充実</li> <li>○ 評価規準及び指導事項を具現化した評価基準の作成</li> <li>○ 学校図書館の計画的な利活用及び読書活動に結び付く学習指導の充実</li> </ul>
<p>改 善 の 視 点</p>	<p><b>1 指導計画の工夫・充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指導事項の重点を示した年間指導計画の作成</li> <li>○ 指導事項を明確に示した単元指導計画の作成及び適切な言語活動の位置付け</li> </ul> <p><b>2 指導方法の工夫・改善</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 既習事項の把握とそれを踏まえた指導事項の焦点化</li> <li>○ 小・中学校を通じて系統化された指導事項と言語活動による指導の充実</li> <li>○ [知識及び技能]と[思考力、判断力、表現力等]を効果的に関連付けた指導の工夫</li> <li>○ 学ぶ必然性のある学習課題の設定及び学ぶことに興味や関心をもつことができる導入の工夫</li> <li>○ 学習の見通しをもったり、自らの学びを振り返って変容を自覚したりすることができる場の設定</li> <li>○ 目的、内容、方法を明確にし、自分の考えを広げたり深めたりすることができる話し合い活動の設定</li> <li>○ 根拠を明確にして自分の考えを書く指導の工夫</li> <li>○ 全国学力・学習状況調査や福岡県学力調査等の活用</li> </ul> <p>◇ <b>ICTの効果的な活用（例）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「情報を収集して整理する場面」において、インターネットを活用して学習課題に関連する情報を調べ、集めた情報を内容に応じて整理する。</li> <li>・ 「考えたことを表現・共有する場面」において、プレゼンテーションソフトを活用して、各自のテーマに即した発表資料をそれぞれ作成する。</li> </ul> <p><b>3 評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学習指導要領等の目標に照らした学習状況の評価（目標に準拠した評価）</li> <li>○ 学習指導の改善に生かすことのできる評価（指導と評価の一体化）</li> </ul>






<社 会>

<p>本県の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会的事象に関する基礎的・基本的な知識、概念や技能の確実な習得を図る学習の充実</li> <li>○ 各種資料を効果的に活用した言語活動に関わる学習指導の充実</li> <li>○ 妥当性のある評価と評価に基づく授業改善の実施</li> </ul>
<p>重点目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基礎的・基本的な知識、概念や調べまとめる技能を反復して定着させる指導等の工夫・改善</li> <li>○ 社会的な見方・考え方を働かせて社会的事象の意味、意義を解釈する学習や、事象の特色、事象間の関連等について資料を根拠に説明し合う学習等、協働的で問題解決的な学習の充実</li> <li>○ 「指導と評価の一体化」のための学習評価を踏まえた評価規準の作成と評価の実施</li> </ul>
<p>改善の視点</p>	<p><b>1 指導計画の工夫・充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 単元や1単位時間で習得すべき知識、概念や技能を明確に示した指導計画の作成</li> <li>○ 児童生徒の問いを重視した問題解決的な学習の学習過程を踏まえた単元構成と単元指導計画の作成</li> <li>○ 観察、調査等の作業的、体験的な学習の系統的、計画的な実施</li> </ul> <p><b>2 指導方法の工夫・改善</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ めあてで見通しをもち、振り返りで自分の学びを見つめ直す学習展開の定着</li> <li>○ ICT機器を効果的に活用して資料を収集・作成し、読み取った内容を比較・関連付け・総合するなどの学習活動の工夫・改善</li> <li>○ 社会的な見方・考え方を働かせて考察・判断した内容を自分の言葉でまとめ、根拠や理由を示しながら発表したり、議論したりする学習の工夫・改善</li> <li>○ 「福岡県公立高校入試問題を活用した授業改善・学習資料～未来への架け橋～」や「思考力・判断力・表現力等を問う定期考査問題づくりのヒント」を活用した授業改善と評価の実施</li> <li>○ 法教育、主権者教育、消費者教育、領土教育、防災教育等に対応する学習指導の充実</li> </ul> <p>◇ ICTの効果的な活用（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査活動を行う場面で、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用して、目的に応じて様々な情報を集めること</li> <li>・ 調べたことを分類・整理する場面で、情報機器を用いて、デジタル化した情報を統合したり、編集したりしてまとめること</li> </ul> <div data-bbox="1227 1171 1417 1341" style="text-align: right;">  <p>文部科学省 StuDx Style 各教科等における一人一台端末の活用 社会科</p> </div> <p><b>3 評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 目標と評価規準と指導方法が一体化した単元指導計画、評価計画の作成とテスト問題の改善</li> <li>○ 学習の状況を見取る補助簿、チェックリスト等の活用</li> <li>○ 「思考力・判断力・表現力」の学習状況を見取る多様な評価方法（ペーパーテスト、パフォーマンス評価等）の工夫</li> </ul>

<算数・数学>

<p>本県の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計算の仕方、式の意味、図形の性質などの数学の概念や原理・法則等を正確に理解できていない児童生徒が多い。</li> <li>○ 自分の考えを、根拠を明らかにしながら説明したり、問題解決の方法を数学的な表現を用いて説明したりすることができない児童生徒が多い。</li> </ul>
<p>重点目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 数量や図形などに関する基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付けることができる児童生徒の育成</li> <li>○ 問題解決の見通しをもって筋道立てて考えたり、問題解決の過程や判断の根拠を数学的に表現したり説明したりすることができる児童生徒の育成</li> <li>○ 算数・数学を活用し、日常生活の事象について考察しようとする児童生徒の育成</li> </ul>
<p>改善の視点</p>	<p><b>1 指導計画の工夫・充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 単元の目標や1単位時間の目標を明確にした指導計画の作成             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査問題等を活用した数学的活動の年間指導計画への位置付け（基礎・基本の定着と活用力の育成）</li> <li>・ 学び直しの機会を意図的に設定する系統性を踏まえた単元構成の工夫</li> <li>・ 児童生徒の姿を具体化した明確な評価規準の設定</li> </ul> </li> </ul> <p><b>2 指導方法の工夫・充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童生徒が目的意識をもって主体的に取り組む活動となるための工夫</li> <li>○ 基礎的・基本的な知識・技能の定着を図る指導の充実             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基礎的な概念や原理・法則を具体的な事象から見いださせる指導の工夫</li> <li>・ 知識及び技能の定着を図る学び直しや習熟度別学習等、個に応じたきめ細かな指導の工夫</li> <li>・ 授業と家庭学習を関連付けた学習指導の工夫</li> </ul> </li> <li>○ 思考力・判断力・表現力等の育成を図る指導の充実             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既習の知識及び技能を活用して、数学の事象や日常的な事象を問題解決する学習活動の充実</li> <li>・ 根拠を明確にしながら、問題解決の過程や結果を、言葉や図、表、式、グラフなどを用いて表現したり説明したりする言語活動の充実</li> <li>・ 数学的な表現を用いて、事柄・事実、方法・手順、理由を説明する学習活動の充実</li> </ul> </li> </ul> <p>◇ <b>ICTの効果的な活用（例）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表やグラフ作成のための活用 多量なデータでも、表計算ソフトを用いることで、目的に応じたいろいろなグラフを一瞬で簡単に作成できる。</li> <li>・ 図形指導の充実を図るための活用 図形を動的に変化させることで、図形に対する豊かな感覚を育成することができる。</li> </ul> <div data-bbox="1220 1227 1422 1397" style="text-align: right;">  <p>文部科学省 StuDx Style 各教科等における一人一台端末の活用 算数・数学科</p> </div> <p><b>3 評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 単元テストや定期考査における評価の工夫・改善             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学習指導要領に示された目標に照らした評価の計画的な実施</li> <li>・ 全国学力・学習状況調査問題や指導資料の活用</li> </ul> </li> <li>○ 「思考・判断・表現」の評価             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業中の発言や話し合いなどの活動の様子と、個人解決時の問題解決の様子、適用問題や活用問題の解決の様子や学習感想などの振り返りといったノート等の記述内容等から評価の情報を収集</li> </ul> </li> </ul>

<理 科>

<p>本県の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 既習の内容や生活経験をもものづくりに適用する力の向上（小学校）</li> <li>○ 予想を基に結果を見通して実験を構想したり、実験結果を基により妥当な考えに改善し、その内容を記述したりする能力の向上（小学校）</li> <li>○ 自然の事物・現象から問題を見だし、それを基に適切な課題を設定する能力の向上（中学校）</li> <li>○ 見通しをもって観察、実験などを行い、その結果を分析して解釈し、特徴、規則性、関係性等を見いだして表現する能力の向上（中学校）</li> </ul>
<p>重点目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基礎的な科学概念及び観察、実験の技能を確実に身に付けている児童生徒の育成</li> <li>○ 根拠をもって予想したり、観察、実験の結果を整理し解釈したりしたことを説明できる児童生徒の育成</li> </ul>
<p>改善の視点</p>	<p><b>1 指導計画の工夫・充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 科学的な体験、自然体験の充実を図るための工夫・改善             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体験的・問題解決的な学習を取り入れた学習活動の充実（知的好奇心を喚起する科学体験の充実）</li> <li>・ 観察、実験の結果を整理し考察する学習活動等を位置付けた単元指導計画の作成</li> </ul> </li> </ul> <p><b>2 指導方法の工夫・改善</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 科学に関する基礎的・基本的な知識・技能の習得を図る指導方法の工夫・改善             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 問題解決の過程（「自然事象の提示」、「問題」、「予想・仮説」、「観察・実験」、「結果の整理」、「考察」、「まとめ」）の工夫</li> <li>・ 観察、実験など具体的な体験を重視した学習活動の充実</li> <li>・ 目的を設定するとともに、原理や法則の理解を深めるものづくりの実施</li> <li>・ 継続的な観察や季節を変えての定点観測等の実施</li> </ul> </li> <li>○ 科学的に探究するために必要な資質・能力を育成する指導方法の工夫・改善             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見通しをもてるような予想や仮説の充実を図る主体的な学習活動の実施</li> <li>・ 実験結果の分析・解釈、科学的な言葉や概念を使用した説明等の対話的な学習活動の実施</li> </ul> </li> <li>○ 科学を学ぶ意義や有用性を実感させるための工夫・改善             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 獲得した資質・能力などを次の学習や日常生活などにおける問題発見・解決の場面で活用できる学習活動の実施</li> <li>・ 科学研究、科学競技の充実 （「福岡県小・中学生科学研究作品展」、「科学の甲子園ジュニア（中学1、2年生）」）</li> </ul> </li> </ul> <p>◇ <b>ICTの効果的な活用（例）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「観察、実験の代替」としてではなく、理科の学習の一層の充実を図るための有用な道具としてICTを位置付け、活用する場面を適切に選択し、教師の丁寧な指導の下で効果的に活用すること。</li> <li>・ 観察、実験のデータ処理やグラフ作成 → 規則性や類似性を見出す。</li> <li>・ カメラとICT端末の組合せ → 観察、実験の結果の分析や総合的な考察を裏付ける。</li> <li>・ センサを用いた計測 → 通常では計測しにくい量や変化を数値化・視覚化して捉える。</li> <li>・ シミュレーション → 観測しにくい現象を分析したり、検証したりする。</li> <li>・ 情報の検索 → 探究の過程や問題解決の過程で必要となる情報を取得する。</li> <li>・ クラウド上で共有 → 各班の実験結果を比較したり、児童生徒の考察を交流したりする。</li> </ul> <p><b>3 評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するために必要な資質・能力を明確にした上で、「内容のまとめりごとの評価規準」の考え方を踏まえて、単元の評価規準を作成し、指導と評価の計画を立てる。（小学校）</li> <li>○ 自然の事物・現象を科学的に探究するために必要な資質・能力を明確にした上で、「内容のまとめりごとの評価規準」の考え方を踏まえて、単元の評価規準を作成し、指導と評価の計画を立てる。（中学校）</li> </ul> <div style="text-align: right;">  <p>文部科学省 StuDX Style 各教科専らにおける一人一台端末の活用 理科</p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  <p>「指導と評価の一体化」のための 学習評価に関する参考資料 （小学校理科）</p>  <p>「指導と評価の一体化」のための 学習評価に関する参考資料 （中学校理科）</p> </div>



<生活>

<p>本県の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童一人一人の気付きを質的に高めていくための、思いや願いを大切に活動や体験を組んだ学習指導の充実</li> <li>○ 小一プロブレムの予防・解決など学校生活への適応を図るカリキュラムの工夫</li> </ul>
<p>重点目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 体験活動と表現活動を関連させ、気付きの質を高める学習活動の展開</li> <li>○ 主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくための合科的・関連的なカリキュラムの編成・実施</li> </ul>
<p>改善の視点</p>	<p><b>1 指導計画の工夫・充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼稚園・保育所等との連携や他教科等との連携を図った創意ある指導計画の作成             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身近な人や社会、自然と直接関わる活動を重視した単元計画の作成</li> <li>・ 幼児期の終わりまでに育った姿が発揮できるようなスタートカリキュラムの編成、実施上の工夫</li> </ul> </li> </ul> <p><b>2 指導方法の工夫・改善</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気付きを質的に高める学習活動の工夫             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童の思いや願いを大切に活動の設定</li> <li>・ 児童の活動への称賛による価値付け</li> <li>・ 体験中や体験後における振り返りや交流する機会の設定</li> <li>・ 活動や体験によって生まれた気付きを基に見付ける、比べる、たとえば、試す、見通す、工夫するなどの多様な学習活動の工夫</li> <li>・ 体験や表現を繰り返す場の設定</li> </ul> </li> <li>◇ <b>ICTの効果的な活用（例）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動の様子を静止画や動画を活用して振り返ることによって、学習対象を幅広く捉えたり、思いや願いをもったりすること。</li> <li>・ 飼育・栽培する中で発見したことや成長の様子を静止画で記録し、保存・蓄積した後、時系列で並べることによって、対象の変化や成長と自分との関わりを感じる。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>3 評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 評価の工夫・改善             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童の姿を基にした評価</li> <li>・ スタートカリキュラムの評価と実施状況等の情報共有</li> </ul> </li> </ul>




<音 楽>

<p>本 県 の 課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 音楽的な見方・考え方を働かせた学習活動の工夫・改善</li> <li>○ 生活や社会における音や音楽の働き、音楽文化についての関心や理解を深める学習活動の工夫・改善</li> <li>○ 音や音楽を用いて思いや意図を伝え合ったり、音楽のよさや美しさを説明したりする活動と音楽表現活動の時間を十分に確保した学習指導の工夫・改善</li> <li>○ 新しい学習評価（評価規準等）への対応</li> </ul>
<p>重 点 目 標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 思いや意図、音や音楽に対する知覚・感受を大切にした主体的・創造的な学習指導の展開</li> <li>○ 音楽科で育成を目指す資質・能力をバランスよく育成するための題材構成やカリキュラム・マネジメントの実現</li> <li>○ 学習評価計画及び評価規準や評価方法の検証・改善</li> </ul>
<p>改 善 の 視 点</p>	<p><b>1 指導計画の工夫・充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学習指導要領の趣旨を踏まえた年間指導計画・評価計画の作成             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 題材の「思考・判断のよりどころとなる主な音楽を形づくっている要素（以下、要素）」を適切に位置付けた年間指導計画の作成</li> <li>・ 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料（国立教育政策研究所）」を基にした新しい学習評価計画の検証・改善</li> <li>・ 領域・分野の偏りがなく、学びの連続性や系統性をねらった題材配列の工夫</li> </ul> </li> </ul> <p><b>2 指導方法の工夫・改善</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 思いや意図、音や音楽に対する知覚・感受を大切にした学習指導の工夫             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童生徒一人一人の思いや意図が生かされる学習活動の場や音楽による交流活動の工夫</li> <li>・ 表現及び鑑賞の各活動と〔共通事項〕との関連を十分に図った題材構成の工夫</li> </ul> </li> <li>○ 音と言葉によるコミュニケーション（他者と協働しながらの）を図る指導の充実</li> <li>○ 「歌唱」「器楽」「鑑賞」での学びと「音楽づくり・創作」との関連を図った指導の工夫</li> <li>○ ゲストティーチャー等を活用した「我が国や郷土の音楽」の指導の工夫</li> </ul> <p>◇ <b>ICTの効果的な活用（例）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 音や音楽を音声と可視化された画像との両方で確認することによって、音楽表現を工夫したり、音楽を聴き深めたりすること。</li> <li>・ 演奏を録音や録画で残すなど学習履歴を蓄積することによって、学習の振り返りをしたり、学習の成果の確認に生かしたりすること。</li> </ul> <p><b>3 評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 音楽的な高まりを適切に評価するための評価規準の設定及び評価方法の工夫             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「思考・判断のよりどころとなる主な音楽を形づくっている要素」を明確にした評価規準の設定</li> <li>・ 児童生徒の知覚・感受した内容を見取るための可視化や言語化の工夫</li> <li>・ 児童生徒自身が身に付けた能力、表現の創意工夫や鑑賞の能力の高まり等を実感することのできるポートフォリオの活用や効果的・効率的な評価方法の工夫改善</li> </ul> </li> </ul>



<図画工作・美術>


<p>本 県 の 課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自分で表したいこと（主題）を見つけて、表現する能力の育成</li> <li>○ 感性や想像力を働かせ、対象や事象を形や色などの造形的な視点で捉え、意味や価値をつくり出す学習指導</li> <li>○ 新しい学習評価（評価規準等）への対応</li> </ul>
<p>重 点 目 標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自分の表したいこと（主題）を発想し、表したいことのイメージをもつ児童生徒の育成</li> <li>○ 造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させた学習活動の充実</li> <li>○ 学習評価計画及び評価規準の作成・改善</li> </ul>
<p>改 善 の 視 点</p>	<p><b>1 指導計画の工夫・充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学習指導要領の趣旨を踏まえた年間指導計画・評価計画の作成</li> <li>○ 題材配列の工夫             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の材料や伝統的な工芸、民芸を取り入れた年間の題材配列</li> <li>・ 美術館や博物館等の施設や地域の文化財を活用した題材の充実及び研修の充実</li> <li>・ 発想や構想する活動と鑑賞する活動の往還や繰り返しのある柔軟な学習過程</li> </ul> </li> </ul> <p><b>2 指導方法の工夫・改善</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」を基にした新しい学習評価計画の作成と改善</li> <li>○ 〔共通事項〕の適切な位置付け</li> <li>○ ねらいを明確にした活動、手立ての工夫             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活や社会の中の形や色彩などの造形の要素に着目し、児童生徒が自分との関わりの中で美術や美術文化を捉えることができるようにする活動</li> <li>・ 造形物や自然等のよさや美しさについて、自分の感覚を働かせて、形や色などの複数の要素と関係付けて捉えるために、作品などに対する思いや考えを説明したり、批評し合ったりする言語活動の適切な位置付け</li> </ul> </li> <li>◇ <b>ICTの効果的な活用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図画工作科、美術科においては、ICTを活用する学習活動と、実物を見たり、実際に対象に触れたりするなどして感覚で直接感じ取らせる学習活動とを、題材のねらいに応じて吟味し、ICT端末を効果的に用いて指導を行うこと</li> </ul> </li> </ul> <div data-bbox="1246 1368 1449 1547" style="text-align: right;">  <p>文部科学省 StuDX Style 全教科書における一人一台端末の活用 図画工作科・美術科</p> </div> <p><b>3 評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童生徒の発達段階を踏まえた身に付けさせたい資質や能力を具体化した評価の工夫             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ つくりつつあるものや作品による評価だけでなく、児童生徒が発想や構想、鑑賞などの資質・能力を活動の過程で発揮していることを見取る工夫</li> <li>・ 児童生徒の観察やアイデアスケッチ、文章表現や話し合いの活動場面等での多面的な評価の位置付け</li> </ul> </li> </ul>

＜体育、保健体育＞


<p>本県の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全ての児童生徒が楽しく、安心して運動に取り組むことができるような学習指導</li> <li>○ 習得した知識及び技能を活用して課題解決したり、学習したことを相手に分かりやすく伝えたりすることができるような学習指導</li> <li>○ 健康課題を発見し、主体的に課題解決に取り組むことができるような学習指導</li> </ul>
<p>重点目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特性に応じた各種の運動の行い方及び身近な生活（個人生活）における健康・安全について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付ける学習指導の展開</li> <li>○ 運動や健康についての自己（自他）の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う学習指導の展開</li> <li>○ （生涯にわたって）運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい（豊かな）生活を営む態度を養う学習指導の展開</li> </ul> <p>※（ ）内は中学校</p>
<p>改善の視点</p>	<p><b>1 指導計画の工夫・充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 育成を目指す三つの資質・能力を明確に示し、それらをバランスよく育成されるような年間指導計画や単元指導計画の作成</li> <li>○ 運動領域と保健領域（体育分野及び保健分野）との密接な関連をもたせた年間指導計画の作成</li> <li>○ 体育科・保健体育科においては、運動の楽しさや喜びを味わったり健康の大切さを実感したりする学習過程の設定</li> </ul> <p><b>2 指導方法の工夫・改善</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全ての児童生徒が、運動の特性に応じた楽しさや喜びに触れることができるような教材の工夫（運動領域・体育分野）</li> <li>○ 育成を目指す三つの資質・能力をバランスよく身に付けるため、その関係性を重視した学習過程の工夫             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運動や健康についての興味や関心を高める導入の工夫</li> <li>・ 児童生徒が必要感を感じ、自ら学習課題を設定する指導の工夫</li> <li>・ 複数の解決方法を試し、その妥当性を評価しながら、仲間と共に思考を深め、よりよく課題を解決する指導の工夫</li> <li>・ 自らの学習活動を振り返る場の設定と伸びを自覚させる支援の工夫</li> </ul> </li> <li>○ 運動が苦手な児童や、運動に意欲的でない児童への指導の工夫（小学校）</li> <li>○ 体力や技能の程度、性別や障がいの有無等にかかわらず、仲間とともに楽しむための指導方法の工夫や、原則として男女共習での実施（中学校）</li> <li>○ 保健の内容への興味・関心を高めたり、思考を深めたりする発問の工夫</li> <li>○ ブレインストーミングや実習・実験等の多様な指導方法の工夫</li> </ul> <p>◇ <b>ICTの効果的な活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技ごとの動画を繰り返し視聴したり、スローで再生したりする。</li> <li>・ 各自の視点で、ゲームの撮影動画を確認することで、チームの特徴に応じた作戦を考えたり、チーム内で話し合ったりする。</li> <li>・ 過去の自分の記録や動きを確認し、自己の変容を実感する。</li> </ul> <p><b>3 評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」に基づく評価の実施             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運動の行い方についての知識や身に付けたい動きが、児童生徒にとっても教師にとっても分かりやすくなるよう指導の工夫をすること</li> <li>・ 「主体的に学習に取り組む態度」については、愛好的態度、公正、協力、責任、参画、共生及び健康・安全の各項目に分けて設定すること</li> </ul> </li> </ul>



<家庭、技術・家庭>

<p>本県の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基礎的・基本的な知識と技能（技術）の確実な定着及び生活を工夫し創造する能力と実践的な態度の育成</li> <li>○ 小学校2学年間、中学校3学年間を見通した全体的な指導計画の策定</li> </ul>
<p>重点目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学んだ知識や技術が実生活で十分生かされる主体的・対話的で深い学びを実現する学習指導の充実</li> <li>○ 目指す資質・能力を育成するための題材設定や題材構成の工夫</li> <li>○ 学習評価計画及び評価規準の検証改善</li> </ul>
<p>改善の視点</p>	<p><b>1 指導計画の工夫・充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域や学校及び児童生徒の実態等に応じた小学校2学年間、中学校3学年間を見通した全体的な指導計画の作成</li> <li>○ 既習内容を踏まえた内容やガイダンス的な内容、知識・技術を活用する場面の明確な位置付け</li> <li>○ 児童生徒の発達段階や興味・関心、他教科等との関連を考慮した指導時期の設定</li> </ul> <p><b>2 指導方法の工夫・改善</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基礎的・基本的な知識・技能(技術)の習得             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実習や観察などの実践的・体験的な学習活動の充実を図ること</li> <li>・ 日常生活から課題を見い出したり、家庭で実践したりするなど、家庭や地域との連携を図り、身に付けた知識及び技能(技術)を活用できる題材を設定すること</li> <li>・ 基礎的・基本的な知識・技能(技術)を、学習の中で繰り返し体験することができるよう題材構成を工夫すること</li> </ul> </li> <li>○ 思考力、判断力、表現力等の育成             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製作や調理などの体験から得た知識や技能を説明、活用、評価する学習活動の工夫</li> <li>・ 言葉だけでなく、設計図や献立表などの図表、情報通信ネットワークや情報の特性等を生かして考えを伝え合う言語活動の充実</li> </ul> </li> <li>○ 主体的に学習に取り組む態度の向上             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常生活から問題を見出し、問題解決的な学習を展開すること</li> <li>・ 生活の営みに係る見方・考え方を働かせるために、題材ごとに重視する視点を適切に定めること</li> </ul> </li> </ul> <p>◇ <b>ICTの効果的な活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計測・制御のプログラミングの場面において、見本となる計測・制御システム（例：お掃除ロボット等）の動画を視聴し、問題解決のための計測・制御システムを構想すること。</li> <li>・ 調理や製作における作業工程等の動画を一人一人が繰り返し確認することによって、知識及び技能の定着を図ること。</li> <li>・ 栄養バランスのよい一日分の食事となるように、各自が考えた献立画像をグループで共有することで、友達と比較しながら互いの考えの根拠や工夫を認め合うと共に、献立の改善に生かすこと。</li> <li>・ 実習の様子を録画で残すなど学習履歴を蓄積することによって、学習の振り返りをしたり、学習の成果の確認に生かしたりすること。</li> </ul> <div data-bbox="1257 1335 1445 1518" style="text-align: right;">  <p>文部科学省 StuDx Style 各教科等における一人一台端末の活用 家庭、技術・家庭科</p> </div> <p><b>3 評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 評価方法の工夫、評価計画及び評価規準の作成</li> <li>○ 目標に準拠した評価の着実な実施と検証改善、指導と評価の一体化</li> </ul>

<外国語（外国語活動）>

<p>本 県 の 課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中学校英語の内容の高度化に向け、言語活動を中心とし、4技能（5領域）を統合的に（相互に関連付けて）活用させる授業づくりとその評価</li> <li>○ 中学校英語教員の授業における英語使用率の向上、生徒の英語力（英検3級程度）の向上</li> <li>○ 小・中学校外国語教育の円滑な接続に向け、小・中学校一貫した学習到達目標の設定及び児童生徒の達成状況の把握</li> <li>○ 小学校教員の外国語活動・外国語科に係る指導技術及び英語力の向上</li> <li>○ 指導と評価の一体化を図る学習評価の実施</li> </ul>
<p>重 点 目 標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 英語で進める言語活動中心の授業づくりのための英語力・指導力の向上</li> <li>○ 小学校高学年児童及び生徒の4技能5領域をバランスよく育成する指導と評価の充実</li> <li>○ パフォーマンステストを効果的に活用した指導と評価の充実</li> <li>○ 校内における協働した外国語科の授業づくり</li> </ul>
<p>改 善 の 視 点</p>	<p><b>【中学校 外国語科】</b></p> <p><b>1 指導計画の工夫・充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学習到達目標（CAN-DO リスト形式）の設定とそれに基づく年間指導計画及び評価計画の作成</li> </ul> <p><b>2 指導方法の工夫・改善</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 英語で進める授業づくり             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指示や説明、評価等のうち75%以上を英語で実施</li> </ul> </li> <li>○ 言語活動中心の授業づくりのための英語力・指導力の向上             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミュニケーションを行う目的や場面、状況等を設定した言語活動の実施</li> <li>・ 短い英文を読んでその概要を英語で伝えるなど技能統合型の言語活動の実施</li> <li>・ メモやキーワードを頼りに即興で発表する言語活動の実施</li> <li>・ 事前の準備なしに即興的に話す活動の実施</li> <li>・ 英語を使って「何ができたのか」「何ができなかったのか」を振り返る活動の実施</li> <li>・ 外国語活動・小学校外国語科の教科書等の活用</li> <li>・ 語彙や文法事項の理解につながる音読などの繰り返し指導の充実</li> <li>・ 言語活動と関連付けた文法指導の実施</li> <li>・ 辞書活用の指導の充実</li> <li>・ 与えられたテーマに基づいて自分の経験を想起して書く英作文や教科書を読んで概要や考えを英語で書く英作文など、自分で考えて表現させる家庭学習の指導</li> </ul> </li> </ul> <p>◇ <b>ICTの効果的な活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Small Talkで目的、場面、状況等を明確に想起することができるよう内容を映像や画像資料で提示する。</li> <li>・ コミュニケーションの対象として遠隔の相手とやり取りを行う。</li> <li>・ 発表におけるプレゼンテーション等で補助的に提示したり、活用したりする。</li> <li>・ 個人が書いた英文を全体で共有し、英文の内容や文法のフィードバックを行う。</li> <li>・ 動画教材等を活用した家庭学習を行う。</li> <li>・ デジタル教科書を効果的に活用する。</li> </ul> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  <p style="font-size: small;">文部科学省 StuDx Style 各教科等における一人一台端末の活用 外国語活動、外国語科</p> </div> <p><b>3 評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指導と評価の改善             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学習到達目標の達成状況を把握するスピーキングや英作文などのパフォーマンステストの実施</li> <li>・ 定期考査などにおけるリスニングやリーディング、英作文の問題などの改善</li> </ul> </li> </ul>

## 【小学校外国語科・外国語活動】

### 1 指導計画の工夫・充実

- 学習到達目標（CAN-DO リスト形式）の設定とそれに基づく年間指導計画及び評価計画の作成
  - ・ 中学年外国語活動と高学年外国語科の系統
  - ・ 小学校と中学校との接続

### 2 指導方法の工夫・改善

- 外国語活動・外国語科に係る指導技術及び英語力の向上
  - ・ 外国語活動の教材“Let’s Try!”、外国語科の検定教科書を効果的に活用した指導の充実
  - ・ 目的や場面、状況の設定のもと、相手や他者を意識させた言語活動の実施
  - ・ 英語による活動の指示や称賛、絵本の読み聞かせ等の充実

#### ◇ ICTの効果的な活用

- ・ Small Talkで目的、場面、状況等を明確に想起することができるよう内容を映像や画像資料で提示する。
- ・ コミュニケーションの対象として遠隔の相手とやり取りを行う。
- ・ 発表におけるプレゼンテーション等で補助的に提示したり、活用したりする。
- ・ 言語材料に慣れ親しむために、音声で繰り返し聞いたり、自分の発話を振り返ったりする。
- ・ コミュニケーションの様子を映像や音声等で記録しておき、評価等に生かす。
- ・ デジタル教材及びデジタル教科書を効果的に活用する。



文部科学省 StuDX Style  
各教科等における一人一台端末の活用  
外国語活動、外国語科

### 3 評価

- 指導と評価の改善
  - ・ 学習到達目標の達成状況を把握するパフォーマンステストの実施
  - ・ CAN-DOリスト形式による学習到達目標を活用した単元づくり

## (5) 学習評価

### ① 学習評価の基本的な考え方

学習評価は、学校における教育活動に関し、児童生徒の学習状況を評価するものです。

「児童生徒にどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、児童生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにするために学習評価の在り方は重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進めることが求められます。

### ② カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価

各学校は、日々の授業の下で児童生徒の学習状況を評価し、その結果を児童生徒の学習や教師による指導の改善や学校全体としての教育課程の改善、校務分掌を含めた組織運営等の改善に生かす中で、学校全体として組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図っています。

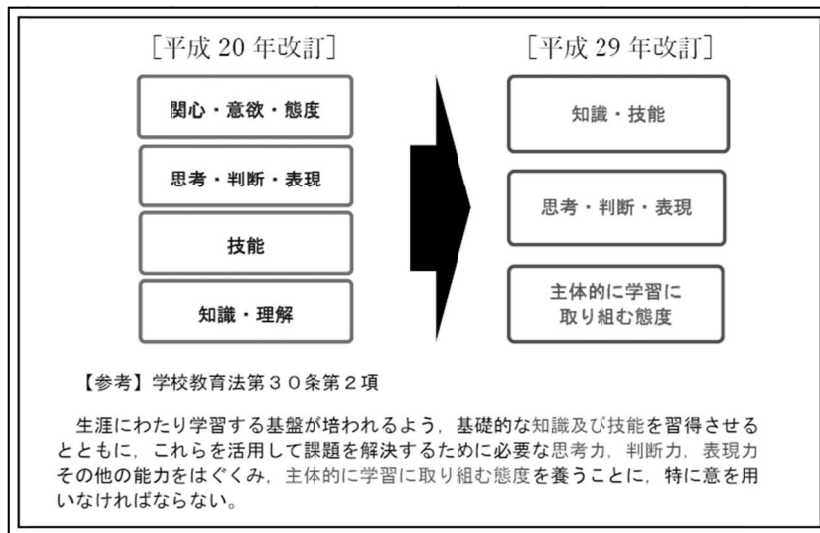
このように、「学習指導」と「学習評価」は学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の中核的な役割を担っています。

### ③ 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と評価

指導と評価の一体化を図るためには、児童生徒一人一人の学習の成立を促すための評価という視点を一層重視することによって、教師が自らの指導のねらいに応じて授業の中での児童生徒の学びを振り返り、学習や指導の改善に生かしていくというサイクルが大切です。平成29年改訂学習指導要領で重視している「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して、各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っています。

### ④ 観点別学習状況の評価

「観点別学習状況の評価」とは、学校における児童生徒の学習状況を、複数の観点から、それぞれの観点ごとに分析する評価のことです。平成29年改訂学習指導要領を受け、観点別学習状況の評価については、以下のように4観点から3観点到整理されました。



各教科の学習状況においては、学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」と、これらを総括的に捉える「評定」の両方について、学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施するものとされています。観点別学習状況の評価では、児童生徒が学習を通して身に付ける資質・能力の状況を、学習評価を行うまとまりごとに、学習内容に基づいて表した「評価規準」に照らし、どの程度実現できているかをA B Cの3段階で評価することになります。

この際、A B C全てについて評価規準を作成した上で評価を行うのではなく、評価規準に示されたものを「おおむね満足できる」状況（B）として捉え、それを踏まえてAとCを判断するというのが観点別学習状況の評価の基本的な考え方であることに留意する必要があります。

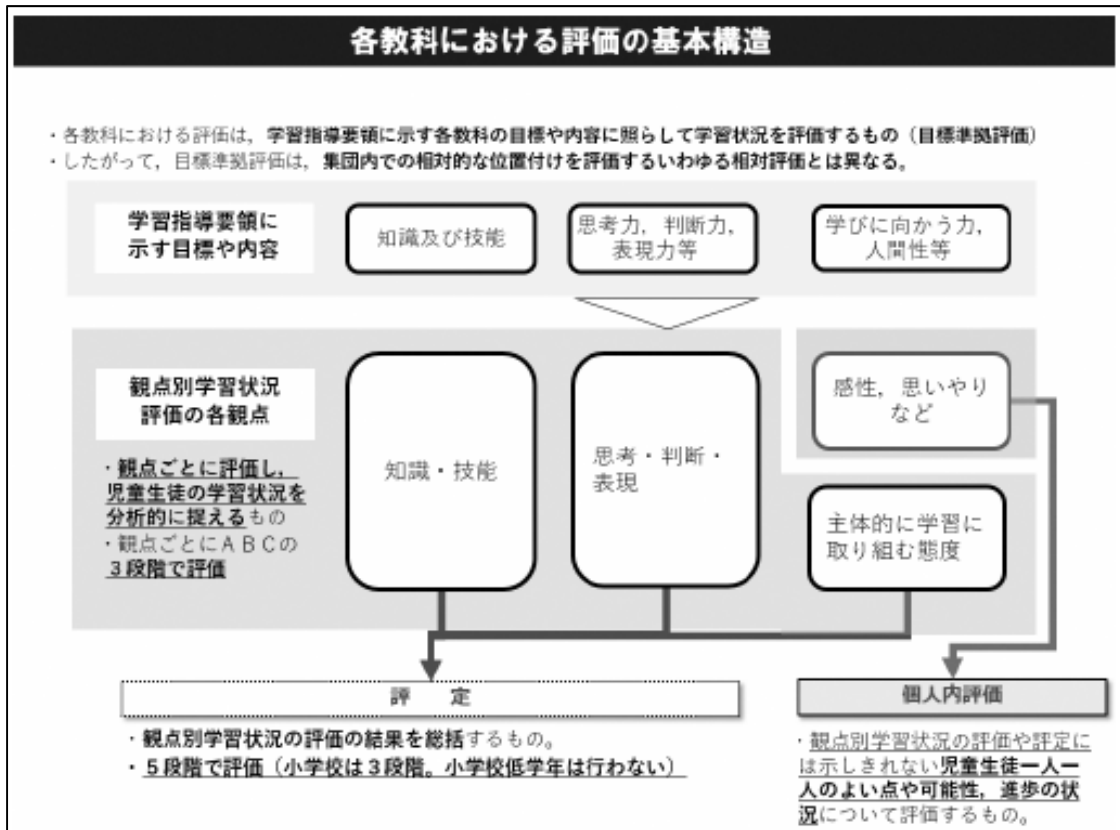


「十分満足できる」状況と判断されるもの：A  
「おおむね満足できる」状況と判断されるもの：B  
「努力を要する」状況と判断されるもの：C

また、観点別学習状況の評価や評定には示しきれない児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況については「個人内評価」として実施するものとされています。

⑤ 学習評価の基本構造

各教科における評価の基本構造を図式化すると以下のようになります。



○ 「知識・技能」の評価

「知識・技能」の評価は、各教科等における学習の過程を通じた知識及び技能の習得状況について評価を行うとともに、それらを既存の知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、他の学習や生活の場面でも活用できる程度に概念等を理解したり、技能を習得したりしているかを評価します。

○ 「思考・判断・表現」の評価

「思考・判断・表現」の評価は、各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決する等のために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けているかどうかを評価します。

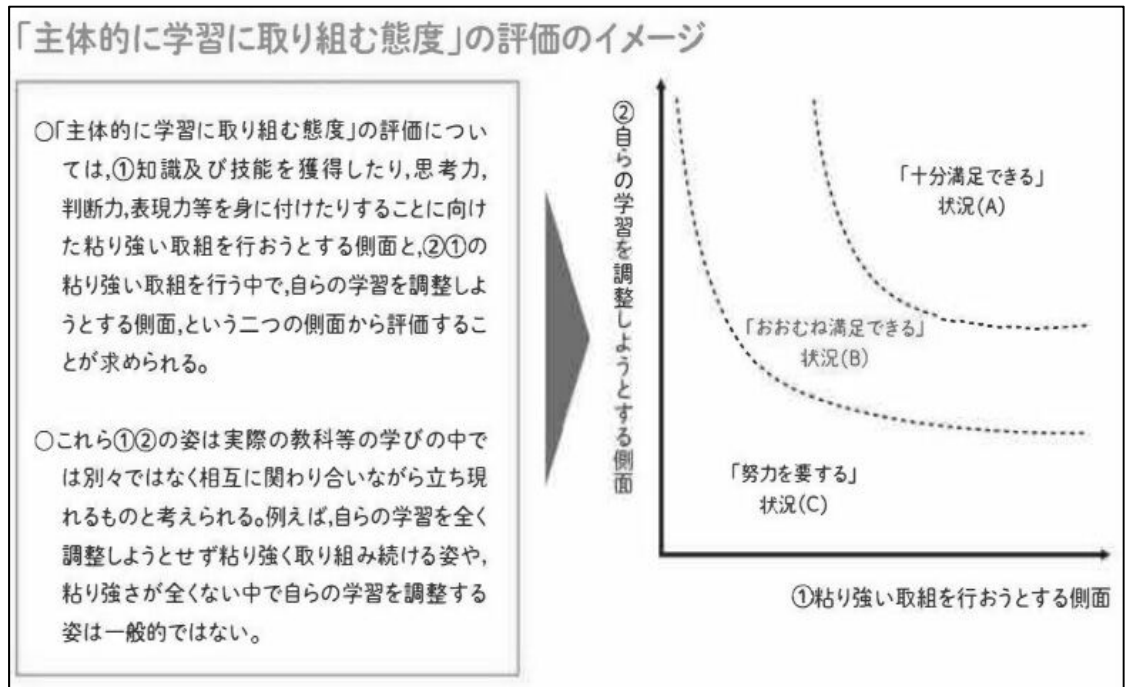
○ 「主体的に学習に取り組む態度」の評価

「主体的に学習に取り組む態度」の評価に際しては、単に継続的な行動や積極的な発言を行うなど、性格や行動面の傾向を評価するというのではなく、各教科等の「主体的に学習に取り組む態度」に係る観念の趣旨に照らして、知識及び技能を習得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりするために、自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど自らの学習を調整しながら、学ぼうとしているかどうかという意思的な側面を評価することが重要です。

本観点に基づく評価は、「主体的に学習に取り組む態度」に係る各教科等の評価の観念の趣旨に照らして、次の二つの側面を評価することが求められます。

- ① 知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとしている側面
- ② ①の粘り強い取組を行う中で、自らの学習を調整しようとする側面

実際の評価の場面においては、双方の側面を一体的に見取することも想定されます。



ここでの評価は、その学習の調整が「適切に行われているか」を必ずしも判断するものではなく、学習の調整が知識及び技能の習得などに結び付いていない場合には、教師が学習の進め方を適切に指導することが求められます。

## ⑥ 観点別学習状況の評価方法

### ○「知識・技能」の評価の方法

具体的な評価方法としては、例えばペーパーテストにおいて、事実的な知識の習得を問う問題と、知識の概念的な理解を問う問題とのバランスに配慮するなどの工夫改善を図る等が考えられます。また、児童生徒が文章による説明をしたり、各教科等の内容の特質に応じて、観察・実験をしたり、式やグラフで表現したりするなど、実際に知識や技能を用いる場面を設けるなど、多様な方法を適切に取り入れていくこと等も考えられます。

### ○「思考・判断・表現」の評価の方法

具体的な評価方法としては、ペーパーテストのみならず、論述やレポートの作成、発表、グループや学級における話し合い、作品の制作や表現等の多様な活動を取り入れたりと、それらを集めたポートフォリオを活用したりするなど評価方法を工夫することが考えられます。

### ○「主体的に学習に取り組む態度」の評価の方法

具体的な評価方法としては、ノートやレポート等における記述、授業中の発言、教師による行動観察や、児童生徒による自己評価や相互評価等の状況を教師が評価を行う際に考慮する材料の一つとして用いることなどが考えられます。その際、各教科等の特質に応じて、児童生徒の発達の段階や一人一人の個性を十分に考慮しながら、「知識・技能」や「思考・判断・表現」の観点の状況を踏まえた上で、評価を行う必要があります。

## ⑦ 様々な評価の種類

評価には、一般的にその時期によって**診断的評価**、**形成的評価**、**総括的評価**の三つがあります。

	診断的評価	形成的評価	総括的評価
評価の時期	主に学年、学期、単元の初め	学習指導の進行中	学年末、学期末・中間、単元終了時
評価の目的	指導内容の適切な配置、学習の前提条件や学力水準の確認、学び方の特性・つまずきとその原因の診断	学習内容の習得の有無・程度の確認、児童生徒へのフィードバック治療的指導方針の決定	指導計画の反省と改善 児童生徒の成績決定と記録・通知・証明
評価の方法	教師作成テスト、標準学力検査、各種心理診断検査、観察	問答、観察、教師作成テスト、アンケート	教師作成テスト、制作物、レポート、標準学力検査

また、評価方法の違いで大きく絶対評価と相対評価に分けられます。

### ○ 絶対評価

目標に照らした一定の規準をつくり、その規準に対して通過することができたかどうか、また、どの程度達成できたかを見る評価です。したがって、絶対評価では、受験者の平均が何点で、個人の得点が平均より上か下かなどは問題ではなく、規準に達しているかどうかの問題となります。

絶対評価を取り入れる場合は、各教科の目標を学年、学期、単元、1時間ごとに定め、達成しなければならない内容を、具体的な形で明らかにしなければなりません。さらに、これらの目標に応じた適切な測定などの評価の方法を考える必要があります。

このような明確な方法、信頼性、妥当性のある測定法を用いないと、絶対評価は教師の主観の強いものとなる恐れがあります。

#### <絶対評価の長所>

- ・ 指導目標に照らし、学習の到達度を明らかにすることができる。
- ・ 児童生徒の学習成果を他と比較することなく評価できる。
- ・ 児童生徒同士の無用な競争をなくすことができる。
- ・ 日常の指導の過程の評価として有効である。

#### <絶対評価の短所>

- ・ 日常の指導の過程で、個々の教師が規準を定めるため、主観の強い評価になりやすい。
- ・ 規準に客観性が乏しいため、学級間で不平等を生じる恐れがある。
- ・ 指導目標に従って規準を定めるため、児童生徒一人一人の実態に沿ったものにならない場合がある。

### ○ 相対評価

学習の結果を学級や学年などの集団の規準（例えば平均）に照らして、その集団における児童生徒の位置を明らかにする評価の方法です。標準学力検査や知能検査の偏差値などは、相対評価の例といえます。

#### <相対評価の長所>

- ・ 集団が一定ならば、教師の主観に左右されず客観性のある評価となる。
- ・ 異なったテスト間、異なった集団間の比較ができる。
- ・ 標準検査や学期末、学年末などの累積記録の総合的評価に適している。

#### <相対評価の短所>

- ・ 指導目標に対する達成の程度を直接測ることが難しい。
- ・ 質的な面や努力、熱意などの評価が難しい。
- ・ 少人数の学級などでは、正規分布が期待できないため、人数の段階比率を定めることが難しい。

さらに、次の三つの評価法について知っておくとよいでしょう。

### ○ 到達度評価（絶対評価の一つ）

教科学習において形成したい学力を構成する必要・不可欠な達成規準（目標）を設定して、これに対する児童生徒一人一人の達成状況を評価するものです。絶対評価と同様、客観的な達

成規準を設定することがとても大切になります。学習指導要領に示されている各教科・各学年の「目標・内容」が、まず基本的な達成規準となります。これは、教師の教材解釈によって具体的な達成規準として設定されます。この達成規準は、達成目標・向上目標・体験目標という三つの目標として更に具体化され授業実践が行われるのです。

## ○ 個人内評価

個人差には、個人間差異と個人内差異があります。相対評価は個人間差異の評価で、個人内評価は個人内差異の評価です。個人内評価では、比較の基準を他の個人や集団に求めず、その個人自身の属性に求めます。そのことによって、観点別学習状況の評価や評定には示しきれない一人一人のよい点や可能性、進歩の状況について評価することが可能になります。

例えば、その個人の教科の成績等を時間の経過を追って相対的に比較しその伸びを評価したり、計算力は第3学年相当であるが、読みの力は第4学年相当であるなど絶対評価を使って比較したりする方法です。

### <個人内評価の長所>

- ・ 個性に応じた教育の評価の方法として適切である。
- ・ 個人や集団のプロフィールができるので、長所や短所の診断が容易である。
- ・ 時間的変化を見るもので、発達の評価が可能である。

### <個人内評価の短所>

- ・ 個人や集団の属性を比較して個人内差異を見るが、比較を可能にする根拠が確立できにくいといえる。したがって、独善的解釈に陥る危険性がある。
- ・ この評価だけでは、客観性のある評価とはなりにくい場合もある。

## ○ 自己評価・相互評価

児童生徒自らを評価者の立場に立たせ、自己評価や相互評価によって自己を振り返らせ、学習を進めようとするものです。

学習者にとって評価とは、次のような効果があります。

- 学習がどこまでできたかを判断し、学習のペースを調整する。
- 学習を通して得た内容を振り返り、価値に気付く。
- 自分自身の姿を振り返り、自己認識の機会となる。

また、教師にとっては、次のような意義があります。

- 学習者の実態を知り、学習者を理解する。
- 学習目標の実現状況を把握し、その実現に向けた手立てを具体化する。

## ⑧ 評価の際の留意点

「様々な角度から児童生徒をみる」ことを念頭において評価しましょう。

客観的に把握しやすい「知識・技能」だけで判断してしまうと、それがどのように客観的であっても本当の児童生徒の姿は見えてきません。また、「主体的に学習に取り組む態度」だけでみようとすると、客観性に欠ける曖昧な内容になってしまいます。評価で大切なことは、客観的かどうかだけではなく、児童生徒の姿全体が見えてくるかどうかです。

「児童生徒はそれぞれ固有のよさと不十分さをもっている」ことを考えて評価しましょう。

まずは、児童生徒のよいところを見付け出すことに努めましょう。人は、自分の「よさ」を認められたときに自信と意欲をもつものです。不十分さばかりを指摘するようなことでは、正しい成長は期待できません。しかし、児童生徒の「よさ」に着目することが強調されるあまりに、「児童生徒のよさのみを見て、不十分さは見えてはならない」かのような誤解があります。不十分さを克服していくことも、重要な教育的活動です。その児童生徒のもつ「不十分さ」を、「マイナス」面として見るのではなく、今後の「可能性」として捉えることが大切です。要は、よさと不十分さの両面があいまってその児童生徒なりの「よさ」がつけられているという視点で見取ることです。

「学期末や学年末の成績付けにも形成的な機能がある」ことを軽視したり見落とししたりしないようにしましょう。

評価に当たっては、「学習の結果を重視する」のではなく「学習の過程を重視する」ことが重要です。成績付けも学習の結果としてだけでなく、児童生徒の次の段階での学習の励みやきっかけとして不可欠の意義をもちます。評価には短期的な評価と、一定期間での一人一人の伸びを捉えていく長期的な評価があることを考えに入れておきましょう。

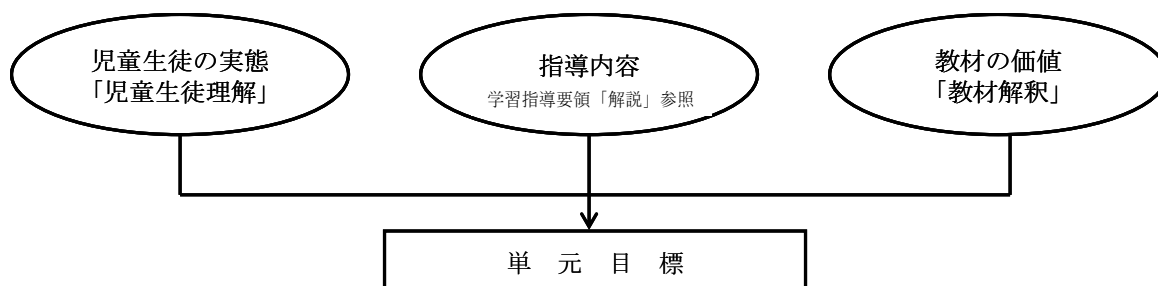
### ⑨ 具体的評価の手順

各教科において目標に準拠した評価を円滑に進めていくために、国立教育政策研究所が示す参考資料等を基に、評価規準の設定、評価計画を盛り込んだ指導計画の作成、日常的な記録簿の作成等に取り組みながら、評価についての力量を高めていかなければなりません。

目標に準拠した評価については、具体的には次のような手順で行います。

#### 単元目標・内容等の設定

学習過程で児童生徒一人一人が身に付けるべき資質・能力を明確にする。



#### 単元の活動ごとに「評価規準」を設定

単元目標を分析して、何をどのように評価していくのかを明らかにして評価規準を設定します。また、評価規準の設定に当たっては、次のことに留意します。

- 各教科の内容のまとまりごとに、単元の評価規準として「おおむね満足できる状況」を設定する。
- 活動の流れや時間を考慮しながら、単元における具体の評価規準として「おおむね満足できる状況」を設定する。
- 児童生徒に育成する資質・能力や活動の姿が分かるように表現を工夫する。

#### 評価方法の決定

評価の方法を学習活動と関連させながら工夫し具体化します。ここでは、代表的な評価方法を紹介します。

- **観察法**（行動、発言、態度等を対象にします）  
学習場面での行動や発言、態度等を観察・記録して評価します。  
※ 観察の視点を決めて重点的に評価することが大切です。  
【例】・自由記述法 座席表、記録簿、授業カード等に具体的な姿を記入する。  
・チェックリスト法 行動目標項目ごとに顕著な姿が見られたらチェックを入れる。
- **作品法**（ノート、プリント、制作物等を対象にします）  
学習のあとを示す各種の作品をもとに評価します。  
※ 仕上がりの結果とともに制作過程の様態を評価することが大切です。  
【例】作文、レポート、絵や塑像、工作物、ノートやプリント、音楽や英語のビデオ作品
- **テスト法**（ペーパーテスト、実技テスト等を行います）  
知識・理解、技能等の能力をパフォーマンスとして表現させて評価をする方法
- **自己評価・相互評価分析法**（チェック項目、自由記述等により評価します）  
児童生徒に自分や友達の学習状況を評価させ、それを参考に教師が分析し評価をする方法です。

- ※ 教師が気付かない児童生徒の側面を把握することができる場合があります。
- ※ 児童生徒に評価の目が養われ、学び方の定着に効果的です。

#### 児童生徒のよさや可能性を生かす補助簿の作成

補助簿とは、日常的な評価によって得られる情報を記録する帳簿のことです。もちろん、記録するだけでは意味がなく、日々の指導に生かすことや、通知表、指導要録等を作成するときの基礎資料として活用することを目的としています。学習目標の達成に向けてより効果的な授業を展開するために、また、より正確で信頼のおける通知表や指導要録を作成するために、なくてはならない重要な帳簿です。したがって、この活用をどのように行うのかがこれからの評価法を大きく左右することになります。

#### <補助簿作成上の留意点>

- 児童生徒の学習活動における表情、発言、行動等の観察に重点をおいて、簡単な◎や○で記入したり、コメントを入れたりしましょう。
- 児童生徒の伸びを長期的に把握できるように積み重ねる補助簿を工夫しましょう。また、必要に応じて個人カルテ（個別の指導計画等）を作成することも一つの方法です。
- 保護者とも協力して児童生徒の学習活動や生活の支援に生かすようにしましょう。
- 児童生徒一人一人に対する愛情ある共感的な評価をしましょう。

#### 【参考文献】

- 国立教育政策研究所「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」
- 国立教育政策研究所「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」
- 国立教育政策研究所「学習評価の在り方ハンドブック」（小・中学校編）

<http://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryuu.html> 及び下記二次元コードからダウンロードできます。



### 3 道徳教育と道徳科

#### (1) 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育

##### ① 道徳教育の目標

道徳教育とは、人間が本来もっている「人間としてよりよく生きたい」という願いやよりよい生き方を求め実践する人間の育成を目指し、その基盤となる道徳性を養う教育活動です。道徳教育の目標は、学習指導要領「第1章 総則」の第1の2の中段に次のように示されています。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の（人間としての）生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。 ※       は小学校、（ ）は中学校

このように、道徳教育の目標が道徳性を養うことをより一層明確にしています。

##### ② 道徳性

道徳性は、人間としての本来的な在り方やより良い生き方を目指してなされる道徳的行為を可能にする人格的特性であり、人格の基盤をなすものです。道徳性を構成する諸様相は、「学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」において次のように説明されています。

道徳性の様相	道徳性の様相の内容	児童生徒の姿の例
道徳的判断力	道徳的価値が大切なことを理解し、様々な状況下において人間としてどのように対処することが望まれるかを判断する力。	<ul style="list-style-type: none"> <li>こうしたら、将来の自分はどうなるのだろう。</li> <li>こうすることで、相手はどう感じるだろうか。</li> </ul>
道徳的心情	道徳的価値の大切さを感じ取り、善を行うことを喜び、悪を憎む感情。	<ul style="list-style-type: none"> <li>親切にしたらすっきりした。</li> <li>あんなことしなければよかった。心もやもやする。</li> </ul>
道徳的実践意欲と態度	道徳的実践意欲は、道徳的判断力や道徳的心情を基盤とし道徳的価値を実現しようとする意志の働きであり、道徳的態度は、それらに裏付けられた具体的な道徳的行為への身構え。	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標に向かって粘り強く取り組む。</li> <li>困っている人がいる。思い切って声をかけるようにする。</li> <li>人としてだめなものは、許されない。</li> </ul>

##### ③ 道徳教育の内容

学習指導要領では、児童生徒の道徳性を養うために学校で行う道徳教育において指導すべき内容を次の四つの視点で分類整理しています。

A主として自分自身に関すること	自己の在り方を自分自身との関わりで捉え、望ましい自己の形成を図ることに関するもの。
B主として人との関わりに関すること	自己を人との関わりにおいて捉え、望ましい人間関係の構築を図ることに関するもの。
C主として集団や社会との関わりに関すること	自己を様々な社会集団や郷土、国家、国際社会との関わりにおいて捉え、国際社会と向き合うことが求められている我が国に生きる日本人としての自覚に立ち、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な道徳性を養うことに関するもの。
D主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること	自己を生命や自然、美しいもの、気高いもの、崇高なものとの関わりにおいて捉え、人間としての自覚を深めることに関するもの。

道徳の内容は、これらの四つの視点のもとに、小学校は2学年ごとのまとまりで、中学校は3学年間を見通してまとめて示しています。なお、これら四つの視点は、相互に深い関連があります。したがって、各学年段階においては、関連を考慮しながら四つの視点に含まれる全ての内容項目について適切に指導しなければなりません。

また、これらの内容は道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容です。

#### ④ 道徳教育の進め方

「学校の教育活動全体」とは、各教科、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間、特別活動など、全ての教育活動を指します。道徳教育は、道徳科だけで行われるものではありません。

例えば体育科では、集団でのゲーム等運動をすることを通して、ルールを守る（規則の尊重）、協力し合う（友情、信頼）心情を育むことができます。このようなことは、「道徳教育」と言わなくても行っていることですが、指導者が道徳教育の意識をもって指導を行っているかどうかが大切です。

各学校には、道徳教育の全体計画があります。そこには、学校の教育目標や児童生徒の実態と課題、学校や地域の実態と課題等から道徳教育の重点目標が設定されています。その重点目標をもとに、道徳科の年間指導計画や、道徳科以外のどの教科等で、いつ、どのような指導を行うか明記された別葉が作成されています。道徳教育は、これらの計画に基づいて、全職員が共通理解のもと、意図的、計画的に指導を行っていく必要があります。

#### ⑤ 道徳教育と道徳科の関係

それでは、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行っているのに、週に1時間「道徳科」を行うのはなぜでしょうか。

各教科等には、それぞれ固有の目標があります。指導においては、その目標の達成を目指すことが大切です。そのような教科等の指導の中だけで道徳教育を行った場合、道徳教育の内容としては断片的であったり、徹底を欠いたりしてしまうことが考えられます。

「学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」では、道徳科の役割を次のように記しています。

道徳科は、学校の教育活動全体を通じて行われる道徳教育の要として、それらを補ったり、深めたり、相互の関連を考えて発展させたり統合させたりする役割を担っている。

つまり、道徳科においては、各教育活動での道徳教育が調和的に生かされ、道徳科としての特質が押さえられた学習が計画的、発展的に行われることが大切ということです。

#### (2) 道徳科の考え方

先に述べたように、児童生徒の道徳性を養うには道徳科としての特質が押さえられた学習を計画的、発展的に行うことが大切です。道徳科の特質はその目標に示されています。

道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己の（人間としての）生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

「学習指導要領解説特別の教科道徳編」より ※ \_\_\_\_は小学校、（ ）は中学校

このことから、道徳科の特質は「育成する資質・能力」と「学習活動」から、次のようにまとめることができます。

道徳科で育成する  
資質・能力

道徳性（道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度）を育成

道徳性を養うために  
必要となる学習活動

道徳的諸価値についての理解を基に、  
自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、  
自己（人間としての）の生き方についての考えを深める学習

#### ① 道徳性を育成する

道徳科が目指すものは、よりよく生きるための基盤となる道徳性であり、道徳性の諸様相が、道徳的判断力、道徳的心情、道徳的実践意欲と態度です。先に述べた道徳教育と道徳科は共に道徳性を養うことを目指します。



## ② 道徳的諸価値について理解する

児童生徒が将来、様々な問題場面に出会った際に、その状況に応じて自己の生き方を考え、主体的な判断に基づいて道徳的実践を行うには、道徳的価値の理解が必要です。したがって、道徳科においては道徳的価値について理解する学習を欠くことはできません。道徳的価値を理解することについては、「学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」に次のように示されています。

- 人間としてよりよく生きる上で大切なことであると理解する（価値理解）  
例) 困っている人の手助けをすることは人として大切なことだ。
- 大切であってもなかなか実現することができない人間の弱さなども理解すること（人間理解）  
例) 困っているのは分かっているけど手助けをするのは簡単ではないな。
- 道徳的価値を実現したり、実現できなかったりする場合の感じ方、考え方は一つではない、多様であるということをも前提として理解すること（他者理解）  
例) 同じ手助けをするのでもその理由は人それぞれだな。

## ③ 自己を見つめる

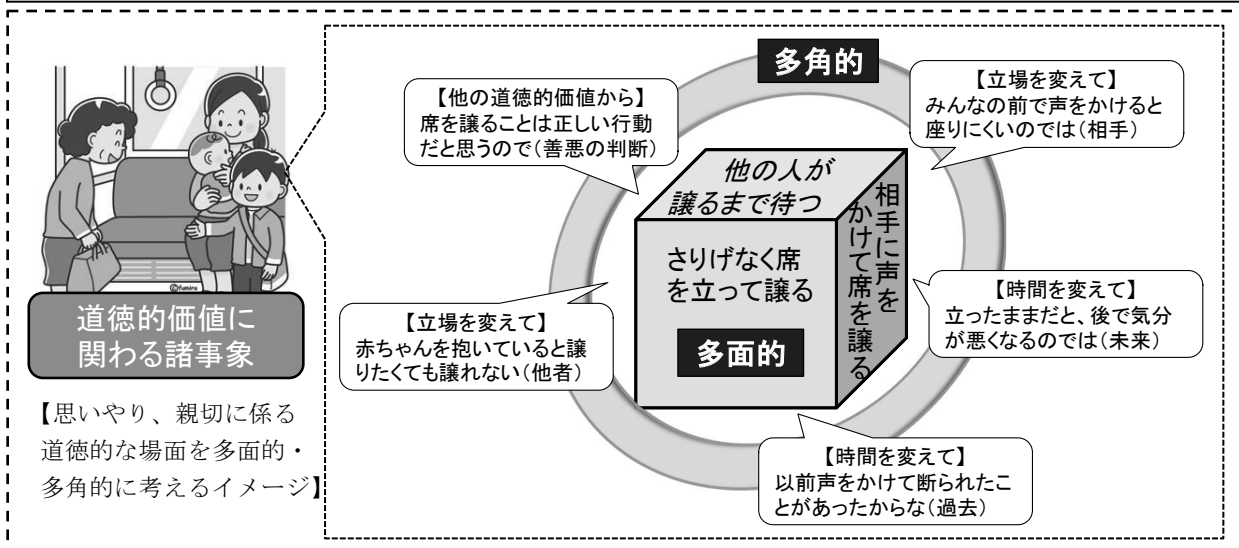
先に述べた道徳的価値についての理解（価値理解、人間理解、他者理解）を図るには、児童生徒一人一人がこれらの価値を自分との関わりで捉えることが大切です。そのためには、授業中の道徳的問題場面において、児童生徒が自分の経験やそのときの考え方、感じ方と照らし合わせながら更に考えを深めることができるようにすることが大切です。

- 自分との関わりで道徳的価値を捉え、自分自身への理解を深めること（自己理解）  
例) 以前、困っている人を見かけたことがあった。あの時の私と同じように主人公も～と考えているかな。  
例) これまでAさんのような考えで手助けをしたことはなかったな。  
例) そういえば、私も主人公と同じような考えで手助けをしていたことがあったな。

## ④ 多面的・多角的に考える

道徳性を養うには、児童生徒が多様な価値観を前提にして、他者と対話したり協働したりしながら、多面的・多角的に考えることが求められます。このような学習で多様な感じ方や考え方に接することで、道徳的価値のよさや意義、困難さ、多様さなどを理解し、自分なりに発展させていくことへの思いや課題が培われるのです。

- 多面的…道徳的価値やそれらに関わる諸事象を一面から捉えるのではなく、様々な面から捉えること
- 多角的…道徳的価値やそれらに関わる諸事象のもつ多面性を、様々な角度（立場、時間を変える、他の道徳的価値との関わり等）から考察し捉えること



⑤ 自己の（人間としての）生き方について考える

児童生徒は道徳的価値の理解を基に自己を見つめるなどの道徳的価値の自覚を深める過程で、同時に自己の（人間としての）生き方についての考えを深めていますが、終末の振り返り等で特にそのことを強く意識させることが重要です。

	学習指導要領上の記述	趣旨（学習指導要領解説特別の教科道徳編より）
小学校	自己の生き方について考える。	これからの生き方の課題を考え、それを自己の生き方として表現していこうとする思いや願いを深める。
中学校	人間としての生き方について考える。	人間についての深い理解を鏡として行為の主体としての自己を深く見つめる。

(3) 道徳科の授業づくりの進め方

道徳科の授業づくりを行う際の視点は様々あり、順序も柔軟であって構いません。しかし、以下に挙げるような手順を参考にしながら、児童生徒の実態に応じて、道徳的諸価値の理解を基に自己を見つめるなどの道徳的価値の自覚を深める授業づくりを心がけることが大切です。

① 指導観を明確にする

ア 価値観を明確にする

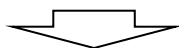
道徳科の授業づくりに当たっては、教師自身が指導する道徳的価値について明確な考えをもつことが大切です。

その際、学習指導要領解説特別の教科道徳編に示されている内容項目について、その意味を解釈し、どこに焦点を置いて指導するかを決定します。

イ 児童生徒観を明確にする

指導する道徳的価値の内容を焦点化したならば、その視点から児童生徒の実態を明確にし、本時で学ばせたいことを具体化します。

その際、日常の観察や質問紙、学習ノート等の記述、面接等を用いて、各教科等において道徳教育を行った結果としての児童生徒のよさや課題を明らかにする必要があります。



明確な価値観を基に児童生徒観を明確にすることで、児童生徒の実態に応じた、具体的で焦点化されたねらいを設定することができます。

ウ 教材観を明確にする

道徳科の授業が、読み物教材の主人公の気持ちを問い続ける「浅い読解」になってしまわないように、1単位時間の授業のねらい、つまり授業者の価値観、児童生徒観に基づいて、以下のような視点を参考に教材を分析することが大切です。そして、分析結果とねらいをもとに、**どこで、どんなことを考えさせるのか、すなわち中心場面を検討します。**

条件・状況の分析	主人公の人柄やどのような道徳的問題に直面しているか。	
場面の分析	人間的弱さ・脆さ	中心価値に反する主人公の言動（場面）が描かれているのはどこか。
	回転軸	主人公が変革するきっかけや葛藤場面はどこか。
	価値覚醒	主人公が自分の生き方として決断し、選択していったものは何か。 なぜ、その生き方（行為）を選択したのか。
	価値納得	主人公が決断し、選択した生き方に納得したのはなぜか。

② 指導過程を構想する

指導過程を構想する際には、児童生徒がねらいとする道徳的価値について自分との関わりで考え、多様な感じ方や考え方に合せて学び合うことができるような効果的な発問等授業全体の展開を検討します。

## 導 入

児童生徒の意識をねらいとする道徳的価値に方向付けるために、その道徳的価値に関わる体験の想起や事前アンケートの提示などを行います。この意図は、展開段階で活用する教材には、様々な道徳的価値が含まれていることから、複数の道徳的価値の中から本時に考えるべきねらいとする道徳的価値を児童生徒の意識の中で焦点化させることです。大切なことは、**自分との関わりで考えようとする意欲**を高めることです。

## 展 開

ねらいとする道徳的価値の自覚を深める学習の中心となる段階です。ここでは、「道徳的価値について理解する」、「自分との関わりで道徳的価値を捉える」、「多面的・多角的に考える」などの学習を具体的に展開する必要があります。

読み物教材を用いて追求する場合としては、四つの活用類型がよく知られていますが、固定的に考えるのではなく、1単位時間の授業のねらいを基に柔軟に考えます。大切なことは、単に教材中の出来事として捉えるのではなく、児童生徒自身が**自分の事として考え**、現在の自分自身をしっかりと見つめられるように構想することです。

## 終 末

児童生徒が自分との関わりでねらいとする道徳的価値に対する思いや考えをまとめる段階です。この段階で留意することは、単なる「望ましい行為、行動に対する決意表明」にならないようにすることです。児童生徒一人一人が、自らの道徳的な成長や明日への課題などを実感でき確かめる場としたいものです。

### ③ 指導方法の工夫

ねらいを達成するには、児童生徒の感性や知的な興味などに訴え、問題意識をもち、自分との関わりで意欲的に、また主体的に話し合うことができるように最も適切な指導方法を選択する必要があります。

#### ア 教材提示の工夫

教材は、集団思考を促し、1単位時間のねらいとする道徳的価値に関わる問題場面、状況が含まれている共通の素材である資料を次のような意図をもって活用するようにします。

- 一定のねらいとする道徳的価値に関わる場面や状況についての理解を深めるようにする。
- 登場人物などに親しみをもたせ、児童生徒が自分との関わりでねらいとする道徳的価値について考えられるようにする。
- 教材に含まれている道徳的価値に関わる事象のよさや不思議さなどに気付かせ、児童生徒に驚きや憧れをもたせるようにする。

#### イ 発問の工夫

道徳科の発問は、児童生徒が道徳的価値についての自覚を深めるために行います。このため、指導者が1単位時間のねらいを基に、「価値理解」「人間理解」「他者理解」のどこを重点的に児童生徒に考えさせたいのか（中心発問）をはっきりさせておく必要があります。中心発問が決まったら、この中心発問における学習が充実するような前後の発問を検討します。また、ねらいに応じて、児童生徒がより深く考えるために右に示す例のような補助発問（問い返し）を大切にします。

比較対照	〇〇と△△は何が違うの？
根拠・理由	なぜ、〇〇を悪い(仕方ない)ことだと思うの？
言い換え	どういこと？もう少し詳しく説明して。
確認・焦点化	Aさんが言おうとしているのはこういうことかな？
立場変更	あなたが逆の立場だったら教えてほしい？
類推・想像	〇〇を想像してみて。どんなことを感じる？
条件変更	もし、みんなが〇〇したらどうなるだろう？
具体例・反例	具体的にどういこと？当てはまらないこともある？
普遍化可能性	それはいつでも正しいの？
結果・帰結	〇〇したら(しないと)どうなる？それでよい？
他律・自律	人から褒められるからそうするの？

## ウ 話し合いの工夫

道徳科の話し合いには、次のような目的があります。

- 道徳的価値のよさや実現することの難しさについての考えを深める。
- 道徳的価値に関わる多様な感じ方、考え方などを知る。
- 自分の感じ方、考え方などの自覚を深める。
- 現在の自分についての自覚を深める。

話し合いの形態には、ペア、小集団、学級全体等があり、意見を出し合ったり、比較・検討したりしますが、話し合い自体が目的とならないように気を付けましょう。

## エ 書く活動の工夫

道徳科に書く活動を取り入れることは、児童生徒にとって次のような意義があります。

- 自分との関わりで主体的にねらいとする道徳的価値について考えるために、学習の個別化が図られる。
  - 文章化したものと対峙することにより、自分の感じ方や考え方を客観的に認識できる。
  - ねらいとする道徳的価値にかかわる多様な感じ方、考え方を把握する手がかりになる。
  - 自分の状況を文章化することで自分自身の洞察が促され、課題を把握することができる。
- ワークシート等を工夫することで、児童生徒の道徳的価値についての感じ方や考え方が指導者にとっても把握できるようになります。机間指導を行いながら記録を取り、道徳的価値の理解を深めるための意図的指名に生かしていきましょう。なお、書く活動で個別化を図り、話し合い等の集団思考で深めるために、書く活動に時間を取られすぎないようにしましょう。

## オ 表現活動の工夫

発表や書く活動のほかに、次のような表現活動があります。目的と効果を考慮して取り入れてみましょう。

劇化	教材の内容を理解させるために、場面の状況をとらえさせるストーリーに沿って行う。
動作化	登場人物の感じ方や考え方を自分との関わりで考えることをねらって、登場人物の動作を模倣したり反復したりする。
役割演技	役割と場面のみを決めておき、即興的に演じる。児童生徒自身の経験を基に反応が創られるために、自他の感じ方や考え方の違いを認識することができる。

上記のような表現活動を効果的に取り入れるためには、茶化したりしない雰囲気づくりを大切にするとともに、これらの表現活動の途中や後に話し合いを取り入れることで、道徳的価値の自覚や自己の生き方についての考えを深めることができるようにする必要があります。

## カ 板書の工夫

板書は児童生徒にとって道徳的価値の自覚を深めるための思考を促す重要な手がかりです。

板書は指導者の伝えたい内容を示したり、その順序や構造を示したり、内容の補足や補強をしたりするなど、多様な機能をもっています。これらを考慮しながら、児童生徒の感じ方や考え方の違いや多様さを対比的、構造的に示す工夫、中心部分を浮き立たせる工夫など、指導者として意図を明確にして板書の工夫をしましょう。

## (4) 道徳科の教材

道徳科の指導を行うに当たっては「主たる教材」として教科書を使用します。なお、必要に応じて「ふくおか郷土資料DVD」等の地域教材を活用することは可能（他の教科等と同様）です。その際、以下の点に留意する必要があります。

- ・ 学習指導要領に示された各学年の内容項目を、相当する各学年において全て取り扱うよう、年間指導計画に適切に設定すること。
- ・ 「学校における補助教材の適正な取扱いについて（通知）」（平成27年3月4日付け文部科学省初等中等教育局長通知）を踏まえること。

※ 「私たちの道徳」は、文部科学省のホームページからダウンロードすることができます。

## (5) 道徳科の評価の在り方

### ① 道徳科における評価の基本的な考え方

- ア 児童生徒にとっては自らの成長を実感するもの、教師にとっては指導方法の改善・充実に取り組むための資料です。
- イ 評価に当たっては、次のようなこと等が求められます。
- ・ 数値による評価ではなく**記述式**であること。
  - ・ 個々の**内容項目ごとではなく、大きくりなまとまり**を踏まえた評価とすること。
  - ・ 他の児童生徒との比較による**相対的な評価ではなく、成長を見取り、励ます個人内評価**として行うこと。
  - ・ 調査書等に記載せず、**入学選抜の合否判定に活用することのないようにする**。

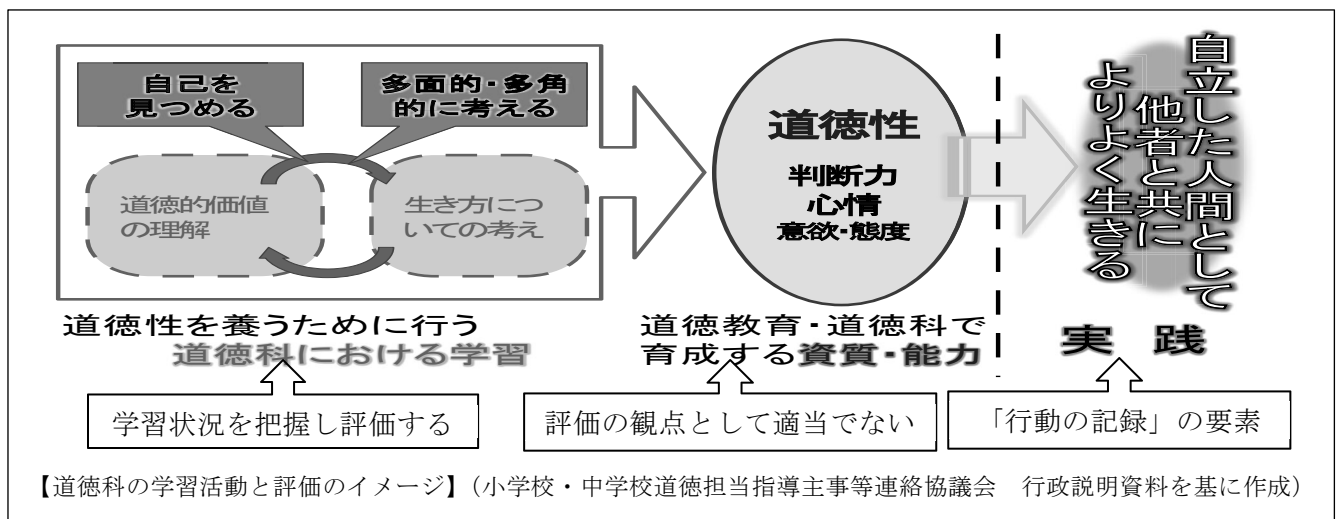
### ② 道徳科の評価の内容

「(2) 道徳科の考え方」で述べたように、育成すべき資質・能力は道徳性ですが、その諸様相である「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度」が養われたかどうかは容易に判断できるものではなく、また、児童生徒の人格そのものに働きかける道徳科の評価としては、これらを分節して観点別に行う評価自体が妥当ではないと考えられます。

そこで、道徳性を養うことを学習活動として行う道徳科の指導では、その学習状況を適切に把握し評価することになります。評価に当たっては、例えば、

- ・ 違う考え方に触れる中で一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか
  - ・ 道徳的価値の理解（大切さ、難しさ、多様さ等）を自分との関わりの中で深めているか
- といった点に着目して学習状況を見取ることになります。

このことは、**道徳科の目標に明記された学習活動に注目して評価すること**を意味しています。したがって、このような児童生徒の学習状況を見取るには、「(2) 道徳科の考え方」でも述べた、**道徳科の特質を踏まえた授業づくりとその積み重ねが必要不可欠**となります。



### ③ 道徳科の評価の方法

道徳科の評価に当たっては、児童生徒の学習状況を継続的に把握し、個人内の成長を積極的に受け止め認めることが大切です。このような成長の様子を見取るための具体的な工夫例として、以下のような記録を活用することが考えられます。

- ・ 児童生徒の学習の過程や成果などの記録を計画的にファイルに蓄積したもの
  - ・ 児童生徒が道徳性を養っていく過程での児童生徒自身のエピソードを累積したもの
- その際、記録物自体を評価するのではなく、いかに自分との関わりで考えたかなどの成長の様子を見取るものであることに留意する必要があります。

【参考文献】「学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」 文部科学省（平成29年7月）  
「道徳教育実践ハンドブック vol. 2」 福岡県教育委員会（平成30年3月）

# 4 小学校外国語教育における指導

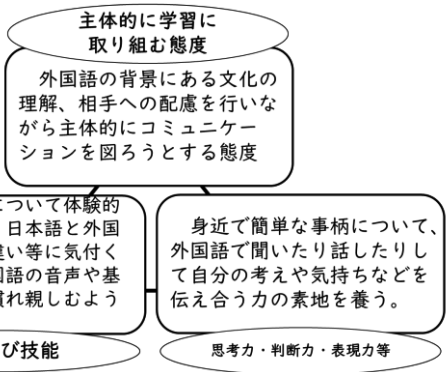
## (1) 外国語活動及び外国語科が目指す資質・能力（目標）

小学校外国語活動及び外国語科で目指す姿は、小学校学習指導要領（平成29年告示）解説「外国語活動・外国語編」（文部科学省）で示されている『目標』で、下記に示す通りです。

### < 外国語活動 >

#### 第1 目標

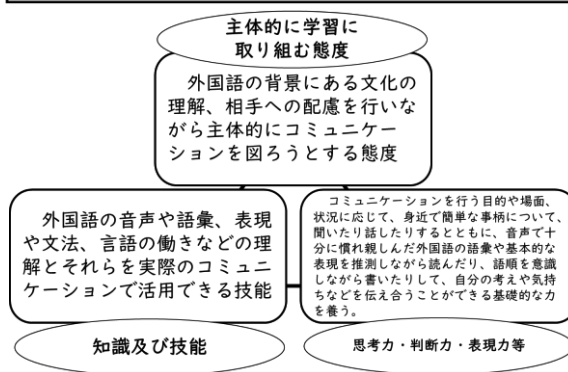
外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。



### < 外国語 >

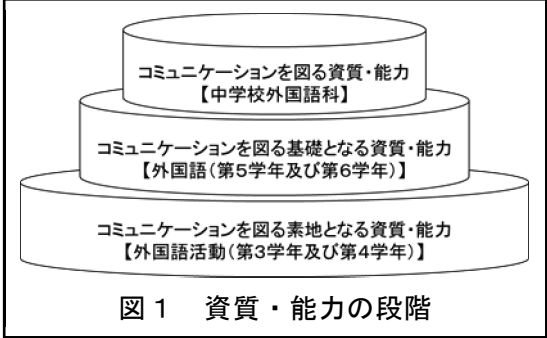
#### 第1 目標

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。



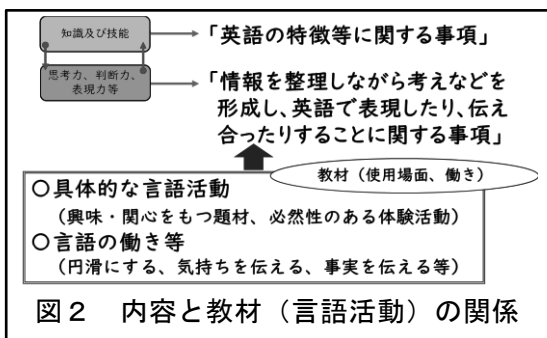
第3学年及び第4学年の外国語活動では、「コミュニケーションを図る素地となる資質・能力」の育成を目指します。第5学年及び第6学年では、「コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力」を系統的に身に付けることができるようにします。

図1のように、「コミュニケーションを図る資質・能力」は、素地→基礎と段階的に身に付ける必要があります。中学校の資質・能力を身に付けるためには、小学校段階における「基礎となる資質・能力」は「素地となる資質・能力」を身に付けることが不可欠であるということとなります。つまり、小学校から中学校までのつながりとして考えることが大切です。



## (2) 目標の資質・能力育成のための内容等について

外国語活動及び外国語科の目標となる資質・能力を身に付けさせるためには、各段階において、内容となる資質・能力を身に付けることが大切です。内容は、小学校学習指導要領解説「外国語活動・外国語」に全て示されています。図2の「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」の関係をもとに、単元の目標を設定し、言語活動と関連させて授業構想を行います。



**(3) 単元構成及び一単位時間の学習過程をつくるポイント**  
**(主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくり)**

○単元など内容や時間のまとまりの中で、児童や学校の実態に応じ、学習活動を組み立てていくことが大切です。(学習指導要領解説「外国語活動・外国語 p. 121～122」)

単元構成では、児童の課題解決に向けて意識がつながるようにすることが大切です。

そのためには、教師が単元終末段階の児童に望む具体的な姿のイメージをもつ必要があります。そして、実態に応じて単元を見通した課題を設定します。これは、学習活動の質を向上させるものであり、外国語活動及び外国語科では、コミュニケーションの目的、場面、状況に応じた言語活動を段階的に位置付けることが考えられます。単元終末では、実際のコミュニケーションにおいて音声や語彙、表現などを活用する学習の充実が求められます。

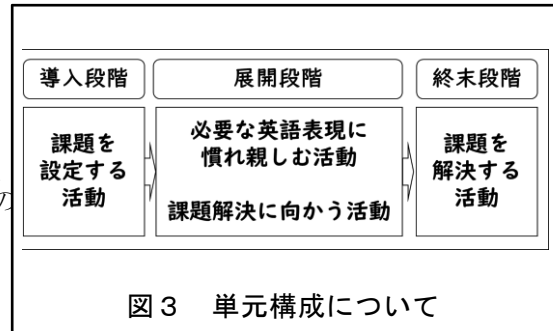


図3 単元構成について

○外国語活動及び外国語科における「主体的・対話的で深い学び」の実現

- ・具体的な課題を設定する。
- ・外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせる。
- ・コミュニケーションを行う目的、場面、状況などを意識した活動を行う。
- ・英語の音声や語彙、表現などの知識を「聞くこと」「話すこと(発表・やり取り)」「読むこと」「書くこと」の領域における実際のコミュニケーションに活用する。

(学習指導要領解説「外国語活動・外国語」p. 122)

児童が外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせるためには、「誰に、何を、どのように伝える(伝え合う)か」を明確に設定することが大切です。

そして、単元において課題解決を図る中で、自分が伝えたいことを慣れ親しんだ語彙や基本的な表現を使い、伝える相手や場面の状況に応じて伝え合う活動を充実させます。コミュニケーションの質を段階的に高めていくために、活動と活動の間に、児童が自分のやり取りの様子を振り返ったり教師がモデルとなる姿を価値づけたりすることが大切です。

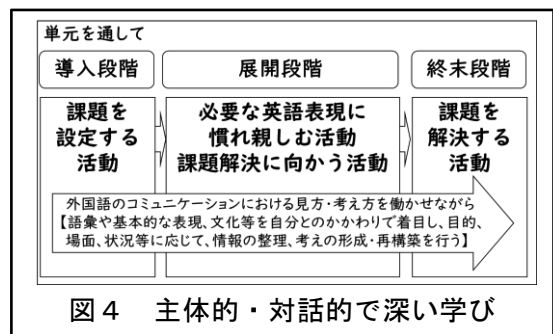


図4 主体的・対話的で深い学び

○教材の選定(コミュニケーションの場面、状況設定)

- ・「言語の使用場面」と「言語の働き」を考慮した教材にすることが大切です。

(学習指導要領解説「外国語活動・外国語」p. 133)

外国語活動及び外国語科の学習では、教材は重要な役割を果たします。そこで、教材を選定する際は、以下の事項について留意する必要があります。

- ・日常生活、風俗習慣、物語、地理、歴史、伝統文化、自然など、児童の発達段階や興味、関心に即していること
- ・相手の状況や立場を共感的に理解できること
- ・我が国の文化、英語の背景にある文化への関心を高め、理解を深めることができること
- ・国際協調の精神を養うことができること

言語の使用場面と言語の働きを合わせて指導できる教材を選定することが大切です。

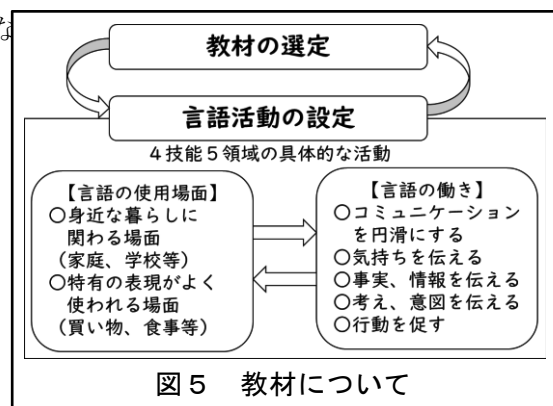


図5 教材について

#### (4) 一単位時間の授業を構想する上での具体的な視点

単元を構成する一単位時間の授業を構想する上で、  
図6に示す視点をもつことが大切です。

- ・単元の配列や構成は、他教科等との関連を考え時期や系統、興味・関心等を基に計画的に行う。
- ・位置付ける活動は、子供の意識がつながるよう課題解決に向かう過程を大切にする。
- ・Small Talk (HRT、ALT、児童同士等) やチャッツ等を、目的をもって位置付ける。
- ・ALT をコミュニケーションの目的や Small Talk の相手、パフォーマンス評価等に活用する。
- ・配慮を要する児童が意欲をもつ活動の設定や個に応じた支援等を大切にする。

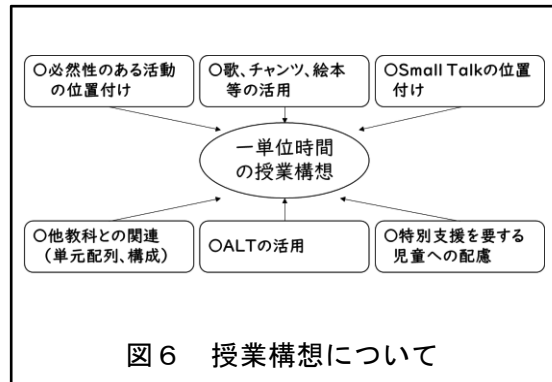


図6 授業構想について

#### (5) 指導案作成及び授業実践におけるポイント

##### <指導案作成のポイント>

指導案を作成する際は、単元の目標や評価規準、目標達成のための具体的な支援、指導上の留意点など、児童の姿を具体的にイメージしながら作成していきます。何のために、どんな活動を、どのような方法、順序で位置付けるかを検討します。その際、以下に留意しながら指導案作成を行います。

- ・ 単元目標（ゴール像）を明確にしている。
- ・ 目標に向かう単元及び一単位時間の指導過程となっている。
- ・ 本時目標と活動と評価が一体となっている。
- ・ 聞きたい、言いたい（興味・関心、知的好奇心等）場面や状況を設定している。
- ・ インフォメーションギャップがあり、コミュニケーションをする必然性がある。
- ・ 単元及び一単位時間の構成は、「聞く→慣れる→発話する」になっており、英語の音声や基本的な表現を「聞く」時間が十分にとられている。
- ・ 英語のスキル教授や単調な練習が中心でなく、児童のコミュニケーション体験や異文化体験を促進する活動となっている。
- ・ 「書くこと」「読むこと」については、音声で十分に慣れ親しんだ上で、児童の実態に応じた活動となっている。
- ・ 児童が学びの過程を振り返る活動を位置付けている。

##### <授業実践のポイント>

- ・ クラスルーム・イングリッシュを積極的に使ったり、Small Talk を位置付けたりして、教師自身が英語を使ってコミュニケーションを図るモデルになる。
- ・ 自信をもつことができるように児童の積極的なコミュニケーションへの関心・意欲・態度を見つけ、タイミングよく誉める。
- ・ 新しく扱う英語表現については十分に聞かせ、児童の発話を焦らせない。
- ・ 簡単な表現や活動から始め、スモールステップで目標を達成する体験を積み重ねることができる指導を行う。
- ・ ねらいに沿って児童の様子を観察し、学習の過程や最終的な姿、児童自身のまとめを称賛し、学習の価値付けを行う。
- ・ 児童が「何につまずき、何を困難に感じているのか」を把握し、それに対応する手立てを講じる。その手立ては、全ての児童にとっても分かりやすい支援ともなる。



(6) 外国語活動及び外国語科の学習評価

① 評価の観点及びその趣旨

	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
外国語活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深めている。</li> <li>日本語と外国語の音声の違い等に気付いている。</li> <li>外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しんでいる。</li> </ul>	<p>身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合っている。</p>	<p>外国語を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとしている。</p>
外国語	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国語の音声や文字、語彙、表現、文構造、言語の働きなどについて、日本語と外国語との違いに気付き、これらの知識を理解している。</li> <li>読むこと、書くことに慣れ親しんでいる。</li> <li>外国語の音声や文字、語彙、表現、文構造、言語の働きなどの知識を、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、身近で簡単な事柄について、聞いたり話したりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合っている。</li> <li>コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合っている。</li> </ul>	<p>外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとしている。</p>

② 小学校外国語科における「内容のまとめりごとの評価規準」の作成（例）

【「話すこと [やり取り]」の評価規準の設定例】

	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
評価規準	<p>&lt;知識&gt; 身の回りの物を表す語や、I like/want/have～.、Do you～?、What do you～?の表現について理解している。</p> <p>&lt;技能&gt; 自分や相手のことについて、身の回りの物を表す語や、I like/Want/have～.、Do you～?、What do you～?を用いて、考えや気持ちなどを伝え合う技能を身に付けている。</p>	<p>新しくやってきたALTのことを理解したり自分のことを伝えたりするために、自分や相手のことについて、簡単な語句や基本的な表現を用いて、考えや気持ちなどを伝え合っている。</p>	<p>新しくやってきたALTのことを理解したり自分のことを伝えたりするために、自分や相手のことについて、簡単な語句や基本的な表現を用いて、考えや気持ちなどを伝え合おうとしている。</p>
基本的な形	<ul style="list-style-type: none"> <li>「【言語材料】について理解している」が基本的な形となる。</li> <li>「【事柄・話題】について、【言語材料】などを用いて、【内容】を伝え合う技能を身に付けている。」が基本的な形となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「【目的等】に応じて、【事柄・話題】について、簡単な表現を用いて【内容】を伝え合っている。」が基本的な形となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「【目的等】に応じて、【事柄・話題】について、簡単な語句や基本的な表現を用いて【内容】を伝え合おうとしている。」が基本的な形となる。</li> </ul>

※ 「必要な要素が盛り込まれていれば、語順や記載の仕方は必ずしも例示の通りである必要はない。」と示されています。

各学校が児童の実態に応じて学校の「学年ごとの目標」及び「五つの領域別の『学年ごとの目標』」を設定した上で、「単元ごとの評価規準」を作成する場合の基本的な考え方として示されています。

※学習評価に関する詳細は、文部科学省国立教育政策研究所（令和2年3月）「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」を参照のこと

## (7) 小学校外国語教育と中学校外国語教育の接続・連携

学校間の接続を円滑にし、小学校における学びを中学校につなげ、コミュニケーションを図る資質・能力の育成という目標の実現のためには、次のような小中連携が鍵となります。

### ○ 指導目標の連携

学習指導要領では、小・中・高等学校で一貫した目標の実現を図るため、また、「外国語を使って何ができるようになるか」を明確にするために、「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り）」「話すこと（発表）」「書くこと」の領域別の目標が設定されています。児童の発達の段階を捉えて指導に生かすために、領域別の目標を比較し、何を身に付けさせるのか理解することが必要です。目標を比較することによって、例えば中学校で話題が広がることや、自分の考えや気持ちに加えて「事実」や「考えたこと」や「理由」が加わり高度化することなどが捉えられ、小学校段階でどのような指導をすべきかが明らかになります。

### ○ 指導内容の連携

語彙や表現などについては、小学校で学んだ学習内容を、中学校において小学校とは異なる場面で使ったり、別の意味で活用したりするなど、言語活動において繰り返し活用し定着を図ることが重要です。「読むこと」と「書くこと」の指導については、小学校段階では、文字の名称が発音できたり、文字の名称が読まれた時にどの文字か特定できたりするように指導していますが、語を書く際には「書き写すようにする」とされており、語の綴りを覚えるところまでは求められていません。しかしながら、書き写す経験は、中学校段階における「書くこと」の指導につながる重要な指導であることを認識して、「書くこと」の言語活動も十分に行う必要があります。

### ○ 小学校教員と中学校教員との連携

小学校・中学校一貫して、児童生徒の学びを確かなものとするためには、小学校と中学校教員の連携が必要です。また、中学校区内での小学校の外国語科や外国語活動の実際を互いに理解するために、目標・指導内容等について、意見交換をしたり、授業参観等を行ったりして、理解を深めることが重要です。小学校で設定する領域別の目標、扱った話題、言語材料（表現・語彙）等の一覧の資料や児童の学習の進捗状況の情報があれば中学校に提供するとよいでしょう。互いの情報を参考に、それぞれの学校段階でどのような指導をするべきか明確にすることが重要です。

#### 【参考・引用文献】

文部科学省 国立教育政策研究所（令和2年3月）「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」  
文部科学省（令和元年）「平成29・30年に改訂した新学習指導要領の下での児童生徒の学習評価に係る資料集」  
文部科学省（平成29年）「小学校外国語活動・外国語 研修ガイドブック」  
文部科学省（平成29年7月）「小学校学習指導要領解説 外国語活動」  
文部科学省（平成29年7月）「小学校学習指導要領解説 外国語」  
文部科学省（平成29年3月）「小学校学習指導要領 総則」

## 5 総合的な学習の時間の指導

### (1) 総合的な学習の時間の目標（小学校：第5章第1、中学校：第4章第1）

#### 第1 目標

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活の中から問いを見いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

第1の目標は、国が定めた目標で、大きく分けて二つの要素で構成されています。

一つは、総合的な学習の時間に固有な見方・考え方を働かせて、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成するという、総合的な学習の時間の特質を踏まえた学習過程の在り方です。

二つは、(1)、(2)、(3)として示している、総合的な学習の時間を通して育成することを目指す資質・能力です。育成することを目指す資質・能力は、他教科等と同様に、(1)では総合的な学習の時間において育成を目指す「知識及び技能」を、(2)では「思考力、判断力、表現力等」を、(3)では「学びに向かう力、人間性等」を示しています。

#### ① 探究的な見方・考え方

「探究的な見方・考え方」とは、各教科等における見方・考え方を総合的に活用して、広範な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会・実生活の課題を探究し、自己の生き方を問い続けるという総合的な学習の時間に特有の物事を捉える視点や考え方です。

#### ② 探究的な学習の過程

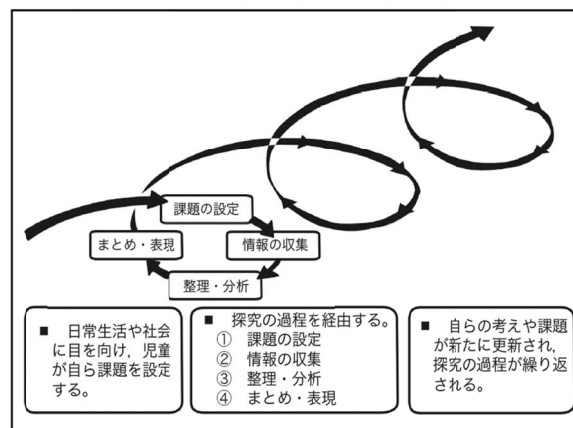
探究的な学習とは、物事の本質を探って見極めようとする一連の知的営みのことです。そのためには、学習過程が以下のようになることが重要です。

- |           |                             |
|-----------|-----------------------------|
| 【①課題の設定】  | 体験活動などを通して、課題を設定し課題意識をもつ    |
| 【②情報の収集】  | 必要な情報を取り出したり収集したりする         |
| 【③整理・分析】  | 収集した情報を、整理したり分析したりして思考する    |
| 【④まとめ・表現】 | 気づきや発見、自分の考えなどをまとめ、判断し、表現する |

児童生徒は、①日常生活や社会に目を向けた時に湧き上がってくる疑問や関心に基づいて、自ら課題を見付け、②そこにある具体的な問題について情報を収集し、③その情報を整理・分析したり、知識や技能に結び付けたり、考えを出し合ったりしながら問題の解決に取り組み、④明らかになった考えや意見などをまとめ・表現し、そこからまた新たな課題を見付け、更なる問題の解決を始めるといった学習活動を発展的に繰り返していきます。

こうした探究の過程は、いつも①～④が順序よく繰り返されるわけではなく、活動の順番が入れ替わったり、ある活動が重点的に行われたりする場合があります。

探究的な学習における児童生徒の学習の姿



## (2) 各学校において定める目標と内容

各学校は、第1に示された総合的な学習の時間の目標を踏まえて、各学校の総合的な学習の時間の目標や内容を適切に定めて、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する必要があります。

学習指導要領の各規定の相互の関係については、「小学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編」及び「中学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編」p.18に示されています。

### ① 各学校において定める目標

#### 1 目標

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定める。

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定め、その実現を目指さなければなりません。この目標は、各学校が総合的な学習の時間での取組を通して、どのような児童生徒を育てたいのか、また、どのような資質・能力を育てようとするのか等を明確にしたものです。

具体的には、第1の目標の構成に従って、以下の二つを反映させる必要があります。

ア 「探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して」、「よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目指す」という、目標に示された二つの基本的な考え方を踏まえること。

イ 育成を目指す資質・能力については、「育成すべき資質・能力の三つの柱」である「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つのそれぞれについて、第1の目標の趣旨を踏まえること。

### ② 各学校において定める内容

#### 2 内容

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定める。

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定めることが求められています。総合的な学習の時間では、各教科等のように、どの学年で何を指導するのかという内容を学習指導要領に明示していません。これは、各学校が、第1の目標の趣旨を踏まえて、地域や学校、児童生徒の実態に応じて、創意工夫を生かした内容を定めることが期待されているからです。

総合的な学習の時間については、内容の設定に際し、「目標を実現するにふさわしい探究課題」、「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」の二つを定める必要があるとされています。

ア 「目標を実現するにふさわしい探究課題」

探究的に関わりを深めるひと・もの・ことを示したものです。例えば、「横断的・総合的な課題(現代的な諸課題)(国際理解、情報、環境、福祉、健康、資源エネルギー、安全、食、科学技術など)」、「地域や学校の特色に応じた課題(町づくり、伝統文化、地域経済、防災など)」、「児童生徒の興味・関心に基づく課題(キャリア、ものづくり、生命など)」、「職業や自己の将来に関する課題(職業、勤労など)」があります。(※      は小学校のみ、      は中学校のみ)

イ 「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」

○ 知識及び技能

探究的な学習の過程において、それぞれの課題についての事実に知識や技能が獲得されます。事実に知識は探究の過程が繰り返され、連続していく中で、何度も活用され発揮されていくことで、構造化され生きて働く概念的な知識へと高まっていきます。

例) ・ それぞれに特徴があり、多種多様に存在している(多様性)

・ 互いに関わりながらよさを生かしている(相互性)

・ 物事には終わりがあり、限りがある(有限性) など

探究の過程により、どのような概念的な知識が獲得されるかということについては、何を探究課題として設定するか等により異なります。また、技能についても、探究的な学習の過程が繰り返され、連続していく中で、何度も活用され発揮されていくことで、自在に

活用できる技能として身に付いていきます。

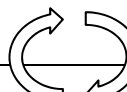
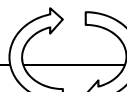
○ 思考力、判断力、表現力等

「思考力、判断力、表現力等」の育成については、①課題の設定、②情報の収集、③整理・分析、④まとめ・表現の探究的な学習の過程が繰り返され、連続することによって実現されます。この資質・能力については、実際に課題の解決に向けた学習をする中で、探究の過程の各段階において必要となる「思考力、判断力、表現力等」を実際に使うような学習を行うことで成長していきます。探究の過程の各段階で整理すると以下ようになります。

探究の過程における思考力、判断力、表現力等の深まり(例)			
①課題の設定	②情報の収集	③整理・分析	④まとめ・表現
<ul style="list-style-type: none"> <li>・より複雑な問題状況</li> <li>・確かな見通し、仮説</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より効率的・効果的な手段</li> <li>・多様な方法からの選択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より深い分析</li> <li>・確かな根拠付け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より論理的で効果的な表現</li> <li>・内省の深まり</li> </ul>

○ 学びに向かう力、人間性等

「学びに向かう力、人間性等」については、自分自身に関すること及び他者や社会との関わりに関することの両方の視点を踏まえることと示されています。自分自身に関することとしては、主体性や自己理解、社会参画などに関わる心情や態度、他者や社会との関わりに関することとしては、協働性、他者理解、社会貢献などに関わる心情や態度が考えられます。そして、これら二つのバランスをとり、関係を意識することが重要です。

学びに向かう力、人間性等			
	例) 自己理解・他者理解	例) 主体性・協働性	例) 将来展望・社会参画
自分自身に関すること 	探究的な活動を通して、自分の生活を見直し、自分の特徴やよさを理解しようとする。	自分の意思で、目標をもって課題の解決に向けた探究に取り組もうとする。	探究的な活動を通して、自己の生き方を考え、夢や希望などをもとうとする。
他者や社会との関わりに関すること 	探究的な活動を通して、異なる意見や他者の考えを受け入れて尊重しようとする。	自他のよさを生かしながら協力して問題の解決に向けた探究に取り組もうとする。	探究的な活動を通して、進んで実社会・実生活の問題の解決に取り組もうとする。

(3) 総合的な学習の時間の評価

① 「目標に準拠した評価」に向けた評価の観点の在り方

総合的な学習の時間の評価については、各学校が自ら設定した観点の趣旨を明らかにした上で、それらの観点のうち、児童生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、児童生徒にどのような資質・能力が身に付いたかを文章で記述することとしています。

学習指導要領に示された総合的な学習の時間の目標（第1の目標）を踏まえ、各学校の目標、内容に基づいて定めた観点による観点別学習状況の評価を基本とすることが考えられます。

② 評価規準の設定と評価方法の工夫改善

総合的な学習の時間の評価については、この時間の趣旨、ねらい等の特質が生かされるよう、教科のように数値的に評価することはせず、活動や学習の過程、報告書や作品、発表や討論などに見られる学習の状況や成果などについて、児童生徒のよい点、学習に対する意欲や態度、進歩の状況などを踏まえて適切に評価することとします。

また、児童生徒の具体的な学習状況の評価方法については、信頼される評価の方法であること、多面的な評価の方法であること、学習状況の過程を評価する方法であること、の三つが重要です。

第1に、信頼される評価とするためには、教師の適切な判断に基づいた評価が必要であり、著しく異なったり偏ったりすることなく、およそどの教師も同じように判断できる評価が求められます。

第2に、児童生徒の成長を多面的に捉えるために、多様な評価方法や評価者による評価を適切に組み合わせることが重要です。多様な評価の方法としては、例えば次のようなものが考えられます。

- ・ 発表やプレゼンテーションなどの表現による評価
- ・ 話し合い、学習や活動の状況などの観察による評価
- ・ レポート、ワークシート、ノート、作文、論文、絵などの制作物による評価  
(※          は中学校のみ)
- ・ 学習活動の過程や成果などの記録や作品を計画的に集積したポートフォリオを活用した評価
- ・ 評価カードや学習記録などによる児童生徒の自己評価や相互評価
- ・ 教師や地域の人々等による他者評価 など

第3に、学習状況の結果だけではなく過程を評価するためには、評価を学習活動の終末だけではなく、事前や途中で適切に位置付けて実施することが大切です。

なお、総合的な学習の時間では、児童生徒に個人として育まれるよい点や進歩の状況などを積極的に評価することや、それを通して児童生徒自身も自分のよい点や進歩の状況に気付くようにすることも大切です。グループとしての学習成果に着目するのではなく、一人一人の学びや成長の様子を捉える必要があります。

#### 【参考文献】

- 文部科学省（平成29年6月）「小学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編」
- 文部科学省（平成29年7月）「中学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編」
- 文部科学省（令和2年3月）「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」
- 文部科学省（令和3年3月）「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開（小学校編）」
- 文部科学省（令和4年3月）「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開（中学校編）」

## 6 特別活動の指導

### (1) 特別活動の目標

特別活動は、図1のように学級活動、児童会活動（中学校は生徒会活動）、クラブ活動（小学校のみ）、学校行事から構成され、それぞれ構成の異なる集団での活動を通して、児童生徒が学校生活を送る上での基盤となる力や社会で生きて働く力をはぐくむ活動として機能します。特別活動の充実は、協働性や異質なものを認め合う土壌をはぐくむなど、生活集団、学習集団として機能するための基盤となるとともに、集団への所属感、連帯感を育み、それが学級文化、学校文化の醸成へとつながり、各学校の特色ある教育活動の展開を可能にします。

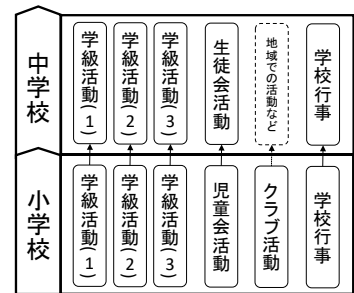


図1 特別活動の構成

特別活動は、様々な構成の集団から学校生活を捉え、課題の発見や解決を行い、よりよい集団や学校生活を目指して様々に行われる活動の総体です。その活動の範囲は学年、学校段階が上がるにつれて広がりをもっていき、そこで育まれた資質・能力は、社会に出た後の様々な集団や人間関係の中で生かされていくこととなります。

このような特別活動の特質を踏まえ、指導する上で重要な視点として「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」の三つの視点から目標及び内容が整理されています。

- 「人間関係形成」… 集団の中で、人間関係を自主的、実践的によりよいものへと形成する。  
 「社会参画」… よりよい学級・学校生活づくりなど、集団や社会に参画し様々な問題を主体的に解決しようとする。  
 「自己実現」… 集団の中で、現在及び将来の自己の生活の課題を発見し、よりよく改善しようとする。

これらの三つの視点は、特別活動において育成する資質・能力における重要な要素であり、また同時に、これらの資質・能力を育成する学習の過程においても重要な意味をもちます。このことは、特別活動の学習の方法原理が「なすことによって学ぶ」ということを示しているともいえます。

以上のことから、特別活動の目標は、次のようになっています。

- 集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。
- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
  - (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
  - (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己〈人間として〉の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。 〈 〉は中学校

### (2) 特別活動の特質

特別活動には、他教科等にはない次のような特質があります。

#### ① 集団活動であること

よりよい生活や人間関係を築くために、目標やその達成の方法や手段などを決め、みんなで役割を分担してその実現を目指す協働的な集団活動です。

#### ② 自主的な活動であること

自ら楽しく豊かな学級や学校の生活をつくりたいという思いや願いをもって、指示待ちでは

なく、自分たちで課題を見だし、解決するために話し合って解決するなど、「児童生徒による、児童生徒のための活動」です。

### ③ 実践的な活動であること

楽しく豊かな学級や学校の生活づくりのための諸問題を話し合ったり、話し合いで決めたことに友達と協力して取り組み、反省を次に生かしたりするなど具体的に実践する活動です。

このような特質を生かし、各教科等における見方・考え方を総合的に働かせて、自己及び集団や社会の問題を捉え、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己の実現に向けた実践に結び付けます。

## (3) 学級活動の指導

学級活動は、共に生活や学習に取り組む同年齢の児童生徒で構成される集団である「学級」において行われる活動です。学級や学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践する内容(1)「学級や学校における生活づくりへの参画」と、学級での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践する内容(2)「日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」及び内容(3)「一人一人のキャリア形成と自己実現」における活動があります。

このように、学級活動は、それぞれの特質に応じて(1)(2)(3)の活動内容(小学校：計10、中学校：計11)に分類されますが、それぞれの活動内容は、いずれの学年でも取り扱います。

	(1)学級や学校における生活づくりへの参画	(2)日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 (3)一人一人のキャリア形成と自己実現
事前の活動	<b>問題の発見</b> 教師の適切な指導の下に、児童生徒が諸問題を発見し、提案をする	<b>題材の確認</b> 年間指導計画により、個々の児童生徒が共通に解決すべき問題として「題材」を決める
	<b>学級としての課題の選定</b> 協力して達成したり、解決したりする学級として取り組むべき共同の問題を決めて、問題意識を共有する	<b>課題の設定</b> 取り上げる題材について学級の問題等を確認し、課題を設定する
	<b>議題の決定</b> 目標を達成したり、問題を解決したりするために、全員で話し合うべき「議題」を決める	<b>共通の課題の設定</b> 個々の児童生徒が解決すべき共通の問題として授業で取り上げる内容を決めて児童生徒に伝え、問題意識の共有化を図る
	<b>活動計画の作成</b> 話し合うこと、決まっていることなど、話し合い活動(学級会)の活動計画を作成する(教師は指導計画)	<b>指導計画の作成</b> 本時の指導計画や資料を作成する
	<b>問題意識を高める</b> 話し合うことについて考えたり、情報を収集したりして、自分の考えをまとめるなど問題意識を高める	<b>問題意識を高める</b> 授業において取り上げる問題について自分の現状について考えたり、学級の現状を調べたりして問題意識を高める
本時の活動	<b>集団討議による合意形成</b> 提案理由に書かれた課題の解決に向けて話し合うため、内容を理解しておく	<b>課題の把握</b> アンケートや調査結果を活用し、自分自身の課題としてとらえられるようにする
	<b>提案理由の理解</b> 一人一人が多様な考えを発表し、意見の違いや共通点をはっきりさせながら話し合う	<b>原因の追求</b> 原因を整理して、解決に向けての方向性をはっきりとさせ、改善の必要性を感じる
	<b>合意形成</b> 少数の意見も大切にしながら、学級全体の合意形成を図る	<b>解決方法等の話し合い</b> みんなで話し合い、協力して個々の意思決定へと向かっていけるようにする
事後の活動	<b>決めたことの実践</b> 合意形成したことをもとに、役割を分担し、全員で協力して、目標の実現を目指す	<b>個人目標の意思決定</b> 強い意志をもって、個に応じた具体的な実践方法やめあてを決める
	<b>振り返り</b> 活動の成果や過程などについて振り返り、評価をする	<b>決めたことの実践</b> 意思決定したことをもとに、個人として努力し、目標の実現を目指す
	<b>次の課題解決へ</b>	<b>振り返り</b> 努力の成果や過程について振り返り、評価をする
	<b>次の課題解決へ</b>	<b>次の課題解決へ</b>

図2 学級活動(1)と学級活動(2)、(3)の学習過程

ここでは、話し合いを通して合意形成を図る学級活動(1)を中心に、基本的な学習過程に沿ってポイントを示します。

### ① 学級活動(1)「学級や学校における生活づくりへの参画」

#### ア 問題の発見・確認

学級や学校での生活をよりよくするために、児童生徒が共通して取り組むべき課題を見だします。例えば、全員で協力して楽しく豊かな学級や学校生活にするために、取り組みたいこと、つくってみたいこと、解決したいことなどが考えられます。児童生徒が問題を発見できる



ようにするために、議題ポストを学級に設置したり、朝の会や帰りの会で話題になったことや学級日誌などに書かれていたことについて教師が助言したりする支援を行います。

集まった議題については、「計画委員会」を組織し、議題の選定を行います。「望ましい議題」の条件として、次のようなことが考えられます。

- ・ 多くの児童生徒が早急な解決を望んでいる。
- ・ 学級内の問題で、学級全員で協力しなければならない。
- ・ 決めたことを自分たちの力で具体的に実行できる。
- ・ 創意工夫の余地がある。
- ・ 学級や学校生活をよりよいものにつなげる。

一方で、児童生徒の自発的、自治的な活動とするためには、児童生徒に任せることができない次のような条件を明確にして指導することが大切です。

- ・ 個人情報やプライバシーにかかわること。
- ・ 相手を傷つけるような結果が予想されること。
- ・ 教育課程の変更にかかわること。
- ・ 校内のきまりや施設・設備の利用の変更などにかかわること。
- ・ 金銭の徴収にかかわること。
- ・ 健康・安全にかかわること。

計画委員会で整理された議題は、朝の会などで学級全員に提示し、全員の理解を得た上で、議題を決定します。計画委員会は、図3のような「学級会ノート」を作成、配布し、学級の全員が自分の考えを記入して話し合いへの参加意欲を高めておきます。また、司会や黒板書記などの役割分担や話し合う柱を決め、時間配分をしておくことで、話し合いの全体的なイメージをもてるようにします。この際、児童生徒任せにするのではなく、発達段階に応じて、適切な指導を行うことで、主体的に話し合いに臨めるようにすることが大切です。

第 回 ○年○組学級会ノート				月 日 ( )	校時
年 組 名前 ( )					
議題					
ていあん理由					
話し合いのめあて					
決まっていること					
司会グループ	司会	黒板書記		ノート記録	
話し合うこと	自分の意見（理由もしっかり書こう）				
(1)					
(2)					
(3)					
<ふり返りましょう>					
☆めあてを考えて、話し合うことができましたか。	よくできた	できた	もう少し		
☆友だちの意見のよいところを考えながら、聞くことができましたか。	よくできた	できた	もう少し		
☆自分の意見を選んで発表できましたか。	よくできた	できた	もう少し		
☆決まったことや自分がこれから何をしたらよいか分かりましたか。	よくできた	できた	もう少し		
感想（がんばったところや友だちのよかったところなど）					

図3 学級会ノートの例（小学校中学年）

### イ 解決方法等の話し合い・決定

話し合い活動では、児童生徒が意見を出し合い、折り合いをつけて合意形成を図ります。そのためには、次のような視点を大切にしながら、多様な案が出されることが必要です。

- ・ 発言の苦手な児童生徒も参加しやすい雰囲気をつくること。
- ・ なぜそのように考えたのか、理由をはっきりさせて自分の考えを述べること。
- ・ 条件（決まっていること）を明確にしておくこと。

議題によっては、意見の出し合いを教室掲示や朝の会等を活用して事前に行っておき、本時は比べ合う段階から始めることも考えられます。比べ合う段階では、出された意見について、提案理由を踏まえて、よりよい解決策を見付けるために、賛成意見や反対意見を述べ合います。そして、賛成、反対の理由の確認、数の把握などをしながら、意見をしばっていきます。さらに、それぞれの意見の違いを明確にしながら、より提案理由に合ったものにまとめていきます。

賛成・反対意見を出し合ったら、自分もよくてみんなもよいと思うことに折り合いをつけて合意形成を図ります。

合意形成を図る際に、賛成や反対を述べ合い、「数の論理」だけで決めてしまうようでは、

納得がいかない児童生徒が出てきます。それぞれの意見を比べ合いながら折り合いをつけていくことが大切です。そのために、次のような方法があります。

合意形成の方法	内容・留意点
新しい考えをつくる	出された意見をもとに新しい考えをつくる。意見を取り入れる部分の理解を得ることが必要。
意見を合わせる	2つ以上の意見を合わせる。多数の意見を採用することができるが、合わせることで不都合が出る場合の確認が必要。
優先順位を決める	優先順位を決めて行う。今回は取り扱わない意見をどのようにするか確認が必要。
条件を付ける	条件を付ける内容を明確にし、決定された内容に無理がないか確認が必要。
少しずつ全部行う	時間を決めてすべて縮小して行う。時間的な制約があることの確認が必要。
共感的に理解し、譲る	友達の意見に対する思いを共感的に理解した上で、自分の意見を今回は取り下げて決定する方法。
多数決を行う	意見が十分出し尽くされた状態で、多数決を行うことを全員が承認した場合に限り行う。多数決で決めたことは、必ず協力して取り組むことについての始めの確認が必要。

話し合いが混乱したときや意見が途絶えたときは、指導のチャンスです。司会にだけ聞こえるように小声でアドバイスするのではなく、学級全体に指導内容を伝えるようにします。「今、Aという意見とBという意見が対立しているようですが、対立点を解決できる考えはありますか。」「反対意見ばかりが出ていますが、何のためにこの集会をやろうとしているのか、提案理由をもう一度みんなで確認しましょう。」などのように、学級全体に向けて指導を行います。このことが、話し合い活動の充実と一人一人の思考力・判断力・表現力等の育成につながるとともに、話し合いの運営力の向上にもつながります。このため、輪番制により、学級の全員が司会や記録などの役割を経験できるようにします。

#### ウ 決めたことの実践・振り返り

学級会で話し合っただけで決まったことを共通理解し、協力し合っただけで実践しましょう。

さらに、実践後は、振り返りカード等を活用して、実践内容決定の過程（話し合い活動）や実践を通して考えたことなどを振り返る場を設定します。そして、ファイルなどにまとめることで、年間を通して自分自身の成長や学級全体の人間関係がどのように変容していったのかを自覚できるようにします。このことが、新たな課題を生み出していくことにつながります。

#### ② 学級活動(2)「日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」及び学級活動(3)「一人一人のキャリア形成と自己実現」

学級活動(2)は、現在及び将来における生活上の課題、学級活動(3)は、現在及び将来を見通した学習や生き方に関する課題を扱うという違いはありますが、問題の発見・確認、解決方法の話し合い、解決方法の決定、決めたことの実践、振り返りという基本的な学習過程は同じです。

学級活動(1)が、学級や学校での生活をよりよくするための課題を児童生徒が自ら発見し、議題として話し合う活動であるのに対して、学級活動(2)(3)は、教師があらかじめ年間指導計画に即して設定した題材について話し合い、意思決定を行う活動です。このため、効果的に展開するためには、下記のような点に留意することが必要です。

- ・ 児童生徒の実態を的確につかみ、年間指導計画を作成し、題材を設定する。
- ・ 指導するねらい・目指す姿を明確にする。
- ・ 中心となる問題点・指導内容・展開の方法を明確にする。

- ・ 児童生徒が自分に合っためあてを自己決定できるようにする。
- ・ 実践の成果を実感できるよう事後指導を充実させる。

題材は年間指導計画に即して教師が提示するため、朝の会などで事前に提示し、少し話し合ったり、事前にアンケートを実施したりして、題材に児童生徒自身が目を向け、問題意識を高める工夫が大切です。また、日常の児童生徒の学級や学校での様子を写真やビデオで記録しておき、題材に合わせて活用することも効果的です。

本時では、アンケート結果のグラフなどの資料から一人一人の児童生徒が課題をつかむことができるようにします。そして、原因について話し合うことで、自分自身の改善の必要性を自覚していきます。解決方法を考える段階では、一人一人の生活経験や発想の違いを生かし、多様な解決方法を出し合えるようにします。このことが、「私の場合は…」という一人一人の課題に応じた意思決定につながります。

決めたことは、実践意欲が高まり、自己評価が行いやすいように、実現可能な目標を設定し、「いつ、どのように」を明確にした具体的な行動目標をカード等に書かせるなどして、一定期間実践してみます。その際、朝の会などで一人一人の努力を互いに認め合い励まし合うなど、学級全体で振り返る場を設定します。また、カードへのコメントなどをとおして、教師からの励ましや評価を行い、児童生徒の自己指導能力を高めたり、自己実現を図る力を高めたりすることが大切です。

#### (4) 児童会活動・生徒会活動の指導

学校における生活の充実・発展や学校生活の改善・向上を目指すために、全校の児童生徒をもって組織する異年齢の集団によって、自発的、自治的に行われる活動です。

小学校の児童会活動の運営は、主として高学年の児童が行うこととなりますが、学年、学級を超えて全ての児童同士で協力したり、よりよく交流したりして、協働して目標を実現できるよう指導することが大切です。

中学校の生徒会活動は、小学校での児童会活動で身に付けた資質・能力を基礎にし、生徒の自発的、自治的に活動する態度や能力を高めていくようにすることが必要です。その際、生徒の自主性をできるだけ尊重し、生徒が自ら活動の計画を立て、それぞれの役割を分担し、協力し合って活動を進めることができるよう指導することが大切です。

#### (5) クラブ活動

主として、小学校第4学年以上の異年齢の児童による自発的、自治的な活動を通して、共通の興味・関心を追求します。活動計画については、クラブに所属する児童自らの手によって具体的に立てられるものであり、所属する児童全員の話合いによって活動の内容、役割分担などを決めることとなります。

実際の活動では、活動の仕方やきまりなどを工夫することにより、経験差や年齢差を補い、異年齢の児童が協力して楽しく活動できるようにすることが大切です。このことは、互いの人格を尊重し合って生きる大切さを学ぶことになり、児童が自分の個性を発見することにもつながります。

クラブ活動で児童が共通の興味・関心を追求してきた成果は、クラブ発表会や運動会、全校集会などで全校児童や地域の人々に発表する場を設定し、活動意欲を高めることが大切です。

#### (6) 学校行事

学校行事は、全校又は学年という大きな集団で児童生徒が協力して行う活動です。よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して身に付けたことを生かして、学校や社会への所属意識をもち、多様な他者を尊重し、協働してよりよい生活づくりに参画しようとする連帯感を養うことができます。学校行事は、それぞれ異なる意義をもつ行事の総体であるため、育成される資質・能力や、その過程も様々です。したがって、行事の特質や児童生徒の実態に応じて、児童生徒が主体的に活動できるよう指導することが大切です。

## 第3章 学級経営

1 学級経営とは	81
(1) 学級経営の意義とねらい	81
(2) 学級経営の具体的内容	81
(3) 学級経営の評価	82
2 学級経営の実際	82
(1) 学級の教育目標の作成	82
(2) 学級の教育目標を達成するために	83
(3) 学級集団づくり	84
(4) 基本的な生活習慣の形成	88
(5) 教室環境づくり	90
(6) 学級経営案の立て方	91
(7) 学級経営の評価	94
【資料】学級経営の評価法の具体例	96
3 学級事務処理の仕方	97
(1) 学級事務の内容	97
(2) 主な学級事務の処理の仕方	97
【資料】公簿（表簿）などに関する規定	100
(3) 情報の漏洩などの防止	100
4 保護者との連携	100
(1) 学級担任と保護者との連絡・協力	100
(2) 保護者会と授業参観	101
(3) 家庭訪問	103
コラム「学級通信作成上の留意点」	104



# 1 学級経営とは

## (1) 学級経営の意義とねらい

### ① 学習指導要領から

小学校、中学校学習指導要領には、学級経営について以下のように記述されています。

学習や生活の基盤として、教師と児童（生徒）との信頼関係及び児童（生徒）相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実を図ること。

※（ ）は中学校

ここでいう学級経営とは、一般的に次のように整理されています。

学級経営とは、学級を管理するというのではなく、年間を通じて教育的知見に伴った諸条件を整備していく創造的な経営活動です。「条件整備論」とも呼ばれることがあり、

- 事務的な業務を含む基盤経営
- 教育課程全般における授業経営
- 学級や学校における環境全般を整えていく環境経営
- 特別活動に最も関与の深い集団経営

といった諸々の「経営」が含まれています。

### ② 意図的・計画的な学級経営の必要性

学級集団は、学級編制の当初から教育的機能をもっているわけではなく、また、時間の経過とともに自然に成長・発展するものでもありません。学級担任の確かな教育的識見と児童生徒理解に基づいた意図的・計画的な経営の積み重ねによって学級の教育的機能は高められるのです。

### ③ 望ましい集団活動の条件

これまでの学習指導要領で示されてきた「望ましい集団活動を通して」という趣旨をより具体的に示すために、現行の小学校、中学校学習指導要領の目標では、「互いのよさや可能性を發揮しながら」という文言が使われています。しかし、特別活動の特質の一つである、様々な集団での活動を基本とするということからも、教師は、次に示す集団活動の条件を、年間を通じて整えていくことが求められます。

#### 【望ましい集団活動の条件】

- 活動の目標を全員でつくり、その目標について全員が共通の理解をもっていること。
- 活動の目標を達成するための方法や手段などを全員で考え、話し合い、それを協力して実践できること。
- 一人一人が役割を分担し、その役割を全員が共通に理解し、自分の役割や責任を果たすとともに、活動の目標について振り返り、生かすことができること。
- 一人一人の自発的な思いや願いが尊重され、互いの心理的な結び付きが強いこと。
- 成員相互の間に所属感や所属意識、連帯感や連帯意識があること。
- 集団の中で、互いのよさを認め合うことができ、自由な意見交換や相互の関係が助長されるようになっていること。

上で述べたように、教師は、集団活動の条件を整えることが大切ですが、特別活動における集団活動の指導においては、過度に個々やグループでの競争を強いたり、過度に連帯での責任を求めて同調圧力を高めたりするなど、その指導方法により、違いを排除することがないように留意する必要があります。

## (2) 学級経営の具体的内容

### ① 児童生徒理解

まず、児童生徒一人一人の実態把握に努めます。実態把握の観点は、健康状態、性格、学力をはじめ、本人の考え方や願い、悩み、家庭環境や保護者の教育方針等多岐にわたります。先入観にとらわれたり、一面的に決めつけたりすることなく、教育愛をもって多面的に一人一人の実態把握と理解に努めることが大切です。

## ② 学級集団の育成

学級集団は、大人の社会の縮図であるといわれます。大人の社会のもつ矛盾や問題が学級の中にも多かれ少なかれ生起すると思うことが必要であると同時に、児童生徒一人一人が、将来、社会の一員としての責任を果たしていくことができるように、「学級」という社会の一員として育てなければなりません。

学級担任は、集団が個に与える影響を踏まえ、それがより教育的に、効果的に働くように学級集団を組織し、機能化させるとともに、多様な活動を仕組み、豊かな学級文化を育てることによって、学級をより目的的な集団へと高めるようにすることが必要です。

## ③ 学習環境の整備

児童生徒にとって、学級は学校における学習と生活の基本的な場です。学習環境には、担任教師と学級の児童生徒などの「人」を意味する「人的環境」と、教室、照明設備、机や椅子、黒板などの設備・備品と、掲示物、作品等を含む「物的環境」があります。

教師と児童生徒がともに環境をつくりだす、という考えに立ち、安全を第一に、清潔、整理整頓を心がけ、日々の学習・生活の場としてふさわしい環境整備に努めたいものです。

## ④ 保護者との連携

学校は、教育に対する保護者の願いや期待に誠実に応える必要があります。また、学校教育は保護者の理解と協力なしには成り立ちません。学級担任と保護者の相互理解を深め、双方の信頼関係を築くことによって、教育効果は一層高まります。

## ⑤ 学級事務処理

学級担任には、学習指導や生活指導のほかに、学級事務を処理する仕事があります。指導要録、出席簿などの公簿の記入・整理・保管事務、出欠の月末統計、転入・転学などの報告文書作成とその処理事務、備品や教材の整備・保管事務、学級会計処理事務、学級経営案・週案などの指導事務等多岐にわたります。これらの事務は学校で行われる教育活動全般を支える大事な仕事です。

## (3) 学級経営の評価

学級経営の評価は、学級経営計画に照らして、目標の達成状況と、目標達成のための方針や計画の妥当性を検討・評価し、改善の具体的方策を導き出すことが中心になります。しかし、評価によって、経営の改善に役立つ手がかりが得られるかどうかは、経営計画が具体的・構造的になっているか、評価可能な目標と指導の手立てが示されているかにかかっているとみえます。

# 2 学級経営の実際

## (1) 学級の教育目標の作成

### ① 学級の教育目標の必要性

各学校は学校の教育目標を定めています。これは、その学校に在籍する全児童生徒を対象として、目指す姿や身に付けさせたい資質・能力を示したものであり、その学校に在籍する教職員にとっての教育活動の指標となるものです。各学級においては、この学校の教育目標に示されている姿を、それぞれの学年・学級の発達段階や実態に応じて具現化する必要があります。学校の教育目標を具体化して、各学級における日々の教育活動を方向付け、調和のある経営を行うために定められるのが学級の教育目標です。この目標達成に向けて、児童生徒一人一人や学級集団をどのように育てるかについては、多様な方法が考えられます。その中から選択し、実践するためには、学級の教育目標が明確かつ具体的である必要があります。

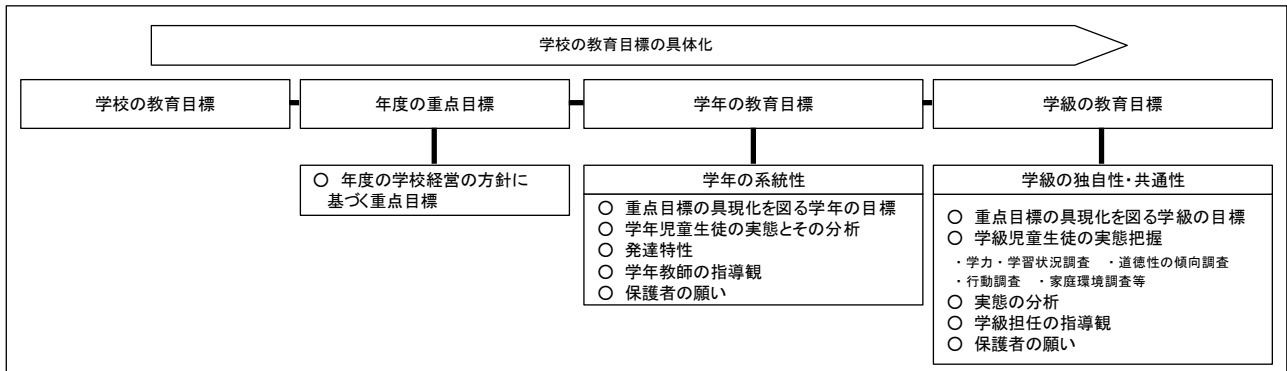
### ② 学級の教育目標の条件

学級経営は、学級の実践的課題を解決する営みであり、教育諸活動を有効、的確に行うための工夫でもあります。そのために、学級の教育目標には次のような条件を具備する必要があります。

- ア 学校・学年の教育目標と密接な関連のもとに具体化されていること。
- イ 学級の児童生徒や地域の実態に基づいていること。
- ウ 学級担任の望ましい教育観に立った適切かつ妥当な内容、表現であること。
- エ 学校や学年の経営の方針や校長をはじめとする全教師の共通理解の上に立っていること。

### ③ 学級の教育目標作成の手順

学級の教育目標は、学校の教育目標を具現化するために学校・学年・学級の体系を踏まえて作成することが大切です。次の図は、その具現化するための手順の一例です。



## (2) 学級の教育目標を達成するために

### ① 目標達成のための学級経営の視点

#### ア 児童生徒理解を基盤とする

学級担任は、児童生徒一人一人のよさや可能性を生かしながら、児童生徒の自己教育力を育てていくようにします。学級経営は、担任教師と児童生徒一人一人の人間的ふれあいを保ちながら進められるため、教育愛に基づいた的確な児童生徒理解を基盤とすることが大切です。

#### イ 各教科、道徳科、（外国語活動）、総合的な学習の時間及び特別活動等の指導の充実を図る

学校生活の内容は多岐にわたりますが、その時間の大部分は各教科等の学習に充てられています。よって、各教科等の本質に立って精選された基礎的・基本的な指導内容と指導方法の下に授業を展開することが重要です。また、学校におけるすべての教育活動を通して行われる道徳教育の中心となる道徳科の充実、集団活動を通して自主的・実践的な態度を育成する特別活動の充実も学級の教育目標を達成するために重要なことです。※（ ）は小学校のみ

#### ウ 意図的・計画的に、継続的な指導を積み重ねる

学級における各教科、道徳科、（外国語活動）、総合的な学習の時間及び特別活動の指導、生徒指導、人権教育などは、それぞれのねらいの達成を目指しつつも、相互に関連し合いながら総体的に学級の教育目標の達成に向かうべきものです。そのために、意図的・計画的に、粘り強く継続的な指導を積み重ねていくことが大切です。※（ ）は小学校のみ

### ② 学級における年間指導計画の作成

#### ア 指導計画の構成

学級の指導計画は、学校の教育目標とその学校の教育課程において、各学級における各教科等の目標、内容、評価について、具体的、实际的に構成された計画であり、次のようなものが考えられます。

- 年間計画・・・各教科の単元一覧、重点指導事項表、道徳科、（外国語活動）、総合的な学習の時間及び特別活動<学級活動>の年間指導計画、生徒指導の年間計画、保健・安全・給食指導の年間指導計画など  
※（ ）は小学校のみ
- 月・週計画・・・各教科等の月・週における指導内容予定表、生徒指導計画、月・週の学校行事予定表など
- 日案・・・日課表、各教科等の学習指導案など



## イ 指導計画作成上の留意点

- 学校全体や学年の指導計画との調和を図りながら、各教科、道徳科、(外国語活動)、総合的な学習の時間及び特別活動別に学級の実態に応じ、相互に関連付け、総合的な計画にすること。 ※ ( ) は小学校のみ
- それぞれの目標設定に当たっては、上位目標との関連、学習目標や生活目標との関連を明確にすること。
- 学級経営の重点に沿って精選された内容が展開されるように計画すること。
- 系統性、発展性のある計画にすること。学級経営計画は、部分的・断片的になりやすいので、見通しのはっきりした継続性のあるものにすること。
- 目標の到達度を具体的に示し、評価しやすい計画にすること。特に、児童生徒一人一人に到達させたい事柄を明確にすること。
- 校長、副校長、教頭や学年内の他の教師との共通理解を図ること。
- 保護者や地域に理解され、協力が得られるようにすること。

## ③ 学級の教育目標達成の方法

### ア 各教科の指導を通じた学級の教育目標の達成

各教科にはそれぞれ固有の目標があります。これは学級の教育目標と必ずしも一致するものではありません。しかしながら、教科の目標達成のためのアプローチの仕方、すなわち学習指導の方法は、学級の教育目標と強い関連があります。

学習指導の方法の工夫は多種多様に考えられます。その中からどの方法を選択するか考えるとき、その拠り所を学級の教育目標に求めることができます。例えば、「自分の考えをもち、はっきりと表現できる」というような目標を設定していた場合、自分の考えをもつことができるような問題提示を工夫したり、自分の考えを書きまとめたり、説明したりする場面を位置付けたりするような工夫が考えられます。もちろんこのような工夫は、あくまでその教科の目標をよりよく達成させるためですが、その工夫の視点として学級の教育目標と関連付けることが、各教科の指導を通して学級の教育目標の達成に迫るポイントになります。

### イ 道徳科及び特別活動の指導を通じた学級の教育目標の達成

道徳科及び特別活動の目標は、学級の教育目標に掲げられるような内容と一致することが多くあります。例えば、「互いに認め合い、磨き合いながら主体的に行動する」というような学級の教育目標の場合、集団の一員として望ましい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的・実践的な態度を育てるという学級活動の目標と一致します。

つまり、教科とは異なり、その目標が学級の教育目標と一致することが多い道徳科と特別活動においては、その指導の充実を図ることが、そのまま学級の教育目標達成に迫ることになるのです。

## (3) 学級集団づくり

児童生徒は、毎日、主として学級の仲間と共に学習に臨んでいます。また、学級の一員として学級内の仕事を分担したり、学級生活における諸問題について話し合ったり、その解決を図ったりして、主体的に集団生活を営む経験を積み重ねています。学級担任は、学習意欲に満ちた、互いに協力し合う好ましい学級文化が育っていくように指導することが大切です。

### ① 学級集団のはたらき

#### ア 学習活動を行う場としての学級集団

各教科等の学習活動のほとんどは、学級単位で展開されます。その形態は、いわゆる一斉指導を基本とし、必要に応じて個別学習やグループ学習などが行われます。このような学習形態の工夫は、ねらいを達成するための手段であり、児童生徒が互いに学び合う環境を整えることでその成果をあげることができます。児童生徒一人一人の課題を的確に把握し、全体の目標との調和を図りながら進めることが大切です。

#### イ 集団活動を体験する場としての学級集団

学級は、集団活動を体験し、集団の一員としての自覚を深め、協力してよりよい学級生活を実現しようとする自主的・実践的態度が育っていく場でもあります。したがって、学級担任は、学級活動を通して学級生活における諸問題について話し合い、解決を図る活動や学級内の

仕事の分担・処理に関する活動を、それぞれの学年の発達段階に応じ、自発的、自治的に取り組むことができるように指導しなければなりません。

#### ウ 望ましい人間関係をつくっていく場としての学級集団

児童生徒は、卒業後、様々な進路に分かれますが、小・中学校で共に学び、共に生活した仲間との結び付きがそこで終わってしまうわけではありません。この時期に得た仲間と、生涯の友として深く長く付き合うことも少なくないのです。近年、下校後に近所の友達と過ごす時間が減少傾向にあることが指摘されており、児童生徒が学校において仲間と過ごす時間はますますその重要性を増していると言えます。したがって、学級担任は、学級集団が児童生徒相互のよりよい人間関係を形成する場として有効に働くような指導の工夫をすることが大切です。

### ② 児童生徒の理解

児童生徒一人一人の学力を伸ばし、社会性を育て、よりよい学級をつくり上げていくためには、個々の児童生徒の学力、性格等を的確に把握することが必要です。

#### ア 児童生徒一人一人の学力や性格などの実態をとらえる

児童生徒の学力等の実態を客観的に把握するために、一般的に学力調査や質問紙調査を活用することが有効です。ただし、このような調査の結果は、児童生徒の実態の一面を表してはいますが、すべてを表しているのではないことに留意する必要があります。一つの調査結果だけを絶対視せず、行動観察や発言分析、記述分析等と併せて多面的に個人の特性をとらえることが大切です。また、検査結果は担任だけでなく、他の教師も指導資料として活用できるよう工夫することも大切です。この場合、守秘義務を遵守することは当然です。

また、昼休みや放課後など授業中以外の児童生徒の活動の様子を観察して実態を把握することも大切です。

#### イ 児童生徒の生活背景や家庭環境の実態をとらえる

家庭環境調査票等を用いて、児童生徒の生活背景や家庭環境などを把握する方法があります。そのほか、直接、家庭を訪問し、児童生徒たちの家庭環境などを知り、学校での児童生徒の様子をよく見て、指導に生かすことも大切です。

### ③ グループ編成とその活動

学級を望ましい集団として育てていく上で、学級内での少人数グループによる活動は重要な意味をもちます。班活動や係活動、当番活動などは学級内で行われる代表的なグループ活動ですが、このような活動の充実によって、児童生徒は集団への所属感や仲間の中での自己有用感を味わうことができます。ここでは、係活動におけるグループ活動の指導のポイントを示します。

#### ア 係活動を通じた責任感・連帯感の育成

##### ○ 係活動と当番活動の違いを明確にして組織をつくる

係活動は、学級目標の実現に向けて豊かな生活になるように創造的に活動を展開するものです。一方、当番活動は役割分担をして仕事をしなければ学級での生活が成り立たないものです。両者の違いを十分に考えて、学級内の組織づくりをしていく必要があります。

##### ○ 各係の目的や活動内容をあらかじめ理解させておく

児童生徒は、自分が所属するグループや係が決定すると、意欲の高まりから早く活動したいという思いをもつものです。しかしながら、場当たりに活動しても成果はあげられず、責任感や連帯感の醸成は期待できません。組織づくりの後、グループで活動内容や計画を検討させ、グループ内及びグループ間で共通理解を図っておくことが、責任をもって活動に取り組む基盤になります。

##### ○ 児童生徒の取組を適切に評価する

児童生徒の自発的・自治的な活動という特性を踏まえつつ、学級目標に迫る児童生徒の姿

を引き出すためには、学級担任の適切な評価が重要な役割を果たします。評価の観点を明確にしたうえで、結果の成否よりも活動中の姿やそこに至るまでのプロセスを重視し、時機を逃さず適切に価値付け、賞賛、助言等を行います。

#### イ 係活動を阻害するもの、育てるもの

- 競争意識をもたせすぎると連帯感が崩れる  
活動を活性化させるために、競争する状況を設定することがあります。競争に勝ちたい、という思いから、各係の活動が活性化することが多いのですが、行き過ぎると競争に勝つことが目的化してしまい、望ましい人間関係や連帯感が崩れてしまいます。
- 人数のアンバランスが連帯感を欠く  
仕事の内容・量に応じた人数構成にすることが大切です。グループが望ましい状態で活動し、その中から連帯感が生まれるように、実態に応じた人数構成を考えるようにします。
- よい環境から連帯感が生まれる  
係ごとのシンボルマークを作成したり、係のコーナーを設けて活動しやすくしたり、係の黒板を設定し活用させたりするなど、明るい雰囲気と環境を構成することなどが連帯感を育てる土壌になります。
- 個性・能力の承認から連帯感が育つ  
同じ係や班員同士がお互いの個性や能力を認め合い、それを生かしていくところに連帯感の基盤があります。児童生徒の中に潜んでいる個性や能力を教師が発見し、引き出すとともにグループの中で承認されるような指導が大切です。

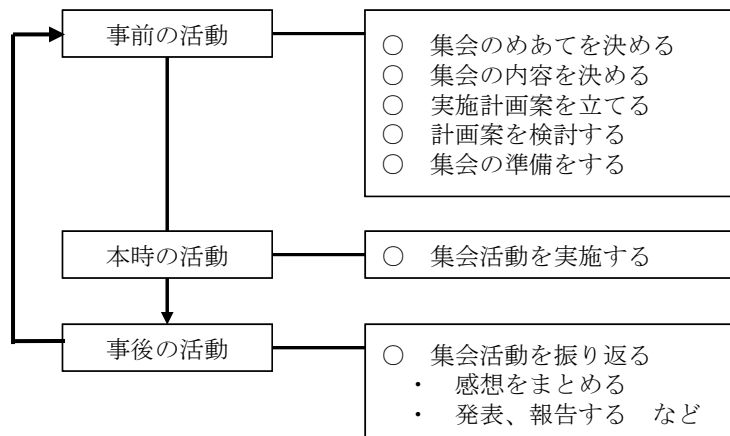
#### ④ 集会活動の指導 —集会活動を中心とした学級活動の例—

学級活動における集会活動は、学級生活を一層楽しく充実・向上させるために、学級のすべての児童生徒が集まって行う活動です。そして、話し合い活動や係活動と密接な関係をもつものであり、児童生徒にとって最も興味のある活動で、学級への愛着を深められるものです。

そのため、児童生徒の主体的な活動が期待され、学級活動の楽しさを増す活動の工夫が必要になってきます。計画の立案や効果的な運営方法、協力や責任などについて実践を通して体得できるように発達段階や実態を基に適切に指導することが必要です。

##### ア 活動過程とそれに即した指導

教師は、児童生徒が立てる実施計画から、話し合いによる検討、実施までの活動過程に即して、種目や内容、係の決定、組合せ、評価などについて、児童生徒の発案をできるかぎり取り入れるように配慮し、「自分たちの力で充実した集会ができた。」という満足感をもたせることが大切です。



#### イ 実施計画と活動例（小学校）

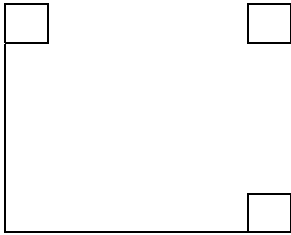
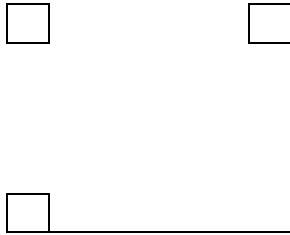
次頁に小学校での活動例を示します。

ウ 活動後の振り返りを生かす

充実した集会活動を展開するためには、児童生徒がその活動を振り返り、次の活動に生かすことができるようにすることが大切です。

本頁に、集会活動についての自己評価カード例（小学校）を示します。

実施計画と実施された活動例（小学校）

1 集会名	赤白ハンドベースボール集会
2 会のめあて	しあいのルールを守り、力を合わせて、さいごまでがんばる。
3 しあいの日と時間	〇〇月〇〇日（ ）4校時
4 会場	校庭
5 しあいのすすめ方と係	① ピッチャーが投げたボールを手でうつ。 ② しあい、5回までで勝ち負けを決める。 ③ 赤白の勝ったチームの数で、勝ち負けを決める。 ④ A、Bの二つのコートを作る。 ⑤ かかりですすめる。 あいさつ、ちかいのことば、じゅんぴ、とくてん、しんぱん、しょうじょう ⑥ 勝ったチームには、しょうじょうを作ってわたす。
6 集会のプログラム	① はじめのことば……あいさつがかり ② ちかいのことば……せん手だいひょう ③ しあい  <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>(Aコート)</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>(Bコート)</p>  </div> </div> ④ せいせきはっぴょう ⑤ 先生の話 ⑥ おわりのことば
7 かたづけ	みんなで力を合わせてやる。

集会活動についての自己評価カード（小学校）

氏名（ ）	
赤白ハンドベースボール集会の振り返り	はい◎ ふつう○ いいえ△
① 集会はたのしかったか	
② 友だちとなかよく協力できたか	
③ みんなできめたきまりは守れたか	
④ 集会のじゅんぴやあとしまつはよくできたか	
⑤ 時間内で予定した活動が終わったか	
⑥ 係の仕事は、せきにんをもってできたか	
⑦ 自分の力はじゅうぶん出せたか	
⑧ しょうじょうのくふうはできたか	

⑨ れんしゅう時間はじゅうぶんとれたか		
⑩ 集会活動の計画のすすめかたがわかったか		
心に のこったこと		先生の ことば

#### (4) 基本的な生活習慣の形成

##### ① 基本的な生活習慣を形成することの意義

人が円滑に社会生活を営んでいくために、一人一人が守るべき基本的な生活規範があります。それは長い歴史の中で、家庭や社会などの共同生活を通して慣習化され、社会通念として現在のそのような行動様式に至ったと考えられます。このような生活規範を守ることによって、誰もが社会人として快適に過ごせるということや、社会生活の秩序が維持されているということ、児童生徒に理解させなければなりません。さらに教師は、学校・学級における集団生活を通して、社会的な態度や資質・能力を習得・発達させることができるように指導する必要があります。そのことが、将来実際の社会生活や集団生活の中で、自己実現しながら、よりよい集団や社会を形成していく態度や資質・能力の育成につながるとともに、人間形成の基盤にもなるのです。

##### ② 基本的な生活習慣の形成を図る指導の視点

学級経営における生活習慣づくりは、学校生活における児童生徒の基本的な生活習慣の基盤となるものです。これら生活習慣を確かなものにするによって、家庭や地域社会等における基本的な生活習慣も、より確かなものになっていくと考えられます。

＜学級経営において基本的な生活習慣の形成を図る指導の視点＞

- 学級の一員として、集団生活の規律に適應する生活習慣を形成する。
- 発達段階に応じた基本的な生活習慣を形成するための必要最小限度の生活習慣を身に付けさせる。
- いろいろな活動に取り組むための準備ができるような習慣を形成する。
- 児童生徒一人一人が快適に過ごすための、あるいは、自己を高めるための生活習慣を形成する。

##### ③ 指導のポイント

###### ア 全教師の共通理解に基づく指導

基本的な生活習慣を形成していくには、教師が示範や指示をすることに加えて、反復実践させたり、価値判断をさせたり、心情をゆさぶったりして定着させていくことが大切です。また、学年経営、学級経営の重点の中に取り上げ、環境の条件を整えながら、無意識のうちに定着させていくこともあります。いずれも次のような全教師共通の心構えが必要です。

- 児童生徒の基本的な生活習慣について、全教職員が共通の考えや方策をもつこと。
- 全教職員の連帯感に支えられた協働の指導であること。
- 開かれた学級・学年としての指導体制を構築すること。
- 小さな言動も見逃さず、指導の徹底を図ること。

###### イ 「きまり」の指導

児童生徒の学校生活の指針を示すものに「きまり」があります。これは、基本的な生活習慣を形成する上で重要な役割を果たすものです。しかしながら、この「きまり」の受けとめ方、運用等をめぐって教師対児童生徒、教師対教師、時には保護者との間にも様々な問題が生じることが少なくありません。児童生徒にきまりや規則の意味をはっきり理解させるとともに、教師間の共通理解を深めるために配慮すべき事項を挙げておきます。

- 「きまり」は、学校・学年の教育目標、さらに、学級の教育目標の具現であり、教育内容の一部であることを認識し合う。
- 道徳科や学級活動において、自己指導力を育てる指導を行う。
- 児童生徒が自分たちできまりをつくって守る活動を充実する。
- 社会的背景や児童生徒の感覚、意識等を十分に配慮し、内容の重点化を図る。
- 児童生徒の心理を十分に理解し、厳しさの中にも温かさのある指導を行う。
- 児童生徒の学級集団でのよさの発見に努め、そのよさを認めながら、更に伸ばすような規律の指導を行う。
- 「してはいけないことは許されない」とする毅然とした対応、粘り強い指導を行う。

#### ウ 生活意欲の向上

児童生徒の生活意欲は、基本的な生活習慣を形成する上で大きなエネルギー源となります。やる気、興味・関心、意志、努力、忍耐、集中力、持続力などを結集し、それらを培いながら基本的な生活習慣を形成することが大切です。児童生徒の生活意欲を高めるための配慮事項を挙げておきます。

- 学校の教育目標を具現化するに当たって、児童生徒の主体性を育てる活動を大切にする。
- 学級や学年内の諸問題を、児童生徒が自ら話し合い、実践、解決できるよう指導する。
- 児童生徒が学習に興味・関心をもち、満足感や充実感を味わうことができるような授業を目指して努力・工夫するとともに、学習における基本的な習慣を形成する。
- 学校・学年経営において、児童生徒の集団への所属意識や連帯意識を強化する活動を多く盛り込む。
- 児童会・生徒会活動、学校行事等に児童生徒が自主的・主体的に参加するよう配慮する。

#### 【指導の具体的な内容】

- 生活面の習慣形成
  - ・ 礼儀作法、言葉遣い、服装、健康安全
  - ・ 整理整頓、物の活用、時間の活用、手伝い
  - ・ 生活態度、きまり、係活動、清掃活動、勤労奉仕
- 学習面の習慣形成
  - ・ 学習態度、学習準備、課題学習

#### ④ 清掃活動の意義と方法

##### ア 清掃活動の意義

昨今、児童生徒が家庭でほうきや雑巾を手にすることは少なくなりました。自ら進んで清掃活動に取り組む機会も減少し、ひいては、面倒なことや根気のいること等を避けようとする傾向が強くなっています。生活習慣づくりにおいて清掃活動の果たす役割は大きく、額に汗して働くことの喜びや大切さを体験的に学びとらせたり、友だちとの協働作業を体験させたりして、望ましい勤労観を育成し、児童生徒の調和のとれた発達を図ることは、大変重要です。

##### イ 清掃活動の方法

清掃活動の具体的な方法については、学年や児童生徒の実態に応じ、学級担任の創意に満ちた適切な指導が期待されます。

児童生徒の主体性を重んじながら、係や役割分担を生かして活動し、点検評価が行われるようなシステムを構成することが大切です。

そのために点検表や清掃活動カードを作成して、自己評価、相互評価させるなど、意識化、意欲化を図ることで、清掃態度の向上を目指すことが重要です。

#### ⑤ 遊びの指導の意義と方法

##### ア 遊びの指導の意義

教育は心のふれあいに関わることであることは否定できません。教師は授業の中で児童生徒と心のふれあいができることを願っています。ところが、実際にはなかなかそうはいかないことが多く、授業よりも遊びの時に心のふれあいを感じる人が多いものです。その理由の一つは、遊びの場では、授業中に比べ、児童生徒の本音が自然に出る傾向が多く見られるからです。「子供は遊びの天才」といわれるように、特に児童は遊びが好きであり、児童と遊びを切り離して考えることはできません。小学校だけでなく中学校でも、生徒が本音や自然の姿を出している遊びの中で、心をふれあう機会が多くもてることを教師はよく考え、毎日の指導や教育の営みの中に生かしていくべきです。

＜遊びを取り入れることにより期待できる児童生徒の変化＞

- |           |               |             |
|-----------|---------------|-------------|
| ・ 親しみが増す  | ・ 生き生きしてくる    | ・ 雰囲気盛り上がる  |
| ・ やる気が高まる | ・ 気持ちが開放的になる  | ・ 気分の転換ができる |
| ・ 疲労感が消える | ・ ふれあいの気分がもてる | ・ 学級の和ができる  |

イ 遊びの指導の方法

遊びの指導の方法は、その目的によって異なります。何のために遊ばせるのかということをも明確にしておくべきです。また、遊び方（遊ばせ方）やそのアイディアは数多くありますので、教師として常にヒントやアイディアを集める努力をしておく必要があります。児童生徒が知っているものや、教師や児童生徒の創意工夫によるものであれば、おもしろさや興味はもちろんのこと、教育的にも意義の大きいものにすることができます。

遊びの指導で大切なことは、楽しさや喜びを児童生徒が体を通して感じとれるようにすることであり、教師が児童生徒と一緒に楽しみ、喜び、遊ぶことです。

＜遊びを位置付ける時と場＞

- |                              |                             |                           |                                    |
|------------------------------|-----------------------------|---------------------------|------------------------------------|
| <input type="radio"/> 朝や帰りの会 | <input type="radio"/> 集会のとき | <input type="radio"/> 放課後 | <input type="radio"/> 休み時間（昼休みを含む） |
|------------------------------|-----------------------------|---------------------------|------------------------------------|

＜遊びをとらえる観点＞

- |                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| <input type="radio"/> 遊びの質 ……………  | 知的な遊び、身体の動きを伴う遊び、用具を用いる遊び、ものを作ったり描いたり歌ったりする遊び、競争的な遊び、協同的な遊び、即興的な遊び、計画や準備のいる遊び、既成の遊び、考案していく遊び等 |
| <input type="radio"/> 遊びの参加規模 ……  | 皆が参加できる、個人、小集団、学級、学年、全校集団等  |
| <input type="radio"/> 遊びの企画運営 ……  | 児童生徒が主体（個人、係、担当、グループ）、教師からの提案等  |
| <input type="radio"/> 遊びの場所 …………… | 屋内、屋外、普通教室、狭い場所、広い場所、校庭・運動場、特別教室、体育館、講堂等  |
| <input type="radio"/> 遊びの留意点 ……   | 健康安全面に配慮をすること。校内を原則とし、校外に出るときは校長の許可を得ること。全員参加への配慮をすること。遊べない児童生徒への配慮をすること。                     |

(5) 教室環境づくり

① 教室環境と現代教育

時代の変遷とともに教育観が変わり、教育内容も質・量ともに変化してきました。それに伴い、指導法も多様化し、授業形態や教育機器利用等の研究も進み、教室環境の在り方も大きく変化しています。教室は、単に知識を教えたり、物を置いておいたりする場ではなく、環境と児童生徒が相互に働きかけ、彼らの考えや行動があふれ、学級生活や有形無形の学級文化が創造される場なのです。教室環境はまさに現代教育のニーズが集約されたものであり、それを構成し、運用していくのは教師の重大な責務だといえます。

② 教室環境とは

教室環境とは、児童生徒が、その環境に働きかけ、あるいは環境から働きかけられることによって、彼らが人間として調和のとれた発達をしていくことに必要な人的、物的な環境であるといえます。教室環境整備の枠組みは、校舎の構造、児童生徒の学年の違い、教育のねらいなどによって異なるものです。肝心なことは、教室で学習し生活する児童生徒たちにどれだけ教育的効果をもたらすかということです。

教室環境の教育作用を考えると、物を中心にみる物的環境と、児童生徒の意識に影響を与え

る心理的環境があります。

環境の経営という立場から、物的環境としては、施設、備品、教材、教具、資料、机の配置、壁面、黒板、採光、通風、喚気、保温、色彩などが有効に働くような創意工夫がなされるべきです。

人的環境としては、児童生徒があり、教師があります。一人一人を生かす教育の場として児童生徒が楽しく、明るく学習、生活できるように心理的な環境づくりが学級担任に求められます。

### ③ 生き生きとした環境づくり

何か月も貼ったままで変色した掲示物、いつ見ても同じで変化に乏しかったり、教師の意図が直接表れていて児童生徒の考えが活かされていないなかったりする掲示内容、雑然と、所せましと作品を貼った掲示配置など、よく見受けられる教室掲示です。このような教室環境では、望ましい教育効果をもたらす教室環境とは言えません。

教室環境づくりは、単に物を掲示したり、配置したりすればよい、というものではありません。児童生徒相互の、あるいは、児童生徒と教師の、個として、集団として活動する行動や心の動きを表したり、方向付けたりするものであり、それぞれのものが、意図的・計画的に、しかも適切に整備・配置されることが重要です。

教室環境づくりの留意点と具体例	
生活・学習の場	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教室は、学校生活の中で児童生徒が仲間とともに最も長い時間を過ごす場所であり、学校における我が家のような場所です。ですから、楽しく、生活しやすい場所にしたいと願っています。このことを踏まえて教室環境づくりに取り組むことが大切です。</li> <li>○ 児童生徒の日々の生活や学習に結び付いている教室環境づくりに努めます。</li> <li>○ 児童生徒の相互理解や心の交流を深めるようなコーナーを設けたいものです。</li> <li>○ 学習や生活の足跡、児童生徒の見方、考え方や願いが表れた作品、新しい情報や絵画、写真などを掲示することで、児童生徒の人間関係を深めたり、学習意欲、行動意欲を高めたりすることにつながります。</li> </ul>
課題意識を高める場	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童生徒の興味・関心をかきたてたり、疑問、課題意識をもたせたりするような教師の意図的な教室環境づくりは、学習の活性化につながります。</li> <li>○ 社会的に話題になっていることや学習していることに関係する新聞記事などを紹介することで、日常の学習を社会的な事象と関係付け、内容をより深めることができます。また、道徳科や特別活動との関連を図ることで、教育的効果は一層高まります。</li> </ul>
発見の喜びを味わう場	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童生徒の自由な発想が生きたり、新しい問題や現象を発見したり、追求する喜びを味わったりすることができるように環境づくりに努めます。</li> <li>○ 児童生徒が集めた新聞や雑誌の切り抜きなどの情報の中から、喜びや感動、疑問など、感じたことを友だちに知らせる掲示物を設置することも有効です。</li> <li>○ 小動物や昆虫を飼育し、その成長の過程や変化を観察できるような環境を整えることで、生き物に対する興味・関心や愛情を高めるとともに、新たな疑問や好奇心、探究心を生み出すことができます。</li> </ul>
創造する場	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童生徒の発想を生かし、創意工夫する心を育むコーナーが欲しいものです。詩をつくったり、絵や漫画を自由に描いたり、粘土や廃物を利用して物をつくったり、個人または集団で思いのままに表現できたりする場を設けたいものです。</li> <li>○ 係活動の一つとして、コンクール等のキャンペーン的な行事を提案・実施できるようにすれば、児童生徒の活動も一層活発になります。</li> </ul>

## (6) 学級経営案の立て方

### ① 学級経営案とは

学級経営案は、学校の教育目標を学級において効果的に達成するための筋道を示すものです。したがって、まず学級の実態を的確に把握し、それを踏まえて経営案を立てなければなりません。学級経営案は年度初めに立てますが、実際の過程において、適時に評価を行い、その結果に応じて修正を加えるという柔軟性をもたせることが必要です。



## ② 学級経営案の機能

- 年間を見通した学級経営の方針が明確となる。
- 学級経営に計画性を与え、実践上のポイントが明らかになる。
- 児童生徒の実態と変容がとらえやすくなる。
- 学級経営上の課題が明らかになり、改善の手がかりが得やすくなる。
- 学級経営がうまくいっているかどうかをチェックしやすくなる。
- 他の学年や教師の協力が得やすくなる。
- 学級経営への意欲を高める。
- 学級経営を次学年へ生かし、継続発展させることができる。

## ③ 学級経営案の内容

学級の児童生徒の実態を把握し、学校及び学年の教育目標、基本方針、指導の重点と関連させながら学級の教育目標を設定し、達成するための内容や方法について、下記のような項目で書き表します。

### 【学級経営案の項目（例）】

- 学級の教育目標（学校・学年の教育目標を踏まえた、目指す児童生徒像、学級担任の指導方針）
- 学級経営の基本方針
- 学級の実態
  - ・児童生徒の実態（在籍数、学力や体力等の各種調査結果、学習面の実態、生活面の実態、健康診断状況、健康に特に配慮を要する児童生徒、交友関係、就学支援等の状況、出欠状況等）
  - ・児童生徒の生活環境（家族構成、通学上留意する事項、学校に対する保護者の希望等）
- 学級担任の学級観、児童生徒観
- 学級経営の計画
  - ・学級集団の経営（学級内の組織づくりや組織運営、学級活動の指導等）の計画
  - ・環境整備の計画（教室環境づくりの方針、壁面・空間の利用と整備、展示・掲示の工夫、学級園の計画等）
  - ・学習指導の計画（各教科に共通する重点的事項、教科別の指導の重点、道徳の指導の重点、特別活動の指導の重点、個別指導の計画等）
  - ・生徒指導の計画（生徒指導の方針、道徳指導、学級活動、学校行事と関連させた指導計画、保健・安全指導、課外活動、教育相談、給食指導、特に配慮を要する児童生徒に対する個別指導等）
  - ・進路指導の計画
- 家庭との連携
  - ・連絡方法（緊急連絡網、学級通信、連絡帳等）
  - ・家庭訪問計画
  - ・PTA運営計画
- 経営記録の計画
  - ・日常の観察記録
  - ・反省、評価の記録
- 学級経営の評価
  - ・学級経営の計画に関するもの（学級の教育目標、児童生徒理解等）
  - ・学級経営の実践に関するもの（学級集団の経営、学習指導の経営、生徒指導の経営、教室環境の経営、学級事務の経営等）

#### ④ 学級経営案作成の手順

- ア 学校の教育目標、基本方針、指導の重点を確認する。
- イ 学年の教育目標、基本方針、指導の重点を確認する。
- ウ 学級に関する資料（実態調査、アンケート等を含む。）を収集、整理する。
- エ 学級経営の構想を練る。
- オ 学級の教育目標を設定する。
- カ 学級経営の方針、指導の重点を設定する。
- キ 学級経営の年間プログラムを作成する（指導の重点の具体化、月別・学期別計画、学級事務の計画、経営の評価等）。

#### ⑤ 学級経営案作成上の留意点

- 学級経営案は、教育目標の具現化を目指すものであるから、学校や学年の教育目標を基盤にした学級の教育目標を設定すること。
- 児童生徒の年齢的発達段階を一般的に理解するとともに、できるかぎり多くの調査、資料等から児童生徒を多面的に把握すること。
- 児童生徒の生活環境を熟知するとともに、保護者が我が子の教育についてどのように考え学校にどのようなことを期待しているかを把握すること。
- 学級集団における児童生徒の人間関係や活動状況を的確につかむこと。
- 児童生徒や家庭環境等について知り得たことで、教育的な配慮をすべきことや、非公開にすべきこと等は、学級経営案には記載しないこと。
- 変容する学級集団の様相、児童生徒の成長などが記録されるような工夫をすること。
- 経営の計画と実施が評価され、反省が加えられるような工夫をすること。

#### 【学級経営案の例】

令和○年度 第○学年○組 学級経営案  
担任 ○ ○ ○ ○

#### 1 学級の実態

- (1) 学級構成
- (2) 児童生徒の生活環境
- (3) 児童生徒の実態
- (4) 特に配慮する児童生徒

#### 2 教育目標

(1) 学校（学年）の教育目標	(2) 学級の教育目標
① 自分で考えて行動する。 ② 自分で計画して学習する。	① 協力して係活動ができる。 ② 自分のめあてに向かって学習ができる。

#### 3 学級経営方針

- (1) 自分で学習計画を立て、積極的に問題を解決しようとする態度を育てる。
- (2) 相手のことを思いやり、困ったときには相互に協力しあい助け合おうとする態度を育てる。

4 学級の教育目標の具現化

学級目標	児童生徒の実態	到達目標	評価
○ 協力して係活動ができる。	○ 分担した活動だけにとどまり協力が無い。	○ 自分の分担だけでなく、友だちの手伝いも進んでできる。	

5 教室環境

学級目標	環境物	具体化	評価
○ 協力して係活動ができる。	○ 係の計画表 ○ 班の掲示物	○ 友だちに知らせる掲示物等 ○ 小動物や昆虫の飼育等	

6 学級経営の努力点

	努力点の具体化	評価
学級集団づくり	集団遊びを定期的に仕組み、児童生徒同士がかかわり合う体験活動を行わせる。	
学習指導	毎時間の指導目標を明確にし、基礎・基本の学習の徹底を図る。	
生徒指導	一人一人の児童生徒の理解を深め、個々に応じた指導を行う。	

(7) 学級経営の評価

① 学級経営の評価の意義

学級経営の評価は、一つの組織体としての学級が、その本来の機能をどの程度果たしているのかを、教育目標（学校・学年・学級の教育目標）に基づく一定の基準に照らして、包括的、客観的に判定するものです。また、その結果に基づき、総合的、有機的な改善方策を立てるのに役立たせる意図をもってなされる評価でなければなりません。このことから、学級経営の評価は、既に完結した事柄に関する評価判断だけでなく、むしろ、評価を基にして、学級経営を改善していくためのものであり、計画(Plan)→実施(Do)→評価(Check)→改善(Action)のマネジメントサイクルにおける重要な役割を果たしているといえます。評価は目標の達成度、計画と実践の有効性を確かめ、具体的な改善の方法を知るために行うものです。そのためには、学級経営案（目標、計画等）が明確に立てられていないと評価できないことになります。また、計画の中に、実践の手だてと評価のポイントが含まれているべきです。評価の時期については、学年末だけでは、評価の結果を学級経営の改善に生かすことができないので、年間を見通して週毎、月毎、学期毎など節目ごとに評価場面を位置付けることが必要です。

② 学級経営の評価の観点

学級経営の評価は、計画としての学級経営案に照らして、実践の結果としての学級、児童生徒の実態を評価することに重点を置かなければなりません。すなわち、学級の経営目標と学級経営の実態、学習指導、人的条件の整備、物的条件の整備等について評価することになります。

ア 学級経営の計画に関するもの

学級目標の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校や学年の教育目標をよく理解し、これに基づいて、学級の実態に応じた具体性と客観性がある目標を立てているか。</li> <li>○ 学級の実態をよく把握し、学級の課題がくみとられた目標であるか。</li> <li>○ 保護者や地域にも理解され、協力が得られるものであるか。</li> </ul>
---------	--

児童生徒の理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発達段階からみた一般的（知的側面、情緒的側面、身体的側面等）な傾向が理解されているか。</li> <li>○ 調査等によって、学級全体及び児童生徒一人一人について、知的側面、情緒的側面、身体的側面等からその特性を理解し、個々の課題を把握しているか。</li> <li>○ 児童生徒一人一人についての生活環境を理解しているか。</li> <li>○ 地域社会の環境を理解しているか。</li> </ul>
学級経営案の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各教科、道徳科、（外国語活動）、総合的な学習の時間及び特別活動別に、しかも、総合的に関連付けられた経営案であるか。 ※（ ）は小学校のみ</li> <li>○ 目標や内容が発展性、系統性をもつものであるか。</li> <li>○ 担任外の教科担任や学年内の他の教師と共通理解がなされているものであるか。</li> </ul>

### イ 学級経営の実践に関するもの

学級集団の指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学級の教育目標について共通理解ができているか。</li> <li>○ 望ましい学級集団に成長しているか。</li> <li>○ 連帯感、帰属意識は育っているか。</li> <li>○ 個人の役割が理解され、十分に果たされているか。</li> <li>○ 教師と児童生徒との人間関係は良好であるか。</li> <li>○ 他の教師の理解と協力が得られているか。</li> </ul>
構成 教室環境の	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学習活動に必要な基本的な設備が整備されているか。</li> <li>○ 生活環境として必要な基本的な環境整備（通風、採光、温度など）が整備されているか。</li> <li>○ 児童生徒の学習の足跡や係活動、委員会活動等の活動の様子を紹介する場が整備されているか。</li> </ul>

### ③ 学級経営の評価の方法

学級経営の評価の方法はいろいろ考えられますが、評価の対象により、適切な評価方法を選択し、場合によっては、二つ以上の評価方法で評価する方がよりの確な結果が得られることがあります。次に、いくつかの評価方法の例を挙げてみます。

#### ア 教師が評価する方法

日案、週案、月案、年間計画などの学級経営に照らして、実践を基に、学級担任自身が自己評価を行います。具体的には、評価項目や基準等を設けたチェックリスト等で、週・月・学期ごと、学年末など定期的に、あるいは随時評価することが望ましいでしょう。評価に客観性をもたせるには、評価の内容によっては学級担任だけでなく、学年の他の教師や、学級の教科指導にかかわっている教師に評価してもらうのもよい方法です。

#### イ 児童生徒の反応や行動、テストや調査等から評価する方法

学級経営の最終的なねらいは、教師の指導によって、学級集団や児童生徒一人一人が成長すること、よりよく変容することにあります。テストや調査など、児童生徒たち自身が答えたり、反応したり、感想を述べたりすることが、学級経営の評価の貴重な資料となります。評価の具体的な方法として、次のようなものが考えられます。

- 各種の標準検査や、ペーパーテストなどで、学習指導や生徒指導の経営について評価を行う。
- 面接法や観察法などで学習指導や生徒指導の経営についての評価を行う。
- 学習指導や生徒指導において生じた問題をとらえ、その問題点と原因を探る。
- 児童生徒の見方、感じ方、気持ちを受けとめるため、グループ日誌や学級日誌、個人ノート、感想文などから声をくみとる。

## 【資料】

## 学級経営の評価法の具体例

評価の項目	評価の観点	評価				
学級の教育目標	学校や学年の教育目標及び重点目標を踏まえているか。	1	2	3	4	5
	児童生徒の実態を踏まえているか。	1	2	3	4	5
	児童生徒に理解されているか。	1	2	3	4	5
児童生徒の理解	身体面、性格面の把握をしているか。	1	2	3	4	5
	学習面、行動面の状況を把握しているか。	1	2	3	4	5
	教師と児童生徒との信頼関係はできているか。	1	2	3	4	5
	児童生徒の生活環境を把握しているか。	1	2	3	4	5
学級集団	学級集団としてのまとまりはあるか。	1	2	3	4	5
	小集団の指導は適切にできているか。	1	2	3	4	5
	リーダーとフォロアーの関係はうまくいっているか。	1	2	3	4	5
学習指導面	指導計画に基づいて効果的に指導されているか。	1	2	3	4	5
	自主的・主体的な学習態度の育成はなされているか。	1	2	3	4	5
	能力や達成度に応じた指導がなされているか。	1	2	3	4	5
	指導方法は創意工夫されているか。	1	2	3	4	5
	評価法が工夫され適切な評価がなされているか。	1	2	3	4	5
生徒指導面	一人一人の能力、個性に応じた指導がなされているか。	1	2	3	4	5
	道徳科、学級活動等の関連を生かして指導されているか。	1	2	3	4	5
	家庭や地域の実態に即した指導がなされているか。	1	2	3	4	5
	余暇や休暇中の過ごし方に対して適切な指導がなされているか。	1	2	3	4	5
	安全指導や保健指導は適切になされているか。	1	2	3	4	5
	特に配慮を要する児童生徒への取組は十分であるか。	1	2	3	4	5
教室環境	健康安全の配慮（採光、換気等）は十分であるか。	1	2	3	4	5
	掲示、展示、黒板等は効果的に活用されているか。	1	2	3	4	5
	環境整備、美化への配慮は積極的になされているか。	1	2	3	4	5
学級事務	事務処理は迅速かつ正確に処理されているか。	1	2	3	4	5
	書類、帳簿等の保存管理は適切にされているか。	1	2	3	4	5
	事務の能率化を図る工夫はされているか。	1	2	3	4	5
家庭との連絡	学級経営の方針などが保護者に理解され、協力的であるか。	1	2	3	4	5
	積極的に家庭との連絡を取り、指導に役立っているか。	1	2	3	4	5
	連絡帳や学級通信等で情報交換を行っているか。	1	2	3	4	5

1 全く当てはまらない 2 あまり当てはまらない 3 どちらとも言えない 4 やや当てはまる 5 よく当てはまる

### 3 学級事務処理の仕方

#### (1) 学級事務の内容

学級事務は、学校という組織体の運営や学級経営を、円滑、効果的に行っていくための重要な仕事です。この学級事務の内容は範囲が広く、しかも、教育効果を高める役割をもつものが多いので、事務処理に当たっては、意図的、計画的、合理的に、創意をもって行うことが大切です。

また、公簿、表簿類の作成、公文書等の処理、教育活動の計画・記録等は正確かつ迅速に行い、事務の合理化、能率化を図ることが大切です。

学級事務の内容は、大別すると次のようになります。

学籍管理事務	指導要録、出席簿の記入、整理及び保管
児童生徒管理事務	健康診断票、発育測定、各種検査結果の記入、整理及び保管
指導事務	学級経営案、週案、通知表、学級通信の作成 及び保管
会計事務	積立金、給食費、教材費の管理
備品の管理事務	時計、テレビ、パソコン（一人一台端末）、電子黒板、教材などの保管、整備

#### (2) 主な学級事務の処理の仕方

##### ① 指導要録

###### ア 指導要録の性格

指導要録は、学校教育法施行規則により、作成、備付け及び保存が義務付けられた重要な公簿の一つで、「学籍に関する記録」及び「指導に関する記録」から成っています。同規則によれば、「児童等の学習と健康の状況を記録した書類の原本」とされており、指導の過程及びその結果の記録を要約し、その後の指導に役立てるための資料とするとともに、外部に対する証明等の原簿としての性格を有しています。

###### イ 保存期間

学籍に関する記録は20年間、指導に関する記録は5年間の保存が義務付けられています。

(学校教育法施行規則第28条第2項)

###### ウ 証明書作成時の留意点

学籍に関する記録を外部に対する証明書の作成に利用する場合は、本人の人権に配慮する立場から、使用目的や提出先を確認するほか、証明の必要性を十分に確認・検討しなければなりません。

###### エ 記入上の留意事項

- 児童生徒のよさや可能性に着目し、事実に基づいた記載をすること。
- 原則として、常用漢字表に掲げる漢字及び現代仮名づかいを用いること。
- 氏名の表記は、新字体であるか旧字体であるかにかかわらず学齢簿上の表記に一致させること。
- 記載事項の変更・修正をするときは、2本線を引いて変更・修正前の記載も読み取れるようにしておくこと。
- その他の留意事項については、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成31年3月29日30文科初等1845号初等中等教育局長通知）を参照すること。

##### ② 出席簿

出席簿は指導要録と同様に、学級担任が教科担任等の協力を得て作成します。また、出席簿は5年間の保存が義務付けられています。

児童生徒の出欠、遅刻、早退、欠課等は正確に記録し、理由も明らかにしておくことが大切です。特に、教科担任制をとっている場合は、教科担任による確実な記録が必要です。さらに、転入学、転退学等も正確に記録し、月末の統計処理をしなければなりません。出席簿は、単に正確に作成するだけでなく、欠席、遅刻等の状況に応じて保護者との連絡を密にして、指導に生かすようにしましょう。

### ③ 健康診断

学校においては、児童生徒の健康の保持増進を図り、その他保健に必要な措置を講じるために毎学年定期的に健康診断を実施することが義務付けられ、必要があるときは臨時に実施するものとされています。定期的な健康診断では、健康診断票を作成し、5年間保存することが義務付けられています。詳しくは、学校保健安全法施行規則第6条及び第8条を参照してください。

学級担任としては、養護教諭との協力の下に健康診断の結果に基づいて治療の勧告を行うなど適切な措置を講じることが必要です。

### ④ 通知表

通知表を作成するに当たっては、児童生徒の出欠席、健康状態、学習の状況及び行動、性格の概要、学校学級生活での役割などを学期ごとに家庭に連絡し、保護者が児童生徒の学校生活の実情を十分に把握できるようにすることが大切です。また、児童生徒自身にも学習状況や健康、行動・性格等の評価を確認、さらに進歩向上への意欲付けを図るものです。そのためには、日ごろから確実な記録をしておき、各学校で作られているいろいろな補助簿（成績一覧表、出席一覧表など）に整理します。

通知表の様式、内容等については、各学校でいろいろと工夫して作られています。

### ⑤ 転入・転退学の手続

転入・転退学の手続については、学校教育法施行令等によって、市町村教育委員会や学校の役割が定められています。

<p><b>ア 転入学の場合</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村教育委員会からの転入学通知書を確認し、転入学通知書、転学児童生徒教科用図書給与証明書などを受け取り、転入学処理簿に記載します。</li> <li>○ 教科用図書給与証明書を教科図書係にまわし、不足教科書の給与手続をとってもらいます。</li> <li>○ 出席簿に氏名を記入し、指導要録を作成します。</li> <li>○ 転入学通知書に必要事項を記入し、前在籍校長あて転入学した旨を校長名で速やかに通知し、併せて、指導要録の写し、健康診断票、歯の検査票などの送付を依頼します。</li> <li>○ 家庭環境調査用紙、時間割、生活時程表、学校のきまり、学校給食、PTA会則など、その他必要な事項についての印刷物を配布し説明します。</li> </ul>
<p><b>イ 転退学の場合</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各学校所定の転学届を保護者に提出してもらいます。</li> <li>○ 在学証明書、教科用図書給与証明書(2通)を作成し、氏名のゴム印とともに、転学先学校に持参させます。</li> <li>○ 転学先学校から転入学完了の通知を受けたら、転学に必要な書類（指導要録の写し、健康診断票、歯の検査表、独立行政法人日本スポーツ振興センター加入の有無など）を送付します。なお、再度の転学児童生徒であれば、前在籍校から送付された指導要録の写しも添えます。その他連絡すべき事項があれば、私信に書き添えます。</li> <li>○ 指導要録に転学年月日などを記入するときは、「年月日」欄の上部の（ ）内に他の学校に転学するために学校を去った年月日を、また、（ ）のない欄には転学先の学校が受け入れた年月日の前日を記入します。 「転学先・学年」の欄には、転学先の学校名及び転入学年を記入します。 「所在地」の欄には、転学先の学校の所在地を、「事由」の欄には、転学の事由を記入します。 なお、就学義務の猶予・免除をする場合又は児童生徒の居所が1年以上不明である場合は、在学しない者として取り扱い、在学しない者と市町村教育委員会が認めた年月日を記入し、その事由等を併せて記入します。</li> </ul>

## ウ 国外の学校への転学、帰国児童生徒の編入学の場合

### <国外の学校への転学の場合>

#### (ア) 日本人学校への転学

- ・ 基本的には、国内の転学手続に準じて在学証明書等を保護者に交付することが必要となりますが、必要な書類等は日本人学校毎に異なるため、当該日本人学校に事前に確認しておきます。
- ・ 日本人学校で使用する教科書については、転出前に海外子女教育振興財団にて所定の手続をとる必要があります。

海外子女教育振興財団 〒105-0002 東京都港区愛宕1-3-4愛宕東洋ビル6階

TEL : 03-4330-1341

<http://www.joes.or.jp/kyokasho/>

#### (イ) 現地又は国際学校（インターナショナルスクール）への転学

- ・ 英文の在学証明書や成績証明書などが必要となる場合もありますので、日本人学校と同様、必要な書類等は事前に確認しておくといでしょう。

### <帰国児童生徒の編入学の場合>

- ・ 国内における転入学の場合に準じます。

## ⑥ 会計事務

会計事務とは、学校、学年、学級等で行う遠足(小学校)旅行(中学校)・集団宿泊的な行事や、学級費、学校給食費などの費用のように児童生徒に還元されるものを銀行引き落とし又は学級担任を通して集金して処理する事務です。このような学校徴収金は、学校の教育活動のために校長の承認の下に徴収される経費です。実際には、その都度集金する場合と学期又は年間の必要額を月割にして集金する場合があります。どの方法によるかは、保護者の意向を考慮して校長の責任において決めなければなりません。

また、集金の内容、収支決算書などについても、校長の承認を受けることが必要です。保護者あての文書は、校長名により集金の理由、内容、納入日、方法などを明記しておくことが大切です。

会計事務については、公正、確実、慎重、かつ妥当に行うため、保護者に対して、文書にて報告することが大切です。

学校徴収金の例としては、次のようなものが考えられます。

- 生徒会費(中学校)、学級費、修学旅行・見学旅行・卒業アルバム等のための積立金、実験・実習材料や各種教材費、学校給食費、日本スポーツ振興センター共済掛金、観劇・遠足・キャンプ等の経費

学級会計を処理する上での配慮すべきこととして、次のことが挙げられます。

- ア 会計簿を準備し、収支の状況を克明に記入しておくこと。
- イ 金融機関へ預金する場合は、校長名又は団体名(学校名など)を付した個人名で行うこと。
- ウ 管理職や保護者に対して、収支の状況を定期的(学期末、学年末等)に報告すること。
- エ 領収書の整理・保管を厳正に行うこと。

## ⑦ 教材・教具の保管、整備

教材・教具は、直接的に児童生徒の学習に影響を与えるものです。教室に置かれる主な物としては、黒板(大型提示装置)、スピーカー、テレビ、パソコン(一人一台端末)、電子黒板、スクリーン、掲示物、定規、図書等があります。

これらの教材・教具は、学級の教育目標や指導計画に応じて、利用しやすくしかも体系的に整備しておくことが重要です。故障や破損等については、速やかに係と連絡をとって処理します。

そのほかに、清掃用具、カーテン、窓ガラス、戸、壁、天井、電球、コンセントなどの状態に常に目を配っておく必要があります。



### 【資料】 公簿（表簿）などに関する規定

公簿はそれぞれ法令によりその作成が義務付けられています。主な公簿に関する規定は以下のとおりです。

指 導 要 録	校長は、その学校に在学する児童等の指導要録を作成しなければならない。 (学校教育法施行規則第24条)
出 席 簿	校長は、当該学校に在学する児童等について出席簿を作成しなければならない。 (学校教育法施行規則第25条)
学校備付表簿	学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。 四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿 (学校教育法施行規則第28条) 前項の表簿は、別に定めるもののほか、5年間保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、20年間とする。 (学校教育法施行規則第28条)
健 康 診 断	学校においては、毎学年定期に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。 (学校保健安全法第13条)
健 康 診 断 票	学校においては、法第13条第1項の健康診断を行ったときは、児童生徒等の健康診断票を作成しなければならない。 (学校保健安全法施行規則第8条)

### (3) 情報の漏洩などの防止

公務員は、「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」とされています。（地方公務員法第34条）

学校においては、児童生徒の成績、評価及び家庭事情に関する事項等、様々な個人情報を取り扱っています。これらの情報は、児童生徒に対して効果的な指導を行う上で必要であり、教師間や学校と関係機関等との間で共有されています。しかし、教育上必要な場合を除いて、児童生徒の個人情報が外部に漏洩することは、児童生徒の個人的利益を害することにつながるため、厳禁です。

また、児童生徒の個人情報を学校外へ持ち出す行為は厳に禁止されています。やむを得ず持ち出す場合は、校長の許可を得て必要最小限とし、持ち出している間は常に身に付けておくなど紛失等の防止のため厳重に管理しなければなりません。

## 4 保護者との連携

学校がその教育効果を発揮していくためには、家庭、地域との連携は欠かせません。特に、教師と保護者が、教育についての正しい認識と共通の理解の下に児童生徒の教育を行うためには、家庭との連携は不可欠です。

そのために教師は、学校、学年及び学級の必要な情報(学習、行動、性格、交友、健康等)を保護者に提供し、理解と協力を求めるとともに、それぞれの保護者の学校教育に対する願い等を聞き、互いの立場や考えの理解に努めることが重要です。

### (1) 学級担任と保護者との連絡・協力

#### ① 家庭連絡の内容

○ 教育方針的なもの	学校、学年、学級等の教育目標・指導方針・指導計画など
○ 児童生徒の様子を知らせるもの	学校・学年・学級の行事、児童会・生徒会活動の行事、PTA行事などの予告や報告、学習活動、クラブ活動・部活動、その他学校生活全般の状況、健康状態など
○ 家庭から情報を得るもの	家庭環境、家庭での生活状況、家庭における交友関係など (個人のプライバシーや守秘事項には慎重な配慮が必要)

#### ② 保護者との連絡の場と方法

保護者との連絡は、保護者会、授業参観、家庭訪問、PTA行事等の機会をとらえて直接面談して行うものや、学校通信、学年通信、学級通信等のように文書で行うものがあります。これら

の連絡は定期的に行うものと随時に行うものがあります。定期的に連絡する手段としては、他にも個人連絡帳や学習日誌等があり、随時、口頭で教師から児童生徒を通して保護者へ伝える方法もあります。

緊急を要するときや家庭からの連絡を受けるときは電話がよく使われますし、最近ではメール配信システムを活用している学校もあります。

### ③ 保護者との連絡の留意点

- ア 文書類は校長の許可を得てから印刷、発行すること。
- イ 文章は要点を明確にし、誤字、脱字がないように気を付けること。
- ウ 連絡を取り合った際の期日、時刻、内容等の記録を必ず残しておくこと。
- エ 保護者の立場を考え、誠意ある言葉遣いに心掛けること。
- オ 内容によっては自分だけの判断で事を運ばず、同学年の教師や学年主任、教頭に相談して連絡の内容や方法について指導を受けること。
- カ 個人のプライバシーに関することについては、特に慎重を期すること。
- キ 保護者や児童生徒に対し、SNS等の個人アカウント等による連絡は原則として行わないこと。

## (2) 保護者会と授業参観

保護者会は、学級懇談会という名称で呼ばれることもあります。また、地域とともにある学校づくりを進めるため、広く地域の方々や保護者が参加することのできるオープン参観日などを設定している学校もあります。

保護者会と授業参観は併せて行われることが多く、授業参観の後に保護者との懇談を位置付けるのが一般的です。懇談の形態としては、学年単位で行う学年懇談会、学級単位で行う学級懇談会があり、その他、保護者と個別に懇談する個人懇談があります。

保護者会や授業参観は、保護者に学校、学年及び学級の教育方針、児童生徒の様子について知らせるよい機会です。保護者が家庭では見ることのできない、学校や地域における児童生徒の様子について具体的に示すことで、学校の教育に対する理解と信頼を得ることにつながります。

### ① 学級懇談会

学級懇談会は、「児童生徒に毎日接している」という密接なつながりをもった保護者と学級担任が、それぞれの立場から児童生徒のことを語り合える貴重な機会です。お互いの悩みや願いをじっくり話し合い、本音で語り合うことによって、よりよい教育活動に結び付けたいものです。

<p><b>ア 事前の準備</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学年教師間で、懇談内容について共通理解を図る。</li> <li>○ 案内状は全校又は学年で出すことが多いが、保護者の関心が得られるよう工夫する。また、案内状はできるだけ早めに出すようにする。</li> <li>○ アンケート等によって保護者の関心事をつかんでおくなど、児童生徒の発達段階に応じて懇談の内容を配慮する。</li> <li>○ 全般的・表面的な話に終始しないように、児童生徒の作文、日誌、班ノート、日記などから、学習面、生活面の具体的な話題を準備しておく。</li> <li>○ 配慮が必要な難しい内容を取り上げる場合は、管理職に相談する。</li> </ul>
<p><b>イ 学級懇談の留意事項</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 懇談会の目的や主な内容などを明確にし、必要に応じて参加している保護者に説明する。資料等を配布する場合、個人情報等の取扱に十分配慮する。</li> <li>○ 協力や相互理解を得るための場として、学年、学級での学習や生活の様子や保護者の関心事を協議題に取り上げる。また、具体的かつ全体的な話題、例えば児童生徒の遊びの内容、家庭学習の進め方、夏休みの過ごし方などを取り上げる。その際、特定の児童生徒についての話題に偏らないようにする。</li> <li>○ 授業参観後の懇談会の場合は、その授業のねらいや手立てと関係付けて、どのような児童生徒の姿を目指しているのか説明するとよい。</li> <li>○ 保護者に発言を求める場合は、発言者や話題が偏らないように注意するとともに、受容的、共感的な態度で聞く。</li> <li>○ 学級や担任への要望については素直に聞くとともに、個人での判断が難しい内容について回答を求められた場合は即答を避け、同学年教員、管理職等に相談して、後日回答する。</li> <li>○ 欠席した保護者に対しては、後日配布資料を届けたり、当日の内容を学級通信で知らせたりするなどの配慮をする。</li> </ul>

<p>ウ 個人懇談の留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 限られた時間内に多くの保護者と懇談しなければならないので、無理のない計画を立てるとともに、日程については保護者と早めに調整する。時間の延長は、次の保護者を長時間待たせることにつながるので、時間厳守で進行するように努めるとともに、その旨を保護者に周知する。</li> <li>○ 抽象的な褒め言葉だけに終始しないように、一人一人の児童生徒の学習状況、生活態度、健康状態などについての資料を用意し、結果だけでなく過程や変容を具体的な姿で伝える。</li> <li>○ 学力面に加えて、生活全般や友達関係、進路についてなど、懇談時期に応じて話合いの内容構成を工夫する。</li> <li>○ 保護者の発言に対しては傾聴に努める。（要望等への対応については学級懇談に同じ）</li> </ul>
--------------------	--

## ② 授業参観（学習参観）

授業参観は、保護者に児童生徒の学習の様子を公開し、我が子がどんな学び方をしているのか、学習活動にどのように参加しているかを見てもらうことができる貴重な機会です。そして、学級経営や授業に対する保護者の認識を広め、深める、という重要なねらいもあります。だから、学校の教育目標や教育方針を保護者に正しく理解してもらったり、学級担任の指導方針、教科のねらいや内容を具体的に理解してもらったりするために、どのような授業を公開するのか、という視点をもつことも大切です。

本来、授業参観は、保護者にとって魅力のあるものであるはずですが。懇談会だけを開いても、あまり多くの保護者の出席が得られず、授業参観と一緒にすれば、多くの保護者の参加が得られることからそのことがよく分かります。できるかぎり多くの保護者が参加しやすいように、時期、日時、持ち方等も配慮したり、簡単な授業案を配布して授業の観点を示す工夫をしたりすることも大切です。

<p>ア 授業参観の連絡</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 案内状は早めに出す。</li> <li>○ 公開する授業の教科等名や学習内容を事前に知らせておく。</li> </ul>
<p>イ 授業の準備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1年間の中で複数回の授業参観が実施されることが多いので、同学年内で年間計画を立てるなどして、教科等に偏りがないように留意する。</li> <li>○ 授業場面については、学校や学級の教育目標につながる児童生徒の姿や、保護者に理解してもらいたい児童生徒の姿が表れやすい場面を設定することが望ましい。</li> <li>○ 主な学習展開については、教師からの一方的な説明をもとにひたすら問題を解く、あるいは児童生徒が調べたことを発表するだけ、というような偏りがないようにし、教師と児童生徒、児童生徒同士の学び合う姿が適切に表れるように工夫する。</li> <li>○ 日常の授業で行っていないような学習展開や学習活動には、児童生徒は対応できないし、そのような授業を公開しても授業参観のねらいは達成できない。このことを踏まえ、日常の授業を大切にする。</li> </ul>
<p>ウ 教室環境の準備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教室環境を整える。（安全、清潔、整理整頓）</li> <li>○ 教室の壁面を利用して、本時の学習に至るまでの過程や内容が分かるようにしておく。</li> <li>○ 児童生徒の作品の掲示に当たっては、全員分そろっているかを確認する。また、誤字・脱字等を未修正のまま掲示しないように配慮するとともに、教師からの評価を適切に添える。</li> </ul>
<p>エ 授業参観の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参観資料等を準備し、本時のねらい、大まかな学習展開や主たる学習活動、見どころなどが参加者にわかるようにしておく。</li> <li>○ 日常の授業のとおり、一人一人の児童生徒を大切にする指導・支援を心がけるとともに、教師自身がはつらつと振る舞い、活気のある授業を展開する。</li> <li>○ 事後に懇談会等が設定されている場合は、授業のねらいや児童生徒の素晴らしい学びの様子について、説明を加えるとよい。</li> </ul>

### (3) 家庭訪問

教師と保護者の間に確かな協力関係をつくる、家庭における児童生徒の実態をとらえる、個々の保護者の教育に対する願いを把握する、などの目的を果たすために、家庭訪問は重要な役割をもっています。したがって、家庭訪問を通して、適切な児童生徒理解、保護者理解を図り、指導に生かすという観点に立って、実施することが大切です。

家庭訪問は、学校では見ることのできない児童生徒の家庭での様子、保護者の考えを知るよい機会です。また、各家庭の実態はもちろんのこと、家の周りの様子をはじめ、その地域に住んでいる人たちの様子なども知ることが大切です。そのことによって保護者の心を開かせるための共通の話題を得ることもできます。

家庭訪問は、4・5月頃あるいは夏季休業中に時期を設定し、全家庭を対象にして行われることが多いのですが、このような一斉の家庭訪問以外にも、臨時に、個別に家庭訪問を実施する必要性が生じてくる場合も多くあります。このような家庭訪問もおろそかにしてはなりません。

#### ① 事前の準備

<b>ア 事前準備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個々の児童生徒の実態から、家庭訪問のねらいは何か、保護者にどんな提案をし、どんな協力を求めていくのかなどについて学校、学年内で話し合い、具体的に共通理解しておく。</li> <li>○ 学校全体として各家庭に配布される実施計画とは別に、学級ごとに工夫して案内状を作る。</li> <li>○ 訪問日時は、家庭によってそれぞれ事情があるので、家庭と連絡を取って早めに調整する。</li> <li>○ 学校で、現在重点的に取り組んでいることや、保護者に協力を求めることなど、懇談事項を事前に知らせる。</li> </ul>
<b>イ 資料の準備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童生徒の個別の学習状況、生活態度、健康状態などについての資料をまとめておき、児童生徒の具体的な姿で話す。</li> <li>○ 個人別カードの作成もよい方法である。</li> </ul>

#### ② 訪問時の留意点

<b>ア 家庭訪問の内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家の所在地や通学路を確認し、地域の実態を知る。</li> <li>○ 家庭の状況を知る。</li> <li>○ 家族構成、家庭の雰囲気を知る。</li> <li>○ 児童生徒の生育歴を知る。</li> <li>○ 家庭での生活の様子を知る。</li> <li>○ 児童生徒の将来について、保護者の考え、児童生徒の考えをつかむ。</li> <li>○ 教育について家庭の役割を理解してもらう。</li> <li>○ 学校、学級の指導方針を知らせ、理解と協力を求める。</li> <li>○ 学校への意見や要望を聞く。</li> </ul>
<b>イ 訪問時の留意点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学習面の結果のみに偏った話題にならないようにし、生活全般について話し合うこと。</li> <li>○ 短所を指摘したり、要望を伝えたりすることに偏らず、児童生徒の長所を中心にした話題にすること。</li> <li>○ 他の児童生徒や家庭と比較するような話題は避けること。</li> <li>○ 聞き上手になり、傾聴に努めること。</li> <li>○ 節度と誠意あふれる態度で訪問すること。</li> <li>○ 温かい理解者として共感的な態度を大切にすること。</li> <li>○ 約束時間を守り、予定時間内で懇談が終わるように努めること。</li> </ul>

#### ③ 訪問後の処理

家庭訪問によって明らかになった課題（保護者の要望や意見）は、担任で解決するもの、学年で検討するもの、学校全体で解決するものなどに整理し、責任をもって迅速に処理しなければなりません。また、これらのことは学年主任、校長等に報告しておくことが必要です。

## コラム「学級通信作成上の留意点」

ここまで述べたように、保護者会、授業参観、家庭訪問など、学級担任が保護者と話し合ったり、児童生徒の姿を通じたりして学校教育への理解を求める機会は複数回あります。しかし、それらの多くは計画的・定期的に行われているものであり、回数も多くはありません。そこで、時機を逃さずに児童生徒の様子を伝えたり、連絡をしたりする手段として、学級通信があります。学級通信は、学級と家庭を結ぶ絆となり得るものです。

学級通信によって、日々の学校生活の中に表れる素晴らしい児童生徒の姿を随時保護者に伝えることができます。また、そのことによって、学級担任の児童生徒観や学校の教育目標、学級の教育目標の具体的な姿を家庭に伝えることができます。そして、このような積極的な情報発信が、目標達成のために学校が取り組んでいる教育活動への理解と協力を得ることにつながるのです。ですから、形式的な活動紹介や、学校・学級からの連絡事項だけで内容が構成されているのであれば、その学級通信は役割を十分に果たしているとはいええないでしょう。

保護者は、我が子の姿を通して学校を評価することが多いものです。我が子の成長していく様子と、それを導く学校の取組を知ることによって学校への信頼感は高まりますし、我が子の様子がわからなければ、信頼感が高まることは少ないでしょう。ですから、学級通信では、学級の集団としてのよさや成長の過程と併せて、児童生徒一人一人のよさや成長の過程をバランスよく紹介してほしいと思います。

そのためにも、学級という集団とのかかわりの中で、一人一人がどのように成長しているかを、学校生活の様々な場面でとらえておく必要があります。学習活動、休み時間、掃除のとき、給食のとき、遊んでいるとき、クラブ・部活動の様子、さらに、作文やノートなど、とりあげる素材はいろいろあります。そうしてとらえた児童生徒のよさを記述することによって、改めて児童生徒の姿がよく見えてくるものですし、そのようにして紹介された我が子の様子を通して、保護者は学校への信頼感を高めるでしょう。

もちろん、このような教育愛にあふれた情報発信を行うためには、継続的に、定期的に学級通信を発行する必要があります。これは、非常に努力を要することです。しかし、続けることによって、教師自身の児童生徒に対する見方・考え方や教育観は必ず磨かれていきます。しかも、発行した学級通信は、かけがえのない貴重な教育実践記録となるでしょう。

以上のように、学級通信は単なる事務的な連絡だけでなく、教育という機能をもっています。その教育的機能や長所を理解し、積極的に活用してほしいものです。なお、作成に当たっては以下の2点に留意してください。

- ① 学級担任が学級の保護者向けに発行した文書も公的な文書の一つです。一度配布された文書は、形として残り、その文書が原因となって派生した事態については、学校の責任者である校長がその責任を負うこととなります。したがって、文書の発行者を明確にするとともに、学年主任、教務主任、主幹教諭、教頭、副校長に点検してもらい、適切な内容にして、校長の承認を受けてから発行することが大切です。
- ② 学級通信を発行すること自体が目的化したり、発行部数の多さを競ったりして、学級担任としての他の業務や児童生徒とのふれあいに支障をきたしている、というようなケースもあるようです。このような本末転倒の結果に陥らないようにしましょう。

### 【参考文献】

文部科学省ホームページ「小・中学校等への就学について」

## 第4章 生徒指導

1 生徒指導の基礎	107
(1) 自己指導能力の獲得	107
(2) 生徒指導の構造と児童生徒理解	108
(3) 集団指導と個別指導	109
(4) 教職員集団の同僚性	109
(5) 生徒指導の取組上の留意点	109
2 生徒指導と教育課程	110
(1) 学習指導と生徒指導	110
(2) 学級経営の充実と生徒指導	110
(3) 個に応じた指導の充実	110
(4) 教科の指導と生徒指導を一体化させた授業づくり	111
(5) 道徳科を要とした道徳教育における生徒指導	111
3 チーム学校による生徒指導体制	112
(1) 生徒指導体制	112
(2) 教育相談体制	113
(3) 教育相談におけるカウンセリング技法	113
(4) 学校・家庭・関係機関等との連携・協働	114
4 生徒指導上の諸課題への対応	114
(1) いじめ	115
(2) 暴力行為及び問題行動を起こす児童生徒に対する指導について	116
(3) 不登校	116
(4) 児童虐待	117
(5) 自殺	117
(6) インターネット・携帯電話に関する問題	118
(7) 性に関する課題	118
(8) 多様な背景を持つ児童生徒への指導	118
【資料1】生徒指導関係参考文献	119



# 1 生徒指導の基礎

小学校学習指導要領（平成 29 年 3 月）総則 第 4 児童の発達の支援「1 児童の発達を支える指導の充実」では、生徒指導について「児童が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていく事ができるよう、児童理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること」と定めています。

生徒指導とは、『児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動（なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。）』（生徒指導提要 令和 4 年 1 2 月改訂 文部科学省）のことで、すなわち、生徒指導は、児童生徒が自身を個性的存在として認め、自己に内在しているよさや可能性に自ら気づき、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付けることを支える働き（機能）をもっています。生徒指導は学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義をもつものと言えます。

## (1) 自己指導能力の獲得

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることが目的です。目的を達成するためには、児童生徒一人一人が自己指導能力を身に付けることが重要です。自己指導能力とは、「児童生徒が、深い自己理解に基づき、『何をしたいのか』、『何をすべきか』、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択、設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力」のことで、

児童生徒は、学校生活における多様な他者との関わり合いや学び合いの経験を通して、学ぶこと、生きること、働くことなどの価値や課題を見いだしていきます。その過程において、自らの生き方や人生の目標が徐々に明確になります。学校から学校への移行、学校から社会の移行においても、主体的な選択・決定を促す自己指導能力が重要です。

そのために、児童生徒が主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感することが大切です。その際に、①「自己存在感を感受できるような配慮」、②「共感的な人間関係の育成」、③「自己決定の場の提供」、④「安全・安心な風土の醸成」の実践上の 4 視点に留意することが求められています。

### ○ 自己存在感を感受できるような配慮

児童生徒の教育活動の大半は、集団一斉型か小集団型であり、集団に個が埋没してしまう場合があります。そのため、学校生活のあらゆる場面で、「自分も一人の人間として大切にされている。」という自己存在感を、児童生徒が実感する機会を用意することが大切です。また、ありのままの自分を肯定的に捉える自己肯定感や、他者のために役立った、認められたという自己有用感を育むことが非常に大切になります。

### ○ 共感的な人間関係の育成

学級経営の焦点は、教職員と児童生徒、児童生徒同士の選択できない出会いから始まる生活集団を、どのようにして認め合い・励まし合い・支え合える学習集団に変えていくのかということです。失敗を恐れない、間違いやできないことを笑わない、むしろ、なぜそう思ったのか、どうすればできるようになるのかを皆で考える支持的で創造的な学級づくりが生徒指導の土台となります。そのためには、自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動できる相互扶助的で共感的な人間関係をいかに早期に創りあげることが重要となります。

### ○ 自己決定の場の提供

児童生徒が自己指導能力を獲得するには、授業場面で自らの意見を述べる、観察・実験・調べ学習等を通じて自己の仮説を検証してレポートする等、自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、制作する等の体験が何より重要です。児童生徒の自己決定の場を広げていくために、学習指導要領が示す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めていくことが求められ

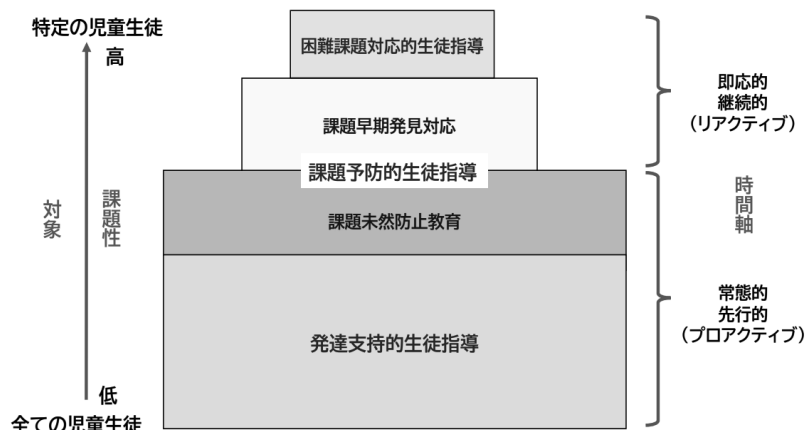


ます。

## ○ 安全・安心な風土の醸成

児童生徒一人一人が、個性的な存在として尊重され、学級で安全かつ安心して教育を受けられるように配慮する必要があります。他者の人格や人権をおとしめる言動、いじめ、暴力行為などは、決して許されるものではありません。お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活を送れるような風土を、教職員の支援のもとで、児童生徒自らがつくり上げるようにすることが大切です。そのためには、教職員による児童生徒への配慮に欠けた言動、暴言や体罰等が許されないことは言うまでもありません。

## (2) 生徒指導の構造と児童生徒理解



上の図は、生徒指導を分類したものです。

発達支持的生徒指導では、日々の教職員の児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、授業、行事等を通じた個と集団への働きかけが大切になります。例えば、自己理解力や自己効力感、コミュニケーション力、他者理解力、思いやり、共感性、人間関係形成力、協働性、目標達成力、課題解決力などを含む社会的資質・能力の育成や、自己の将来をデザインするキャリア教育など、教師だけではなくスクールカウンセラー（以下「SC」という。）等の協力も得ながら、日常的な教育活動を通して、全ての児童生徒の発達を支える働きかけを行います。このような働きかけを、意図的に、各教科、特別の教科 道徳学習指導等と関連付けて行うことも重要です。

課題予防的生徒指導は、課題未然防止教育と課題早期発見対応から構成されます。課題未然防止教育では、いじめ防止教育、SOSの出し方教育を含む自殺予防教育、薬物乱用防止教育、情報モラル教育、非行防止教室等が該当し、生徒指導部を中心に、SC等の専門家等の協力も得ながら、年間指導計画に位置付けて、実践することが重要です。課題早期発見対応では、ある時期に成績が急落する、遅刻・早退・欠席が増える、身だしなみに変化が生じたりする児童生徒に対して、いじめや不登校、自殺などの深刻な事態に至らないように、早期に教育相談や家庭訪問などを行い、実態に応じて迅速に対応します。

困難課題対応的生徒指導では、学級担任による個別の支援や学校単独では対応が困難な場合に、生徒指導主事や教育相談コーディネーター（教育相談担当主任等）を中心にした校内連携型支援チームを編成したり、校外の専門家を有する関係機関と連携・協働したネットワーク型のチーム支援を編成したりして対応します。

また、生徒指導の基本と言えるのは、教職員の児童生徒理解です。経験のある教職員であっても、児童生徒一人一人の家庭環境、生育歴、能力・適性、興味・関心等を把握することは非常に難しいことです。児童生徒を心理面のみならず、学習面、社会面、健康面、進路面、家庭面から総合的に理解していくことが重要です。いじめアンケート調査等の調査データに基づく客観的な理解も有効です。特に、教育相談では、児童生徒の声を、受容・傾聴し、相手の立場に寄り添って理解しようとする共感的理解が重要です。的確な児童生徒理解を行うためには、児童生徒と保護者、教職員がお互いに理解を深めることが大切です。児童生徒や保護者が、教職員に対して、信頼感を抱かず、心を閉ざした状態では、広く深い児童生徒理解はできません。

### (3) 集団指導と個別指導

集団指導と個別指導については、集団に支えられて個が育ち、個の成長が集団を発展させるように、相互作用により児童生徒の力を最大限に伸ばし、児童生徒が社会で自立するために必要な力を身に付けることができるようにするという指導原理があります。そのためには、教職員は児童生徒を十分に理解するとともに、教職員間で指導についての共通理解を図ることが必要です。

集団指導では、社会の一員としての自覚と責任、他者との協調性、集団の目標達成に貢献する態度の育成を図ります。児童生徒は役割分担の過程で、各役割の重要性を学びながら、協調性を身に付けることにもつながります。

個別指導には、集団から離れて行う指導と、集団指導の場面においても個に配慮することの二つの概念があります。また、集団に適応できない場合など、課題への対応を求める場合には、集団から離れて行う個別指導の方がより効果的に児童生徒の力を伸ばす場合も少なくありません。生徒指導上の課題の増加、外国人児童生徒数の増加、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒、子供の貧困の問題等により多様化する子供たちへの対応も含め、誰一人取り残さない生徒指導が求められています。

### (4) 教職員集団の同僚性

組織的かつ効果的に生徒指導を実践するためには、教職員同士が支え合い、学び合う同僚性が基盤となります。教職員や専門スタッフ（SC等）の多職種で組織される学校がチームとしてうまく機能するには、職場の組織風土（雰囲気）が大切です。学級担任中心の抱え込み型生徒指導から、多職種による連携・協働型生徒指導へと転換していく際に重要となるのは、職場の人間関係の有り様です。教職員が気軽に話ができる、生徒指導実践について困ったときに、同僚教職員やスタッフに相談に乗ってもらえる、改善策や打開策を親身に考えてもらえる、具体的な助言や助力をしてもらえる等、受容的・支持的・相互扶助の人間関係が形成されており、組織として一体的な動きをとれるかが鍵となります。また、職能開発という点からも、教職員が絶えず自らの生徒指導実践を振り返り、教職員同士で相互に意見を交わし、学び合える同僚関係が不可欠です。

生徒指導を切れ目なく、効果的に実践するためには、学校評価を含む生徒指導のマネジメントサイクルを確立することが大切です。PDCAサイクルの推進に当たっては、管理職のリーダーシップと保護者の学校理解や教職員理解が重要となります。その際の留意点は、①生徒指導に関する明確なビジョンの提示、②実施段階におけるモニタリングと確実な情報共有、③保護者による学校と教職員への理解が鍵となります。校長が、生徒指導の目標や育成したい児童生徒像に関する明確なビジョンを校外で提示をして、管理職によるきめ細かい教職員の動静把握を行い、学校から保護者へ積極的に情報を発信していくことが必要です。また、家庭や地域及び関係機関等との連携・協働を密接に進め、児童生徒の健全育成という広い視野から、「社会に開かれた生徒指導」として推進を図ることが重要です。

### (5) 生徒指導の取組上の留意点

生徒指導を実践する上では、第一に児童の権利条約の4つの原則を理解しておくことが大切です。それらは、①児童生徒に対するいかなる差別もしないこと、②児童生徒にとって最もよいことを第一に考えること、③児童生徒の命や生存、発達が保障されること、④児童生徒は自由に自分の意見を表明する権利をもっていることです。

第二は、GIGAスクール構想を踏まえ、今後ICTを活用した生徒指導を推進することが大切です。校務系データ（出欠情報、健康診断情報、保健室利用情報、テスト結果、成績情報等）と、学習系データ（学習記録データ、児童生徒アンケートデータ等）等を組み合わせることで、一人一人の児童生徒や学級の状況を多様な角度から、客観的なデータを用いて分析・検討することも可能となります。

第三は、幼児教育と小学校教育との円滑な接続です。幼児期において、信頼する大人との温かな関係の中で幼児が自己を発揮しながら、他の幼児や地域の人々等との関係を深めていくことは非常に重要です。したがって、幼児教育の成果が小学校教育へと引き継がれ、子供の発達や学びが連続するようにすることが不可欠です。

第四は、生徒指導は、児童生徒が社会の中で自分らしく生きることができる存在となるように、

適切な働きかけを行うことであるという点に留意し、社会的自立に向けた取組を意識することが必要です。

## 2 生徒指導と教育課程

学習指導の目的を達成する上で、また生徒指導上の諸課題を生まないためにも、教育課程における生徒指導の働きかけが欠かせません。したがって、教育課程の編成や実施に当たっては、学習指導と生徒指導を分けて考えるのではなく、両者を相互に関連付けながら、どうすれば充実を図ることができるのか、学校教育の目標を実現できるのかを探ることが重要になります。

### (1) 学習指導と生徒指導

学習指導要領において、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、それぞれの役割を果たすことができるように、「子供一人一人の発達をどのように支援するか」という児童生徒の発達を支える視点に立つことの重要性を示しています。次に4つの視点を示します。

#### ① 学級経営の充実

学習や生活の基盤として、教員と児童生徒との信頼関係及び児童生徒相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、児童生徒の発達を支援すること。

#### ② 生徒指導の充実

児童生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、児童生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。

#### ③ キャリア教育の充実

児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要として各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。

#### ④ 個に応じた指導の充実

児童生徒がそれぞれ能力・適性、興味・関心、性格等が異なっていることを踏まえ、教員が個々の児童生徒の特性等を十分理解し、それに応じた指導方法の工夫や、学校の実態に応じた指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。

### (2) 学級経営の充実と生徒指導

学級は、学校における生活集団であり、学習集団であり、生徒指導の実践集団です。また、学級は、児童生徒にとって、学習や生活など学校生活の基盤となるものです。児童生徒は、学校生活の多くの時間を学級で過ごすため、自己と学級の他の成員との個々の関係や自己と学級集団との関係は、学校生活そのものに大きな影響を与えることとなります。教員は、個々の児童生徒が、学級内でよりよい人間関係を築き、学級の生活に適応し、各教科等の学習や様々な活動の効果を高めるため、学級内での個別指導や集団指導を工夫していきます。

学級経営の内容は多岐にわたりますが、学級集団としての質の高まりを目指したり、教員と児童生徒、児童生徒相互のよりよい人間関係を構築しようとしたりすることが中心的な内容です。学級担任は、学校の教育目標や学級の実態を踏まえて作成した学級経営の目標・方針に即して、必要な諸条件の整備を行い運営・展開します。

### (3) 個に応じた指導の充実

児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるようにするためには、児童生徒や学校の実態に応じ、個に応じた指導を充実することが重要です。そのためには、学習内容の習熟の程度を把握するだけでなく、興味・関心、学習意欲や授業への参加状況、学習上のつまづきの原因の把握など、児童生徒一人一人の学習状況のきめ細かな把握に努めることが大切です。

#### (4) 教科の指導と生徒指導を一体化させた授業づくり

授業は全ての児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導の場となります。そして生徒指導を意識した授業づくりは、生徒指導の実践上の視点である、自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成を意識する実践です。

##### ① 自己存在感の感受を促進する授業づくり

授業において、児童生徒が「自分も一人の人間として大切にされている」と感じ、自分を肯定的に捉える自己肯定感や、認められたという自己有用感を育む工夫が求められます。学習の状況等に基づく「指導の個別化」や児童生徒の興味・関心、キャリア形成の方向性等に応じた「学習の個性化」により個別最適な学びの実現を授業で工夫することが大切です。児童生徒の多様な学習の状況や興味・関心に柔軟に応じる授業により、「どの児童生徒も分かる授業」、「どの児童生徒にとっても面白い授業」になるよう工夫します。ICT 活用は、授業における個別最適な学びの実現に役立ちます。

##### ② 共感的な人間関係を育成する授業

共感的な人間関係を育成する観点からは、授業において、互いに認め合い・励まし合い・支え合える学習集団づくりを促進していくことが大切です。例えば、児童生徒がお互いに、自分の得意なところを発表し合う機会を提供することも効果的ですし、また、発表や課題提出において、失敗を恐れない、間違いやできないことが笑われない、むしろ、なぜそう思ったのかという児童生徒の考えについて、児童生徒同士がお互いに関心を抱き合う授業づくりも効果的です。

このような授業を通して実現される共感的な人間関係が育つ学習集団づくりは、いじめや非行の防止等の基盤になります。まず、教員が学級の児童生徒の多様な個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動する姿勢を率先して示すことが大切です。教員が児童生徒の間違いや不適切な言動に、どのように対応するか、児童生徒は常に関心をもっています。

##### ③ 自己決定の場を提供する授業づくり

授業場面で児童生徒が自らの意見を述べたり、観察・実験・調べ学習等において自己の仮説を検証しレポートにまとめることを通して、自ら考え、選択し、決定する力が育ちます。児童生徒に意見の発表の場を提供し、児童生徒間の対話や議論の機会を設けたり、児童生徒が協力して調べ学習をする、実験する、発表する、作品を作る、演じるなどの機会を設けたりするなどの改善に取り組むことができるよう、教員は、児童生徒の学びを促進するファシリテーターとしての役割を果たすことも重要です。

##### ④ 安全・安心な「居場所づくり」に配慮した授業

児童生徒が授業において、児童生徒の個性が尊重され、安全かつ安心して学習できるように配慮する必要があります。授業は一般に学級の単位で行われるため、一人一人の児童生徒が安全・安心に学べるように学級集団が児童生徒の「(心の)居場所」になることが期待されます。

#### (5) 道徳科を要とした道徳教育における生徒指導

平成27年3月、学習指導要領等の一部改正により小・中学校において、従前の「道徳の時間」が「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」という。）として新たに教育課程に位置付けられました。この背景には、いじめの問題等への対応に向けて、道徳の教材の充実や道徳の新たな枠組みによる教科化など道徳教育の抜本的な改善充実が求められたことがあります。道徳教育と「児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達と、同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支える」ことを目的とする生徒指導と相互に関連させることが重要です。

道徳教育と生徒指導はいずれも児童生徒の人格のよりよい発達を目指すものであり、学校の教育活動全体を通じて行うという点で共通しています。道徳教育で培われた道徳性を、生きる力として日常の生活場面に具現化できるよう支援することが生徒指導の大切な働きとなります。

道徳科の特質は、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要として、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己（人間として）の生き方についての考えを深める学習を通して道徳性を養うことです（括弧内は中学校）。道徳科の授業では、その特質を踏まえ、生徒指導上の様々な問題に児童生徒が主体的に対処できる実効性ある力の基盤となる道徳性の育成が求められています。

### 3 チーム学校による生徒指導体制

生徒指導は、学校の全教職員によって進められるべきものですが、実際の指導に当たって、生徒指導部とともに学級担任の果たすべき役割は大きいものがあります。もちろん、学級担任制を基本とする小学校と、教科担任制を基本とする中学校とでは、生徒指導の組織や進め方などで異なる面もあります。しかし、学級は、児童生徒の学校生活の基盤をなすものですから、学級担任が生徒指導に果たす役割はとても重要です。

チーム学校とは、「校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校」です。学校がチームとして機能するためには、教職員同士（教員のみならず事務職員や学校用務員、SC・スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）等も含む）はもとより、教職員と多職種の専門家や地域の人々が連携・協働して教育活動を展開することが求められます。学校を基盤としたチームによる連携・協働を実現するためには、教職員、多職種の専門家など、学校に関係する人々に次のような姿勢が求められます。

① 一人で抱え込まない。

一人でやることには限界があります。一人で仕事をこなさなくてはという思いこみを捨てて組織で関わることで、児童生徒理解も対応も柔軟できめ細かいものになります。

② どんなことでも問題を全体に投げかける。

些細なことでも、学年会や校務分掌の会議、職員会議、ケース会議等に報告し、常に問題を学年全体、学校全体として共有する雰囲気を生み出すことが大切です。

③ 管理職を中心に、ミドルリーダーが機能するネットワークをつくる。

トップダウンのピラミッド型組織ではなく、情報の収集と伝達を円滑に進めるためのネットワークを学校の内外につくることが求められます。

④ 同僚間での継続的な振り返り（リフレクション）を大切にする。

思いこみや独善を排するためには、常に自分たちの考えや行動を自己点検する必要があります。同僚の教職員間で継続的に振り返りを行うことで自身の認知や行動の特性を自覚することができ、幅広い他者との協働が可能になります。

#### (1) 生徒指導体制

生徒指導体制とは、学校として生徒指導の方針・基準を定め、これを年間の生徒指導計画に組み込むとともに、事例研究などの校内研修を通じてこれを教職員間で共有し、一人一人の児童生徒に対して、一貫性のある生徒指導を行うことのできる校内体制を意味します。つまり、生徒指導部の組織構成や取組体制だけを意味するものではなく、それらを含め、全ての児童生徒を対象に全学的な指導・援助を展開する体制です。

生徒指導体制づくりにおいては、生徒指導部（生徒指導主事等と各学年の生徒指導担当に加えて教育相談担当や養護教諭等から構成される。）の取組のみに着目するのではなく、学年団や各分掌がそれぞれ組織として実効的に機能する体制をつくるとともに、学年や校務分掌を横断するチームを編成し、生徒指導の取組を推進することが重要です。

生徒指導体制づくりにおいて大切な三つの基本的な考え方を、以下に示します。

① 生徒指導の方針・基準の明確化・具体化

児童生徒に身に付けさせたい基本的な生活習慣を含めて、生徒指導の方針・基準に一貫性をもたせ、明確にし、具体化することが求められます。各学校で「生徒指導基本指針」あるいは「生徒指導マニュアル」等を作成し、教職員によって目標が異なるバラバラの実践が行われることを防止します。

② 全ての教職員による共通理解・共通実践

学校教育目標として「児童生徒がどのような力や態度を身に付けることができるように働きかけるのか」という点についての共通理解を図ること、そして、共通理解された目標のもとで、全ての教職員が、児童生徒に対して、粘り強い組織的な指導・援助を行っていくことが重要です。

③ PDCAサイクルに基づく運営

生徒指導体制の取組が児童生徒にとって効果的なものとなっているかどうか、定期的に点検

し、振り返りに基づいて取組を更新し続けることが重要です。「生徒指導の方針・基準の明確化・具体化」や「全ての教職員による共通理解・共通実践」は、一度確定したり、確認したりしたらそれで終わりではありません。児童生徒や保護者、教職員の声（例えば、アンケートの回答データ等）を踏まえて、不断の見直しと適切な評価・改善を行うことが求められます。

生徒指導体制を充実させるためには、全ての教職員が、問題意識や生徒指導の方針・基準を共有し、生徒指導を着実かつ確実に遂行することが求められます。その基盤となるのが、研修等を通じた不断の研究と修養です。

## (2) 教育相談体制

教育相談の目的は、児童生徒が将来において社会的な自己実現ができるような資質・能力・態度を形成するように働きかけることであり、この点において生徒指導と教育相談は共通しています。教職員には、以下のような姿勢が求められます。

- ① 指導や援助の在り方を教職員の価値観や信念から考えるのではなく、児童生徒理解（アセスメント）に基づいて考えること。
- ② 児童生徒の状態が変われば指導方法も変わり、あらゆる場面に通用する指導や援助の方法は存在しないことを理解し、柔軟な働きかけを目指すこと。
- ③ どの段階でどのような指導・援助が必要かという時間的視点をもつこと。

また、発達課題の積み残しや何らかの脆弱性を抱えた児童生徒、あるいは環境的に厳しい状態にある児童生徒を早期に見つけ出し、即応的に支援を行う場合があります。早期発見の方法として、代表的なものに「丁寧な関わりと観察」や「定期的な面接」、「作品の活用」、「質問紙調査」が挙げられます。具体的には、「丁寧な関わりと観察」を通じて、児童生徒の心身の変化を的確に把握するように努めます。以下のようなサインに気付いた場合には、背後に何らかの問題が隠れている可能性を想定して対応することが大切です。

- ・ 学業成績の変化（成績の急激な下降等）
- ・ 言動の変化（急に反抗的になる、遅刻・早退が多くなる、付き合う友達が変わる等）
- ・ 態度、行動面の変化（行動の落ち着きのなさ、顔色の優れなさ、表情のこぼり等）
- ・ 身体に表れる変化（頭痛、下痢、頻尿、原因不明の熱等）

教育相談はコミュニケーションを通して気付きを促し、悩みや問題を抱えた児童生徒を支援する働きかけです。その点において、主体的・能動的な自己決定を支える働きかけをするという生徒指導の考え方とは重なり合うものです。したがって、両者があいまって初めて、包括的な児童生徒支援が可能になります。

## (3) 教育相談におけるカウンセリング技法

児童生徒からの相談は、はじめは何気ない話題であっても、その背後にもっと重要な問題が隠れているかもしれない、という予測の下に傾聴することが大切です。深刻な問題ほど、何気ない相談から始まることが多いからです。

また、「相談したい、時間をとってほしい。」と言っていたのに、いざ話を聞こうとすると沈黙が続く場合もあります。話すための心のエネルギーが枯渇している場合や、教員に向かって話すことにためらいや抵抗が生じている場合などです。そうした場合にはカウンセリングの技法を援用するとよいでしょう。

つながる言葉かけ	いきなり本題から始めるのではなく、始めは相談に来た労をいたわったり相談に来たことを歓迎したりする言葉かけ、心をほぐすような言葉かけを行います。
	例：「ご苦労さま」「待ってたよ」「緊張したかな」 など
傾 聴	丁寧かつ積極的に相手の話に耳を傾けます。よくうなずき、受け止めの言葉を発し、時にこちらから質問します。
	例：「そう」「大変だったね」 など

受 容	反論したくなったり、批判したくなったりしても、そうした気持ちを脇において、児童生徒のそうならざるを得ない気持ちを押し量りながら聞きます。
繰り返し	児童生徒がかすかに言ったことでも、こちらが同じことを繰り返すと、自分の言葉が届いているという実感を得て児童生徒は自信をもって話すようになります。
	例：児童生徒「昨日、家で一人だったよ」 教 員「一人だったんだね」
感情の伝え返し	不適応に陥る場合には、自分の感情をうまく表現できない場合が少なくありません。少しでも感情の表現が出てきたときには、同じ言葉を児童生徒に返し、感情表現を応援します。
	例：児童生徒「一人ぼっちで寂しかった」 教 員「寂しかったんだね」
明 確 化	うまく表現できないものを言語化して心の整理を手伝います。
	例：「あなたは、～というふうに思っていたんだね」
質 問	話を明確化する時、意味が定かでない時に確認する場合、より積極的に聞いているよ、ということ伝える場合などに質問を行います。
自己解決を促す	本人の自己解決力を引き出します。
	例：「君としては、これからどうしようと考えている？」 「今度、同じことが生じたとき、どうしようと思う？」

#### (4) 学校・家庭・関係機関等との連携・協働

学校は、公立・私立を問わず、家庭や地域の人々、公立学校であれば学校の設置管理者である教育委員会、さらには、警察や福祉、医療・保健等の様々な関係機関と連携しています。児童生徒に関わる関係機関は多岐に渡り、その目的や専門性などに応じて、児童生徒を支援しています。

学校を基盤とした家庭や地域、関係機関等との連携の在り方は、決して一律ではありません。学校種や地域によっても多様な連携の形が考えられるとともに、地域にどのような社会資源が存在するかにも左右されます。そのため、各学校は、地域の実情をよく把握した上で、家庭や地域、関係機関等と円滑に連携・協働していくために、生徒指導基本方針や生徒指導マニュアル等において、地域に存在する関係機関等の役割や権限、連携方法などについて明記し、教職員間で共通理解しておくことが大切です。

また、学校と地域との連携・協働の一つの動向として、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的な取組による「学校を核とした地域づくり」が目指されています。

## 4 生徒指導上の諸課題への対応

いじめや不登校、暴力行為をはじめとした児童生徒の生徒指導上の諸課題への対応を実際に進めていく上で、教員がそれぞれの立場から児童生徒理解を深め、問題行動等の背後にある要因等を踏まえ、児童生徒の内面に迫る指導を進めることが大切です。また、保護者や関係機関等との連携の

下、問題等の抜本的な解決に取り組むことが大切です。

問題行動等が発生した場合には、教育的配慮を根底に置きつつ、毅然とした態度で当該児童生徒への指導に臨み、すべての児童生徒が学校生活によりよく適応し、充実した有意義な学校生活を送れるようにすることが求められます。

## (1) いじめ

平成25年に「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が制定されました。法の制定は、いじめ防止に社会総がかりで取り組む決意を示すと同時に、いじめが児童生徒の自浄作用や学校の教育的指導に頼るだけでは解決が難しいほどに深刻化し、制御のために法的介入が行われることになったものと捉えることができます。その意味において、法制化は、学校におけるいじめ対応に大きな転換を迫るものであると受け止める必要があります。

いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」であることを改めて共通認識し、人権を社会の基軸理念に据えて、社会の成熟をめざすという決意が表明されています。法の基本的な方向性は、「社会総がかりでいじめ防止に取り組むこと」「重大事態への対処において公平性・中立性を確保すること」にあります。そのことを踏まえ、各学校は、

- ① いじめ防止のための基本方針の策定と見直し
- ② いじめ防止のための実効性のある組織の構築
- ③ 未然防止・早期発見・事案対処における適切な対応を行うこと

が義務付けられました。

○ 「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）によるいじめの定義

**第2条** この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

法はいじめの要件を児童生徒間で心理的又は物理的な影響を与える行為があり、行為の対象者が心身の苦痛を感じていることとし、いじめられている児童生徒の主観を重視した定義に立っています。教職員には校内研修等で、児童生徒には学級活動等で、保護者には保護者会等で、具体的事例に則して法のいじめの定義の共通理解を促し、どんな小さいいじめも初期段階から見過ごさない姿勢を共有することが求められます。

また、平成29年に「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定が行われ、改めて学校はいじめ対応の基本的な在り方が示されました。重点事項は次のとおりです。

- 1 「けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もある」ことから、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する。
- 2 いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。
- 3 いじめが解消している状態とは、
  - ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している
  - ② 被害者が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）という二つの要件が満たされていることを指す。
- 4 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第23条1項に違反しうることから、教職員間での情報共有を徹底することが必要です。
- 5 学校は、いじめ防止の取組内容を基本方針やホームページなどで公開することに加え、児童生徒や保護者に対して年度当初や入学時に必ず説明する必要があります。

○ 「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）によるいじめの重大事態の定義

- ・ いじめにより生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いがある場合（法第28条第1項1号）
- ・ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（同2号）

前者は、「生命・心身・財産重大事態」、後者は、「不登校重大事態」とされています。これ



らの原因として、いじめ（疑いも含む）が確認されれば、「組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」を実施します。

法により、全ての学校はいじめに関する問題を特定の教職員で抱え込まずに組織的に対応するために、「学校いじめ対策組織」などの名称の校内組織を設置することが義務付けられました。いじめへの対応に当たっては、学校いじめ対策組織を起点として、教職員全員の共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行うことが求められます。そのためには、教職員一人一人が、いじめの情報を学校いじめ対策組織に報告・共有する義務があることを、改めて認識する必要があります。

特に、法第23条第6号において、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならないことが規定されています。

## (2) 暴力行為及び問題行動を起こす児童生徒に対する指導について

暴力行為とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力(目に見える物理的な力)を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」(教師に限らず、用務員等の学校職員も含む。 )、「生徒間暴力」(何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る。 )、「対人暴力」(対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く。 )、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。(文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)

「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」(平成19年2月5日 文部科学省 初等中等教育局長通知)において、暴力行為の状況について、対教員あるいは生徒間の暴力行為や施設・設備の毀損・破壊行為だけでなく、授業妨害等も見られるとされています。また、問題行動への対応については、未然防止と早期発見・早期対応の取組が重要であるとした上で、「学校の秩序を破壊し、他の児童生徒の学習を妨げる暴力行為に対しては、児童生徒が安心して学べる環境を確保するため、適切な措置を講じることが必要」とし、十分な教育的配慮の下で、出席停止や懲戒など、毅然とした対応を取ることの必要性が示されています。

### 「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」(概要)

#### 1 生徒指導の充実について

- (1) 日常的な指導の中で、児童生徒理解の深化、教職員と児童生徒との信頼関係の構築、全教職員が一体となった教育相談やカウンセリングを実施すること。
- (2) 学校は、暴力行為等に関するきまりなどを保護者や地域住民等に公表し、理解と協力を得よう努め、全教職員がこれに基づいた指導を行うこと。
- (3) 特に校内での傷害事件など犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報し、協力を得て対応すること。

#### 2 出席停止制度の活用について

- (1) 出席停止は、懲戒行為ではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障する措置であることを理解した上で指導等を行うこと。
- (2) 学校が指導を継続しても改善が見られず、正常な教育環境を回復するため必要な場合には、市町村教育委員会は、出席停止制度の措置を検討すること。
- (3) 学校は、出席停止を講じられた児童生徒が学校へ円滑に復帰できるよう努めること。その際、市町村教育委員会、都道府県教育委員会、関係機関(警察、児童相談所、保護司、民生・児童委員等)の協力も有効であること。
- (4) その他出席停止制度の運用等については、「出席停止制度の運用の在り方について」(平成13年11月6日 文部科学省 初等中等教育局長通知)を参考にすること。

## (3) 不登校

不登校とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくてもできない状況にあること(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く)」をいう。(文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)

平成28年に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」では、不登校は、その要因・背景が多様であり、学校のみで取り組むことが困難な場合が多く、結果として不登校になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断してはならないという点が前面に出されています。さらに、児童生徒の多様で適切な教育機会の確保が必要とされたこともこの法律の大きな柱になっており、そこでの学びを一定の要件の下、校長の判断により指導要録上の出席扱いとすることで、児童生徒の目標の幅を広げるような支援の実現が望まれます。

また、不登校児童生徒への支援の目標は、将来、児童生徒が精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるような、社会的自立を果たすことです。そのため、不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指せるための支援を行うことが必要であると言えます。

これらのことは、令和5年3月に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COOLOプラン）」に取りまとめられており、併せて、文部科学大臣からもメッセージが発出されています。今後も、取組の一層の充実が求められているところです。

全ての児童生徒にとって、学校、学級が安全・安心な居場所となるような取組を行うことや、児童生徒が、「自分という存在が大事にされている」「心の居場所になっている」「学校が自分にとって大切な意味のある場になっている」と実感できていることも重要です。日々の授業や特別活動を通し、全ての児童生徒にとって個々の学びを保障する分かりやすい授業を工夫し、学級が安心して快適に過ごせる雰囲気になるような居場所づくり・集団づくりが求められます。

#### (4) 児童虐待

学校は、虐待を可能な限り早く発見して、関係機関と連携して対応することが求められています。そのためには、虐待の定義やその影響、対応の仕組みなど虐待に関する正確な知識をもつことが大切です。児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）において、虐待とは保護者による次の4種類の行為と規定されています。

##### ① 身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

##### ② 性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

##### ③ ネグレクト

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による①、②又は④に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

##### ④ 心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

また、児童虐待防止法は、学校の役割として以下のことを定めています。

- ・ 虐待を受けたと思われる子供について、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等へ通告すること（義務）。
- ・ 虐待の早期発見に努めること（努力義務）。
- ・ 虐待の予防・防止や虐待を受けた子供の保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと（努力義務）。
- ・ 虐待防止のための子供及び保護者への啓発に努めること（努力義務）。
- ・ 児童相談所や市町村（虐待対応担当課）などから虐待に係る子供又は保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められた場合、必要な範囲で提供することができること。

#### (5) 自殺

自殺は、専門家といえども一人で抱えることができないほど重く、かつ困難な問題です。きめ細かな継続的支援を可能にするには、校内の教育相談体制を基盤に、関係機関の協力を得ながら、全教職員が自殺予防に組織的に取り組むことが必要です。

児童生徒が自殺をほのめかしたり、深刻な自傷行為に及んだり、遺書のような手紙やメモを残して家出をしたりといった状況は、自殺やその他の重大な危険行為の「予兆」段階であると捉える必要があります。そのときには、教育相談体制の構成メンバーを基盤に、校長をリーダーとする「危機対応チーム」を組織し、危険度に応じた対応を行います。

## (6) インターネット・携帯電話に関する問題

インターネットには、匿名性、拡散性などの特徴があり、児童生徒へ指導や啓発を行う際には、こうした特質を十分に把握しながら進めることが肝要です。また、インターネットの問題は、トラブルが起きてしまうと完全に解決することが極めて難しいため、未然防止を含めて、対策を講じるための体制を事前に整えておくことが必要です。

学校での携帯電話等の持込みについては、文部科学省より通知が発出されており、小・中学校は原則校内持込禁止、高等学校は原則校内使用禁止、特別支援学校は実態を踏まえて判断することとしつつ、中学校は次の四つの条件を満たすと持込みができることなどを示しています。

- ・ 学校と生徒らが協力したルール策定
- ・ 学校での管理方法と紛失時の責任の明確化
- ・ 閲覧対象を制限する「フィルタリング」を保護者の責任で設定
- ・ 学校や家庭による危険性の指導

## (7) 性に関する課題

児童生徒を取り巻く性に関する状況において、若年層のエイズ及び性感染症、人工妊娠中絶、性犯罪・性暴力、性の多様性など様々な課題が見られます。これらは、生徒指導にも直結する課題であると言えます。性に関する課題への対応においては、関連する法律などの理解や人権に配慮した丁寧な関わり、児童生徒が安心して過ごせる環境や相談しやすい体制の整備、それらを支える「チーム学校」として組織づくりを進めることが求められます。問題や心配事を抱えた児童生徒は、表情や態度などに何らかのサインを発することがあり、課題予防的生徒指導の観点からも、教職員はそうしたサインに気付くよう努めるとともに、気付いた際は、事態を深刻化させないためにチーム支援に基づく迅速な対応を行うことが必要です。

## (8) 多様な背景をもつ児童生徒への指導

発達障がい、精神疾患、健康、家庭や生活背景などは、その一つ一つが直接に学習指導や生徒指導上の課題となる場合もあります。また、前述した(1)～(7)の背景に、発達障がい等の課題が存在するという場合も少なくありません。

発達障がいのある児童生徒への合理的配慮については、学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮として、読み書きや計算、記憶などの学習面の特性による困難さ、不注意や多動性、衝動性など行動面の特性による困難さ、対人関係やコミュニケーションに関する特性による困難さに対する個別的な配慮が必要になります。

発達障がいを含む障がい等に対する特別な教育的ニーズに対する支援については、校内の支援体制がうまく機能するように、特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会で検討します。児童生徒の発達上の課題を想定するために、関係機関と連携し、検査による評価を行うこともあります。学校が連携する関係機関としては、教育委員会の巡回相談員や専門家チーム、センター的機能を有する特別支援学校、療育機関や発達障がい者支援センター等が発達上の課題の分析や検査による評価をもとにした指導や助言を行っています。

【資料】

【生徒指導関係参考文献】

＜生徒指導全般＞

- 福岡県教育委員会「児童生徒への懲戒・出席停止の在り方についてQ&A」（平成18年3月）
- 福岡県教育委員会「非行防止学習－指導資料集－」（平成19年3月）
- 国立教育政策研究所生徒指導研究センター 生徒指導資料 第3集「規範意識をはぐくむ生徒指導体制」（平成20年3月）
- 福岡県教育センター「子どもが安心して学ぶ学校へ」（平成25年2月）
- 学校の生徒指導体制を高める専門スタッフの効果的な連携・協働Q&A（令和4年3月改訂）
- 国立教育政策研究所生徒指導研究センター生徒指導支援資料及び「生徒指導リーフ」シリーズ
- 文部科学省「生徒指導提要<改訂>」（令和4年12月）

＜生徒指導と授業＞

- 福岡県教育センター研究紀要No. 118「生徒指導の視点に立った授業づくり」（平成8年3月）

＜いじめ＞

- 文部科学省「いじめ問題に関する取組事例集」（平成19年2月）
- 福岡県教育委員会「福岡県いじめ問題総合対策」（平成19年2月）
- 文部科学省「『ネット上のいじめ』に関する対応マニュアル・事例集」（平成20年11月）
- いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
- 文部科学大臣「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月）
- 福岡県「福岡県いじめ防止基本方針」（平成26年3月）
- 福岡県「福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】」（平成27年3月）
- 国立教育政策研究所「いじめ追跡調査2013-2015 いじめQ&A」（平成28年6月）
- 福岡県「福岡県いじめ防止基本方針」（平成30年2月最終改定）
- 文部科学省「いじめ対策に係る事例集」（平成30年9月）
- 福岡県教育委員会「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引【改訂版】」（令和3年3月）

＜不登校＞

- 福岡県教育委員会「「学校へ行かない」タイプの不登校生徒を対象とした体験活動の在り方」（平成16年3月）
- 国立教育政策研究所生徒指導研究センター 生徒指導資料 第2集「不登校への対応と学校の取組について－小学校・中学校編－」（平成16年6月）
- 福岡県教育センター「ひきこもりがちな児童生徒への効果的な支援の進め方」（平成19年3月）
- 福岡県教育委員会「学校を休みがちな児童への支援 実践事例集」（平成25年3月）
- 福岡県教育委員会「不登校を減らす基本対応！福岡アクション3！！」（平成25年4月）
- 福岡県教育委員会「学校復帰支援プログラムの手引」（平成26年3月）
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会確保等に関する法律」（平成28年法律第105号）
- 「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年11月）
- 福岡県教育委員会「不登校の未然防止・早期対応5つの視点」リーフレット（令和3年1月）
- 福岡県教育委員会「福岡県不登校児童生徒支援グランドデザイン」（令和3年12月）
- 福岡県教育委員会「福岡県不登校児童生徒支援リーフレット」（令和4年3月）

＜その他＞

- 福岡県教育委員会「指導に役立つ薬物乱用防止教育実践事例集」（平成13年3月）
- 学校と関係機関との行動連携に関する研究会（文部科学省委嘱）  
「学校と関係機関等との行動連携を一層推進するために」（平成16年3月）
- 福岡県教育委員会「サポートチームによる問題行動等への対応」（平成16年3月）
- 文部科学省「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（平成21年3月）
- 福岡県教育委員会「学校問題解決！対応ガイドブック」（平成22年3月）
- 国立教育政策研究所生徒指導研究センター 生徒指導資料 第4集  
「学校と関係機関等との連携～学校を支える日々の連携～」（平成23年3月）
- 福岡県教育委員会「体罰によらない指導の手引」（平成25年8月）
- 文部科学省「子供に伝えたい自殺予防」（平成26年7月）
- 「学校現場における虐待防止に関する研修教材（令和2年2月）」
- 「学校問題解決！対応ガイドブックⅡ」（令和2年3月）
- 「学校における携帯電話の取扱い等について」（令和2年8月）



## 第5章 キャリア教育（進路指導）

1	キャリア教育の基本的な考え方	123
(1)	キャリア教育とは	123
(2)	キャリア教育を通して育成すべき「基礎的・汎用的能力」	123
(3)	学習指導要領に見られるキャリア教育の視点	124
2	キャリア教育推進のために	126
(1)	効果的な全体計画・指導計画の作成	126
(2)	学校、家庭、地域の連携・協働	127
(3)	充実した体験活動等の実施	128
(4)	職場体験活動	128
(5)	キャリア・パスポート	130
(6)	キャリア教育における評価	130



# 1 キャリア教育の基本的な考え方

## (1) キャリア教育とは

### 【キャリア教育とは】

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育

(中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」平成23年から一部抜粋)

中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」(平成23年)では、「キャリア」とは、「人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね」とし、「キャリア発達」とは、「社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程」としています。

キャリア教育の実施に当たっては、「社会や職業に関わる様々な現場における体験的な学習活動の機会を設け、それらの体験を通して、子供・若者に自己と社会の双方についての多様な気づきや発見を得させることが重要である」としています。

さらに、令和5年6月に閣議決定された「第4期教育振興基本計画」(令和5年度から令和9年度までを対象期間とする)では、教育政策の目標の一つとして「確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成」が明示され、「キャリア教育・職業教育の推進」が挙げられています。

## (2) キャリア教育を通して育成すべき「基礎的・汎用的能力」

小・中学校におけるキャリア教育は、キャリアが児童生徒の発達の段階やその発達課題の達成と深く関わりながら段階を追って発達していくことを踏まえ、小学校低学年から中学校に至るまで体系的に進める必要があります。その中心となるのが、下に示した「基礎的・汎用的能力」を、児童生徒に確実に育成していくことです。

### 【基礎的・汎用的能力】

四つの基礎的・汎用的能力とその説明	具体的な要素の例
<b>&lt;人間関係形成・社会形成能力&gt;</b> 多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力である。	他者の個性を理解する力 他者に働きかける力 コミュニケーション・スキル チームワーク 等
<b>&lt;自己理解・自己管理能力&gt;</b> 自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」について、社会との相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき主体的に行動すると同時に、自らの思考や感情を律し、かつ、今後の成長のために進んで学ぼうとする力である。	自己の役割の理解 前向きに考える力 自己の動機付け 忍耐力 ストレスマネジメント 主体的行動 等
<b>&lt;課題対応能力&gt;</b> 仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力である。	情報の理解・選択・処理等 課題発見、計画立案 等
<b>&lt;キャリアプランニング能力&gt;</b> 「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関係を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力である。	学ぶこと・働くことの意義や 役割の理解 多様性の理解 将来設計 行動と改善 等

(中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」平成23年)

ここに示す四つの能力は、それぞれ独立したものではなく、相互に関連しています。どの能力を、どの程度身に付けさせるかは、学校や地域の特色、児童生徒の発達の段階によって異なります。したがって、この四つの能力を参考にして、それぞれの課題を踏まえて具体的な能力を設定し、工夫された教育を通して達成することが望まれます。



### (3) 学習指導要領に見られるキャリア教育の視点

学習指導要領には、キャリア教育の推進を図るために、「総則」「総合的な学習の時間」「特別活動」(平成 29 年 3 月告示)「特別の教科 道徳(道徳科)」(平成 27 年 7 月告示)の目標や内容にキャリア教育にかかわる諸能力の発達に資する事柄が盛り込まれており、キャリア教育の充実が求められています。

#### ア 小学校

総則	<p><b>第4 児童の発達の支援</b> 1の(3) 児童が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要として各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。</p>
道徳科	<p><b>第1 目標</b> 第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。</p> <p><b>第2 内容</b> C 主として集団や社会との関わりに関すること 〔勤労、公共の精神〕 〔第1学年及び第2学年〕 働くことのよさを知り、みんなのために働くこと。 〔第3学年及び第4学年〕 働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働くこと。 〔第5学年及び第6学年〕 働くことや社会に奉仕することの充実感を味わうとともに、その意義を理解し、公共のために役立つことをすること。</p>
総合的な学習の時間	<p><b>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</b> 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。 (4) 自然体験やボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。</p>
特別活動	<p><b>第2 各活動・学校行事の目標及び内容</b> 〔学級活動〕 2 内容 (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現 ア 現在や将来に希望や目標をもって生きる意欲や態度の形成 学級や学校での生活づくりに主体的に関わり、自己を生かそうとするとともに、希望や目標をもち、その実現に向けて日常の生活をよりよくしようとする事。 イ 社会参画意識の醸成や働くことの意義の理解 清掃などの当番活動や係活動等の自己の役割を自覚して協働することの意義を理解し、社会の一員として役割を果たすために必要となることについて主体的に考えて行動すること。 ウ 主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用 学ぶことの意義や現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり、自主的に学習する場としての学校図書館等を活用したりしながら、学習の見通しを立て、振り返ること。 3 内容の取扱い (2) 2の(3)の指導に当たっては、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこと。その際、生徒が活動を記録し蓄積する教材等を活用すること。</p>

## イ 中学校

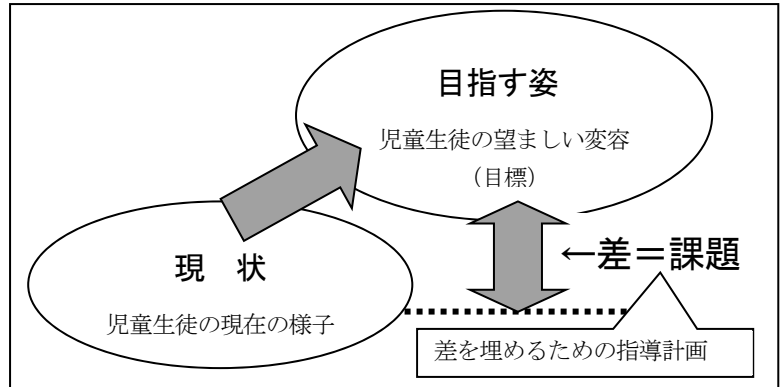
<p>総 則</p>	<p><b>第4 生徒の発達の支援</b> 1の(3) 生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要しつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。</p>
<p>道 徳 科</p>	<p><b>第1 目標</b> 第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。</p> <p><b>第2 内容</b> C 主として集団や社会との関わりに関すること 〔勤労〕 勤労の尊さや意義を理解し、将来の生き方について考えを深め、勤労を通じて社会に貢献すること。</p>
<p>総合的な学習の時間</p>	<p><b>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</b> 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。 (4) 自然体験や職場体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。 (7) 職業や自己の将来に関する学習を行う際には、探究的な学習に取り組むことを通じて、自己を理解し、将来の生き方を考えるなどの学習活動が行われるようにすること。</p>
<p>特 別 活 動</p>	<p><b>第2 各活動・学校行事の目標及び内容</b> 〔学級活動〕 2 内容 (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現 ア 社会生活、職業生活との接続を踏まえた主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用 現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり、自主的に学習する場としての学校図書館等を活用したりしながら、学ぶことと働くことの意義を意識して学習の見通しを立て、振り返ること。 イ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成 社会の一員としての自覚や責任をもち、社会生活を営む上で必要なマナーやルール、働くことや社会に貢献することについて考えて行動すること。 ウ 主体的な進路の選択と将来設計 目標をもって、生き方や進路に関する適切な情報を収集・整理し、自己の個性や興味・関心と照らして考えること。 3 内容の取扱い (2) 2の(3)の指導に当たっては、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこと。その際、生徒が活動を記録し蓄積する教材等を活用すること。</p>

## 2 キャリア教育推進のために

### (1) 効果的な全体計画・指導計画の作成

キャリア教育を進めるには、児童生徒の発達段階や発達課題を踏まえるとともに、学校の教育計画の全体を見通す中で、キャリア教育の全体計画やそれを具体化した指導計画を作成する必要があります。その際、各発達段階における発達課題の達成との関連から、各時期に身に付けることが求められる能力・態度の達成目標を具体的に設定するとともに、個々の活動がどのような能力・態度の形成を図ろうとするものであるのか等についてできるだけ明確にしておくことが大切です。

全体計画・指導計画の作成において重要なのは、単に他校の課題や計画を模倣するのではなく、自校の児童生徒の現状把握と発達段階に応じた目標設定を行うことです。児童生徒の現状把握、卒業段階における望ましい児童生徒像（＝目標）の設定、現状と目標の間にあるギャップ（＝解消すべき問題から導き出される課題）を埋めるための全体計画・指導計画の設定の一連の流れは右図が参考となります。



(文部科学省「キャリア発達にかかわる諸能力の育成に関する調査研究報告書」平成23年)

また、年間指導計画作成の手順については、以下のように示されています。

- ① 各校の児童生徒の学年等に応じた資質・能力の目標を決定する。
- ② キャリア教育の全体計画で計画した各資質・能力の目標に基づき、各校の年間行事予定、学年別の年間指導計画に記載する内容を検討する。
- ③ 各教科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間、学級の取組を相互に関連付け、有機的に指導計画を作成する。
- ④ 各資質・能力の到達目標に応じた評価の観点を設定し、明確にする。

(文部科学省「小学校キャリア教育の手引き」令和4年)

### <各教科等を横断的に見た年間指導計画の小学校第1学年の具体例>

令和2年度 第1学年 キャリア教育年間指導計画											
学年のめあて											
正しいと思ったことをすすんで行うとする 自分に合った目標を決めてやりとげる						自分と相手の考えの違いが分かり行動する 学級のためにすすんで行動する					
学期	6	7	9	10	11	12	1	2	3		
学習経路	○休みの時間の遊び ○当番活動 ○係活動 ○日直のスピーチ ○帰りの会のよいところみつめ(自他のよさや強さを伝える)										
教科	<p><b>国語</b> 「おはなしのついで」の読み聞かせ                  ○おはなしのついでを聞いて、おはなしのついでを話そう                  ○おはなしのついでを聞いて、おはなしのついでを話そう</p> <p><b>算数</b> 「おはなしのついで」の読み聞かせ                  ○おはなしのついでを聞いて、おはなしのついでを話そう                  ○おはなしのついでを聞いて、おはなしのついでを話そう</p> <p><b>社会</b> 「おはなしのついで」の読み聞かせ                  ○おはなしのついでを聞いて、おはなしのついでを話そう                  ○おはなしのついでを聞いて、おはなしのついでを話そう</p> <p><b>理科</b> 「おはなしのついで」の読み聞かせ                  ○おはなしのついでを聞いて、おはなしのついでを話そう                  ○おはなしのついでを聞いて、おはなしのついでを話そう</p> <p><b>道徳</b> 「おはなしのついで」の読み聞かせ                  ○おはなしのついでを聞いて、おはなしのついでを話そう                  ○おはなしのついでを聞いて、おはなしのついでを話そう</p> <p><b>総合的な学習の時間</b> 「おはなしのついで」の読み聞かせ                  ○おはなしのついでを聞いて、おはなしのついでを話そう                  ○おはなしのついでを聞いて、おはなしのついでを話そう</p>										
特別活動	<p><b>たてわり班活動</b> ○お兄さん、お姉さんと、仲良くならう                  ○お兄さん、お姉さんと、仲良くならう</p> <p><b>にじいろタイム</b> ○お年上のパートナーと遊ぼう                  ○お年上のパートナーと遊ぼう</p> <p><b>キャリア行動週間</b> ○自分らしい自分になるために、頑張ることを具体的に決めて取り組もう                  ○自分らしい自分になるために、頑張ることを具体的に決めて取り組もう</p>										
行事	<p><b>入学式</b> ○入学式に参加しよう                  ○入学式に参加しよう</p> <p><b>運動会</b> ○運動会に参加しよう                  ○運動会に参加しよう</p> <p><b>文化祭</b> ○文化祭に参加しよう                  ○文化祭に参加しよう</p> <p><b>卒業式</b> ○卒業式に参加しよう                  ○卒業式に参加しよう</p>										
特別連携	<p><b>地域と連携する内容</b> ○地域と連携しよう                  ○地域と連携しよう</p> <p><b>異学年で交流する内容</b> ○異学年で交流しよう                  ○異学年で交流しよう</p>										

(文部科学省「小学校キャリア教育の手引き」令和4年)

<各教科等を横断的に見た年間指導計画の中学校第3学年の具体例>

仙台市立南光台東中学校 第3学年 自分づくり教育年間指導計画												
協働型学校評価到達目標		自分がかげがえのない存在であることを理解し、自信を持って行動できる生徒の育成										
自分づくり教育の目標		生徒が自ら学ぶ意欲を持ち、人や社会との関わりを大切にしながら、将来の社会的・職業的自立に必要な態度や能力を育む。										
3学年で重点化する力		①みつめる力			②かかわる力			③みとおす力				
		・自分の良さを理解できる力 ・自分の役割が分かる力 ・ストレスをコントロールする力			・望ましい人間関係をつくる力 ・進んで考えや気持ちを伝え合う力 ・人や地域を大切にし、協力する力			・将来をみとおす力 ・自分の目標を設定する力 ・目標達成のために計画を立てる力				
行事	4	5	6	7	8・9	10	11	12	1	2	3	
入学式 始業式 封入式 授業参観	修学旅行	市中総体 選抜訓練	合唱コンクール 県中総体 三者国試	小教人発表会 生徒会役員選挙	終業式 始業式 体育祭	三者国試 1ヶ月教育講話 フットボール	三者国試	三者国試	私立高入試 (A日程)	私立高入試 (B日程)	公立高入試 三年生発表会 卒業式	
教科	単元テスト(随時) 実力考査			実力考査(2回3回)			実力考査(5回)					
美術:自由画で自分の思いを表現しよう。①	英語:基本文を用いた文を自分で作ろう。②	音楽:合唱で異学年と交流しよう。②	数学:二次方程式を学び合おう。②	国語:スピーチで社会に思いを届けよう。②	理科:仲間と協力して光の道筋の規則性を見よう。②	社会:国際社会で働くために大切なことを考えよう。③	保健体育:現代のデジタルで異学年と交流しよう。②③	技術・家庭:よりの生活を目標せう。③				
総合	【修学旅行②】 ・広い知見と豊かな情操を養う ・適切な判断力や行動力を持つ ・情報の取捨選択、表現力を高める	【小教人発表会②】旅行の行事を入りに課題設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現を通して情報を活用して自ら考える力を養う。 【道語学習③】卒業生による講話等から、将来への見通しを持ち、自分の生き方を見つめ、たくましく生き抜く力を身に付ける。自己実現を語りながら、進んで社会に貢献しようとする態度を培う。	【ファイナンスパーク③】お金に関する意思決定と道筋選択	【卒業に向けての準備学習①】 ・自己を見つめ、表現する								
特活・道徳	【たくましく】 「何を学び、どう生かすのか」を社会へ貢献するために必要な力について理解させる。	【たくましく】 「何を学び、どう生かすのか」を社会へ貢献するために必要な力について理解させる。	【たくましく】 「何を学び、どう生かすのか」を社会へ貢献するために必要な力について理解させる。	【たくましく】 「何を学び、どう生かすのか」を社会へ貢献するために必要な力について理解させる。	【たくましく】 「何を学び、どう生かすのか」を社会へ貢献するために必要な力について理解させる。	【たくましく】 「何を学び、どう生かすのか」を社会へ貢献するために必要な力について理解させる。	【たくましく】 「何を学び、どう生かすのか」を社会へ貢献するために必要な力について理解させる。	【たくましく】 「何を学び、どう生かすのか」を社会へ貢献するために必要な力について理解させる。	【たくましく】 「何を学び、どう生かすのか」を社会へ貢献するために必要な力について理解させる。	【たくましく】 「何を学び、どう生かすのか」を社会へ貢献するために必要な力について理解させる。	【たくましく】 「何を学び、どう生かすのか」を社会へ貢献するために必要な力について理解させる。	【たくましく】 「何を学び、どう生かすのか」を社会へ貢献するために必要な力について理解させる。

(文部科学省「中学校・高等学校キャリア教育の手引き」令和5年)

(2) 学校、家庭、地域の連携・協働

① キャリア教育における連携の経緯と基本的な考え方

中央教育審議会答申(平成28年)には社会とのつながりや、各学校の特色づくりに向けた課題を以下のようにしています。(一部抜粋)

学校教育に「外の風」、すなわち、変化する社会の動きを取り込み、世の中と結び付いた授業等を通じて、生徒たちがこれからの人生を前向きに考えていけるようにすることや、発達の段階に応じて積み重ねていく学びの中で、地域や社会と関わり、様々な職業に出会い、社会的・職業的自立に向けた学びを積み重ねていくことが、これからの学びの鍵となる。

学校は忙しく、時間の流れが企業や団体と異なることも事実です。一般的に児童生徒が学校にいる間に外部と連絡をとったり、調整したりすることは簡単ではありません。

そのような中で、各地の学校には学校と地域住民や外部人材をつなぎたいとその役割を買って出てくださいる方がいます。地域によっては、地域教育コーディネーターや学校支援コーディネーターと呼ばれており、経済産業省の支援により一定の講座を受講し、資格をもつキャリア教育コーディネーターも存在します。

学習指導要領は、こういったコーディネーターと思いを共有し、協働することが、これからの学校教育の業務改善や働き方改革の大きな助けになると示しています。

② 家庭・保護者との連携

家庭は、児童生徒の成長・発達を支える重要な場であり、様々な職業生活の実際や仕事には困難もありますが、大きなやりがいもあることを、有形無形のうちに感じとらせることが重要です。同時に保護者が学校の取組を理解し、学校と一体となって児童生徒たちの成長・発達を支えていくことが今後ますます強く求められます。

家庭教育の在り方、働くことに対する保護者の考え方や態度は、児童生徒の人格形成や心身の発達に大きな影響を及ぼします。また、キャリア教育は、生活基盤である地域や周囲の大人、社会や産業等とのかかわり無しには考えることはできません。児童生徒たちは、家庭や地域での人間関係や生活体験を通して、社会性を身に付け、「生き方」の基礎を培っていきます。

キャリア教育について保護者の理解を得ることは非常に重要です。学校公開や保護者集会、学校だよりなどを通して、学校のキャリア教育の方針や指導内容について理解を深めるよう工夫するとともに、キャリア教育の支援者として共に活動する場を提供したいものです。

### ③ 地域や働く人との連携

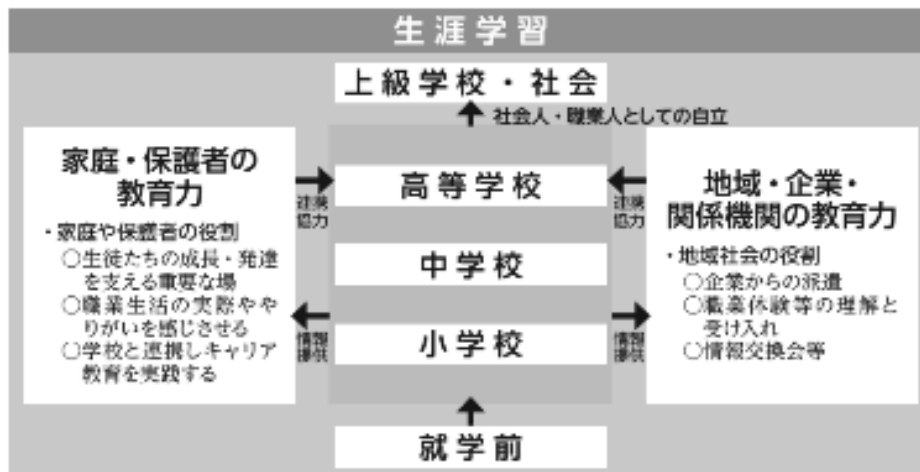
地域社会は、本来、児童生徒が同年齢、異年齢の人たちと、協働、参画できる場のはずです。また、児童生徒が地域社会の中で、多様な人間関係を体験することができる場でもあります。「児童生徒は地域の宝」ともいわれ、地域社会で児童生徒を育てていこうという機運が高まりつつある中で、大人も含め、生涯学習の観点からも、地域社会でキャリア教育を進めていくことが求められています。しかしながら、児童生徒にとって地域は、住んでいる場所、学校のある場所の役割しか果たしていないとの指摘もあります。今後は、家庭・地域がそれぞれの役割を認識し、児童生徒の家庭での生活、地域での活動の在り方を考え、キャリア発達をはぐくむ連携システムを構築していく必要があります。

### ④ 学校間（異校種間）連携

キャリア教育において「学校間の円滑な連携」「接続の問題」が取り上げられています。社会の変化に対応するために、新しい内容を含んだ授業が、学校個々の個性に応じて創られようとする時代に、児童生徒にとっての時系列を無視することはできません。一人の人間の成長を考えたとき、幼稚園から小学校、小学校から中学校、高等学校への移行には、連続性があり、キャリア教育上の連携は、必要不可欠です。

幼稚園・小学校・中学校・高等学校それぞれの特徴を理解した上で、児童生徒の将来を共に見据え、教育の中に具体化しようと、互いに協力しながら連携することが重要です。

【小学校・中学校・高等学校の連携と家庭・地域との連携】



(文部科学省「中学校・高等学校キャリア教育の手引き」令和5年)

### (3) 充実した体験活動等の実施

児童生徒に自らの将来を考えさせるためには、学校内の教育活動だけでなく、多様な年齢・立場の人や社会や職業にかかわる様々な現場を通して、自己と社会の双方についての多様な気付きや発見を経験させることが効果的です。このような体験活動は、キャリア教育を推進する上で、きわめて重要な取組の一つです。

キャリア発達を促す体験活動等として、職場体験や社会人・職業人インタビュー、ボランティア活動、地域の職業調べなどの各種調査活動等があります。最近では、中学校を中心として、こうした様々な体験活動等に取り組む学校が多くあります。体験活動等には、勤労や職業についての具体的・現実的理解の促進や勤労観・職業観の形成、自己の可能性や適性の理解、自己有用感等の獲得、学ぶことの意義の理解と学習意欲の向上等、様々な教育効果が期待され、実施したほとんどの学校から、こうした面での大きな成果が報告されています。

このほか、体験活動等には、学校と社会をつなぐという重要な役割があります。一面的な情報に流され、社会の現実を見失いがちな現代の児童生徒たちに、現実立脚した確かな認識をはぐくむ上でも、体験活動等の充実が欠かすことのできないものとなっています。

### (4) 職場体験活動

職場体験活動は、児童生徒が職業の実際及びそこで働く人々の思いに接し、自らの個性や生き方につい

て考え、学校での学習と将来の職業との関連、社会のルールやマナーの大切さを実感を通して学ぶことができる重要な機会です。職場体験活動の実施に当たっては、事前・事後指導等の工夫改善や教科、道徳科等との有機的な関連などにより、児童生徒の変容につながるようにすることが大切です。

① 教科・道徳科等と関連させた取組計画（中学校の例）

ア 基本計画

職場体験活動をより効果的なものにするため、教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動等との関連を図り、事前・事後指導の充実を図る。

イ 取組計画

	学 級 活 動	教 科 ・ 道 徳 科 等
事前	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来の生き方と学ぶ意欲</li> <li>職業の世界 「職業とは」、「職業の内容」</li> </ul>	道 徳 : 「勤労と奉仕の精神」 社 会 : 「身近な地域の調査」 : 「世界と日本の産業・資源」 技術・家庭 : 「家族と家庭生活」 : 「家庭の仕事」
	<b>職 場 体 験 活 動</b>	
事後	<ul style="list-style-type: none"> <li>学ぶための制度と機会</li> <li>自分の適性と進路</li> </ul>	道 徳 : 「勤労の尊さ」、「生きる喜び」 国 語 : 「心を伝える（相手や目的に応じた手紙を）」 社 会 : 「私たちの生活と経済」

② 職場体験の事前・事後指導の展開（中学校の例）

ア 実施学年・実施期間等

第2学年生徒全員・5日間

イ 事前指導の流れ

- (ア) 職場体験の意義について
- (イ) 体験する職場の希望調査→決定
- (ウ) 体験先での自分の課題発見
- (エ) 体験先での調査内容の検討
- (オ) 事後学習の理解
- (カ) 職場との事前打合せ
- (キ) 緊急対策マニュアル確認
- (ク) 職場体験に行く際の諸注意（心構え、礼儀、マナー、事故防止等）

ウ 事前指導の展開

指導事項	生徒の活動	【育成したい能力】
○自分の課題発見	・体験を通して何を学びたいのか、自分の課題は何かを明らかにする。	【自己理解・自己管理能力】
□体験先の調査	・体験内容、交通手段、諸経費、持参物等を調べる。	【課題対応能力】
○調査内容の検討	・仕事内容、質問内容、取材内容・方法、資料収集等について考える。	【課題対応能力】
○事後学習の理解	・評価やまとめ方、発表会等について知る。	【課題対応能力】
○事前打合せ内容の検討	・課題に応じて必要な内容を決める。	【人間関係形成・社会形成能力】
□緊急時対応、社会性やルールに関する指導	・安全面、健康面の対応やあいさつや言葉遣い等を確認する。	【人間関係形成・社会形成能力】

(指導事項欄の○は事前学習、□は事前準備の事項)

エ 事後指導の流れ

- (ア) 体験結果のまとめ
- (イ) 体験先への礼状の作成
- (ウ) 発表資料の作成
- (エ) 体験発表会
- (オ) 職場体験の総括

※ 発表会では、保護者、体験先等の参観を得るようにする。また、多くの生徒が効率的に発表して聞

くことができるよう、いくつかのブース（仕切り・場所）を設け、グループごとにローテーションを行って発表を行う。また、上級生、下級生に向けての発表会もよい。

#### オ 事後指導の展開

指導事項	生徒の活動	【育成したい能力】
・体験記録の整理	・日誌、ノート、メモ等のまとめを行う。	【課題対応能力】
・礼状作成	・訪問又は手紙により謝意を示す。	【人間関係形成・社会形成能力】
・報告書の作成	・自己評価、先生からの評価、体験先からの評価等をまとめる。	【課題対応能力】
・発表資料作成 ・発表会の実施	・グループ等で収集した資料や記録を基に、伝えたい内容を整理し、相手に分かりやすく伝える。	【人間関係形成・社会形成能力】
・職場体験の振り返り	・今の生活と職業との関係等を考え、体験で学んだことをまとめる（感想文を書く）。	【キャリアプランニング能力】 【自己理解・自己管理能力】

#### (5) キャリア・パスポート

##### 【キャリア・パスポートとは】

小学校(中学校)学習指導要領第6章(第5章)特別活動 第2〔学級活動〕3内容の取扱い(2)にある「(前略)児童(生徒)が活動を記録し蓄積する教材等(後略)」を「キャリア・パスポート」と呼ぶ。

「キャリア・パスポート」とは、児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのことである。

(文部科学省初等中等教育局児童生徒課(平成31年3月29日付事務連絡)「キャリア・パスポート」の例示資料について別添資料『「キャリア・パスポート」の様式例と指導上の留意事項」より抜粋)

この教材を活用することで、児童生徒一人一人が自分の成長や変容を把握し、主体的な学びの実現や今後の生活の改善に生かしたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うことができます。このような活動を充実させることで、児童生徒の主体的に学びに向かう力を育み、自己実現を図ろうとする態度を養うことができると考えられます。

キャリア・パスポートの記述や自己評価の指導にあたっては、教師が対話的に関わり、児童生徒一人一人の目標修正などの改善を支援し、個性を伸ばす指導へとつなげながら、学校、家庭及び地域における学びを自己のキャリア形成に生かそうとする態度を養うよう努めることが求められています。

キャリア教育は学校教育活動全体で取り組むことが前提であるため、キャリア・パスポートやその基礎資料となるものの記録や蓄積が、学級活動に偏らないように留意する必要がありますが、学級活動(3)でキャリア・パスポートを取り扱う場合には、学級活動(3)の目標や内容に即したものとなるように留意する必要があります。

なお、キャリア・パスポートは、小学校入学から高等学校卒業までの記録を引き継ぎ、活用します。キャリア・パスポートには個人情報を含むことが想定されるため、その管理は原則学校で行い、個人情報の保護や記録の紛失に十分留意する必要があります。

#### (6) キャリア教育における評価

##### ① 評価の基本的な考え方

キャリア教育の評価は、児童生徒の学習状況の把握とその改善、教師の学習指導の把握とその改善、各学校の指導計画の把握とその改善という三つを、評価の目的とします。このことから、キャリア教育の評価では、児童生徒の学習状況に関する評価、教師の学習指導に関する評価、各学校の指導計画に関する評価という三つの評価をその対象とします。

## ② 児童生徒の学習状況の評価

キャリア教育における児童生徒の学習状況の評価は、児童生徒がこの時間の目標について、どの程度達成したのかという状況を把握し、よりよく学習を進め、育成する資質・能力が確実に育まれるように学習を導くために行います。ここでは、児童生徒の学習状況についてある一定の望まれる姿を想定し、それと児童生徒の学習状況とを合わせて考え、この学習で育成する資質・能力が適切に育まれているのかを、児童生徒の学習状況から丁寧に見取ることが適当です。また、観点は適切に設定しますが、さらに積極的にこの観点に応じた評価規準を設定する方法もあります。その際、キャリア教育の視点から観点や評価規準を設定し、評価していくことにより、教科・科目等の本質としての目標をよりよく豊かに達成していくことが重要です。

キャリア教育における具体的な児童生徒の学習状況の評価の方法では、以下のように、信頼される評価の方法であること、また、多様な評価の方法であること、そして、学習の過程を評価する方法であることが重要です。

まず、信頼される評価の方法としては、児童生徒の学習状況の評価する教師の適切な判断に基づいた評価が必要であり、おおよそどの教師も同じように判断できる評価が求められます。例えば、あらかじめ指導する教師間において授業の目標に従った観点を確認しておき、これに基づいて児童生徒の学習状況の評価することなどが考えられます。この場合には、単元において定められた評価の観点のすべてを一単位時間の授業において評価するものではなく、単元において定められた観点のうち、一単位時間で育むべき幾つかの観点だけについて評価することが適当です。

次に、多様な評価の方法としては、児童生徒の発表や話し合いの様子、学習や活動の状況などの観察による評価、児童生徒のレポート、ワークシート、ノート、作文、絵などの製作物による評価、児童生徒の学習活動の過程や成果などの記録や作品を計画的に集積した「キャリア・パスポート」、評価カードなどによる児童生徒の自己評価や相互評価、教師や地域の人々等の記録による他者評価があります。なお、これらの多様な評価は、適切に組み合わせられて評価されることが考えられます。また、この際には、教師間や教師と児童生徒の間で共通に理解され共有されている観点に基づいて評価することが大切です。

また、キャリア教育では、その児童生徒の内に個人として育まれているよい点や進歩の状況などを積極的に評価する個人内評価や、それを通して児童生徒自身も自分のよい点や進歩の状況などに気付くようにすることも肝要です。

## ③ 教師の学習指導の評価

キャリア教育における教師の学習指導の評価は、この授業における教師の学習指導について、児童生徒に育成する力がどのように育まれているのかを児童生徒の姿を通して評価することにより、その学習指導の問題を探り、改善することを目的としています。

ここでは、まず、教師の学習指導の要諦として、なによりも教師のあたたかい児童生徒理解を基本とします。すなわち、キャリア教育では児童生徒一人一人の興味・関心は個別なものであり、それぞれ独特です。また、体験活動などにより見出され、設定される問題もまた個々の児童生徒によって異なります。さらに、活動に要する時間も問題によって違い、そのための教材も固有なものになることが多いです。これらの児童生徒の姿は、その児童生徒が有しているよさや可能性を現しているものです。

したがって、キャリア教育における学習活動では、常に児童生徒の側に立ち、寄り添い、児童生徒の気持ちや考えを尊重し、それを汲み取った学習指導を心掛けることが必要です。

具体的な教師の学習指導の評価の観点について例示すると以下ようになります。

### 基本的な評価の観点（例）

- ① 目標の設定について
  - ・ 目標の設定は具体的で妥当であったか
- ② 活動中の評価について
  - ・ 児童生徒は積極的に取り組んでいるか、理解はどうか
  - ・ 期待した変化や効果の兆しはあるか
- ③ 児童生徒の変化の評価
  - ・ 活動中の児童生徒の態度の変化
  - ・ 目標の達成状況（実施過程中、および終了時）
  - ・ 特に顕著な児童生徒の資質・能力、課題など



④ 各学校の指導計画の評価

各学校においては、キャリア教育の目標の達成を目指した指導計画が、効果的に実現する働きをしているのかを適切に評価し、その改善を図ることが必要です。

キャリア教育における指導計画の評価では、その前提として次のような点が考えられます。

- キャリア教育の目指す目標が、具体的で明確であること
- 目標が各学校や児童生徒の実態に応じて、実行可能な内容であること
- 教師がキャリア教育の意義と実践への計画、方法等を十分理解できていること
- 教育活動の実行に際し、児童生徒にどのような変化や効果が期待されるか等が、具体的に示されていること
- 評価方法等が適切に示されていること
- 教師が、評価の目的、方法等について理解し、適切に評価できる能力を有すること
- キャリア教育の推進体制が確立されていることなど

具体的な評価の方法としては、年間計画の中に評価の時期を適切に位置付け、できるだけ客観的な評価となるように、多面的かつ継続的な評価を実施することが重要です。

【参考文献】

文部科学省（平成 16 年 1 月）「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書～児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てるために～」

文部科学省（平成 17 年 11 月）「中学校 職場体験ガイド」

文部科学省（平成 18 年 11 月）「小学校・中学校・高等学校 キャリア教育推進の手引ー児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てるためにー」

国立教育政策研究所生徒指導研究センター（平成 21 年 3 月）「自分に気付き、未来を築くキャリア教育 小学校におけるキャリア教育推進のために」

国立教育政策研究所生徒指導研究センター（平成 21 年 11 月）「自分と社会をつなぎ、未来を拓くキャリア教育 中学校におけるキャリア教育推進のために」

中央教育審議会（平成 23 年 1 月）「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」

文部科学省（平成 23 年 3 月）「中学校キャリア教育の手引き」

文部科学省（平成 23 年 3 月）「キャリア発達にかかわる諸能力の育成に関する調査研究報告書」

文部科学省（平成 23 年 5 月）「小学校キャリア教育の手引き」（改訂版）

文部科学省（平成 30 年 6 月）「第 3 期教育振興基本計画」

国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター（平成 25 年 10 月）「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第二次報告書」



文部科学省（平成 28 年 3 月 25 日）「府中町における自殺事案に関するタスクフォース」中間取りまとめを踏まえた生徒指導・進路指導の確認について（通知）

文部科学省初等中等教育局児童生徒課（平成 31 年 3 月 29 日）「キャリア・パスポート」の例示資料について（事務連絡）別添資料『キャリア・パスポート』の様式例と指導上の留意事項

文部科学省初等中等教育局児童生徒課（令和 3 年 2 月）『『キャリア・パスポート』に関する Q&A について』

文部科学省（令和 4 年 3 月）「小学校キャリア教育の手引き」

文部科学省（令和 5 年 3 月）「中学校キャリア教育の手引き」

<p>キャリア・パスポート例示資料等（文部科学省 HP）</p> 	<p>進路指導・キャリア教育の更なる充実のための実践に役立つ資料（国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターHP）</p> 
--	--

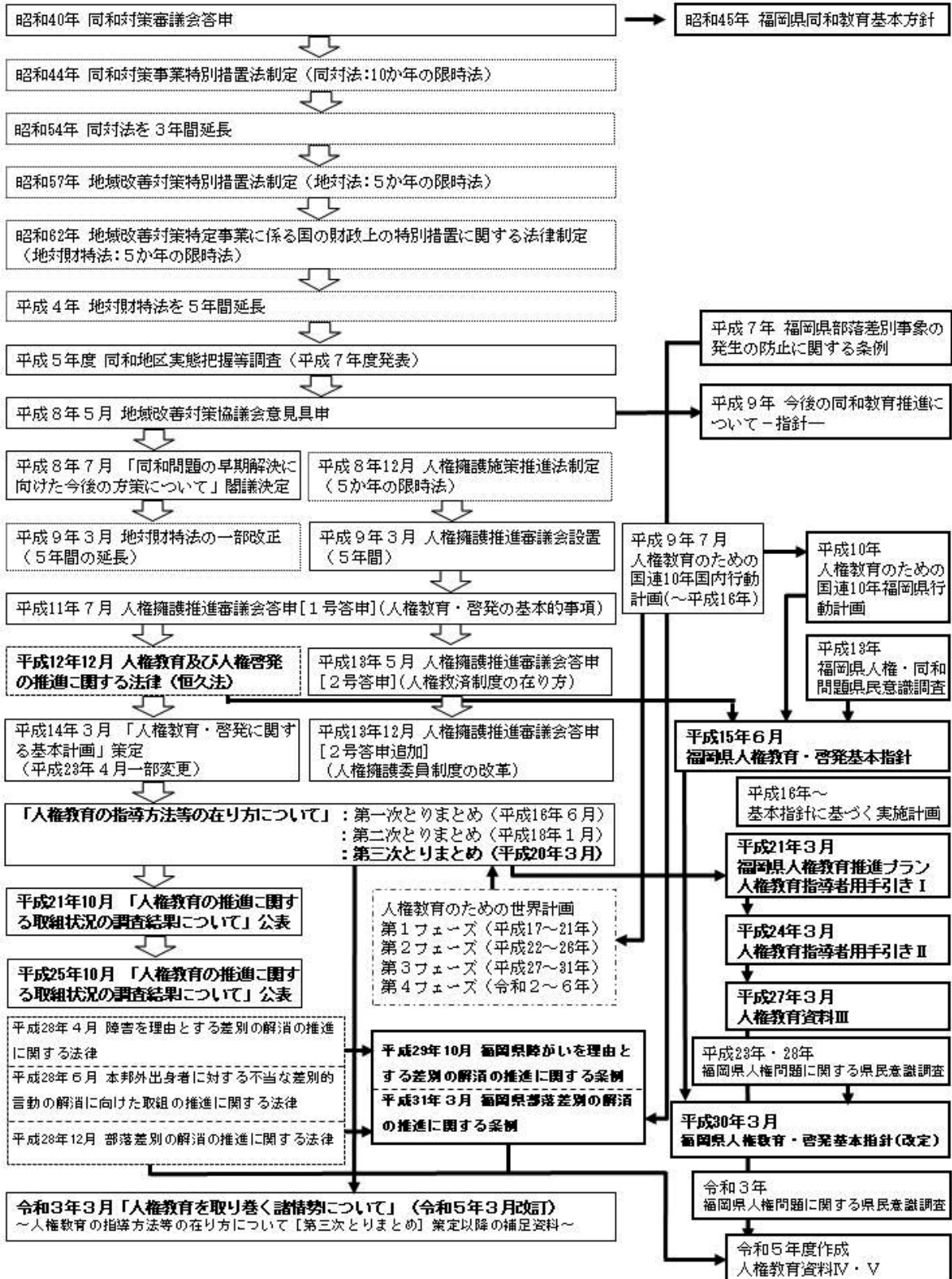
## 第6章 人権教育

1	人権問題解決に向けた国及び県の動き	135
2	人権教育の基本的な考え方	136
	(1) 人権教育とは	136
	(2) 人権教育推進の基本的な視点	136
	(3) 学校教育における人権教育が目指すもの	136
3	学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進	137
	(1) 人権が尊重される学校づくりの推進	137
	(2) 学校としての組織的な取組の推進	137
	(3) 教職員の人権尊重の理念の理解・体得	137
	(4) 家庭・地域、関係機関及び校種間の連携	138
4	指導内容の充実と指導方法の工夫・改善	138
	(1) 人権尊重の視点からの学校づくりと学力向上	138
	(2) 人権教育を通じて育てたい資質・能力	138
	(3) 人権に関する知的理解に関わる指導内容と指導方法の工夫・改善	139
	(4) 人権感覚の育成に関わる指導内容と指導方法の工夫・改善	140
	(5) 効果的な学習教材の選定・開発 -人権教育教材『かがやき』『あおぞら』『あおぞら2』の活用-	143
	(6) 個別的な人権課題に対する取組	144
5	学校教育における喫緊の課題	153
	(1) 学校教育における差別事象に関する指導等について	153
	(2) 児童生徒理解について	154
	(3) 家庭訪問の充実について	154
	(4) 「福岡県教員育成指標」及び「人権教育に係る福岡県教職員指導力等達成目標」の活用について	154



# 1 人権問題解決に向けた国及び県の動き

学校教育において人権教育を積極的に推進し、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決を図ることは、本県教育行政の重要な課題です。そのために、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」、「福岡県人権教育・啓発基本指針」及び「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」等の趣旨を踏まえ、福岡県人権教育推進プランを策定しました。このプランに基づき、学校の教育活動全体を通じた人権教育を推進します。



## 2 人権教育の基本的な考え方

### (1) 人権教育とは

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条※【参考1】）であり、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」（同法第3条）にすることを基本理念としています。

さらに、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」では、この定義をより具体的にとらえることが必要であるとし、

人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育である。

としています。

### (2) 人権教育推進の基本的な視点

#### 視点1 すべての人が等しく学習機会を得て、自己の能力を最大限に伸ばす

「すべて人は、教育を受ける権利を有する」と、世界人権宣言にうたわれているように、すべての人々に教育を保障していくことは、人権教育を進める前提となります。

日本国憲法第26条においても、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する」と示されており、教育基本法においても、同様に、教育の機会均等について明確に示されています。

#### 視点2 人権や人権問題について学び、理解を深める

人権問題を解決するためには、人権を日常生活に根付かせ、人間の尊厳に対する認識や基本的な人権を尊重することの大切さを社会に浸透させることが重要です。そして、国際化が進む中、多様な価値観や異なる文化を互いに認め合い、共に生きることをしっかりと考えていける取組を推進することが求められます。

人権についての正しい知識や認識は、様々な人権侵害や人権問題に適切に対応し、人権を尊重する技能や態度を身に付ける上での基礎となるものです。

#### 視点3 人権が大切にされた環境で学ぶ

学校や学級、地域で行われる学習会など、学習の場そのものの在り方が人権が尊重される雰囲気や環境でなければ、教育活動は十分な効果をあげることができません。

学習者は、人権についての知識や技能を学ぶだけでなく、人権が大切にされた雰囲気や環境のなかで学ぶ心地よさを体験することによって、人権の大切さを実感するようになります。このような「隠れたカリキュラム」（教育する側が教えようと意図する、しないに関わらず、学習者がその内容や方法以外に、場の雰囲気や環境から多くのことを学びとること）が学習者に大きな影響を与えていることを認識することが重要です。

#### 視点4 人権が大切にされる社会を目指す

人権が尊重される社会を築くためには、わたしたち一人一人が人権についての正しい知識や認識をもつことが必要です。その正しい知識や認識を具体的な行動につなぐものとして、様々な技能や態度の育成が重要となります。例えば、相手を尊重しながら自分の意見を述べる技能や他者の痛みや感情を共感的に受けとめることができる技能、一人一人の多様性を尊重したり、様々な課題の解決に積極的に関わっていかうとしたりする姿勢や態度などです。

### (3) 学校教育における人権教育が目指すもの

#### ① 人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成—人権尊重精神の育成—

人権や人権擁護に関する基本的な知識を学び、その内容と意義についての理解と認識を深めるとともに、人権がもつ価値や重要性を共感的に受けとめるような感性や感覚を育成する取組を進めます。人権に関する知的理解を深め人権感覚を身に付けることによって、自分の人権とともに他の人の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育成し、それが日常生活の様々な場面で具体的な実践行動となって現れるようになることが大切です。

#### ② 自立・自己実現を図るための支援—学力と進路の保障—

すべての児童生徒に社会参加と自己実現を可能とする「生きる力」をはぐくむ取組は、人権教育の重要な柱です。本県においては、これまで生活実態や学力実態から、生活リズムや生活体験、家庭学習の習慣、将来への展望のもち方など、学力形成の背景や基盤は多様であることや、学習の動機付けと自己認識との間に強い相関関係があることなどが提起され、課題解決のために各中学校区単位で、学校・家庭・地域が一体となって学力の向上、労働観・職業観の育成等を目指し、基礎・

基本の確実な定着、肯定的な自己認識力の形成、家庭・地域の教育力の向上等に取り組んできました。今後においてもその成果を生かしながら、さらに中学校区を中心に学校・家庭・地域の連携・協働の取組を推進していく必要があります。

### 3 学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進

#### (1) 人権が尊重される学校づくりの推進

児童生徒の人権が尊重され、一人一人が大切にされていることを実感できる学校は、児童生徒に安心感や自信を与えます。このような人権が尊重される学校をつくるためには、教職員が一体となって教育活動全体を通じて人権教育を推進していくことが必要です。学校においては、教科等指導、生徒指導、学級経営など、その活動全体を通じて、人権が尊重される「学習活動づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」を一体となって取り組み、児童生徒一人一人が、自分が大切にされていることを実感できる学校づくりが望まれます。

#### (2) 学校としての組織的な取組の推進

学校においては、校長のリーダーシップの下、教職員が一体となって人権教育に取り組むための校内推進体制を確立するとともに、人権教育の目標設定、指導計画の作成、教材の選定・開発などの取組を組織的・継続的に行うことが重要です。また、人権教育の推進にあたっては、その中心的役割を果たす人権教育担当者を校務分掌に位置付け、組織的に人権教育を推進するとともに、全教職員が人権教育についての共通理解を深め、人権尊重の理念を十分に理解して指導に当たるよう努めることが大切です。

#### (3) 教職員の人権尊重の理念の理解・体得 ※【参考2】

各学校において人権教育を進めるにあたっては、まず、教職員自身が人権尊重の理念を十分に認識し、その上で児童生徒に人権に関する知的理解を深めさせ、人権感覚を身に付けさせる指導を組織的・計画的に進めることが肝要です。

##### 人権尊重の態度を基盤とした児童生徒への指導上のポイント

##### ① 一人一人の児童生徒を深く理解する

児童生徒理解にあたっては、行動等の現象や結果だけで判断したり決めつけたりするのではなく、その背景や原因を正しく捉え、児童生徒の内面や課題を十分に把握することに努めることが大切です。

##### ② 尊重し合う人間関係を育てる

教職員は、学級の人間関係の実態を的確に把握し、望ましい人間関係を育てる学級経営に努めることが求められます。そのため、他の人の立場に立って考える想像力や共感的に理解する力を育て、誰もが尊重される学級をつくるのが大切です。

##### ③ 言語環境を整える

言語環境は、あらゆる人間関係の基盤です。児童生徒や教職員の何気ない言葉が、時には相手の心を傷つけ、生活への意欲を失わせてしまうことがあります。また、教職員の言動が児童生徒に無意識のうちに偏見や差別の芽を植えてしまうこともあります。そのため、教職員自らが望ましい言語活動に心がけ、学級全体の言語環境を整えることに気をつけることが大切です。

##### ④ 教室環境・学校環境を整える

安全で清楚な落ち着いた環境は、児童生徒の心を落ち着かせます。季節感が感じられる掲示や定期的に更新される掲示、教室や学校のどこかには必ず一人一人の名前や作品が掲示されているなどの環境づくりも、学校が児童生徒の心安らぐ場所となるためにとっても重要です。校舎の汚れや掲示物の破れ、掲示物へのいたずら等を見逃さない教職員の敏感な感覚が必要です。

児童生徒は、日々の生活の中で、教師が意図する、しないに関わらず、教職員が児童生徒に対してどういう態度で接しているか、何か問題が起きたときにどのような言動をとっているのかを見ながら、たくさんのがらら学び取っています。学校や学級のその場の在り方や雰囲気といったものが、児童生徒の豊かな人権感覚育成に大きな影響を及ぼしていることを、全教職員がしっかりと認識しておくことが重要です。教職員が人権尊重の理念について十分に認識し、児童生徒自らの大切さが認められていることを実感できるような環境づくりに努めることが大切です。

特に、家庭訪問などから、保護者の思いや願いを聞き、生活背景や家庭環境などを把握し、一人一人を支援するという立場から指導することが重要です。

#### (4) 家庭・地域、関係機関及び校種間の連携

学校における人権教育の取組は、家庭・地域、関係諸機関の人々をはじめ、多くの人々に支えられてこそ、その効果を十全に発揮できます。人権教育の推進に当たっては、地域の実情を十分に踏まえ、家庭・地域、関係諸機関等との連携を図るとともに、校種間の連携を図り、児童生徒の発達段階に応じた系統的な取組の推進が必要です。

##### 【参考1】人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年12月6日施行）（抜粋）

(目的)  
第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)  
第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)  
第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)  
第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)  
第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)  
第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

##### 【参考2】福岡県人権教育・啓発基本指針（平成15年6月策定、平成30年3月改定）（抜粋）

#### 3 特定職業従事者に対する取組み

人権教育・啓発の推進に当たっては、社会のあらゆる人々を対象に、あらゆる機会を通して実施していく必要があります。「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」においては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者として、教職員、医療関係者、福祉関係者、警察職員、公務員、マスメディア関係者等（特定職業従事者）を掲げ、これらの者に対して、人権尊重の精神を養うための研修を重点的に実施することを求めています。

## 4 指導内容の充実と指導方法の工夫・改善

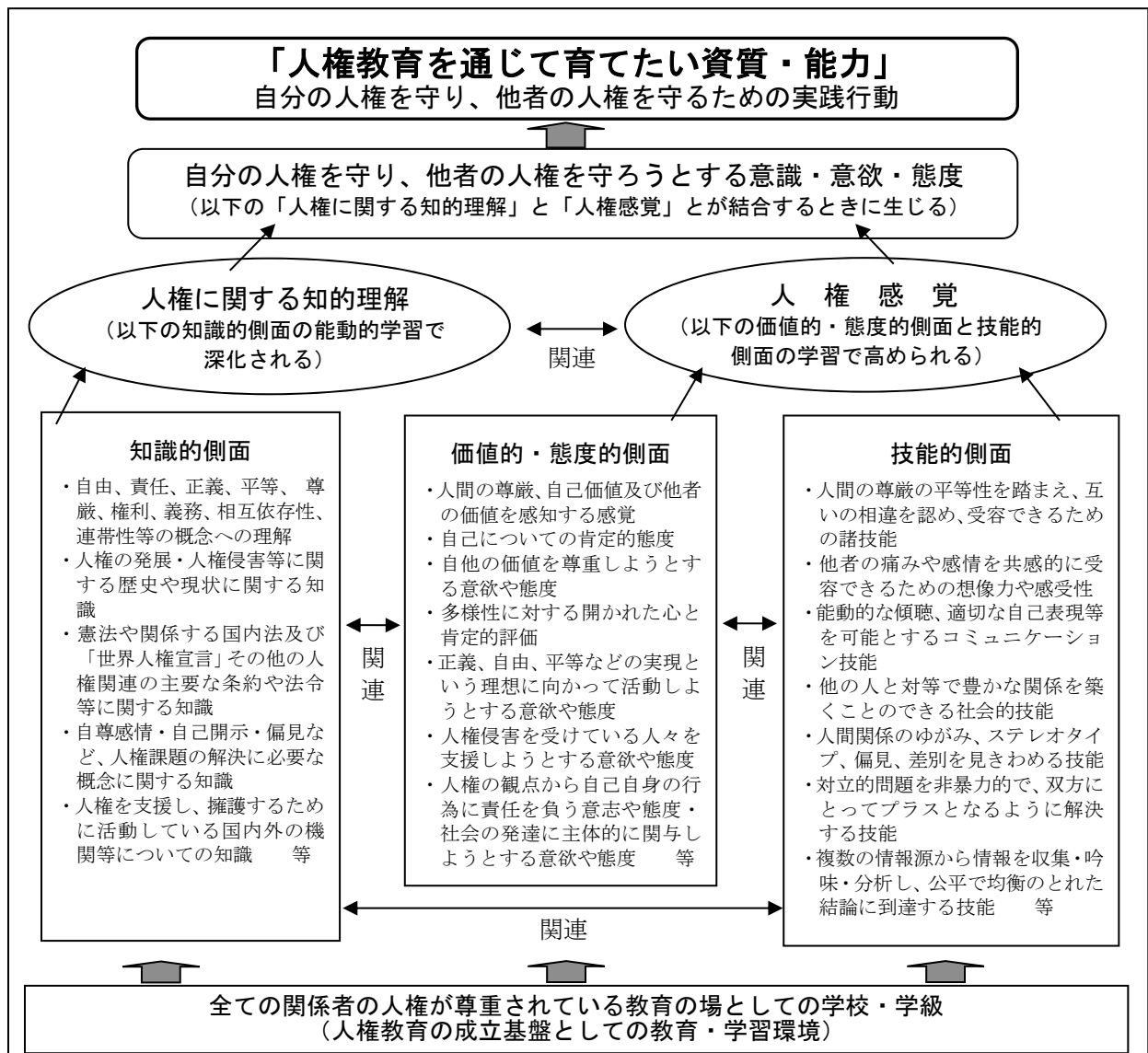
### (1) 人権尊重の視点からの学校づくりと学力向上

学校教育においては、現在、全ての児童生徒に基礎的な知識・技能及びそれらを活用して問題を解決する力等を確実に身に付けさせ、自ら学び自ら考える力などの「確かな学力」をはぐくむことが求められています。「確かな学力」をはぐくむ上では、児童生徒一人一人の個性や教育的ニーズを把握し、学習意欲を高め、指導の充実を図っていくことが必要です。そのためには、学校・学級の中で、一人一人の存在や思いが大切にされるといった環境が成立していなければなりません。

学校においては、「確かな学力」をはぐくむためにも、教科等指導、生徒指導、学級経営など、学校の教育活動全体を通じて、人権が尊重される「学習活動づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」を一体となすすすめ、児童生徒に学ぶことの楽しさを体験させ、望ましい人間関係等を培い、学習意欲の向上に努めることが求められています。

### (2) 人権教育を通じて育てたい資質・能力

人権教育を進めていく際には、人権教育が目指す諸能力を総体的・構造的にとらえた上で、その指導内容を構成することが必要です。人権教育を通じて育成したい資質・能力は「知識的側面」「価値的・態度的側面」及び「技能的側面」の3つの側面としてとらえることができます。学校全体における系統的な指導内容として、これらの側面の育成を総合的に位置付けることが望ましいと考えられます。



### (3) 人権に関する知的理解に関わる指導内容と指導方法の工夫・改善

知識的側面の育成については、各教科等の指導をはじめ、あらゆる教育活動の場において、あらゆる機会をとらえて積極的に取り組むことが求められます。

これまで、学習した知識が社会や個人の生活の変容に資する生きた知識として内面化され、主体化されていないといった傾向がうかがえると言われてきました。こうしたことから、知識的側面の指導に当たっては、単なる知識伝達に止まらず、その知識内容を自らのものとして肯定的に受けとめ、情緒的にもそれに共感できるようになるための主体的な学習を可能にする教授法を活用する努力が求められます。その指導は必ずしも教材を読んだり、講話を聴いたりする方式である必要はなく、むしろ、児童生徒の自己活動的、主体的関与を促すような学習や、主体的な関与と取組を基礎とする体験的な学習の機会を提供できるような工夫が求められます。同時に、個別的・個人的な学習形態よりも、グループ活動を含む協同的・協力的な形態の学習を、より多く取り入れていくことが望まれます。なお、知識的側面の指導内容の構成に当たっては、特に人権擁護に実際に役立つような実践的知識を積極的に組み込むことも必要です。



#### (4) 人権感覚の育成に関わる指導内容と指導方法の工夫・改善

##### ○ 人権感覚の定義

人権の価値やその重要性にかんがみ、人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、価値志向的な感覚

人権意識等をはぐくみ、人権課題の解決に向けた実践力へとつなげていくためには、人権に関する知的理解に加え、人権感覚を養うことが特に重要となります。人権感覚を育成するには、「価値的・態度的側面」や「技能的側面」に属する諸要素としての価値や態度、諸技能を身に付けさせることが必要です。

これらの資質・能力は、言葉だけで教えることはできません。児童生徒が自ら主体的に、しかも学級の他の児童生徒たちとともに学習活動に参加し、協力的に活動し、体験することを通して初めて身に付くといえます。民主的な価値、尊敬及び寛容の精神などは、それらの価値自体を尊重し、その促進を図ろうとする学習環境の中で、またその学習過程を通じて、初めて有効に学習されるのです。したがって、人権感覚を育成するためには、自分で「感じ、考え、行動する」主体的・実践的な学習が必要で、指導方法として、児童生徒の「協力」、「参加」、「体験」を重視することが大切です。

##### ○ 協力し合う学習（協力的な学習）

学級や学習集団全員が協力しつつ共同で進める学習であることが大切です。

こうした協力的な学習は、生産的・建設的に活動する能力を促進させ、結果として学力の向上にも影響を与えていると言われています。

さらに、様々な人に配慮し、責任感に満ちた人間関係を促し、精神面・心理面での成長をもたらし、社会的技能や自尊感情を培うことにつながります。

##### ○ 主体的に参加する学習（参加的な学習）

一人一人の児童生徒が、学習に主体的に参加できるように工夫することが大切です。

児童生徒は参加を通して、他者の意見を傾聴し、他者の痛みや苦しみを共感し、他者を尊重し、自分自身の決断と行為に対して責任を負うことなどの諸能力を発展させることができます。

##### ○ 体験的な活動を取り入れた学習（体験的な学習）

具体的な活動や体験を通して、問題を発見したり、その解決法を探究したりするなど、生活上必要な習慣や技能を身に付ける学習です。

体験的な学習や問題解決的な学習は、児童生徒が自ら学ぶ意欲や主体的に学ぶ態度を身に付けるとともに、自らの心と頭脳と体とを働かせて、試行錯誤しつつ、身をもって学ぶことで、生きた知識や技能を身に付けることができます。

## ○ 人権が尊重される授業づくりの視点例

(「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」を参考に作成)

視 点	ね ら い	ポ イ ン ト ・ 留 意 点
自己存在感を もたせる支援 を工夫する。	「授業に参加して いる」という実感 をもたせる。	○学習内容や活動に応じた座席の工夫や発問・応答のパターンの工夫を行う。 ○児童生徒の既習事項や生活体験、興味・関心等を把握し、様々な視点から解決できるように課題設定の工夫を行う。 ○児童生徒の学習意欲や習熟の度合いを把握し、課題（教材）を複数準備したり、ヒントカードを与えたりする。 ○結果にこだわらず、思考過程や学習過程を認める。
	「自分が必要とさ れている」という 実感をもたせる。	○意図的な指名等、一人一人が活躍する場や課題を工夫する。 ○自由な発想や方法が認められたり、自己選択できたりする場を工夫する。 ○互いの発言を最後まで聴く習慣や誤答を大切にすることを身に付けさせる。 ○協力して活動できる場を工夫し、互いの考えや方法のよさに気付かせる。
	教師自身が一人一 人を大切にする姿 勢を示す。	○一人一人の名前を呼び、目を見て話す。話をよく聴く。 ○発言しない児童生徒に配慮するとともに、適切な支援を行う。 ○承認・賞賛・励ましの言葉をかけ、個に応じた改善課題や改善方法を示す。
共感的人間関 係を育成する 支援を工夫す る。	「自分が受け入れ られている」と実 感できる雰囲気をつくる。	○「誰にでも失敗はある」、「誰もがよさや弱さを持っている」という認識に立って、互いを尊重し合う人間関係づくりを行う。 ○一人一人が自由に発言できる雰囲気づくりを行う。 ○教師の意図と異なる考えを抑圧したり切り捨てたりしない。
	「共に学び合う仲間 だ」と実感できる雰 囲気をつくる。	○他者の発言や作品のよさに気付き、学ぼうとする態度を育てる。 ○自分の考えと異なる意見や感情を拒絶せず、それを理解する技能を育てる。 ○他者の気持ちや立場を考えて自分の言動を選択・構成する態度を育てる。 ○互いの役割や責任を認め合う態度を育てる。
自己選択・決定 の場を工夫し て設定する。	学習課題や計画を 選択する機会を提 供する。	○発達段階に応じて、複数の学習課題の中から自分にあった課題を選択する機会を設定する。 ○発達段階に応じて、学習の見通しを持って計画を立てるための支援を行う。
	学習内容、学習教 材を選択する機会 を提供する。	○児童生徒の実態を踏まえて多様な教材・教具を準備し、選択の幅を与える。 ○自分の習熟の度合いや興味・関心に基づいて、教材・教具を選択できる場を設定する。
	学習方法を選択する 機会を提供する。	○児童生徒の実態を踏まえて児童生徒の実態や学習内容に応じた学習方法を提示し、選択の幅を与える。 ○課題解決のための情報や資料を準備し、その活用方法について適宜助言する。 ○ワークシートやノート整理の方法、学習内容のファイルの仕方を助言する。
	表現方法を選択する 機会を提供する。	○児童生徒の実態を踏まえて多様な表現方法を提示し、選択の幅を与える。 ○考えをまとめるための多様な学習ノートを準備する。 ○相手や内容に応じた表現ができるよう、多様な表現スキルを提示する。
	学習形態や場を選 択する機会を提供 する。	○児童生徒の実態や学習内容に応じた学習形態や活動の場を多様に提示し、選択の幅を与える。 ○自分の課題や方法に基づいて活動内容や場所を選択する機会を設定する。
	振り返りの方法を 選択し、互いの学 びを交流する機会 を提供する。	○児童生徒の実態や学習内容に応じた学習成果のまとめ方を多様に提示し、選択の幅を与える。 ○自他の学習課題や解決方法、学習の仕方やまとめ方等を振り返って交流する時間を設定し、他者の成果に学ぶとともに、今後の学習課題や方法について選択・決定できる場を工夫する。

## ○ 人権教育を通じて育てたい資質・能力を位置付けた教科等の授業づくり

(「人権教育資料Ⅲ(平成27年3月福岡県教育委員会)」より抜粋)

人権感覚を育成するために特に重要とされる資質・能力のうち、「技能的側面」に属する想像力・共感的理解力、コミュニケーション能力、人間関係調整能力に焦点を当て、研究指定校において小学校、中学校、高等学校の発達段階に即した系統を整理しています。また、教科等における指導内容、指導方法を学習活動例として示しています。

### ☆やってみよう！人権感覚育成の授業づくり

児童生徒の実態から、この授業で育てたい「資質・能力」を明確にし、教科等のねらいや場面に合わせて、意図的に手立てを考えることが大切です。

#### (1) 児童生徒の実態を把握する。

児童生徒の実態(教科等の既習内容の定着、「資質・能力」の現状等)を丁寧に把握し、育てたい「資質・能力」を明確にします。  
(例：コミュニケーション能力、人間関係調整能力、自己肯定感・・・)

※児童生徒理解に当たっては、行動等の現象や結果だけで判断したり決めつけたりするのではなく、その背景や原因を正しく捉え、児童生徒の内面や課題を十分に把握することに努めることが大切です。

#### (2) 教科等の単元目標や本時の目標設定とともに「資質・能力」育成の目標も設定する。

育てたい「資質・能力」について、単元や本時で育成する力について具体化します。  
(本時では・・・「交流の場において、手順を示すことで、友だちの考えと比べながら、うなずくなどの反応を示して聴くことができるようにする」コミュニケーション能力)

##### 人権教育を通じて育てたい資質・能力(8系列)

「価値的・態度的側面」の系列	「技能的側面」の系列
○人間の尊厳・価値の尊重、 自己尊重の感情	○想像力・共感性
○多様性の尊重・共生	○コミュニケーション能力
○権利と責任、公平・公正	○人間関係調整力・問題解決力
○参加・参画	○公平・公正な思考力・判断力
	(「福岡県人権教育推進プラン」より)

#### (3) 教科等の目標達成のための手立てと「資質・能力」育成の手立てとの整合性を持たせる。

「資質・能力」育成の手立ては、教科等の目標達成のための手立てと同じことが有効であり、相乗的な効果が期待できます。(交流活動、表現活動、教師の肯定的評価活動・・・)  
「資質・能力」育成の手立てとして意識して実践することが大切です。

・児童生徒の実態  
(既習内容の定着、「資質・能力」の実態)  
・指導のねらいは・・・  
・有効な手立てとして・・・

主体的に参加する学習

体験的な活動を取り入れた学習

協力し合う学習

#### (4) 授業実践、ふりかえり

教科等の目標達成とともに「資質・能力」育成の観点からも検証します。  
学校として、重点単元を設定するなど工夫することが大切です。

「資質・能力」の検証については、重点単元等を設定し、小単元、単元、年間等を通じて、事前事後アンケート(自己他者肯定感テスト、自尊感情5領域テスト、人権意識アンケート等)による比較検証等が考えられます。

#### 有効な手立てとしての話し合い活動

【参考】「よりよい人間関係を築く学校生活や授業」文部科学省初等中等教育局 視学官 杉田 洋  
(平成25年度第1回福岡県人権教育研修会講演より)

##### 「話し合いの10ヶ条」

- ① 友だちの話聞くときは、何を言いたいかわかろうと最後までしっかり聞きましょう。聞くとは、心をつなぐことです。
- ② 言いたいことを、みんなに聞こえる声で、みんながわかるように伝えましょう。みんなに伝わる声や話し方を意識することは、思いやりの第一歩です。
- ③ 自分の感じたこと、思ったこと、考えたことを間違っているかなと思っても、そのまま話しましょう。主張するとは、自分自身を大切にすることでもあります。
- ④ わからない友だちには、自分のわかり方を説明しましょう。説明するとそれが自分の力になります。
- ⑤ わからないときは、わかるまで何度も聞き(尋ね)ましょう。学ぶとは、疑問に思うことであり、それを問うことです。
- ⑥ 人をばかにしたり、笑ったり、ひやかしたり、無視したりすることはやめましょう。それは人間としてとても悲しいことです。相手を大切にすることは人権尊重の第一歩です。
- ⑦ 友だちの話をよく受け止めてから、自分の考えを整理したり、まとめたりしましょう。集団思考は、受け止めることから始まるし、話し合いは聴き合いだからです。
- ⑧ 話している人が誰かではなく、話の中身をよく聞いて、考え、判断しましょう。他者の話す中身を参考にしたり、生かしたりするからこそよりよい判断や結論が見いだせるのです。
- ⑨ 自分の考えに固執したり、無理に押し通そうとしたりしないようにしましょう。わかり合いや共感、折り合いは、共に生きていく人間関係づくりの第一歩です。
- ⑩ 違う考え、異なる意見をできるだけ大切にしましょう。違いや多様性を大事にするからこそ、新しい考えが生まれるのです。そして、いじめの未然防止は、違いを排除しないことから始まります。

## (5) 効果的な学習教材の選定・開発 一人権教育教材『かがやき』『あおぞら』『あおぞら2』の活用一

本県では、人権尊重精神の育成を図ることを主要課題とし、同和問題をはじめとする様々な人権問題に関する児童生徒の認識を確かなものにするため、同和教育副読本「かがやき」を活用した人権教育を進めてきました。しかしながら、インターネット上の掲示板への書き込みによる人権侵害など、新たに生じてきた人権課題等に対応できる人権感覚を育成する必要が出てきました。

そこで、児童生徒の実態に即した指導内容・方法等の充実・改善に向け、『かがやき』の内容を補完する学習教材集として、写真や動画、音声を含むDVD版の人権教育学習教材集「あおぞら」を作成し、活用の促進に取り組んできました。

さらに、性的少数者に対する人権問題、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を使った人権侵害等、近年顕在化している課題も含めた、個別的な人権課題に関する知的理解を深め、豊かな人権感覚を育成するための人権教育学習教材集「あおぞら2」を作成し、平成30年3月に各学校へ配布しています。

### ○ 『かがやき』の指導目標と重点課題の設定

『かがやき』では、6つの指導目標を設定し、さらに、指導目標ごとに発達段階に応じた重点課題を設定しています。指導目標と重点課題を設定することによって、育成しようとする児童生徒像を明確にするとともに、小・中学校及び高等学校の12年間を見通した系統性・発展性のある教材開発や教材配当・配列を行うこと、小・中・高が共通した指導目標（評価の指標）に基づいて協働実践を行うことが可能になりました。

### ○ 『あおぞら』の教材と育てたい資質・能力

『あおぞら』では、「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」等を踏まえ、知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面から、それぞれの教材で身に付けさせたい資質・能力を明確にしています。教材と人権感覚育成との関連を明らかにすることによって、具体的な指導内容・方法の工夫を図ることができ、『かがやき』と併せて活用することによって、児童生徒の人権に関する知的理解をはぐくむとともに、人権感覚を豊かにしていく取組を充実していくことができます。

### ○ 人権教育学習教材集「あおぞら2」について

『あおぞら2』は、[第三次とりまとめ]が示す人権教育を通じて育てたい資質・能力を基に整理した6つの観点（自分と人権・生活と人権・社会と人権・労働と人権・歴史と人権・世界と人権）から、近年顕在化している課題も含めた個別の人権課題に関わりのある内容を扱った小学校用、中学校用、高等学校用の合計30編の教材で構成しています。

本教材集の形態については、『あおぞら』と同様、児童生徒の感性に訴えるなど、視聴覚的な効果を期待して、スライドショーや写真、音声、動画等を用いたDVD版としています。

また、各教材について、活用事例（教材の解説・教材を活用した授業例）、教師用資料等を収録しており、これらを活用することにより、教科等の目標と人権教育で育てたい資質・能力の3つの側面との関連を明確にして、効果的に指導することができるようにしています。

『あおぞら2』教材一覧

校種等	教材開発の観点	教材名	人権課題
小学校 低学年用	自分と人権	へそのお	子ども
	生活と人権	すきなもの、なあに？	子ども
	社会と人権	みんななかよし	子ども
	労働と人権	かかりのしごと	障がいのある人
	歴史と人権	わたしのまわりには	子ども
小学校 中学年用	世界と人権	せかいのありがとう	外国人
	自分と人権	自分みつけをしよう	性的少数者
	生活と人権	車いすのおじさん	障がいのある人
	社会と人権	革であそぼう	同和問題
	労働と人権	だれがするの？	女性
小学校 高学年用	歴史と人権	ばあちゃんたちの勉強会	同和問題
	世界と人権	世界の料理！いろいろ	外国人
	自分と人権	どうして学校にきてはいけないのですか	ハンセン病患者等
	生活と人権	気になるマーク	障がいのある人
	社会と人権	牛の食べ方	同和問題
中学校用	労働と人権	ホーム(HOME)	ホームレスの人権
	歴史と人権	田中松月と全国水平社	同和問題
	世界と人権	ともにひらく	子ども
	自分と人権	どうしたんだろう	高齢者
	生活と人権	colorful ～にじいろの未来を～	性的少数者
高等学校用	社会と人権	ヒデさんの結婚	同和問題
	労働と人権	ばあちゃんのリヤカー	同和問題
	歴史と人権	someday ～いつかはきっと～	障がいのある人
	世界と人権	すれちがう思い SNSについて考える！	インターネットによる人権侵害
	自分と人権	一番わかってほしいこと	同和問題
高等学校用	生活と人権	すてきな関係を築くために	女性(デートDV)
	社会と人権	東日本大震災と人権	東日本大震災に起因する人権問題
	労働と人権	いろいろな人が働く	障がいのある人
	歴史と人権	STEP～未来へ～	同和問題
	世界と人権	あなたはどうか判断しますか	インターネットによる人権侵害

人権教育の学習教材を選定・開発するに当たっては、まず何よりもその学習の目標が明確化されなければなりません。その教材から、児童生徒にどのような知識や技能を身に付けさせたいのか、どのような意識や態度をはぐくみたいのかが、具体的に設定されている必要があります。学習の目標に応じて、生命の大切さに気付くことができる教材、様々な人権課題に気付くことができる教材、それぞれの人権課題を深く考えるための教材、自分自身を深く見つめることを意図した教材、身の回りの世界や周囲の人々との関わりを問い直すための教材、コミュニケーションのとり方や自己を的確に表現する技能を学ぶ教材など、多様な学習教材の選定・開発が望まれます。

## (6) 個別的な人権課題に対する取組

人権教育の手法については、人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、同和問題や障がいのある人に関する問題などの具体的な人権課題に即した個別的視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられます。

各学校においては、様々な人権課題の中から、児童生徒の発達段階等に配慮しつつ、それぞれの学校の実情等に応じて、より身近な課題、児童生徒が主体的に学習できる課題、児童生徒の心に響く課題を選び、時機を捉えて、効果的に学習を進めていくことが求められます。その際、指導内容・方法等について学年や人権教育担当者等と打合せの上、実施することが望まれます。また、各教科等の学習において個別の人権課題に関わりのある内容を取り扱う際にも、当該教科等の目標やねらいを踏まえつつ、児童生徒一人一人がその人権課題を自分の問題としてとらえ、自己の生き方を考える契機となるような指導を行っていくことが大切です。

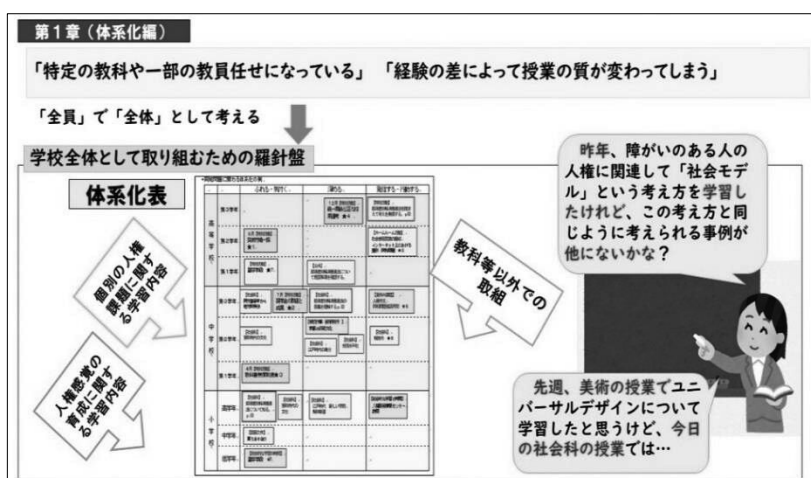
なお、個別の人権課題に関する学習を進めるに当たり、児童生徒やその保護者、親族等の中に、当該人権課題の当事者等となっている者がいることも想定されます。学習で扱う内容や表現等に対する児童生徒の反応に留意するとともに、日頃から適切な児童生徒理解や保護者理解に努め、その願いを把握し、家庭・地域等と連携を図ることが大切です。一方、教職員の無責任な言動が、児童生徒の間に新たな差別や偏見を生み出すことがあることを認識するとともに、個人情報の取り扱いには、十分な配慮を行う必要があります。

教職員においては、個別の人権課題の指導に取り組むに際し、まず当該分野の関連法規等に表れた考え方を正しく理解するとともに、その人権課題に関わる当事者への理解を深めることが重要です。

### 【資料】人権教育資料Ⅳ（令和5年度作成）

本資料は、各学校や各地域における人権教育の取組を体系的に整理し、取組の充実や指導力等の向上を目的に作成しています。

第1章では、個別の人権課題に関する学習を含め、各学校において行われている人権教育の内容を、授業のねらいで重点化し、児童生徒の発達段階に応じた系統性や、人権課題相互の関連性等をふまえ、「ふれる・気付く」こと、確かな認識に「深める」こと、解決に向けて「発信する・行動する」ことの3つのキーワードで整理する「体系化」について説明しています。



第2章（実践編）

「しなければいけないと思っているが、どうしたらいいのかわからない」  
 「知識不足もあり、踏み込んだ授業ができていない」

「何を」「どのようにして」が分かる

個別の人権課題に関する授業を行うためのポイント

人権課題ごとの体系化例

自分たちが学生時代学んだ内容とは、ずいぶん変わってきているんだな。



なるほど。こういう社会的背景があったから、差別解消法が施行されたんだな。

差別解消法を位置付けた学習展開例

授業を実施する際の留意点やより効果的にするための工夫等

第2章では、個別の人権課題に関する学習を指導するに当たって必要となる基礎知識や基本認識、学習展開例を掲載しています。より効果的な指導方法として参考になるような関連資料や教科等横断的な内容等も掲載しています。

○ 個別的人権課題の取組に当たっての基本的な考え方等

人権課題	取組に当たっての基本的な考え方等
同和問題	<p>同和問題に関する国民の差別意識は「着実に解消に向けて進んでいる」が「地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在している」（平成11年7月人権擁護推進審議会答申）ことから、現在でも結婚問題を中心とする差別事象ほか、教育、就職、産業等の面での問題等があり、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化とともに、インターネット上で差別を助長する内容の書き込みがなされるといった事案も発生している。</p> <p>このような中、平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行された。この法律が示す教育の責務に鑑み、部落差別を解消し、差別のない社会を実現するため、今後も、これまで培われてきた同和教育の成果を踏まえつつ、すべての人の基本的人権を尊重する教育活動を行っていくことが重要である。</p> <p>同和問題の解消を図るための人権教育・啓発については、これまでの同和教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つととらえつつ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発として発展的に再構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同和对策審議会答申</li> <li>・ 同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について（意見具申）</li> <li>・ 部落差別の解消の推進に関する法律</li> </ul> <p>○ 福岡県部落差別の解消の推進に関する条例</p>
女性	<p>男女間の固定的役割分担意識が依然として強く残っているために、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けることが少なからずある。男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、我が国にとって緊要な課題となっている。このような中、性別に基づく固定的な役割分担を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野において男女平等を推進する教育・学習の充実を図ることが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女共同参画社会基本法</li> <li>・ 男女共同参画基本計画</li> <li>・ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律</li> <li>・ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律</li> <li>・ ストーカー行為等の規制等に関する法律・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律</li> <li>・ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約</li> <li>・ 女性に対する暴力の撤廃に関する宣言</li> <li>・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律</li> </ul> <p>○ 福岡県男女共同参画推進条例</p> <p>○ 第5次福岡県男女共同参画計画</p> <p>○ 第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画</p> <p>○ 男女共同参画教育一指導の手引—改訂版</p>
子ども	<p>子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、様々な国内法令や国際条約等においても、その基本原理ないし理念が示されている。しかしながら、我が国における子どもたちを取り巻く環境は、いじめ・校内暴力や、児童虐待、児童買春・児童ポルノ、さらには貧困問題など、懸念すべき状況にある。</p> <p>大人たちが、未来を担う子どもたち一人一人の人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識して、自らの責任を果たしていくことが求められており、子どもの人権の尊重及び保護に向け、社会全体が一体となって取り組んでいく必要がある。</p>

人権課題	取組に当たっての基本的な考え方等
子ども	<p>このような中、学校においては、人権尊重の意識を高める教育の一層の推進に努めるとともに、幼児児童生徒の人権に十分配慮し、すべての子どもが夢と希望をもって成長していけるよう社会の実現に向け、一人一人を大切にされた教育指導や学校運営が行われるように努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法</li> <li>・児童虐待の防止等に関する法律</li> <li>・児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律</li> <li>・児童憲章</li> <li>・児童の権利に関する条約</li> <li>・いじめ防止対策推進法</li> <li>・子どもの貧困対策の推進に関する法律</li> <li>・こども基本法</li> <li>○福岡県青少年健全育成条例</li> <li>○福岡県子どもの貧困対策推進計画</li> <li>○福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例</li> </ul>
高齢者	<p>我が国の人口構造の高齢化は極めて急速に進んできており、その進展の速度に比べて国民の意識や社会のシステムの対応は遅れている。</p> <p>高齢者の人権に関わる問題としても、高齢者に対する身体的・精神的な虐待や、その有する財産権の侵害のほか、社会参加の困難性などが指摘されており、高齢者の人権について、国民の認識と理解を深めていくことが求められている。こうした動向等を踏まえ、学校教育においては、その教育活動全体を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に対する基礎的理解や介護・福祉などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。なお、一概に高齢者といっても、個々の状況にはそれぞれ個人差があることに留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢社会対策基本法</li> <li>・高齢社会対策大綱</li> <li>・今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向～ゴールドプラン21～</li> <li>・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律</li> <li>・高齢者等の雇用の安定等に関する法律</li> <li>・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律</li> <li>・高齢者のための国連原則</li> <li>・高齢化に関するマドリッド国際行動計画2002</li> </ul>
障がいのある人	<p>障害者基本法第3条第2項は、「すべて障害者は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇が保障される権利」を有し、社会を構成する一員として、「あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる」ものとしている。</p> <p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月施行）第2条第2項は、社会的障壁を、「障害がある者にとっての日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」とし、社会的障壁の除去について、「必要かつ合理的な配慮を的確に行わなければならない」としている。この法律では不当な差別的取扱いが禁止され、国の行政機関や地方公共団体等においては、障がいのある人に対する合理的配慮の提供が法的義務となっている。しかしながら、現実には、障がいのある人々は様々な物理的又は社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にある。また、障がいのある人への偏見や差別意識が生じる背景には、障がいの発生原因や症状についての理解不足が関わっている場合もある。令和3年6月には、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講じることを内容とする同法の改正法が公布された。</p> <p>このような中、学校教育においては、障がいのある子どもとの交流教育をはじめ、教育活動全体を通じて、障がいのある人に対する理解、社会的支援や介護・福祉などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者基本法</li> <li>・障害者基本計画</li> <li>・重点施策実施5か年計画</li> <li>・障害者の雇用の促進等に関する法律</li> <li>・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律</li> <li>・身体障害者補助犬法</li> <li>・障害者自立支援法</li> <li>・発達障害者支援法</li> <li>・障害者の権利に関する条約</li> <li>・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律</li> <li>・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律</li> <li>・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律</li> <li>○学校分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン</li> <li>○障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教育委員会職員対応要領</li> <li>○福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例</li> <li>○福岡県手話言語条例</li> </ul>
外国人	<p>近年の国際化時代を反映して、我が国に在留する外国人は年々急増しており、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生している。近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会的関心を集めており、こうした言動は、人々にとって不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねない。</p> <p>このような中、平成28年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行された。外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人のもつ文化や多様性を受け入れ、国際的視野に立ち一人一人の人権を尊重していく観点からの取組が求められる。</p> <p>学校においては、国際化の著しい進展を踏まえ、その教育活動全体を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化をもった人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図る。なお、外国人の人権に関する学習を進める際には、地域に在住する外国人や、地域の学校に在籍する外国人児童生徒等の実態を把握しておくことが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出入国管理及び難民認定法</li> <li>・住民基本台帳法</li> <li>・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法</li> <li>・難民の地位に関する条約</li> <li>・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律</li> <li>○学校教育における在日外国人の人権に関する指導上の指針</li> </ul>

人権課題	取組に当たっての基本的な考え方等
H I V感染者・ハンセン病患者等	<p>新型コロナウイルス感染症、エイズ、肝炎等の感染症に関する知識や理解の不足から日常生活や学校、職場等、社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生している。感染症に関する正しい知識を持ち、偏見・差別等の防止や、正しい情報の選択と冷静な判断が重要であるとの理解を深め、偏見や差別を解消していくことが求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等対策特別措置法（令和3年改正）</li> <li>（H I V感染者等）</li> <li>H I V感染症は、その感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染症を恐れる必要はなく、また、近時の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。</li> <li>学校教育においては、エイズ教育の推進を通じて、発達段階に応じて正しい知識を身に付けさせることにより、エイズ患者やH I V感染者に対する偏見や差別を解消する教育を推進する。なお、指導に当たっては、保健体育担当教員や養護教諭との連携を図ることが重要である。</li> <li>（ハンセン病患者・元患者・その家族等）</li> <li>ハンセン病は、らい菌による感染症であるが、らい菌に感染しただけで発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立している。また、遺伝病でないことも判明している。したがって、ハンセン病患者を隔離する必要性は全くないが、我が国では、古くから施設入所を強制する隔離政策が採られてきた経緯があり、「らい予防法の廃止に関する法律」の施行（平成8年）により隔離政策が終了した後も、療養所入所者の多くは、長期間にわたる隔離などによって、家族や親族などとの関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にある。政府においては、ハンセン病患者・回復者等に対する偏見や差別意識の解消に向けて、啓発資料の作成・配布などによる啓発活動を推進しており、学校教育においても啓発資料の適切な活用を図っている。</li> <li>・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</li> <li>・エイズ問題総合対策大綱</li> <li>・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律</li> <li>・ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律</li> <li>・ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話</li> <li>・ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話</li> </ul>
犯罪被害者等	<p>我が国では、犯罪被害者やその家族の人権問題に関する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図ることが課題となっている。</p> <p>犯罪被害者等をめぐる問題としては、マスメディアによる行き過ぎた犯罪の報道によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穏の侵害等を挙げることができる。犯罪被害者は、その置かれた状況から自ら被害を訴えることが困難であり、また、裁判に訴えようとしても訴訟提起及びその追行に伴う負担が重く、泣き寝入りせざるを得ない場合が少なくない。</p> <p>学校教育において、犯罪被害者等の権利に関する指導を行う際には、誰もが犯罪被害者等になる可能性があることを認識させ、自らの問題として考えさせると同時に、個人情報等の取扱いについて十分な配慮を行うことが必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等基本法</li> <li>・犯罪被害者等基本計画</li> <li>・犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律</li> <li>・犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律</li> </ul> <p>○福岡県犯罪被害者等支援条例</p>
インターネットによる人権侵害	<p>SNSを含むインターネット上での情報発信は、いずれも発信者に匿名性があり、情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があることから、例えば、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や集団にとって有害な情報の掲載、少年被疑者の実名・顔写真の掲載など、人権にかかわる問題が発生している。さらにはインターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの悪質な差別行為も発生している。学校においては、情報に関する教科等において、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響について知らせ、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正アクセス行為の禁止等に関する法律</li> <li>・特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律</li> <li>・インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律</li> <li>・青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律</li> <li>・青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画</li> <li>・インターネット上の誹謗中傷への対応の在り方に関する緊急提言（総務省 令和2年8月）</li> <li>・インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ（総務省 令和2年9月）</li> </ul> <p>○福岡県学校教育ICT活用推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドラインの作成について（通知）</li> </ul>
性的少数者	<p>「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」により、一定の条件を満たす場合には性別の取扱いの変更について審判を受けることができるようになったものの、性同一性障害者に対する偏見や差別が存在している。また、同性愛者など性的指向に関しても少数派の人々への根強い偏見があり、社会生活の様々な場面で人権問題が発生している。</p> <p>文部科学省から「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（平成27年4月30日）、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」（平成28年4月1日）が発出されている。学校教育においては、性同一性障がいやいわゆる「性的マイノリティ」に対する教職員の適切な理解を促進するとともに、当</p>



人権課題	取組に当たっての基本的な考え方等
性的少数者	<p>該児童生徒の心情に十分配慮し、安心して学校生活を送るために必要な特有の支援及び相談体制の充実等を図る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○福岡県パートナーシップ宣誓制度</li> <li>・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の公布について（通知）</li> </ul>
さまざまな人権課題	<p>(1) 生活困窮者等</p> <p>生活困窮者の多くは地域から孤立し、支援が必要な人ほど自らSOSを発することが難しいため、支援に当たっては、早期に状況を把握し、課題がより深刻になる前に解決を図る必要がある。さらに、病気や障がい、DV、虐待、不登校、ひきこもりなど多くの課題を抱える生活困窮者の中には、偏見や差別等により自己肯定感や自尊感情を失っている人もいる。また、親の貧困が世代を超えて子どもに連鎖する「貧困の連鎖」を断ち切るためには、すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、本人の意欲と適性に応じて教育を受け、職業に就くことができるように支援していくことが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの貧困対策の推進に関する法律</li> <li>○福岡県子どもの貧困対策推進計画</li> <li>・ホームレスの人権</li> <li>・ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法</li> </ul> <p>(2) 北朝鮮当局による拉致被害者等</p> <p>1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となった。これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになっている。国は2010年（平成22年）までに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案がある。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題である。この問題の解決には、幅広い国民各層および国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律</li> <li>・北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品の活用促進について（依頼）</li> </ul> <p>(3) アイヌの人々</p> <p>アイヌの人々の文化や伝統は、今日では十分に保存・伝承が図られているとは言い難い現状にある。また、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準等は、アイヌの人々が居住する地域において、他の人々となお格差があることが認められるほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題がある。こうした中、国民一般がアイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、アイヌの人々の人権を尊重する観点から、取組を推進することが求められている。</p> <p>学校教育では、アイヌの人々について、社会科等において取り上げられており、基本的人権の尊重の観点に立った教育を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律</li> <li>・アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律</li> </ul> <p>(4) 刑を終えて出所した人</p> <p>刑を終えて出所した人に対しては、本人に真摯な更生の意欲がある場合であっても、国民の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会復帰を目指す人々にとって現実には極めて厳しい状況にある。</p> <p>刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようになるためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発活動を推進することが求められている。なお、学校教育において刑を終えて出所した人の人権に関する指導を行う際には、個人情報等の取扱いに十分配慮する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・更生保護法</li> </ul> <p>(5) その他</p> <p>新たに生起する人権問題など、その他の課題についても、それぞれの問題状況に応じて、必要な取組を行っていくことが求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 人身取引（トラフィッキング） <ul style="list-style-type: none"> <li>・人身取引対策行動計画2014</li> </ul> </li> <li>□ 東日本大震災に起因する人権問題 <ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災により被災した児童生徒を受け入れる学校の対応について（通知）</li> </ul> </li> </ul>

# 障害を理由とする 差別の解消の推進に関する法律

(以下「障害者差別解消法」)

【2016(平成28)年4月施行】

## 法制定の背景

- 2006(平成18)年に国連において、「障害者の人権及び基本的自由の享有を確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進するための包括的かつ総合的な国際条約である障害者の権利に関する条約」が採択された。
- 2004(平成16)年と2011(平成23)年に改正された「障害者基本法」の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として、制定された。

## 「障害者差別解消法」から

1

### 国連「障害者の権利に関する条約」 2006(平成18)年12月採択、2008(平成20)年5月発効

障がいに基づくあらゆる差別の禁止や障がい者の尊厳と権利を保障することを義務づけた国際人権法に基づく人権条約

“Nothing About Us Without Us”  
(私たちのことを、私たち抜きに決めないで)

「障害者基本法」改正 2011(平成23)年8月

第4条「差別の禁止」の規定の具体化

「障害者差別解消法」2013(平成25)年6月公布

2014(平成26)年1月日本は「障害者権利条約」を批准(141番目の締結国)

2

### 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (2013(平成25)年6月公布・2016(平成28)年4月施行)

#### 第1条(目的)抜粋

障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

●障害を理由とする差別の解消の推進に関する教育委員会職員対応要領(福岡県教育委員会)

●学校教育分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン(福岡県教育委員会)

3

### 概要

①政府の基本方針(施策の基本的な事項、行政機関及び事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項)を定めたもの

②差別解消のための措置を示した

- 「差別的取扱い」の禁止 ●合理的配慮不提供の禁止
- 具体的な対応 ●実効性の確保

③差別解消のための支援措置を示した

- 相談及び紛争の防止・解決のための体制の整備
- 啓発活動 ●情報の収集、整理及び提供
- 障がい者差別解消支援地域協議会の設置

4

### 差別と合理的配慮

◇不当な差別的取扱い◇

#### 障がい者の権利利益を侵害

※「積極的改善措置」は不当な差別的取扱いではない。

◇合理的配慮の提供◇

●障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている意思の表明があった場合、過重負担でないときは必要かつ合理的配慮をしなければならない(行政機関は義務規定)

5

### 社会的障壁とは?

障がい者が受ける制限は、障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたもの

- ①社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)
- ②制度(利用しにくい制度など)
- ③慣行(障がいのある方の存在を意識していない慣習、文化など)
- ④観念(障がいのある方への偏見など)

6

### 福岡県障がいを理由とする 差別の解消の推進に関する条例

(2017(平成29)年10月1日施行、ただし、県民への啓発等の規定は2017(平成29)年4月1日。)

何人も障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す。

- 障害者差別解消法の実効性を確保するための相談及び紛争防止体制の整備
- 事業分野ごとに合理的配慮の留意事項等を情報提供、行政や事業者による自主的・事前的な改善措置の努力義務
- 人権的視点による防災・防犯、虐待防止への取組
- その他(県の責務、職員の研修、県民への啓発等)

福岡県では、表記による誤解や偏見をなくしていく観点から、県施策の策定、実施において、「障害」の表記を「障がい」と改めています。

# 本邦外出身者に対する 不当な差別的言動の解消に向けた 取組の推進に関する法律

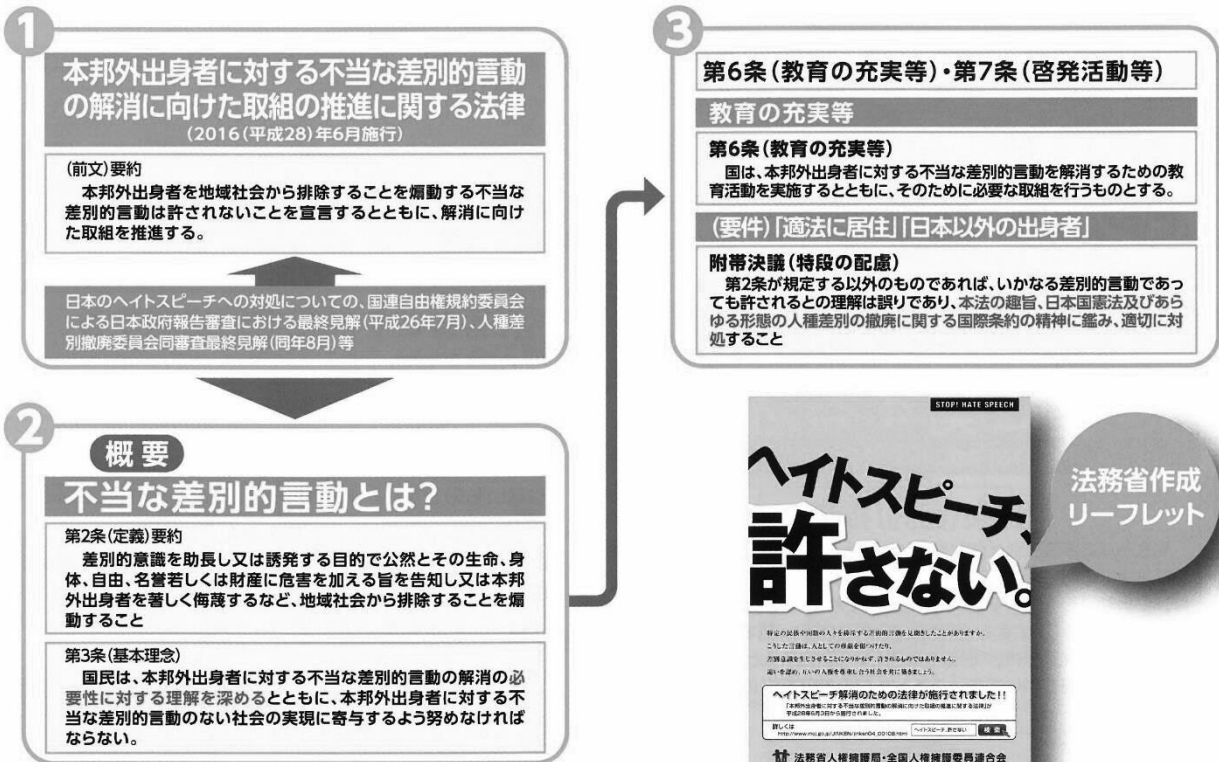
【2016(平成28)年6月施行】

(以下「ヘイトスピーチ解消法」)

## 法制定の背景

- 近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めてきた。
- 2014(平成26)年7月の国連自由権規約委員会による日本政府報告審査における最終見解及び同年8月の国連人種差別撤廃委員会による同審査における最終見解で、政府に対してヘイトスピーチへの対処が勧告された。
- ヘイトスピーチが、マスメディアやインターネット等で大きく報道されるなど、更に社会的な関心が高まってきた。

## 「ヘイトスピーチ解消法」から



2015(平成27)年度の法務省委託調査研究事業「ヘイトスピーチに関する実態調査報告書」(2016(平成28)年3月)によれば、2012(平成24)年4月から2015(平成27)年9月までの間に、ヘイトスピーチを行っていると考えられた団体が実施したデモ・街宣活動が全国で1152件、そのうち福岡県では49件確認されています。

福岡県では、ヘイトスピーチは許されないという認識を広め、法務局、市町村等と連携し、その解消を図るための啓発活動を推進しています。

## ヘイトスピーチに関する参考資料(ウェブサイト等)

- 外務省ホームページ ▶ ・「世界人権宣言」「国際人権規約」「人種差別撤廃条約」
- 法務省ホームページ ▶ ・ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動
- 文部科学省ホームページ ▶ ・外国人の人権尊重に関する実践事例

# 部落差別の解消の推進に関する法律

(以下「部落差別解消推進法」)

【2016(平成28)年12月施行】

## 法制定の背景

- 同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなどの、我が国固有の重大な人権問題である。
- 今なお、同和問題に対する差別発言等の事案のほか、差別的な内容の文書が送付されたり、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがされたりするなどの事案が発生している。

## 「部落差別解消推進法」から

### 「部落差別解消推進法」のポイント

- ポイント1** ▶ 現在もなお、部落差別は存在するという国の認識とともに、部落差別は許されないものであり、解消することが重要な課題であることが示された。(第1条)
- ポイント2** ▶ 部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることの大切さが示された。(第2条)
- ポイント3** ▶ 国や地方公共団体の具体的施策として、相談体制の充実、教育・啓発の推進、部落差別の実態に係る実態調査が掲げられた。(第4条、第5条、第6条)

## 部落差別の解消の推進に関する法律

(2016(平成28)年12月施行)

### 第1条(目的) 抜粋

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別のない社会を実現する

「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行について(28教人第2267号通知)(平成29年2月28日福岡県教育委員会教育長)

### 差別落書きや同和地区に関する問い合わせ

- 家を建てようとする場所が同和地区であるかどうかを調べるための役所への問い合わせが継続的に確認されています。こうした調査は、不当な差別的取扱いにつながりかねないものです。
- インターネット上において、県内市町村の住所地を挙げ、そこが同和地区であることや、その住所地の出身者を誹謗・中傷するといった書き込みが継続的に確認されています。
- スマートフォン等の普及により、インターネット上に掲載されている人権問題に関する不確かな情報や差別を助長する等の有害な情報に児童・生徒が日常的に触れる機会等の問題ができています。



## 結婚・就職等の際の出身地等を理由とした差別

- 同和地区かどうかをこだわる親や親戚の反対により結婚が破談になる、企業が採用選考にあたって身元調査をするなどの差別事象が発生しています。

参考「人権・同和問題の解決に向けて」2013(平成25)年(福岡県福祉労働部人権・同和对策局)

今なお差別事象が発生しています。こうした差別や偏見に基づく行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであるとともに、命に関わる問題であり決して許されるものではありません。

# 「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」の概要

福岡県では、部落差別の解消について、県民の皆さんの理解を深めるよう努め、部落差別のない社会の実現を目指します。

## 主な内容

1

### 基本理念や県の責務を明記

- 部落差別のない社会を実現することを目的としています。
- 県民一人一人の理解を深めるよう努めることを基本理念として、県は、国や市町村との連携を図り、部落差別の解消に関する施策を行う責務があります。

2

### 部落差別の解消に向けた施策を推進

- 部落差別に関する相談体制の充実や部落差別を解消するために必要な教育・啓発を行います。
- 部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、必要に応じ、部落差別の実態に係る調査を行います。

3

### 結婚や就職に際しての部落差別事象の発生を防止

- 県民及び事業者は、結婚及び就職に際しての同和地区への居住に係る調査や調査に関する資料の提供など、部落差別事象の発生につながる行為をしてはいけません。
- 県は、部落差別事象の発生を防止のため、県民及び事業者に対し、必要な指導・助言を行うことができます。
- 県は、事業者に対し、調査を中止すべき旨と必要な措置を取るべき旨を勧告することができます。

## なぜ改正したの？



県では、平成7年に「福岡県部落差別事象の発生を防止に関する条例」を制定し、結婚や就職の際の部落差別事象の発生を防止をはじめ同和問題の解決に努めてきました。

しかしながら、従来からの差別発言や差別落書きに加え、情報化の進展による状況の変化に伴い、インターネット上での差別書込みや電子版「部落地名総鑑」の問題など新たな部落差別事象が発生しています。また、平成28年には、部落差別は許されないものであるとした「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。

これらのことから、県として部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するため、基本理念を定め、県の責務を明らかにし、相談体制の充実、教育・啓発の推進などの規定を新たに加える改正を行ないました。

## 教えて!?

## 私たちに求められることは？



県民や事業者の皆さんは、結婚及び就職に際しての同和地区への居住に係る調査や調査に関する資料

の提供など、部落差別事象の発生につながる行為をしてはいけません。

県においては、改正後の「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」を、県の広報やポスター、リーフレットなどを活用し、県民の皆さんにお知らせしていくとともに、関係機関と連携し相談体制の充実や教育・啓発の推進に取り組みます。

部落差別は、基本的な人権に関わる問題です。私たちの力で、部落差別のない社会の実現を目指しましょう。

## 改正で変わったところは？



「福岡県部落差別事象の発生を防止に関する条例」に部落差別の解消に向けた基本理念や県の責務、相談体制の充実や教育・啓発の推進など、「部落差別の解消の推進に関する法律」を踏まえた規定を加え、条例名を「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」に変更しました。

結婚や就職に際しての同和地区に居住していることなどを理由とした部落差別事象の発生を防止については、これまでと同様に規定しています。なお、今回の改正で、勧告・公表の対象を県内事業者に限らず、県外事業者も含めることとしました。

差別のない社会に向けて



## 部落差別解消 推進条例

を施行しました

福岡県

公布・施行 平成31年3月1日

## 5 学校教育における喫緊の課題

### (1) 学校教育における差別事象に関する指導等について

#### ① 差別事象に対する現状と認識

学校においては、同和問題や外国人、障がいのある人に関する問題等を中心に差別事象が発生しています。また、新たな人権課題としてSNS上で差別的な言葉等が書き込まれる事象も明らかになっています。

事象からは、人権問題に対する誤った認識に基づいた差別的な言葉の使用、相手を見下したり、自分を卑下したりするような言動等、児童生徒の人権認識に関する問題点が明らかになっています。特に、SNS上の書き込みに関しては、問題を明らかにすることが困難であることから、把握できていない差別事象の発生が予想されます。

差別事象はどの学校にも起こりうるという認識に立つ必要があります。差別は人間の尊厳と生命に関わる重大な問題です。差別はする側の問題であるとともに、された側・した側双方の自己実現を阻害するものです。これらのことを踏まえ、全ての児童生徒の人権尊重精神の育成と自立・自己実現を支援する教育の場において、差別事象の克服は喫緊の課題と捉える必要があります。

#### ② 教育課題としての整理

差別事象は関係した児童生徒のみの問題ではありません。学校教育における人権教育の指導内容・方法等の工夫・改善、校長を中心とする推進体制の確立、教職員の同和問題をはじめとする人権課題に対する認識の深化と指導力の向上など、学校が取り組むべき教育課題を提起していると捉える必要があります。

- ア 事象の詳細を的確に把握し、差別性の有無等の問題点を明らかにすること。
- イ 関係児童生徒や保護者、家庭における人権問題に対する関心や認識、地域の状況等を的確に把握し、事象の発生に至る背景と要因を明らかにすること。
- ウ 学校の教育活動全体を通じた人権教育の取組を点検・評価する契機にし、教育によって解決を図るべき課題を明らかにすること。

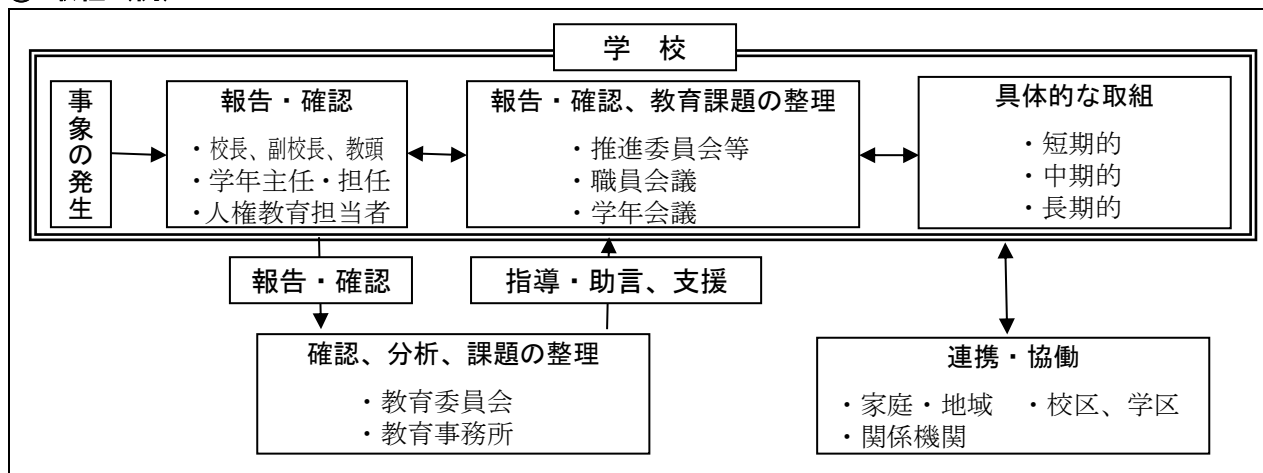
#### ③ 課題克服に向けた取組の推進

差別事象から明らかになった教育課題の解決に当たっては、人権が尊重される学校づくりとして、校長のリーダーシップの下、全職員が一丸となって取り組むことが必要です。しかしながら、近年、教職員の言動により、人権課題当事者である児童生徒の尊厳が傷つけられる事象も発生しており、指導する立場の教職員自身に人権尊重の理念が十分に認識されていないという問題があります。

- ア 児童生徒の生活背景や家庭環境の現実が踏まえられていない。
- イ 個別の人権課題に関する認識が不十分である。
- ウ 配慮すべき児童生徒の情報が全職員で共有されていない。

人権教育を効果的に推進していくためには、児童生徒一人一人の生活背景、家庭環境、放課後の生活の様子等を把握し、児童生徒及び保護者の学校教育への願いを理解した上で、適切に支援することが重要です。さらに、地域や各人権課題に関係する様々な機関との綿密な連携を通して、その効果が期待できます。

#### ④ 取組（例）



#### (2) 児童生徒理解について

人権教育は、児童生徒一人一人に自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践的な行動力などを身に付けさせることを目標としており、人権教育の指導の出発点として、児童生徒の理解が重要となります。児童生徒と日々向き合う中で、表情の変化、思いや願い、友だち関係、生活背景、家庭環境などをしっかりととらえ、一人一人を支援するという立場から指導することが重要です。

特に、家庭訪問などから、保護者の思いや願いを聞き、生活背景や家庭環境などを把握し、児童生徒を現象として見える事柄だけで一面的に判断しないことが必要です。

また、学級には、さまざまな人権上の課題と向き合っている児童生徒がいます。児童生徒の背景にある生活や現実の厳しさを見抜きながら、児童生徒の成長や変化を生み出し、自己実現が図られるように支援していくことが大切です。

#### (3) 家庭訪問の充実について

県教育委員会では、人権教育を効果的に推進していくためには、児童生徒一人一人の生活背景、家庭環境等を把握し、児童生徒及び保護者の学校教育への願いを理解した上で、適切に支援することが重要であることから、平成25年3月に「学校教育における人権教育の効果的な推進について」の通知（24教人第2336号）を各市町村教育委員会、各県立学校等に出し、学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進とともに、児童生徒の確かな理解を行うための家庭訪問等の充実と個別的な人権課題に関する教職員の校内研修の工夫を図るよう求めています。

#### (4) 「福岡県教員育成指標」及び「人権教育に係る福岡県教職員指導力等達成目標」の活用について

教職員の人権問題に関する認識を深めるとともに、人権教育に係る指導力等を向上させるためには、教職員が人権問題を自分自身の課題としてとらえ、人権に関する知的理解を深め、人権感覚を高めることが重要となってきます。県教育委員会では、「福岡県教員育成指標（以下「育成指標」）」において、教員のキャリアに応じて、「自他の人権を尊重する意識・意欲・態度」に関する資質・能力を示すとともに、各学校における教職員研修の充実及び人材育成等に活用することをねらいとして、「人権教育に係る福岡県教職員指導力等達成目標（以下「達成目標」）」を策定しています。

「達成目標」では、縦軸を「資質・能力」、横軸を「ステージ等」とし、経験年数等に応じた身に付けるべき指導力等の目標が見通せるものとしており、自身の指導力等の分析や評価、実践の見直し等の指標として活用し、キャリアに応じた目標を設定し、必要な研修等を目的を持って主体的に受講するなどの活用を求めています。

## 第7章 体育・健康教育

はじめに	157
1 学校における体育・スポーツ	157
(1) 体育科・保健体育科	157
(2) 運動部活動	158
2 健康教育（学校保健 学校安全 食育・学校給食）	160
(1) 健康教育の課題	160
(2) 健康教育の考え方とその進め方	160
3 学校保健	164
(1) 学校保健とは	164
(2) 保健教育について	164
(3) 保健管理について	165
4 学校安全	166
(1) 学校安全とは	166
(2) 安全教育について	166
(3) 安全管理について	167
(4) 事故等発生時における心のケア	169
(5) 組織活動について	169
5 食育・学校給食	170
(1) 食に関する指導について	170
(2) 栄養教諭について	170
(3) 学校給食について	171
(4) 給食指導について	172
6 日常的に求められる感染症対策	172





## はじめに ～体育・健康に関する指導～

近年の社会環境や生活様式の著しい変化は、児童生徒の心身の健康に様々な影響を与えており、心身の両面にわたり健康上の問題を生み出しています。児童生徒が心身ともに健やかに育ち、生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送るためには、運動・栄養・休養を柱とする調和のとれた生活習慣の確立が不可欠です。

このようなことから、運動やスポーツを定期的に行う習慣を身に付けさせ体力の向上を図るとともに、健康を保持増進したり、安全に生活できる資質・能力を身に付けさせたりする必要があります。学習指導要領第1章総則第1の2の(3)〈平成29年告示〉においても、学校における体育・健康に関する指導に関して次のように示しています。

### 小学校（中学校）学習指導要領第1章総則第1の2の(3) 〈平成29年告示〉

学校における体育・健康に関する指導を、児童（生徒）の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育（保健体育）科、家庭（技術・家庭）科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科（、外国語活動：小学校のみ）及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

また、福岡県は、平成31年3月に「福岡県スポーツ推進計画」を公表しており、学校においては、同計画で示している方向性や方策を踏まえて、体育学習の改善充実や運動部活動の活性化を図ることが必要です。

# 1 学校における体育・スポーツ

## (1) 体育科・保健体育科

### ① 目標

学習指導要領では、学校体育の中核となる教科〔体育・保健体育〕の目標を以下のように示しています。

小学校	体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。 (1) その特性に応じた各種の運動の行い方及び身近な生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。 (2) 運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。 (3) 運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う。
中学校	体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。 (1) 各種の運動の特性に応じた技能等及び個人生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。 (2) 運動や健康についての自他の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。 (3) 生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。

## ② 運動領域・体育分野・科目体育の内容構成

学習指導要領では、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向けて、小学校から高等学校までの12年間を見通して、学習したことを実生活や実社会に生かし、運動の習慣化につなげ、豊かなスポーツライフを継続することができるよう、各種の運動の基礎を培う時期、多くの領域の学習を経験する時期、卒業後も運動やスポーツに多様な形で関わるができるようにする時期といった発達の段階のまとまりを踏まえ、各校種の接続を重視し、系統性を踏まえた指導内容の一層の明確化を図ることとなっています。

小学校			中学校		高等学校		
1・2年	3・4年	5・6年	1・2年	3年	入学年次	次の年次	それ以降
各種の運動の基礎を培う時期			多くの領域の学習を経験する時期		卒業後も運動やスポーツに多様な形で関わるができるようにする時期		
体づくりの運動遊び		体づくり運動		体づくり運動		体づくり運動	
器械・器具を使った運動遊び		器械運動		器械運動		器械運動	
走・跳の運動遊び		走・跳の運動		陸上競技		陸上競技	
水遊び		水泳運動		水泳		水泳	
表現リズム遊び		表現運動		ダンス		ダンス	
ゲーム		ボール運動		球技		球技	
				武道		武道	
				体育理論		体育理論	

## ③ 体育科・保健体育科の内容について

### ア 小学校

運動領域においては、発達の段階のまとまりを考慮するとともに、基本的な動きや技能を身に付け、運動を豊かに実践していくための基礎を培う観点から、発達の段階に応じた指導内容の明確化・体系化を図っています。

保健領域については、身近な生活における健康・安全に関する基礎的な内容を重視し、健康な生活を送る資質や能力の基礎を培う観点から、小学校においては、これまでの内容を踏まえて、「健康な生活」、「体の発育・発達」、「心の健康」、「けがの防止」及び「病気の予防」の五つの内容としています。

### イ 中学校

体育分野においては、小学校高学年との接続を踏まえ、多くの領域の学習を十分させた上で、その学習体験をもとに自ら探求したい運動を選択できるようにするため、第1学年及び第2学年で、すべての領域を履修させるとともに、選択の開始時期を第3学年とすることとなっています。

保健分野においては、主として個人生活における健康・安全に関する事項を、自らの健康を適切に管理し改善していく思考力・判断力などの資質や能力を育成する観点を重視しています。内容については、従前の内容を踏まえて、「健康な生活と疾病の予防」、「心身の機能の発達と心の健康」、「傷害の防止」及び「健康と環境」の四つで構成されています。

## (2) 運動部活動

### ① 運動部活動の位置付けと基本的意義

運動部活動を含む部活動については、学習指導要領総則に次のように示されています。

<抜粋：中学校学習指導要領第1章総則第5の1のウ（平成29年3月告示）>

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

## ② 厳しい指導と体罰等の許されない指導

(抜粋：「体罰によらない指導の手引」(平成25年8月 福岡県教育委員会))

厳しい指導と体罰等の許されない指導は全く異なるものです。いかなる指導においても体罰は許されません。以下のことを踏まえ、指導する必要があります。

運動部活動での指導では、学校、指導者、生徒、保護者の間での十分な説明と相互の理解の下で、生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、技能の習熟度、活動を行う場所的、時間的環境、安全確保等を総合的に考えた科学的、合理的な内容、方法により行われることが必要です。

学校教育の一環として行われる運動部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されていることは当然です。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されません。体罰等は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすことになります。

校長、指導者その他の学校関係者は、子どもとの信頼関係の名のもとに体罰を容認することや運動部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組を行うことが必要です。

学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、学校や顧問の教員から積極的に説明し、理解を図ることが望まれます。

## ③ 運動部活動の適切な運営

市町村(学校組合)教育委員会では、スポーツ庁による「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、本県の「福岡県運動部活動の在り方に関する指針」を参考に、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定しています。そのため、それぞれの教育委員会が策定している方針内容を把握するとともに、適切な運営及び指導を行うことが大切です。

<抜粋：運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月 スポーツ庁)>

### 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

#### (1) 適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。都道府県及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

<略>

### 3 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

- 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

## 2 健康教育(学校保健 学校安全 食育・学校給食)

### (1) 健康教育の課題

近年における都市化、情報化等の社会環境の変化は、児童生徒を取り巻く生活環境や生活様式を大きく変化させ、新たな健康問題をもたらしています。

学校においては、時代を超えて変わらない健康課題はもとより、健康に関する現代的課題に適切に対応するため、「個人の行動選択やそれを支える社会環境づくりなどが大切である」というヘルスプロモーションの考え方を生かした教育の充実を一層図っていく必要があります。

また、健康教育においては、生活習慣病やメンタルヘルスに関する問題、感染症の問題等の健康に関する現代的健康課題に適切に対応するため、一次予防(健康的な生活行動を実践する力の育成)を重視した指導を展開することが必要です。

このためにも、学校保健、学校安全及び食育・学校給食の果たす機能を尊重しつつも、それらを総合的に捉えることが必要です。

とりわけ指導面におい

ては、保健教育、安全教育及び食に関する指導を健康教育として整理し、児童生徒の健康課題に学校が組織として一体的に取り組む必要があります。

#### <児童生徒を取り巻く健康に関する現代的な課題>

- ア 薬物等乱用の問題(飲酒・喫煙・シンナー・覚醒剤・大麻・危険ドラッグ等)
- イ 性に関する問題(援助交際・出会い系サイト等)
- ウ 生活習慣の乱れや生活習慣病の問題(食生活の乱れ・運動不足・肥満等)
- エ メンタルヘルスに関する問題(いじめ・自殺・不登校・保健室登校・児童虐待等)
- オ 感染症の問題(新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ・麻しん・風しん・エイズ等)
- カ アレルギー疾患の問題(食物アレルギー・アナフィラキシー等)
- キ 学校環境衛生の問題(シックハウス症候群・ダニアレルギー・PM2.5・熱中症等)
- ク 安全に関する問題(防犯・防災・交通安全等)

### (2) 健康教育の考え方とその進め方

健康教育の目標は、時代を超えて変わらない健康課題や日々生起する新しい健康課題に対して、一人一人がよりよく解決していく資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送ることができるようにすることです。このためにも、健康教育においては、単に知識を身に付ける指導に偏ることなく、自分自身の心と体を大切に、高めることが大切であるという内面に根ざした人としての価値観を身に付け、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行い、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成することが大切です。

そして、このような「健康・安全に関心をもち、自ら考えたり、判断したりしながら、健康に関する課題を解決する」という健康教育の学習過程そのものが「生きる力」を身に付けることにつながるものと考えられます。

## ① 健康教育の内容

- ア 心身の健康の意義に関すること
- イ 心身の構造・機能及び発育・発達に関すること
- ウ 心身の健康を高める生活（運動、食事（栄養）、休養・睡眠）や健康を守る制度、仕組みに関すること
- エ 環境と健康の関わり及び環境の維持改善に関すること
- オ 傷害や疾病の発生要因と安全確保や予防・対処・回復に関すること
- カ 心の健康問題の生じ方や対処の方法と心身の調和に関すること
- キ 安全に関する問題（防犯・防災・交通安全等）に関すること

## ② 健康教育の進め方

健康教育は、学校保健、学校安全、食育・学校給食を総合的にとらえた概念であり、その領域と教科等の関連する内容は、図1（P162）のように整理することができます。

健康教育を推進していくためには、児童生徒の発達の段階に応じ、各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動などの教育活動全体を通じて、意図的・計画的・組織的に進めることが重要です。

## ③ 健康教育の実施体制

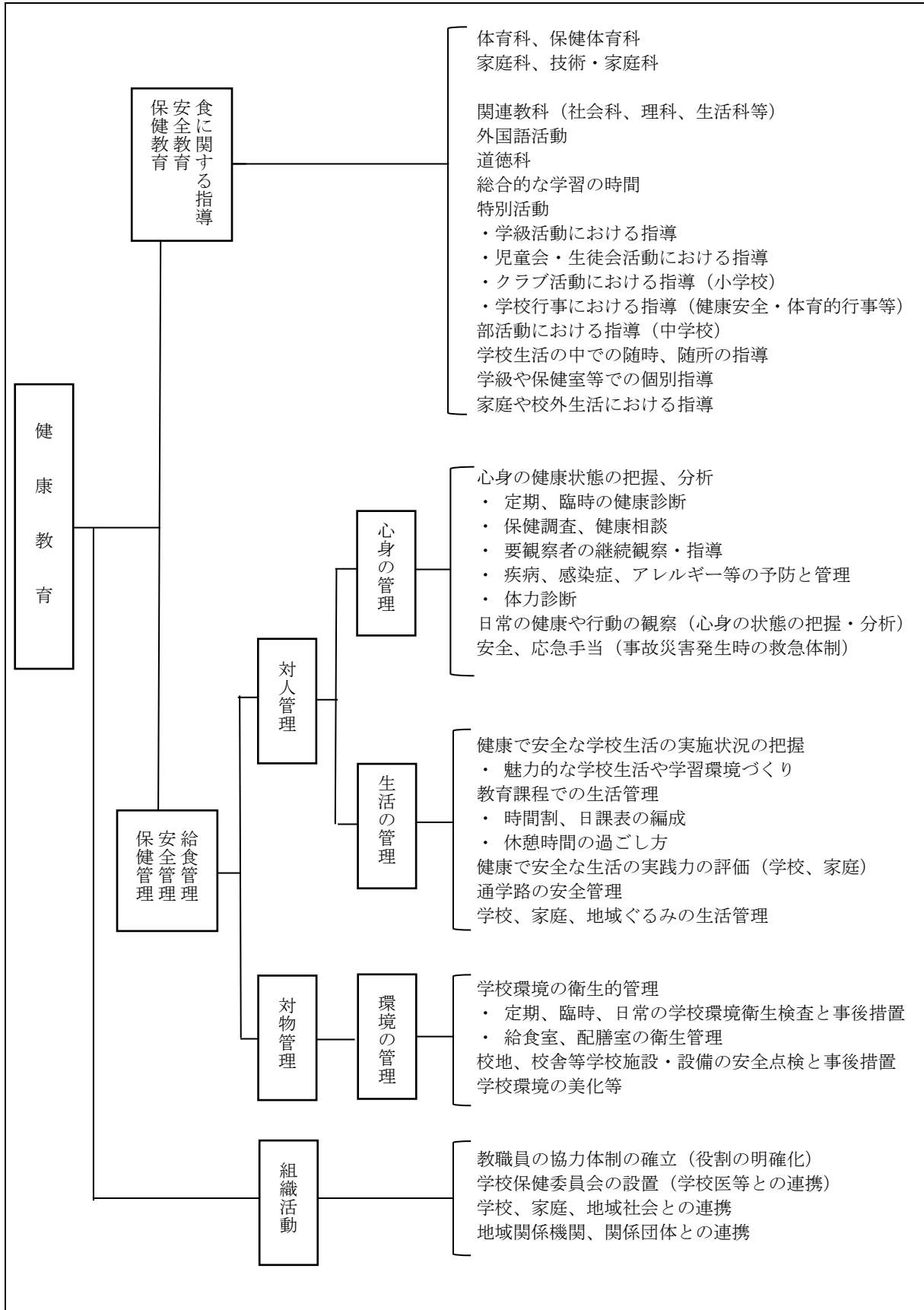
### ア 組織としての一体的取組

健康教育の領域は、広範かつ専門的な内容を学校の教育活動の様々な場で指導していくことが必要であり、学校の中にいる専門性を有する教職員や学校外の専門家を十分活用していくことが効果的かつ実践的な指導を行う上でも極めて重要です。

### イ 教科等における指導体制

学校の組織的な指導体制の一環として、教科指導及び特別活動等においては、内容に応じて養護教諭や栄養教諭及び学校栄養職員などの専門性を有する教職員とチームを組んで、多様な教育活動を進めることはもとより、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の専門性を生かした指導を一層推進していくことが重要です。

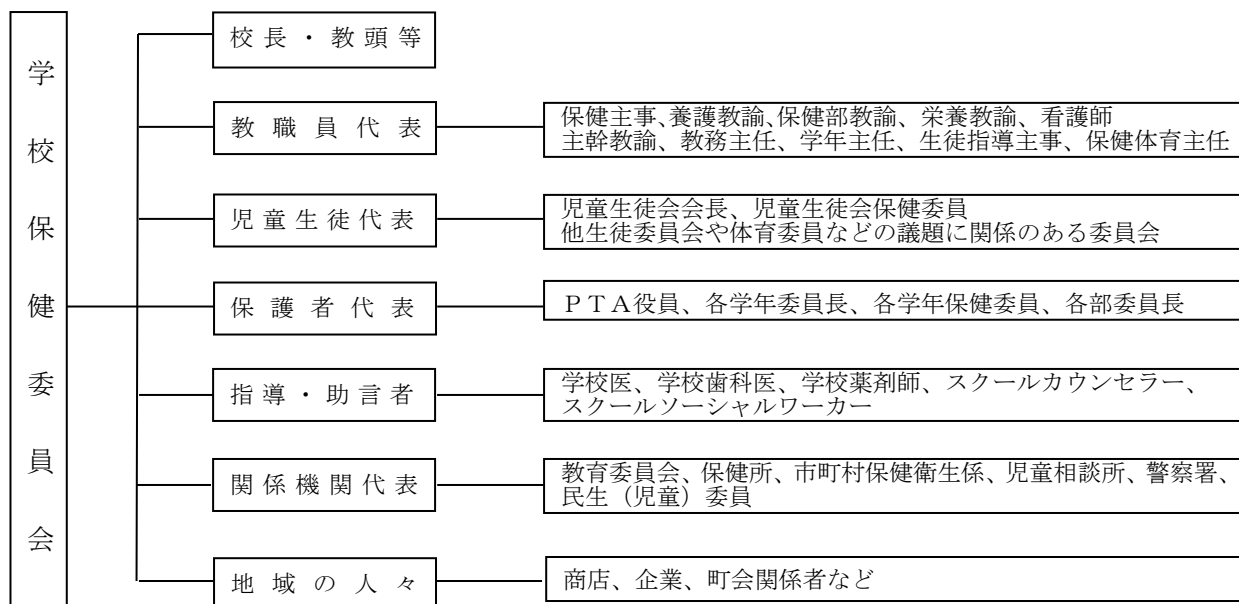
図1 健康教育の領域・内容



## ウ 学校保健委員会の活性化

学校における健康の問題を研究協議し、健康づくりを推進する組織である学校保健委員会について、学校における健康教育の推進の観点から、運営の強化を図ることが必要です。その際、校内の協力体制の整備はもとより、外部の専門家の協力を得るとともに、家庭・地域社会等の教育力を充実する観点から、学校と家庭、地域を結ぶ組織として学校保健委員会を機能させる必要があります。

学校保健委員会の構成例



## ④ 養護教諭との連携について

保健室には、様々な身体症状や心の健康問題を抱えた児童生徒が来室します。そこで、養護教諭と日頃から情報を交換するなどの連携を図っていくことが、健康教育を進めて行く上で重要です。

### ア 求められる養護教諭の役割

現代的な健康課題の解決に向けて、学校保健活動の中核を担っている養護教諭への期待が高まっている中、中央教育審議会答申（平成20年1月）が出され、この答申において養護教諭の役割や課題等について具体的に述べられています。

- 学校内及び地域の医療機関等との連携を推進する上でのコーディネーターの役割
- 養護教諭を中心として関係教職員等と連携した組織的な健康相談、健康観察、保健指導の実施
- 学校保健活動のセンター的役割を果たしている保健室経営の充実（保健室経営計画の作成）
- いじめや児童虐待など心身の健康課題の早期発見、早期対応
- 学級活動における指導をはじめ、ティーム・ティーチングや兼職発令による保健教育などへの積極的な授業参画と実施
- 健康・安全にかかわる危機管理への対応（救急処置、心のケア、アレルギー、感染症等）

### イ 求められる資質

保健室を訪れた児童生徒に接した時に必要な「心の健康問題と身体症状」に関する知識理解や、これらの観察の仕方や受け止め方等についての確かな判断力と対応力が必要です。また、健康に関する現代的課題の解決のために、個人又は集団の児童生徒の情報を収集し、健康課題をとらえる力量や解決のための指導力も求められています。



## ウ 養護教諭の主な職務内容

- 学校保健計画及び学校安全計画に関すること【策定への参画と実施】
- 保健管理に関すること
  - 【心身の健康管理（救急処置、健康診断、個人及び集団の健康問題の把握、疾病の予防と管理等）】
  - 【学校環境の管理（学校環境衛生、校舎内・校舎外の安全点検等）】
- 保健教育に関すること
  - 【関連教科等における指導、保健室における個別指導や日常の学校生活での指導、啓発活動】
- 健康相談及び保健指導に関すること
  - 【心身の健康課題への対応、児童生徒の支援に当たっての関係者との連携等】
- 保健室経営に関すること
- 保健組織活動に関すること

# 3 学校保健

## (1) 学校保健とは

学校において、児童生徒等の健康の保持増進を図ること、集団教育としての学校教育活動に必要な健康や安全への配慮を行うこと、自己や他者の健康の保持増進を図ることができるような能力を育成することなど、学校における保健管理と保健教育のことをいいます。

「学校保健の推進」文部科学省HPから引用

## (2) 保健教育について

学校における保健教育の目標は、生活環境の変化に伴う新たな健康課題を踏まえつつ、児童生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康安全で活力ある生活を送るための基礎を培うことです。

保健教育は、体育科・保健体育科、家庭科（中学校は技術・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動（小学校のみ）及び総合的な学習の時間など様々な機会に行われます。内容は各教科等の特質に応じて適切に行う必要がありますが、最終的には「心身ともに健康な国民の育成」を目指しており、学校の教育活動全体で児童生徒の発達の段階を考慮して指導することが重要です。

特に児童生徒を取り巻く健康に関する現代的な課題とされる、薬物等乱用の問題、性の問題行動、肥満や生活習慣病の低年齢化、いじめや不登校等メンタルヘルスの問題、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ・麻しん等の感染症の問題、アレルギー疾患の問題については、自らの学校の課題として受け止めて、その予防に取り組むことが必要です。

### ① 薬物等乱用防止教育

喫煙・飲酒・薬物乱用は、近年、低年齢化の傾向にあり、早い時期からの喫煙・飲酒を含めた薬物乱用防止教育が重要です。また、その成果を上げるためには、小学校段階から系統的・計画的に、教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動など学校教育活動全体を通して指導する必要があります。

指導の実際に当たっては、喫煙・飲酒・薬物乱用の有害性や危険性を理解させるとともに、発達の段階に応じて、行為の要因に対して適切に対処できる能力を育むような多様な指導方法（参加体験型など）の工夫や警察関係者・麻薬取締官・学校薬剤師等の専門家の積極的な活用など関係機関との連携が必要です。

さらに、覚醒剤、大麻、シンナー等をはじめ薬物の危険から児童生徒を守るためには、学校、家庭、地域が一体となって、児童生徒の自尊感情や規範意識を高め、乱用しないことが充実した人生につながることを、積極的なメッセージとして伝えていくことが求められます。

※ 本県では、全国初となる「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」（平成24年・令和2年改正）や「福岡県薬物の濫用防止に関する条例」（平成26年・平成27年改正）が制定されてい

ます。同条例制定の背景や趣旨を十分に踏まえ、これらに関する知識を習得させた上で、児童生徒に対して適切な教育を行うことが必要です。

## ② 性に関する指導

学校における性に関する指導は、児童生徒の人格の完成と、豊かな人間形成を究極の目的とし、性に関する情報等を正しく選択して適切に行動できる資質や能力を育成することを目指しています。指導の実施に当たっては、学習指導要領に基づき、児童生徒の実態や発達段階を踏まえるとともに、学校全体で共通理解を図ることが必要です。また、家庭・地域との連携を推進し保護者や地域の理解を得て、集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うなど、校長の責任において教育課程に位置付け、組織的・計画的に指導していくことが大切です。

## (3) 保健管理について

児童生徒の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に寄与する保健管理の活動は、学校教育の目的、目標を有効に達成するための手段として重要な意義をもつといえます。学校における保健管理は、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号平成 27 年法律第 46 号最終改正）に基づいて行われます。

保健管理	対人管理	主体管理ともいい、健康診断、健康相談、健康観察、応急手当、感染症対策などの児童生徒本人に対してなされる援助活動
	対物管理	環境管理ともいい、教室や校具、運動場やプールなどを衛生的に整え、安全点検などの学校環境の整備を通して間接的に児童生徒の健康を守る活動

### ① 対人管理について

中核に位置するのが健康診断です。学校における健康診断には、家庭における健康観察を踏まえて、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて疾病をスクリーニングし、健康状態を把握するという役割と、学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てる役割があります。

健康診断の実施に当たっては、「児童生徒等の健康診断マニュアル（平成 27 年度改訂）」（平成 27 年 8 月 日本学校保健会）を活用します。

### ② 対物管理について

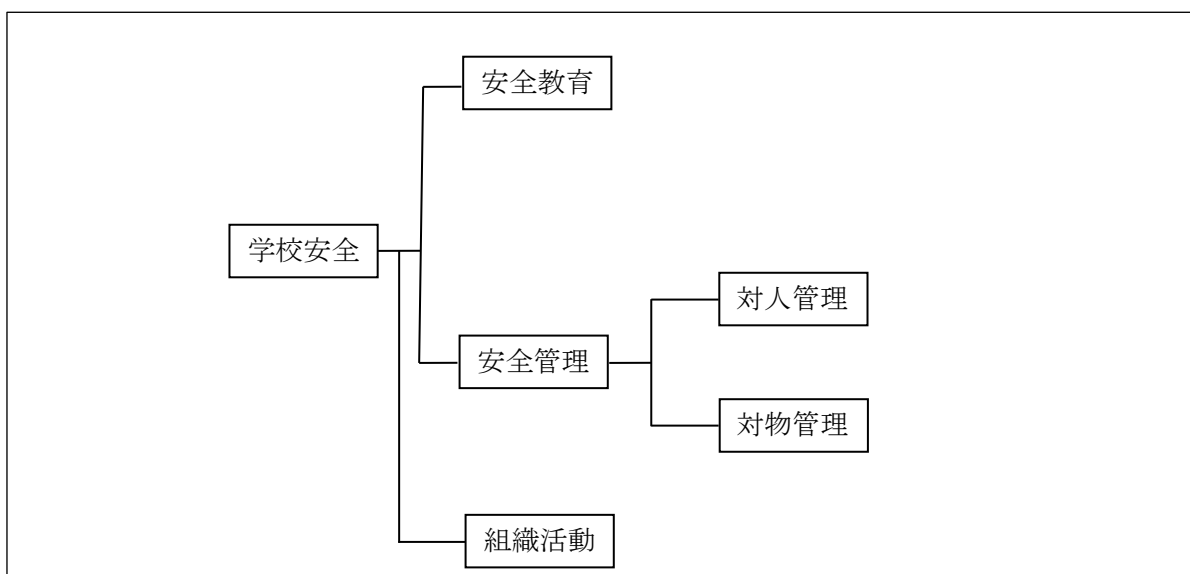
学校は、環境からの影響を受けやすい発達段階の児童生徒等が、1日の多くの時間を集団で過ごす場であり、学校の環境衛生が児童生徒の健康及び学習能率等に大きな影響を及ぼすことから、学校における環境衛生管理は、学校環境衛生基準（令和 4 年文部科学省告示第 60 号）に基づき行い、適切な環境の維持に努める必要があります。

環境衛生活動のうち、日常点検は、毎授業日に教職員が実施し、定期検査は学校薬剤師と連携して実施します。

## 4 学校安全

### (1) 学校安全とは

学校安全は幼児、児童及び生徒(以下「児童生徒等」という)が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることです。学校安全の活動は、児童生徒等が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることを旨とする**安全教育**と、児童生徒等を取り巻く環境を安全に整えることを旨とする**安全管理**、そして両者の活動を円滑に進めるための**組織活動**という三つの主要な活動から構成されています。(下図参照)



#### ○ 学校安全計画の作成について

学校安全計画は、学校保健安全法第 27 条により、全ての学校で策定・実施が義務付けられているものであり、安全教育の各種計画に盛り込まれている内容と安全管理の内容とを関連させ、統合し、全体的な立場から、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画です。

学校安全計画は、①安全管理そのものの計画的、合理的かつ円滑な実施のために必要であること、②安全教育の目標や各教科等において年間を通じて指導すべき内容を整理して位置付けることにより、系統的・体系的な安全教育を計画的に実施するために必要であること、③安全教育、安全管理、組織活動との調整を図り、一体的かつ効果的に実施するために必要であること等の趣旨を踏まえて立案します。

また、学校安全計画には、少なくとも①学校の施設及び設備の安全点検、②児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、③職員の研修に関する事項を盛り込むことが必要です。(学校保健安全法第 27 条)

### (2) 安全教育について

#### ① 教育課程における安全教育

学校における安全教育は、児童生徒等が安全に関する資質・能力を教科等横断的な視点で確実に育むことができるよう、自助、共助、公助の視点を適切に取り入れながら、地域の特性や児童生徒等の実情に応じて、各教科等の安全に関する内容のつながりを整理し教育課程を編成することが重要です。具体的には、各教科等において年間を通じて指導すべき内容を整理して、学校安全計画に位置付けることにより、系統的・体系的な安全教育を計画的に実施することが求められます。その際、家庭や地域社会との連携及び校種間の連携にも配慮することが重要です。

## ② 安全教育の各領域の内容

### ア 生活安全に関する内容

日常生活で起こる事件・事故の内容や発生原因、結果と安全確保の方法について理解し、安全に行動ができるようにする。

- ・ 学校、家庭、地域における日常生活の様々な場面での危険の理解と安全な行動の仕方
- ・ 通学路の危険と安全な登下校の仕方
- ・ 事故発生時の通報と心肺蘇生法などの応急手当
- ・ 誘拐や傷害など犯罪に対する適切な行動の仕方など、学校や地域社会での犯罪被害の防止
- ・ スマートフォンやSNSの普及に伴うインターネットの利用による犯罪被害の防止と適切な利用の仕方
- ・ 消防署や警察署など関係機関の働き

### イ 交通安全に関する内容

様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車・二輪車（自動二輪車及び原動機付自転車）等の利用ができるようにする。

- ・ 道路の歩行や道路横断時の危険の理解と安全な行動の仕方
- ・ 踏切での危険の理解と安全な行動の仕方
- ・ 交通機関利用時の安全な行動
- ・ 自転車の点検・整備と正しい乗り方
- ・ 二輪車の特性の理解と安全な利用
- ・ 自動車の特性の理解と自動車乗車時の安全な行動の仕方
- ・ 交通法規の正しい理解と遵守
- ・ 自転車利用時も含めた運転者の義務と責任についての理解
- ・ 幼児、高齢者、障がいのある人、傷病者等の交通安全に対する理解と配慮
- ・ 安全な交通社会づくりの重要性の理解と積極的な参加・協力
- ・ 車の自動運転化に伴う課題（運転者の責任）、運転中のスマートフォン使用の危険等の理解と安全な行動の仕方
- ・ 消防署や警察署など関係機関の働き

### ウ 災害安全に関する内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な判断ができ、行動がとれるようにする。

- ・ 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ・ 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ・ 火山活動による災害発生時の危険の理解と安全な行動の仕方
- ・ 風水（雪）害、落雷等の気象災害発生及び土砂災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ・ 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
- ・ 避難所、避難場所の役割についての理解
- ・ 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- ・ 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
- ・ 災害時における心のケア
- ・ 災害弱者や海外からの来訪者に対する配慮
- ・ 防災情報の発信や避難体制の確保など、行政の働き
- ・ 消防署など関係機関の働き

## (3) 安全管理について

### ① 学校における安全管理の考え方

学校における安全管理は、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えること、すなわち、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活における行動等の危険を早期に発見し、それらの危険

を速やかに除去するとともに、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全確保を図るようにすることです。

## ② 事故等未然防止のための安全管理

### ア 学校環境の安全管理

#### ○ 安全点検の種類と対象

学校環境は、常に同じ状態にあるわけではなく、季節あるいは時間、自然災害等により劇的に変化するものです。そのため、安全点検を継続的かつ計画的に行わなければ、環境や行動における重大な危険は見過ごされる可能性があります。なお、この安全点検の確実な実施を促すために、実施方法について法的に定められています。学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則に基づく安全点検は、定期的、臨時的、日常的に行うよう規定されています。

#### ○ 安全点検の方法・体制等

定期の安全点検については、対象が多岐にわたるため、点検の質を確保するには教職員全員により、組織的・計画的に行う必要があります。

#### ○ 改善措置

学校内の施設及び設備の安全点検を実施し、児童生徒等の安全の確保に支障となる事項を認めた場合は、危険物の除去、施設・設備の修繕、危険箇所の明示、立入禁止や使用禁止又は使用場所の変更を行うなど適切な措置を講じなければなりません。

#### ○ 学校環境における安全管理の対象

- ・ 校舎内：教室（保育室）、廊下、階段、トイレ、特別教室、屋上、昇降口、体育館（遊戯室）、校舎等の外壁等
- ・ 校舎外：運動場・園庭等、体育施設、遊具、運動用具等の倉庫、プール、足洗い場等

#### ○ 不審者侵入防止の観点からの安全管理

学校への不審者侵入防止の観点から、①校門、②校門から校舎への入口まで、③校舎への入り口という3段階のチェック体制を確立し、対策を講じる必要があります。このため、校門、囲障、外灯、校舎の窓、出入口等の破損、鍵の点検・補修、警報装置や防犯監視システム、通報機器を設置している場合の作動状況の点検、警察や警備会社等との連絡・通報体制の整備、死角の原因となる立木等の障害物の有無、駐車場や隣接建物等からの侵入の可能性などについて検討する必要があります。

併せて、学校への来訪者の案内・指示・誘導、敷地や校舎への入口等の管理、入口や受付の明示、来訪者への声掛けや名札等による識別、教職員やボランティア等による校舎内外の巡回などについて検討し、必要な対策を実施する必要があります。

また、学校施設の開放時には、解放部分と非解放部分とを明確な区分及び不審者等の侵入防止策（進入禁止場所の明示や施錠等）を徹底します。

#### ○ 自然災害等の発生に備えた安全管理

自然災害等の発生に備えた安全管理としては、火災や地震、火山活動などの災害発生時の避難に関する事項及び地震等への備えに関する事項等が考えられます。

### イ 学校生活の安全管理

休み時間、各教科等の学習時間、クラブ活動等、学校行事、その他学校におけるすべての教育活動を対象として、主に児童生徒の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防止するために行うものです。

#### ○ 学校生活の安全管理の方法

- ・ 事故発生状況や原因・関連要因等の把握
- ・ 情緒の安定及び良好な健康状態の把握
- ・ 行動や場所の規制
- ・ 安全管理と安全指導との関連

#### ○ 学校生活の安全管理の対象

- ・ 休み時間
- ・ 特別活動（クラブ活動等、学校行事）の活動時
- ・ 清掃活動等作業時
- ・ 各教科等の学習時間
- ・ 学校給食の時間

## ウ 通学の安全管理

児童生徒等の通学時の安全を確保するためには、教育委員会・学校・保護者や警察等の関係機関、自治体、地域の関係団体等との連携を図り、取り組むことが重要です。

- 通学路の設定と安全確保
- 安全な通学方法の策定・実施
  - ・ 交通手段の違いによる安全確保（徒歩、バス、自転車等）
  - ・ 交通事故防止のための安全確保
  - ・ 悪天候時や災害発生時の安全確保
  - ・ 誘拐や傷害などによる犯罪被害防止のための安全確保
- 地域全体で見守る体制の整備

## エ 事故等の発生に備えた安全管理

学校管理下において事故が発生した際、学校及び学校の設置者は、児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うことが重要です。そのため、組織として機動的に対応できる体制を整えておくとともに、傷病者を発見した場合には、臆せず躊躇せず、迅速かつ適切な手当てができるよう、日頃から全ての教職員がその手順について理解し、身に付けておくことが大切です。

- 救急及び緊急連絡体制
- 事故等発生時の対応
  - ・ 校内での事故発生時の対処、救急及び緊急連絡体制
  - ・ 校外活動時等における事故等発生時の留意点
- 学校への不審者侵入時の対応
- 登下校時における緊急事態発生時の対応
- 新たな危機事象への対応

## (4) 事故等発生時における心のケア

事故等の発生により、児童生徒等の心身の健康に大きな影響を与えることがあります。

心のケアに関しては、学校保健安全法第 29 条において、「学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第 10 条の規定を準用する。」と規定されています。

## (5) 組織活動について

学校安全の活動を効果的に進めていくためには、安全教育、安全管理の活動を学校の運営組織の中に具体的に位置付けることが重要であり、教職員の役割分担と連携は、全教職員の共通理解の上に立って各自の適切な行動に結び付けられるよう、形式的なものではなく機能的で実践的なものにするのが求められます。

- 学校における体制整備
  - ・ 校内の協力体制
  - ・ 教職員研修
- 家庭・地域・関係機関との連携
  - ・ 学校安全推進のための連携体制づくり
  - ・ 家庭、地域等との連携・協働
  - ・ 地域の住民やボランティア等との連携方策

## 【参考・引用文献】

文部科学省（平成 31 年） 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育

## 5 食育・学校給食

### (1) 食に関する指導について

近年、食生活を取り巻く社会環境の変化などに伴い、児童生徒の食生活の乱れや肥満・痩身等、食に起因する健康課題が指摘され、望ましい食習慣の形成は国民的課題となっています。

こうした課題に適切に対応するため、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育てていくための基礎が培われるよう、栄養バランスや規則正しい食生活、食品の安全性などの指導を重視することが必要です。食に関する指導に当たっては、給食の時間を中心としながら、体育科（保健体育科）における望ましい生活習慣の育成や、家庭科（技術・家庭科）における食生活に関する指導、特別活動における学級活動はもとより各教科、道徳科（、外国語活動：小学校のみ）及び総合的な学習の時間での指導などを相互に関連させながら、学校教育活動全体として効果的に取り組むことが重要であり、栄養教諭等の専門性を生かすなど教師間の連携に努めるとともに、地域の産物を学校給食に使用するなどの創意工夫を行いつつ、学校給食の教育的効果を引き出すよう取り組むことが重要です。

【食に関する指導の目標】（文部科学省「食に関する指導の手引 一第二次改訂版一」）

学校教育活動全体を通して、学校における食育の推進を図り、食に関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指します。

（知識・技能）

食事の重要性や栄養バランス、食文化等についての理解を図り、健康で健全な食生活に関する知識や技能を身に付けるようにする。

（思考力・判断力・表現力等）

食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理したり判断したりできる能力を養う。

（学びに向かう力・人間性等）

主体的に、自他の健康な食生活を実現しようとし、食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対して感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を養う。

【食育の視点】（文部科学省「食に関する指導の手引 一第二次改訂版一」）

教科等における食に関する指導を行う際には、下記の6つの「食育の視点」に基づいて具体的な目標を設定することが重要です。

◇ 食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。【食事の重要性】

◇ 心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。【心身の健康】

◇ 正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。【食品を選択する力】

◇ 食べ物を大事にし、食料の生産等に関わる人々へ感謝する心をもつ。【感謝の心】

◇ 食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。【社会性】

◇ 各地域の産物、食文化や食に関わる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。【食文化】

### (2) 栄養教諭について

栄養教諭は、「児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる」職責を有しており、その学校の食育の推進について中心的な役割を果たすことが求められており、本県では、令和5年度に418名の栄養教諭を配置しています。

栄養教諭の主な職務内容は、下記のように「食に関する指導」と「学校給食の管理」に分類されます。

## 栄養教諭の職務

教育に関する資質と栄養に関する専門性を生かして、教職員や家庭・地域との連携を図りながら、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして行うことにより、教育上の高い相乗効果をもたらします。

### (1)食に関する指導

- ①給食の時間の指導  
給食の時間における食に関する指導
- ②教科等の指導  
教科等における食に関する指導
- ③個別的な相談指導  
食に関する健康課題を有する児童生徒に対する個別的な指導

一体として推進

### (2)学校給食の管理

- ①栄養管理(献立作成)  
学校給食実施基準に基づく、適切な栄養管理
- ②衛生管理  
学校給食衛生管理基準に基づく危機管理、検食、保存食、調理指導 調理・配食 等

教職員、家庭や地域との連携・調整

出典「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育」(文部科学省、平成29年3月)

### (3) 学校給食について

学校給食とは、学校給食法(昭和29年法律第160号)等の法律に基づき、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校及び夜間定時制高等学校において実施される給食であり、その実施については、学校給食実施基準(平成21年文部科学省告示第61号)等に示されています。

教育基本法(平成18年法律第120号)第1条、「教育は、・・・心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」とした精神に基づき、学校給食法第1条では、「この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。」と定めています。

また、学校給食法第2条では、7つの学校給食の目標を達成するよう努めることとなっています。

#### 【学校給食法 第2条】

- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 7 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。



#### (4) 給食指導について

給食の時間の活動における指導に当たっては、次のような日々の指導内容を踏まえ、継続的に指導することによって児童生徒に基本的な食に関する実践力の育成を図ることが必要です。

また、給食の時間の設定に当たっては、指導の時間を含め、ゆとりをもって当番活動や会食ができるよう時間の確保に努める必要があります。

##### 【給食に関する一連の活動】

1	手洗い	・正しい手洗い、清潔なハンカチで拭く、爪を常に短くしておく等の指導
2	当番の身支度	・清潔な白衣・マスク等を正しく着用する、清潔で衛生的な管理等の指導
3	当番以外の準備	・空気の入替え、教室のゴミ拾い、食卓づくり等の指導
4	清潔で安全な運搬配膳	・食卓や配膳台を台ふきで拭く、黒板の文字は給食前には消さない、能率よく配食する、無駄なおしゃべりをしない等の指導
5	正しい食べ方	・よい姿勢で食べる、主食とおかずは交互に食べる、よくかんで食べる、楽しい雰囲気の中で食事をする、はしの持ち方等の指導
6	後片付け	・教室を清潔にする、食卓や配膳台を台ふきで拭く、台ふき・ふきん等の衛生的な管理の指導

なお、給食の時間の指導に当たっては、安全・衛生に留意した食事の準備や後片付けを意識させ、常に自分の健康に気を付ける態度を育てることも大切です。

特に、腸管出血性大腸菌O157、ノロウイルスなどによる食中毒を防止するためにも食事前の正しい手洗いを励行させ、給食当番児童生徒の健康状態等の確認をするよう「学校給食衛生管理基準」（平成21年文部科学省告示第64号）に示されています。また、パン等の残食については、衛生上持ち帰りをさせないことが望ましいとされています。

また、食物アレルギーへの対応については、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」や「学校給食における食物アレルギー対応指針」等を活用し、校内に対応委員会を設置し、組織的に行うことが必要です。対応の決定は、医師の診断に基づき保護者と情報を共有し、理解を得ながら行います。緊急時には、全職員で確実に対応できるよう体制を整備しておくことが重要です。

## 6 日常的に求められる感染症対策

学校においては、児童生徒等が感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、感染症対策に関する指導を行うことが必要です。

感染性の疾病を予防するため、「換気の確保」、「手洗い・うがいの励行」や「咳エチケット」、「抵抗力を高めること」等、日常生活における留意点について指導します。

## 第 8 章 特別支援教育

1	「特別支援教育」とは	175
	(1) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進	175
	(2) 合理的配慮及び基礎的環境整備	175
2	早期からの一貫した支援と就学先決定	176
	(1) 就学移行期の支援の方向性	176
	(2) 早期からの一貫した支援の重要性	176
	(3) 就学先を決定する仕組み	176
3	障がいのある児童生徒等の教育	177
	(1) 個別の教育支援計画・個別の指導計画	177
	(2) 特別支援学校における教育	177
	(3) 小・中学校等における教育	177
4	障がいの状態等に応じた教育	178
	(1) 視覚障がい教育	178
	(2) 聴覚障がい教育	178
	(3) 知的障がい教育	179
	(4) 肢体不自由教育	179
	(5) 病弱・身体虚弱教育	180
	(6) 言語障がい教育	180
	(7) 情緒障がい教育、自閉症の児童生徒への教育	181
	(8) 学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）の児童生徒への教育	181
5	障がいの状態等に応じた教育課程の編成	182
	(1) 特別支援学校の教育課程	182
	(2) 特別支援学級の教育課程	182
	(3) 通級による指導の教育課程	182
6	交流及び共同学習の推進	182
	(1) 交流及び共同学習の意義	182
	(2) 交流及び共同学習の形態	182
	(3) 交流及び共同学習の実施に当たって	183
7	特別支援学校のセンター的機能	183
	(1) センター的機能とは	183
	(2) センター的機能の内容	183



# 1 「特別支援教育」とは

## (1) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒が自立し、社会参加するために必要な力を培うため、障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

また、特別支援学校のみならず、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校の通常の学級に在籍する発達障がいの可能性のある児童生徒等を含めて、特別な支援を必要とする児童生徒等が在籍する全ての学校において実施されるものです。

さらに、障がいのある児童生徒等への教育にとどまらず、多様な個人が能力を発揮しつつ、自立して共に社会に参加し、支えあう「共生社会」の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味をもっています。

そのため、「障害者の権利に関する条約」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等の趣旨を踏まえ、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が求められています。

本県では、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のために、「福岡県特別支援教育推進プラン（第2期）」を令和4年4月に策定・公表し、施策・事業に取り組んでいます。

### インクルーシブ教育システムについて

「障害者の権利に関する条約」第24条によれば、インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）とは、人間の多様性の尊重等の強化、障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされています。

## (2) 合理的配慮及び基礎的環境整備

### ① 合理的配慮の定義

中央教育審議会初等中等教育分科会報告（平成24年7月23日）は、学校教育における合理的配慮について、次のとおり定義しています。

「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」

### ② 合理的配慮の提供義務

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」第7条の規定により、学校は、障がいのある児童生徒等から社会的障壁の除去を必要とする意思表示があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることが義務付けられています。（社会的障壁…障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）

### ③ 合理的配慮と基礎的環境整備

障がいのある児童生徒等に対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行います。これらは、合理的配慮の基礎となる環境整備であり、「基礎的環境整備」とされています。これを基に、設置者及び学校が、各学校等において、障がいのある児童生徒等に対し、その状況に応じて、合理的配慮を提供することとなります。

## 2 早期からの一貫した支援と就学先決定

### (1) 就学移行期の支援の方向性

インクルーシブ教育システムの構築のためには、障がいのある児童生徒等と障がいのない児童生徒等が、できる限り同じ場で共に学ぶことを追求しており、その場合には、それぞれの児童生徒等が、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかが最も本質的な視点となります。

そのために、小・中・義務教育学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級及び特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」の中から、障がいのある児童生徒等の自立と社会参加を見据えて、その時点でその児童生徒等の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる就学先を検討することが必要です。

また、就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒等の発達程度、適応の状況等を勘案しながら、小・中・義務教育学校と特別支援学校間で双方向での転学等ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが重要です。

### (2) 早期からの一貫した支援の重要性

障がいのある児童生徒等にとって、早期から必要な支援を行うことは、その後の自立や社会参加に大きな効果があると考えられるとともに、障がいのある児童生徒等を支える家族に対する支援の観点からも大きな意義があります。

また、障がいのある児童生徒等が、地域社会の一員として、生涯にわたって様々な人々と交流し、主体的に社会参加しながら心豊かに生きていくことができるようにするためには、教育、保健、福祉、医療、労働等の各分野が一体となって、社会全体として、その児童生徒等の自立を生涯にわたって支援していく体制を整備することが必要です。

このため、乳幼児期からの支援を就学期に円滑に引き継ぎ、障がいのある児童生徒等のもてる力を高め、可能性を最大限に伸ばし、学校卒業後の地域社会に主体的に参加できるよう移行支援を充実させるなど一貫した教育支援が求められています。

特に、就学移行期においては、これまでの支援の内容やその時点での教育的ニーズと必要な支援の内容等について、保護者や関係機関と連携して「個別の教育支援計画」又は「相談支援ファイル」として整理し、就学・進学後の学校が作成する個別の教育支援計画の作成の基となるものとして引き継いでいくことが重要です。これらの様式等については、本県が作成・提供している「ふくおか就学サポートノート」のほか、市町村が独自に作成しているものを活用することができます。

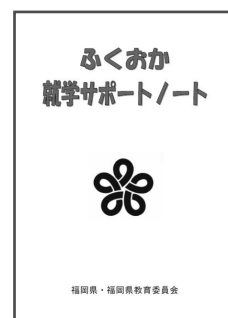
#### 「ふくおか就学サポートノート」について

ふくおか就学サポートノートは、関係者が幼児児童生徒のことをよく理解し、一貫した継続性のある支援を受けることができるように作成するものです。ふくおか就学サポートノートは、保護者が作成し、活用するものです。学校は、保護者が作成するにあたって、書き方をアドバイスしたり、必要な情報を提供したりするなどして、積極的に協力することが大切です。

※ ふくおか就学サポートノートは、福岡県教育委員会ホームページからダウンロードできます。



ふくおか就学  
サポートノート



### (3) 就学先を決定する仕組み

平成 25 年 9 月、学校教育法施行令の一部を改正する政令が施行され、特別支援学校就学の対象となる障がいの種類と程度を定めた学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当する障がいのある児童生徒は、特別支援学校への就学を原則とする規定が改められ、障がいの状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、本人・保護者の意見等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとされました。このことにより、障がいの程度が学校教育法施行令第 22 条の 3 に

該当する児童生徒が小・中学校に就学するケースが増えています。一方で、障がいの程度が学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当しない児童生徒については、特別支援学校の対象ではないことから、従来どおり小・中学校へ就学することになります。

また、市町村教育委員会に義務付けられている保護者及び教育学、医学、心理学等の専門家からの意見聴取は、就学時のみならず転学時等にも行うよう、その機会が拡大されました。特に、保護者の意向は可能な限り尊重しなければならないことが障害者基本法第 16 条第 2 項で規定されていることにも留意が必要です。

詳しくは、福岡県教育委員会が作成しています「適切な学びの場のための支援のポイント」のリーフレットも活用してください。



適切な学びの場のための支援のポイント

## 3 障がいのある児童生徒等の教育

### (1) 個別の教育支援計画・個別の指導計画

障がいのある児童生徒等一人一人の教育的ニーズに応じて、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級における教育、通級による指導のみならず、通常の学級においても、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用しながら、適切な指導及び必要な支援を行っています。

#### ① 個別の教育支援計画

個別の教育支援計画は、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した的確な支援を目的として作成される計画です。家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点から作成することが必要です。特別支援学校や特別支援学級に在籍し、又は通級による指導を受けている児童生徒については、学校教育法施行規則において「作成しなければならない」、「当該児童等又はその保護者の意向を踏まえつつ、あらかじめ関係機関等と当該児童等の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならない」と規定されています。

#### ② 個別の指導計画

個別の指導計画は、個別の教育支援計画等を踏まえ、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ計画です。特別支援学校や特別支援学級に在籍し、又は通級による指導を受けている児童生徒については、学習指導要領において「作成し、効果的に活用するものとする」と規定されています。

なお、通常の学級に在籍していて学習上や生活上において困難な状態があり、特別な支援を必要とする児童生徒についても、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成に努める必要があります。

福岡県教育委員会のホームページに「個別の教育支援計画・個別の指導計画の新様式例・記入例」がありますので参考にしてください。



個別の教育支援計画  
個別の指導計画の  
新様式例・記入例

### (2) 特別支援学校における教育

障がいの程度が比較的重い（学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当する）児童生徒等を対象として専門性の高い教育を行っています。小・中学校に対応して、全ての学校（高等部単独設置校を除く。）に小学部と中学部があり、幼稚部や高等部を設置している学校もあります。

また、障がいのため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対しては、教員が家庭、施設、病院などに出向いて指導する訪問教育を行っています。

遠隔地に住んでいて通学が困難な児童生徒のために、寄宿舎を設置している学校もあります。

### (3) 小・中学校等における教育

#### ① 特別支援学級における教育

障がいの程度が比較的軽い（平成 25 年 10 月 4 日 25 文科初第 756 号初等中等教育局長通知に該当する）児童生徒のために小・中学校に置かれ、障がいの種別ごとに少人数で一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行っています。知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい、言語障がいの学級があり、自立活動を取り入れたり、児童生徒の障がいの種

類や程度によっては、下学年や知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えるなど、特別の教育課程を編成して指導を行っています。

## ② 通級による指導

小・中学校の通常の学級に在籍している障がいの程度が軽い（平成25年10月4日25文科初第756号初等中等教育局長通知に該当する）児童生徒が、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、障がいの状態等に応じた指導を特別の場（通級指導教室）で受ける教育形態です。言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）等を対象に、自立活動の指導を行っています。また、高等学校においても、平成30年度から制度化され、指導が行われています。

## ③ 通常の学級における特別な教育的支援

令和4年度に公表された文部科学省の調査では、発達障がいの可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、小・中学校の通常の学級に約8.8%の割合で在籍することが推定されるという結果が示されました。これらの児童生徒についても、障がいの状態等に応じた適切な指導を行うことが必要です。

このため、学校内の支援体制として、特別支援教育コーディネーターを指名し、校内委員会を設置しています。また、各学校では、特別支援学校や医療・福祉などの関係機関と連携を図り、専門的な助言や援助を活用しながら、個別的教育支援計画や個別の指導計画を作成し、教職員の共通理解の下にきめ細かな指導を行っています。さらに合理的配慮の提供やユニバーサルデザイン視点の視点を生かした授業づくりなどインクルーシブ教育システムの構築にも取り組んでいます。

詳しくは、福岡県教育センター「インクルーシブ教育システムの構築に向けた通常の学級における学びを支える方途」を参照してください。



# 4 障がいの状態等に応じた教育

## (1) 視覚障がい教育

視覚障がいとは、視力や視野などの視機能が十分でないために、見えにくかったり、全く見えなかったりする状態をいいます。

### ① 視覚障がいを対象とする特別支援学校

幼児児童生徒等の見え方の状態に応じて、触る教材や拡大した教材とともに、ICT機器を活用した教材・教具等を準備し、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を行っています。

また、専攻科には保健医療科、理療科、研修科があり、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師資格の取得など職業自立を目指した特色ある教育を行っています。

なお、視覚補助具の使用や移動の方法等については自立活動の時間だけでなく、学習活動全般において指導しています。

### ② 弱視特別支援学級

基本的には通常の学級と同じ教育課程を編成しますが、児童生徒の視覚障がいの状態や特性などに応じて、視覚認知の向上を目指した指導や弱視レンズ等の使い方の指導等を行っています。また、通常の学級の児童生徒とともに学習する交流及び共同学習を積極的に行うことを推奨しています。

### ③ 弱視通級指導教室

視覚認知を促したり、弱視レンズ等の視覚補助具を活用したりする指導を行っています。また、在籍学級と通級指導教室の連携の下に指導を行っています。

## (2) 聴覚障がい教育

聴覚障がいとは、身の回りの音や話声が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態をいいます。

### ① 聴覚障がいを対象とする特別支援学校

早期から補聴器等を装用して言葉の指導をしたり、視覚的な教材・教具や手話・指文字等を活用

したりして、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を行っています。

また、専攻科には産業技術科、商業技術科があり、特色ある専門教育を行っています。生徒たちは、自分の適性や希望などに応じて、専門的な知識・技能を身に付け、様々な企業に就職しています。

## ② 難聴特別支援学級

基本的には通常の学級と同じ教育課程を編成しますが、身の回りの音や話声の聞き取りや聞き分けなど、補聴器等を装用した聴覚活用に努め、抽象的な言葉の理解を深めることなどを指導しています。また、通常の学級の児童生徒とともに学習する交流及び共同学習を積極的に行うことを推奨しています。

## ③ 難聴通級指導教室

補聴器等を装用しての指導、発音や発語の指導、語いを増やす指導等を行っています。また、在籍学級と通級指導教室の連携の下に指導を行っています。

## (3) 知的障がい教育

知的障がいとは、記憶、推理、判断などの知的機能の発達の有意な遅れがみられ、社会生活などへの適応が難しい状態をいいます。

### ① 知的障がいを対象とする特別支援学校

児童生徒一人一人の言語面、運動面、知識面などの発達の状態や社会性などを十分とらえた上で、個に応じた指導を行っています。また、教育の特色として、各教科、道徳科、特別活動、自立活動の全部又は一部について合わせて授業を行う指導形態として「日常生活の指導」、「遊びの指導」、「生活単元学習」、「作業学習」などがあります。これらの指導形態では、実際の場面で、生活に結び付いた具体的な学習活動を行い、生活に必要な知識、技能、態度等を効果的に学ぶことができます。

特に、高等部では職業教育、進路指導を重視し、企業等で実習を行い、実際に働く体験を通して働く喜び、自立への意欲等を育てるように指導しています。

### ② 知的障がい特別支援学級

児童生徒の実態に応じて、下学年の内容や知的障がいのある人に対する教育を行う特別支援学校の教育課程を取り入れるなどの特別の教育課程を編成して指導を行っています。また、通常の学級の児童生徒とともに学習する交流及び共同学習を積極的に行うことを推奨しています。

## (4) 肢体不自由教育

肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいいます。

### ① 肢体不自由を対象とする特別支援学校

児童生徒が可能な限り自らの力で活動することができるよう、エレベーターやスロープの設置などの環境整備を行ったり、コミュニケーション補助機器として ICT 機器等を活用したりして、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を行っています。

また、病院や療育施設等において機能訓練を行う児童生徒やたんの吸引などの医療的ケアを必要とする児童生徒が増加しており、医療と連携した教育が行われています。

近年、障がいの重度・重複化のため、高等部卒業後の進路先は福祉施設への入所、通所が多くなっていますが、大学や専門学校に進学したり企業に就職したりする生徒もいます。

### ② 肢体不自由特別支援学級

基本的には通常の学級と同じ教育課程を編成しますが、児童生徒の障がいの状態に応じて、移動や姿勢、書字、認知などの能力を高めるため、自立活動の時間を設けて指導しています。また、通常の学級の児童生徒とともに学習する交流及び共同学習を積極的に行うことを推奨しています。



## (5) 病弱・身体虚弱教育

病弱とは、慢性疾患等のため継続して医療や生活規制を必要とする状態、身体虚弱とは、病気にかかりやすいため継続して生活規制を必要とする状態をいいます。

### ① 病弱を対象とする特別支援学校

対象となる児童生徒の疾患は、腎臓病や気管支喘息などの慢性疾患から、近年、増えている心身症など、多岐にわたっています。このため、児童生徒一人一人の病状や体力面、心理面、学習面、集団参加や社会性の面に十分に配慮しながら、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を行っています。

病気の治療や療養などで、学習していない時期や内容（学習空白）があり、学習の進度に遅れのある児童生徒に対しては、教科ごとの指導内容の精選、直接・間接体験等の指導方法の工夫、個別指導や少人数グループでの指導を行い、基礎的・基本的な内容を確実に習得することができるように配慮しています。

また、病状の改善などにより、前籍校に戻る場合を考慮し、学習進度に留意するなど、小学校や中学校と連携を図りながら教科指導を進めています。

### ② 病弱・身体虚弱特別支援学級

小・中・義務教育学校内に設置された学級と、病院内など学校外に設置された学級があります。

病院内の学級は、病院の職員と十分に連携を図り、病気の理解や健康状態の改善・回復を図るための指導を行いながら、情緒面や行動面等に配慮して教科等の指導を行っています。基本的には通常の学級と同じ教育課程を編成しますが、病気の治療や療養のために学習していないことによる学習の遅れ、発達の程度などにより特に必要な場合は、個々の児童生徒の学習の状況に合わせた教育課程を編成し、指導を進めています。

小・中学校内の学級では、入院を必要とせず通学できる児童生徒に対して、その病状や情緒面、行動面に配慮して指導を行っています。また、特別支援学校、特別支援学級ともに入院に伴う学習の遅れへの不安を和らげたり、集団参加の意欲を高めたりする目的から、ICT 機器を活用して通常の学級の児童生徒とともに各教科等の授業を受ける取組（遠隔教育）も見られるようになってきました。

また、通常の学級の児童生徒とともに学習する交流及び共同学習を積極的に行うことを推奨しています。

## (6) 言語障がい教育

言語障がいとは、発音が不明瞭であったり、発話のリズムがスムーズでなかったりするため、音声によるコミュニケーションが円滑に進まない状態をいいます。

### ① 言語障がい特別支援学級

言語機能の基礎的事項の発達の状態や心理的な安定を図る配慮や指導を系統的かつ継続的に行っています。例えば、言語機能の基礎的事項の発達の遅れや偏りに対しては、興味・関心のあるものを提示したり話題にしたりすることでコミュニケーションの意欲を高め、言語活動を活発にする指導をしています。また、構音障がいや吃音等により不安を感じている場合には、自分の苦手な場面を想定して特定の語音を繰り返し練習したり、緊張の低い場面から高い場面へと段階的に練習したりする指導を行っています。また、通常の学級の児童生徒とともに学習する交流及び共同学習を積極的に行うことを推奨しています。

### ② 言語障がい通級指導教室

児童生徒の興味・関心や言語障がいに対する受け止め方等に応じて、個別に指導方法を工夫して指導を行っています。構音障がいに関しては、舌や口唇等の発語器官の運動機能を向上させるための指導等について遊びやゲームを取り入れながら行い、正しく構音できるように指導しています。吃音に対する指導では、教師と児童生徒の間で受容的で温かな関係をつくり、うまく話せることを体験させる指導を行っています。また、他の児童生徒に吃音に対する正しい知識や情報を与えることにより望ましい態度を身に付けさせ、吃音がある児童生徒の緊張を軽減させるための対応もしています。

## (7) 情緒障がい教育、自閉症の児童生徒への教育

情緒障がいとは、心理的な要因のため社会的適応が困難である様々な状態を総称するもので、選択性かん黙、チックなどをいいます。

自閉症とは、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする障がいです。障がいの特徴により、社会的適応が困難な場合があります。自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものを高機能自閉症といいます。

### ① 自閉症・情緒障がい特別支援学級

選択性かん黙やチック等の児童生徒には、カウンセリングや遊び・共同製作などによって児童生徒同士のかかわりを大切にしながら指導を行っています。指導に当たっては、安心して過ごせるよう指導の場を適切に整え、教材・教具の工夫に努めています。

自閉症の児童生徒は、特徴的な行動の現れ方や知的な発達、認知特性、興味・関心、得手不得手等それぞれに違いがあります。指導に当たっては、「シンプル」「クリア」「ビジュアル」を基本に学習環境を整えたり、教材・教具を工夫したりして、一人一人に応じた指導を行っています。また、通常の学級の児童生徒とともに学習する交流及び共同学習を積極的に行うことを推奨しています。

### ② 自閉症通級指導教室、情緒障がい通級指導教室

児童生徒の実態に応じて、社会的技能や対人関係にかかわる困難を克服するための指導（ソーシャルスキル、コミュニケーション能力を高める指導）等を行っています。また、特に必要があるときは、障がいの状態に応じて各教科の内容を取扱いながら自立活動の指導を行っています。

心理的要因により選択性かん黙等のある児童生徒については、発症の時期等に応じて、カウンセリング等を中心に指導を行う時期、緊張を和らげるための指導を行う時期、再発を防ぐための指導を行う時期と、段階に応じた適切な指導を行っています。

## (8) 学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）の児童生徒への教育

学習障がい（LD）とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態をいいます。

注意欠陥多動性障がい（ADHD）とは、年齢あるいは発達段階に不釣り合いな注意力、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、学習活動の遂行に支障をきたすものです。

### ① 学習障がい（LD）・注意欠陥多動性障がい（ADHD）通級指導教室

児童生徒の得意な面を生かしながら、一人一人の課題の克服のために個別に指導したり、小集団で指導したりしています。

学習障がい（LD）の児童生徒は、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す状態をいいます。そのため、実態把握を十分に行い、得意な面を生かしたり、教材・教具を工夫したりしながら、学習上または生活上の課題の克服・改善のための自立活動の指導を行っています。注意欠陥多動性障がい（ADHD）の児童生徒は、年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたす状態をいいます。まず、その状態を引き起こす要因を明らかにした上で、環境を整え刺激を調整し注意力を高める指導を行ったり、ゲームなどの活動を通して、自分の感情や欲求をコントロールする指導を行ったりしています。

各学校では、これらの障がいのある児童生徒のみならず、教育上特別の支援を必要とする児童生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解することが不可欠です。

詳しくは、文部科学省「障害のある子供の教育支援の手引」を参照してください。



障害のある子供の  
教育支援の手引

## 5 障がいの状態等に応じた教育課程の編成

### (1) 特別支援学校の教育課程

特別支援学校においては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために、「自立活動」という特別の領域が設けられており、「幼稚園教育要領」「小学部・中学部学習指導要領」「高等部学習指導要領」に教育課程の基準が示されています。

なお、知的障がいのある児童生徒を対象とする特別支援学校又は複数の種類の障がいを併せ有する児童生徒を教育する場合、特に必要があるときは、各教科等（総合的な学習の時間を除く。）の一部又は全部を合わせた指導（各教科等を合わせた指導）を行うことができるようになっています。

詳しくは、福岡県教育委員会「特別支援学校学習指導要領活用の手引」を参照してください。



特別支援学校  
学習指導要領  
活用の手引

### (2) 特別支援学級の教育課程

基本的には、小・中学校の学習指導要領に基づきますが、児童生徒の実態に応じて「特別支援学校学習指導要領」を参考にするなど特別の教育課程が編成できるようになっています。

詳しくは、福岡県教育委員会「特別支援学級・通級による指導 教育課程編成の手引（改訂版）」を参照してください。



特別支援学級・  
通級による指導  
教育課程編成の  
手引(改訂版)

### (3) 通級による指導の教育課程

児童生徒一人一人に、障がいの状態等の的確な把握に基づいた自立活動における個別の指導計画を作成し、具体的な指導目標や指導内容を定め、それに基づいた指導を展開することとなっています。

## 6 交流及び共同学習の推進

### (1) 交流及び共同学習の意義

特別支援学校や特別支援学級の児童生徒等と、通常の学級の児童生徒や地域の人たちが、学校教育の一環として共に活動することを、交流及び共同学習といいます。

障害者基本法に、国及び地方公共団体は、障がいのある児童及び生徒と障がいのない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならないことが規定されており、また、幼稚園教育要領、小・中・高等学校のそれぞれの学習指導要領にも、障がいのある児童生徒等との交流及び共同学習の機会を設けることと位置付けられています。

交流及び共同学習は、障がいのある児童生徒等の自立と社会参加を促進するとともに、障がいのない児童生徒等にとっても、社会を構成する様々な人々とともに助け合い支え合って生きていくことを学ぶ機会となり、ひいては共生社会の形成に役立つものと言えます。

### (2) 交流及び共同学習の形態

小・中・義務教育学校等と特別支援学校との間では、学校行事や総合的な学習の時間、一部の教科で直接的にふれあう活動や、作品の交換やインターネットによるやりとりなど間接的な活動も行われています。

通常の学級と特別支援学級の間では、実施方法を工夫しながら、日常の学校生活の様々な場面で行われています。

特別支援学校の児童生徒等と地域社会の人たちとの間では、文化祭等の学校行事に地域の人たちを招き、学習の様子を紹介したり、互いに交歓したりする活動が行われているほか、地域での行事やボランティア活動に、児童生徒等が参加している学校もあります。

さらに、特別支援学校の児童生徒が、教育課程上の位置付けを明確にした上で、自分が住んでいる

地域の小・中学校の行事に参加したり、共に一部の教科学習を行ったりするなどの居住地校交流が行われています。

### (3) 交流及び共同学習の実施に当たって

交流及び共同学習の実施に当たっては、保護者も含めて、関係者が互いにその必要性、意義等について十分に理解し合うことが大切です。

活動が効果的に実施されるかどうかは、双方の組織の連携や協力体制にかかっているため、交流及び共同学習の意義やねらい、相手校の教育の実際、障がいのある児童生徒等への接し方等について共通理解を図ることが大切です。

また、交流及び共同学習の年間指導計画や活動ごとの指導計画を作成する必要があります。その際には、教育課程上の位置付け、評価計画、交流及び共同学習の形態や内容、回数、時間、場所、双方の役割分担、協力体制等について十分検討する必要があります。

## 7 特別支援学校のセンター的機能

### (1) センター的機能とは

特別支援学校のセンター的機能とは、特別支援学校がこれまで障がいのある児童生徒等の教育に関する専門機関として積み上げてきた経験やノウハウを基盤に、その人的・物的資源を活用して、地域における障がいのある児童生徒等の教育の中核的機関として小・中・高等学校等を積極的に支援していかうとする機能のことです。特別支援学校には、これまでの指導実践の成果を活用し、地域の特別支援教育のセンターとしての役割を果たすことが求められており、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成 29 年告示）に、次のように示されています。

#### 第 1 章 総則 第 6 節 学校運営上の留意事項 3

小学校又は中学校等の要請により、障害のある児童若しくは生徒又は当該児童若しくは生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。その際、学校として組織的に取り組むことができるよう校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や地域の小学校又は中学校等との連携を図ること。

### (2) センター的機能の内容

特別支援学校に期待されるセンター的機能の内容には、次のようなものがあります。

- ① 小・中・高等学校等の教員への支援機能  
個々の児童生徒の指導に関する助言・相談のほか、個別の教育支援計画等の作成に当たっての支援など
- ② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能  
地域の小・中・高等学校等に在籍する生徒等や保護者への相談・情報提供など
- ③ 障がいのある幼児児童生徒への指導・支援機能  
小・中学校・高等学校の児童生徒を対象とする通級による指導や就学前の幼児等を対象とする指導及び支援など
- ④ 福祉、医療、労働等の関係機関等との連絡・調整機能  
個別の教育支援計画の作成に当たり、福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整を行うことなど
- ⑤ 小・中・高等学校等の教員に対する研修協力機能
- ⑥ 障がいのある幼児児童生徒への施設・設備等の提供機能

## 【参考資料】

〈特別支援教育全般に関すること〉

- ① 文部科学省(平成 19 年)「特別支援教育の推進について(通知)」  
([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/07050101/001.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07050101/001.pdf))
- ② 福岡県教育委員会(令和 4 年)「福岡県特別支援教育推進プラン(第 2 期)」  
(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/tokubetsusuisinplan.html>)
- ③ 福岡県教育委員会(令和 6 年)「特別支援教育推進ガイド」(改訂版)  
(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/tokubetsusienkyouikusuisingaido.html>)
- ④ 福岡県教育委員会(平成 28 年)「学校教育分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」  
(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/gakkoukyouiku-gaidorain.html>)
- ⑤ 福岡県教育委員会(平成 30 年)「特別支援教育コーディネーターガイド」  
(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/coordinator.html>)



〈就学に関すること〉

- ⑥ 文部科学省(令和 3 年)「障がいのある子供の教育支援の手引」  
([https://www.mext.go.jp/content/20210629-mxt\\_tokubetu01-000016487\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210629-mxt_tokubetu01-000016487_01.pdf))
- ⑦ 福岡県教育委員会(令和 3 年)「適切な学びの場のための支援のポイント」  
(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/tekisetu-manabi.html>)
- ⑧ 福岡県教育委員会「ふくおか就学サポートノート」  
(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/support.html>)



〈教育課程に関すること〉

- ⑨ 福岡県教育委員会(令和 2 年)「特別支援学校学習指導要領活用の手引」  
(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/tokubetusien-gakusyusidouyoryotebiki.html>)
- ⑩ 福岡県教育委員会(平成 31 年)「特別支援学級・通級による指導 教育課程編成の手引(改訂版)」  
(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyouikukateihensei-tebiki.html>)



〈指導に関すること〉

- ⑪ 福岡県教育委員会「個別の教育支援計画・個別の指導計画の新様式例・記入例」  
(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kobetu-yousiki.html>)
- ⑫ 福岡県教育センター(平成 31 年)「インクルーシブ教育システムの構築に向けた通常の学級における学びを支える方途」  
([http://www.educ.pref.fukuoka.jp/one\\_html3/pub/default.aspx?c\\_id=494](http://www.educ.pref.fukuoka.jp/one_html3/pub/default.aspx?c_id=494))
- ⑬ 福岡県教育委員会(平成 28 年)「居住地校交流実施の手引(改訂版)」  
(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kouryu-tebiki-kaitei.html>)



## 第9章 へき地・小規模校教育

1	へき地・小規模校	187
(1)	へき地学校とは	187
(2)	小規模校とは	187
(3)	へき地・小規模校の一般的特性	187
2	学校の特性を生かした学級経営	188
(1)	学級経営上の留意点	188
(2)	複式学級とは	188
3	特色を生かした教育	188
(1)	地域に根ざした教育	188
(2)	特色ある学習指導	189



# 1 へき地・小規模校

## (1) へき地学校とは

へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）は、へき地学校を「交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程並びに学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設（以下「共同調理場」という。）」と定義しています。

また、へき地性が高い順に5級から1級までの「へき地学校」があり、これらはへき地教育振興法施行規則（昭和34年文部省令第21号）に定める基準点数（当該学校の所在地のへき地条件の程度の軽重を測定するために算定した点数）と調整点数（基準点数の算定方法によっては補足し難い特別のへき地条件を測定するために算定した点数）との合計により指定されることになっています。

福岡県、福岡市、北九州市では、この基準に従い、「へき地等学校の指定に関する規則」でへき地等学校を指定しており、学校数は下表のとおりです。

表1 本県へき地等学校数（分校を含む）

（令和5年5月1日現在）

	5級	4級	3級	2級	1級	準へき地	特別地	計
小学校	1	0	2	4	6	3	1	17
中学校	1	0	1	3	3	0	0	8
義務教育学校	0	0	0	0	2	0	0	2
合計	2	0	3	7	11	3	1	27

表2 本県へき地等学校分布

（令和5年5月1日現在）

ブロック	市町村	福岡					北筑後	南筑後	北九州・京築			筑豊		総計 27 計
		福岡市	篠栗町	新宮町	宗像市	糸島市	東峰村	八女市	北九州市	みやこ町	築上町	添田町	赤村	
小学	本校	5	0	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0	15
	分校	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
中学	本校	3	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	6
	分校	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
義務教育	本校	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2

## (2) 小規模校とは

小規模校の明確な定義は法律等にはありませんが、学校教育法施行規則第41条には、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」とあることから、概ね1学年2学級に満たない規模の学校を小規模校ととらえることが多いようです。

## (3) へき地・小規模校の一般的特性

へき地・小規模校は児童生徒の数が少ないため、一人一人の学習状況を十分に把握でき、基礎的・基本的な内容を確実に定着させることができやすくなります。また、都市部の学校に比べると、豊かな自然条件や地域の伝統芸能など、様々な教育資源を生かした取組を行いやすい条件にあります。特に、へき地校では、小・中学校が隣接したり、同じ敷地内にあつたりする機会が多いことから、小学校と中学校の連携を図りやすいという利点もあります。

へき地・小規模校の教育を考えると、人間関係の固定化や集団活動の行いにくさ等、そのマイナス面の克服に視点を置きがちですが、へき地・小規模校であるからこそできる教育という視点から、その特性を生かして教育の効果を上げていくことが大切です。



## 2 学校の特性を生かした学級経営

### (1) 学級経営上の留意点

へき地・小規模校では、地域の人々や生活と密着した関係にあると考えられます。学級経営を進めるに当たっては、学校の教育目標、重点目標、学校経営の重点、学級や地域の実態等から適切な教育目標を設定し、学級経営を行うことが大切です。特に、へき地・小規模校の特性から、学校全体としての課題がそのまま学級の課題となる場合が多くあります。したがって、学級経営は学級担任を中心としながらも、学校全体の教育活動として、全職員の共通理解に立った具体的な協力体制や共通実践が大切です。

#### ① 児童生徒の理解

へき地・小規模校では、児童生徒の数が少ないために教師と児童生徒、又は児童生徒相互の人的な結び付きが極めて強く、児童生徒を理解する面でも細かな観察が可能です。しかし、人間関係や活動が固定化しやすく、児童生徒の自主性や自発性の伸長にも影響していると考えられます。

したがって、一人一人の特長や個性を認め合う心情を育成して望ましい人間関係を築くことや、自己表現が十分にできる児童生徒を育てることに留意した実践を進めることが大切です。

#### ② 一人一人の児童生徒に応じたきめ細かな指導

へき地・小規模校では、個別指導が容易にできるというメリットがあります。しかし、同一学年であっても、個人差のばらつきが極端になる傾向や、一部の児童生徒に意見や思考が影響されやすいなどの傾向も見られます。

したがって、児童生徒一人一人の学習状況を踏まえた学習の個別化を図ることはもちろんのこと、児童生徒自らが主体的に学習しようとする態度を育てることや、思考力・判断力・表現力等を高める指導を積み重ねることに留意した実践を進めることが必要です。

また、へき地・小規模校では、児童生徒の基礎・基本の定着と家庭学習の習慣化を図るために、学校の様子や家庭での様子を緊密に情報交換することが可能です。学校と家庭が連携して一人一人の児童生徒に応じたきめ細かな指導を行うことができます。

#### ③ 地域や学校の特色を生かす経営

学校の教育目標の達成を目指し効果的・効率的な学習を進めるために、学校の持つ歴史や施設設備などの特色を生かして経営計画に反映させるとともに、豊かな自然などの地域環境の活用や地域の歴史や伝統芸能などを教材化することが大切です。

学校と地域の環境を見直し、それらを日常の教育活動に十分に活用することによって、児童生徒の表現力・主体性・社会性を伸ばし、心豊かな児童生徒の育成を目指していくことが重要です。

### (2) 複式学級とは

同じ学年の児童生徒だけで編制される学級を「単式学級」といい、異なった学年の児童生徒で編制される学級を「複式学級」といいます。複式学級は、児童生徒数が次の場合であるときに編制しなければいけません。

- ・ 小学校：他の学年の児童と合わせ16人以下の場合（第1学年を含むときは8人以下）
  - ・ 中学校：他の学年の生徒と合わせ8人以下の場合
- ※ 連続していない学年で編制するときは、別に条件があります。  
（関係法令：公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和33年政令第202号）第1条）

## 3 特色を生かした教育

### (1) 地域に根ざした教育

へき地・小規模校は、地域の自然・歴史を生かした体験活動、地域素材の教材化など地域に根ざした教育活動を行いやすい環境にあります。また、地域の人々とのつながりが深く、学校への協力を得ることができやすいなど、地域との連携によって積極的な人材活用が可能です。

総合的な学習の時間の学習指導要領には、学習活動の例として、「地域の人々の暮らし、伝統と

文化など地域や学校の特色に応じた課題」が示されています。全ての地域社会には、その地域ならではのよさがあり特色があります。古くからの伝統や慣習が現在まで残されている地域、地域の気候や風土を生かした特産物や工芸品を製造している地域など、様々な存在しています。これらの特色を生かした学習活動を通して、自分の地域のよさに気付き、地域の誇りと愛着を育てていくことができます。

(「小学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編」より)

方法	ねらい	学習内容
ふるさと学習 (郷土学習)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の歴史に関するもの</li> <li>○ 地域の自然に関するもの</li> <li>○ 地域の伝統、文化に関するもの</li> <li>○ 地域の風俗、習慣に関するもの</li> <li>○ 地域の産業に関するもの</li> </ul>

(全国へき地教育研究連盟の第6次長期5ヶ年研究計画における実践より)

## (2) 特色ある学習指導

へき地・小規模校においては、様々な教育活動が実践されていますが、少人数の児童生徒であるため、集団でなければできない体験を補うことが必要です。そのため、各学校では、特色のある学習指導が展開されています。

学習指導の形態	内 容
合同学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 複数の学級が合同で授業する学習の形態</li> <li>・ 主に国語科(書写、読書等)、音楽科、図画工作科、体育科等で実施</li> </ul>
集合学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各学校の枠を超えて、近隣の学校の児童生徒を一同に集めて学習する形態</li> <li>・ 主に学習発表会、運動会、音楽鑑賞会、自然体験学習等の学校行事と合わせて実施</li> </ul>
交流学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都市部の学校との相互交流等、それぞれの学校独自では経験できない学習や生活をさせる形態(※GIGAスクール構想に基づくICTの環境整備を行い、ICTを最大限に活用した学校間の連携等による遠隔合同学習等の取組を促進)</li> <li>・ 近隣学校間での交流</li> <li>・ 学校規模の異なる学校との交流</li> <li>・ 地域環境の異なる学校との交流 等</li> </ul>

### ① 少人数学級の場合

この指導は、一つの学年の小集団を対象とする指導です。少人数であることのよさを生かすことはもちろんですが、ペア学習等の学習形態の工夫や他の学年との合同学習、近隣校との集合学習、学校規模や生活環境の異なる学校との交流学習等を取り入れることも大切です。

### ② 複式学級の場合

#### ○ 教育課程の編成

複式学級では異なった学年の児童生徒たちで一つの学級を編制することに考慮して、教育課程を編成することが必要です。

ア 学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科の取扱い

学年の内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動の内容は、2学年間かけて指導する事項を示したものである。各学校においては、これらの事項を児童や学校、地域の実態に応じ、2学年間を見通して計画的に指導することとし、特に示す場合を除き、いずれかの学年に分けて、又はいずれの学年においても指導するものとする。

(小学校学習指導要領第1章総則第2の3の(1)のエ)

小学校の学習指導要領では、国語、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の各教科、外国語活動については、学年の目標及び内容を2学年まとめて示しています。

これは、これらの教科等が具体的な活動や体験を伴うなどの特性を有していることや実施の経験からみてより弾力的な取扱いがふさわしいことなどを考慮し、学校において地域や学校及び児童の実態に応じた創意工夫を生かした指導が一層できやすくすることを意図したものです。

したがって、各学校においては、これらの教科等の目標及び内容に示している指導事項を十分検討するとともに、児童の発達の特性及び学校や地域の実態を考慮し、2学年間を見通した適切な指導計画を作成し効果的な指導ができるようにする必要があります。その際、内容に示している指導事項については、音楽科における共通教材、体育科の保健に関する指導事項、生活科や家庭科における特定の指導事項などのように特に示す場合を除き、いずれかの学年に分けて指導したり、いずれの学年においても指導したりして、確実に身に付けるようにすることが大切です。

#### イ 複式学級の場合の教育課程編成の特例

学校において2以上の学年の児童で編制する学級について特に必要がある場合には、各教科及び道徳科の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科及び道徳科の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。

(小学校学習指導要領第1章第2の3の(1)のオ ※中学校は第1章第2の3の(1)のエ)

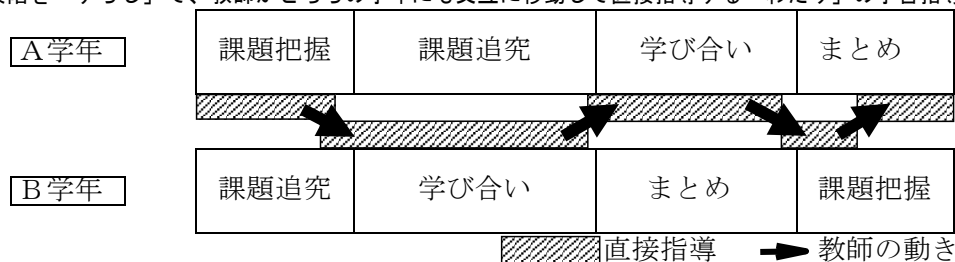
複式学級の場合においても、児童生徒の学年に応じた教育課程を編成することが必要です。しかし、複式学級が2以上の学年の児童生徒で学級を編制する関係上、各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の学年別の目標や内容をそのまま学年の順序で指導できない場合があることも考慮して、指導形態や指導方法の工夫をできやすくする観点から、第1章総則第2の3(1)オに「複式学級の場合の教育課程編成の特例」が示されています。

学年別の順序によらないことができるのは、複式学級において「特に必要がある場合」で、「各教科及び道徳科の目標の達成に支障のない範囲内」に限られていることに留意する必要があります。

#### ○ 複式学級の学習指導

複式学級の授業では、教師が一方の学年に指導する「直接指導」と、もう一方の学年が児童生徒だけで学習を進めていく「間接指導」を組み合わせる指導することが基本となります。また、教師がどちらの学年にも交互に移動して直接指導することを「わたり」、指導段階を学年別にずらして組み合わせることを「ずらし」と言います。

指導の段階を「ずらし」て、教師がどちらの学年にも交互に移動して直接指導する「わたり」の学習指導(例)



#### ○ 学習指導の方法

指導に当たっては、二つの学年の児童生徒を対象として指導していくことから、その指導としては学年別指導と同単元指導が考えられます。

**ア 学年別指導**…異教科を組合せ、学年別に異なる教科を指導したり、同教科で、異単元を組合せ、学年に応じた内容を指導したりする指導方式です。

**イ 同単元指導**…同じ時間に、同じ教科について、異なった学年の児童生徒が同じ単元計画の下に学習する指導方式です。

#### 【参考文献】

- 文部科学省(平成29年6月)「小学校学習指導要領解説 総則編」
- 文部科学省(平成29年6月)「小学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編」

## 第 10 章 幼稚園教育

1	子育ての支援と幼小連携の必要性	193
2	幼児期の特性	194
	(1) 生活の場の広がり	194
	(2) 他者との関係の広がり	194
	(3) 興味や関心の広がり	194
3	幼稚園の生活	194
	(1) 同年代の幼児との集団生活を営む場であること	194
	(2) 幼児を理解し、適切な援助を行う教師と共に生活する場であること	194
	(3) 適切な環境があること	194
4	幼稚園教育の基本 ―環境を通して行う教育―	195
	(1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿	195
	(2) 幼児期にふさわしい生活の展開	196
	(3) 遊びを通しての総合的な指導	197
	(4) 一人一人の発達の特性に応じた指導	197
5	計画的な環境の構成と教師の役割	198
	(1) 計画的な環境の構成	198
	(2) 教師の役割	198
6	小学校教育との接続	198
	(1) 小学校以降の生活や学習の基盤の育成	198
	(2) 幼稚園と小学校との相互理解	199
	<b>【資料】</b> 幼稚園教育要領	200



# 1 子育ての支援と幼小連携の必要性

都市化、核家族化、少子化、情報化など、社会状況がめまぐるしく変化する現在では、幼児が生活している家庭や地域社会に様々な影響がもたらされています。具体的には、育児に不安を抱く保護者や近隣に相談できる友人等がない保護者の増加、あるいは幼児が高齢者など地域の人々と交流する機会や年齢の異なる仲間と遊ぶ場の減少などといった課題が指摘されています。

幼児は、家庭、地域、幼稚園という様々な環境の中で生活していますが、幼児にとってそれらは一連のつながりをもっています。幼児が望ましい発達を遂げ、生活を豊かなものにしていくためには、幼稚園が、幼児期の教育センターとしての役割を家庭や地域との関係において果たすことも求められています。充実した子育ての支援活動を行うに当たり、地域の教育・児童福祉等関係機関との緊密な連携を図るとともに、子育て相談に関する研修などを行い、教師の資質・能力の向上に努めることが大切です。

また、幼稚園を修了した子供たちが喜んで小学校へ入学し成長していくために、幼稚園と小学校との連携も欠かせません。しかし、双方が連携し、教育内容や方法についての理解が必要であるとは思っても、十分とはいえないのが現状です。幼稚園教育に対する文部科学省の実態調査の結果においても、下記のような問題点が挙げられています。

## 連携上の問題点

- 互いの教育内容への理解が不十分であり、教育課程の接続を円滑に進めにくい。
- 時間的に連携の余裕がなく、合同研修などの場がもちにくい。

子供の心身の発達は、本来連続的なものです。幼稚園から中学校まで、心身の発達段階の特徴、更には発達に応じた教育内容を考慮するとともに、幼稚園生活を経験した子供たちのよさが生かされ、なだらかなスロープを上げるような進学を図りたいものです。

## 幼稚園、小学校の目的や編制等に関する法令（平成29年3月31日現在）

	幼稚園	小学校
学校の範囲	[学校教育法第1条] この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。	
目的	[学校教育法第22条] 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。	[学校教育法第29条] 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。
編制	[幼稚園設置基準第3条] 1学級の幼児数は、35人以下を原則とする。 [幼稚園設置基準第4条] 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制することを原則とする。	[小学校設置基準第4条] 1学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、40人以下とする。 [小学校設置基準第5条] 小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。
教育課程	[学校教育法施行規則第38条] 幼稚園の教育課程その他の保育内容については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容の基準として文部科学大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする。	[学校教育法施行規則第52条] 小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。
小(中)学校との連携	[学校教育法施行規則第24条第2項] 校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。	

※ なお、幼児期の教育では、幼稚園の他に、保育所、認定こども園における教育があげられます。認定こども園とは、幼稚園、保育所等のうち、(1)就学前の子供に幼児教育・保育を提供する機能、(2)地域における子育て支援を行う機能を備える施設のことです。認定こども園制度は、近年の急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化に伴い、保護者や地域の多様化するニーズに応えるために、平成18年10月から開始された制度です。また、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、0歳から2歳の子供を預かる地域型保育が新設されました。

## 2 幼児期の特性

### (1) 生活の場の広がり

幼児期は運動機能が急速に発達し、活動意欲も高まる時期です。保護者や周囲の大人から見守られているという安心感に支えられて幼児の行動範囲は広がりを見せ始めます。そしていろいろな場所に出かけて行き、様々なものに心を動かされたり、それを用いて遊んだりすることにより興味や関心が広がります。それにつれて幼児の生活の場も次第に広がっていきます。

### (2) 他者との関係の広がり

幼児期は、家庭における保護者などとの関係だけでなく、他の幼児や家族以外の人々の存在に気付き始め、次第に関わりを求めるようになってきます。ときには自己主張のぶつかり合いなどを重ねながら友達関係が生まれ、やがて、幼稚園などの集団生活の場で共通の興味や関心をもって生活を展開する楽しさを味わうことができるようになります。これらのことを通して、友達関係は広がりを見せるようになっていきます。

### (3) 興味や関心の広がり

生活の場の広がりや対人関係の広がりによって、幼児の興味や関心は生活の中で様々な対象に向けられて広がっていきます。こうした興味や関心は、その対象と十分に関わることで高まっていきます。好奇心や探究心を満足させながら、自分でよく見たり取り扱ったりすることにより、更に興味や関心が広がっていくので、幼児が様々な対象と十分に関わり合えるようにすることが大切です。また、幼児は同年代の幼児の行動に影響されたり、保護者や教師などの親しみをもって大人の行動を模倣し、同じようなことをやってみようとしたりすることが多いものです。したがって、自然や出来事などの様々な対象への興味や関心を広げるためには、他の幼児の存在や教師の言動が重要な意味をもつことになるのです。

## 3 幼稚園の生活

幼児期は、自然な生活の流れの中で直接的・具体的な体験を通して、人格形成の基礎を培う時期です。したがって、幼稚園においては、学校教育法第23条に示されている幼稚園教育の目標を達成するために必要な様々な体験が豊富に得られるような環境を構成し、その中で幼児が幼児期にふさわしい生活を営むようにすることが大切です。

幼児の生活は、本来、区分し難いものですが、具体的な生活行動に着目してみると、食事、衣服の着脱や片付けなどのような生活習慣に関わる部分と遊びを中心とする部分に分けられます。幼稚園の生活においても、こうした活動が幼児の意識や必要感、あるいは興味や関心と関連して連続性をもちながら生活のリズムに沿って展開されるという生活の自然な流れが大切です。このことによって、幼児が幼稚園生活を充実したものとして感じるようになることができます。また、幼稚園生活には次のような特徴があり、その中で一人一人の幼児が十分に自己を発揮することによってその心身の発達が促されていきます。

### (1) 同年代の幼児との集団生活を営む場であること

幼稚園においては、多数の同年代の幼児と関わり、気持ちを伝え合い、ときには協力して活動に取り組むなどの多様な体験をする過程で、他の幼児と支え合って生活する楽しさを味わいながら主体性や社会的態度を身に付けていきます。

### (2) 幼児を理解し、適切な援助を行う教師と共に生活する場であること

幼稚園生活において、一人一人の幼児が発達に必要な体験を得られるようになるためには、教師が、幼児をよりよく理解することが大切になります。幼児の発達の実情や生活の流れなどに即して、幼児に関わる環境を構成し、幼児同士のコミュニケーションを図るなど適切な援助をしていくことが最も重要です。

### (3) 適切な環境があること

幼稚園においては、家庭や地域とは異なり、教育的な配慮の下に幼児が友達と関わって活動を展開するのに必要な遊具や用具、素材、十分に活動するための時間や空間が存在します。つまり、幼児が生活の中で触れ合うことができる自然や動植物などの様々な環境が用意されているということです。このような環境の下で、直接的・具体的な体験を通して一人一人の幼児の発達を促していくことが重要です。

## 4 幼稚園教育の基本－環境を通して行う教育－

幼稚園教育においては、学校教育法に規定された目的や目標が達成されるよう、幼児期の発達の特性を踏まえ、幼児の生活の実情に即した教育内容を明らかにして、それらが生活を通して幼児の中に育てられるように計画性をもった適切な教育を行わなければなりません。

したがって、幼稚園教育においては、教育内容に基づいた計画的な環境をつくり出し、その環境に関わって幼児が主体性を十分に発揮して展開する生活を通して、望ましい方向に向かい幼児の発達を促す、すなわち「環境を通して行う教育」が基本となるのです。

環境を通して教育することは幼児の生活を大切にすることです。幼児期には特有の心性や生活の仕方があり、それゆえ、幼稚園で展開される生活や指導の在り方は、幼児期の特性にかなったものでなければなりません。次に示す4点は特に重視する必要があります。

### (1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

幼稚園教育要領（平成29年3月告示）においては、生きる力の基礎を育むため、次の資質・能力を一体的に育むよう努めることが明記されました。

- ・「知識及び技能の基礎」  
豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする。
- ・「思考力、判断力、表現力等の基礎」  
気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする。
- ・「学びに向かう力、人間性等」  
心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、ねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であり、指導の際に考慮するものです。幼稚園修了時の具体的な姿は次のとおりです。

#### 【幼児期の終わりまでに育ってほしい姿】

##### ① 健康な心と体

幼稚園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

##### ② 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

##### ③ 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

##### ④ 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

##### ⑤ 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼稚園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。



## ⑥ 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

## ⑦ 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることを覚えるようになる。

## ⑧ 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

## ⑨ 言葉による伝え合い

先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

## ⑩ 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

## (2) 幼児期にふさわしい生活の展開

### ① 教師との信頼関係に支えられた生活

幼児期は、自ら世界を拡大していくために、あらゆることに挑戦し、自分でやりたいという気持ちが強まります。その一方で、信頼する大人に自分の存在を認めてもらいたい、愛されたい、支えられたいという気持ちをもっています。したがって、幼稚園生活では幼児は教師を信頼し、その信頼する教師によって受け入れられ、見守られているという安心感をもつことが必要です。その意識の下に、必要なときに教師から適切な援助を受けながら、幼児が自分の力でいろいろな活動に取り組む体験を積み重ねることが、自立へ向かうために大切にされなければなりません。

### ② 興味や関心に基づいた直接的な体験が得られる生活

幼児の生活は、そのほとんどは興味や関心に基づいた自発的な活動からなっています。この興味や関心から発した直接的で具体的な体験は、幼児が発達する上で豊かな栄養となり、幼児はそこから自分の生きる世界や環境について多くのことを学び、様々な力を獲得していきます。それゆえ、幼稚園生活では、幼児が主体的に環境と関わり、十分に活動し、充実感や満足感を味わうことができるようにすることが大切です。

### ③ 友達と十分にかかわって展開する生活

幼児期には、幼児は自分以外の幼児の存在に気付き、友達と遊びたいという気持ちが高まり、友達との関わりが盛んになります。相互に関わることを通して、幼児は自己の存在感を確認し、自己と他者の違いに気付き、他者への思いやりを深め、集団への参加意識を高め、自律性を身に付けていきます。したがって、幼稚園生活では、幼児が友達と十分に関わって展開する生活を大切にすることが重要です。

### (3) 遊びを通しての総合的な指導

#### ① 幼児期における遊び

幼児期の遊びは、遊ぶこと自体が目的であって、人の役に立つ何らかの成果を生み出すことが目的ではありません。遊びにおいて、幼児が周囲の環境に思うがままに多様な仕方で関わるということは、幼児が周囲の環境に様々な意味を発見し、様々な関わり方を発見するという事です。この意味や関わり方の発見を、幼児は、思考を巡らし、想像力を発揮して行うだけでなく、自分の体を使って、また、友達と共有したり、協力したりすることによって行っていきます。この発見の過程で、幼児は、達成感、充実感、満足感、挫折感、葛藤などを味わい、精神的にも成長します。自発的な活動としての遊びにおいて、幼児は心身の調和のとれた全体的な発達の基礎を築いていくのです。その意味で、自発的な活動としての遊びは、幼児期特有の学習なのです。

#### ② 総合的な指導

遊びを展開する過程においては、幼児は心身全体を働かせて活動するので、心身の様々な側面の発達にとって必要な経験が相互に関連し合い積み重ねられていきます。幼児期には諸能力が個別に発達していくのではなく、相互に関連し合い、総合的に発達していくのです。

例えば、幼児が何人かで段ボールの家を作っているとします。そのとき幼児たちは大まかではありますが、作ろうとする家のイメージを描きます。そのことで幼児は作業の段取りを立て、手順を考えるというように、思考力を働かせます。一緒に作業をするために、幼児たちは自分のイメージを言葉や身体の仕事などを用いて伝えます。相互に伝え合う中で、相手に分かってもらえるように自分を表現し、相手を理解しようとしています。このようなコミュニケーションを取りながら一緒に作業を進める中で、相手に即して自分の行動を規制し、役割を実行していきます。また、用具を使うことで身体の運動機能を発揮し、用具の使い方を知り、素材の特質を知っていきます。そして、家が完成すれば、達成感とともに、友達への親密感を覚えるのです。

具体的な指導の場面では、遊びの中で幼児が発達していく姿を様々な側面から総合的に捉え、発達に必要な経験が得られるような状況をつくり、適切に指導することが大切です。

### (4) 一人一人の発達の特性に応じた指導

幼児の発達の姿は、大筋で見れば、どの幼児も共通した過程をたどると考えられますが、一人一人の発達の姿は必ずしも一様ではありません。幼児は、一人一人の家庭環境や生活経験が異なり、環境の受け止め方や見方、関わり方が異なっています。幼児は、その幼児らしい仕方で環境に興味や関心をもち、環境に関わり、何らかの思いを実現し、発達するために必要ないろいろな体験をしているのです。

それゆえ、教師は、幼児が自ら主体的に環境と関わり、自分の世界を広げていく過程そのものを発達と捉え、幼児一人一人の発達の特性を理解し、その特性やその幼児が抱えている発達の課題に応じた指導をすることが大切です。

## 5 計画的な環境の構成と教師の役割

### (1) 計画的な環境の構成

幼稚園教育のねらいが着実に実現されていくためには、幼児が必要な経験を積み重ねていくことができるように、発達の道筋を見通して、教育的に価値のある環境を計画的に構成していかなければなりません。一人一人の幼児が関わっている活動の各々の展開を見通すとともに、学期、年間、さらに、入園から修了までの幼稚園生活、修了後の生活という長期的な視点に立って幼児の経験の深まりを見通すことが大切です。しかし、幼児の活動の展開は多様な方向に変化するものであり、常に見通しと一致するわけではありません。したがって、計画を立てて環境を構成すればそれでよいというわけではなく、常に活動に沿って環境を再構成し続けていくことが必要となります。

### (2) 教師の役割

環境を通して行う教育において、教師は様々な役割を担っています。留意すべきことは、幼児の主体性を重視するあまり、「幼児をただ遊ばせている」だけでは、教育は成り立たないということです。教師は、一人一人の幼児に対する理解に基づき、環境を計画的に構成し、幼児の主体的な活動を直接援助すると同時に、教師自らも幼児にとって重要な環境の一つであることをまず念頭におく必要があります。教師は、主体的な活動を通して幼児一人一人が着実な発達を遂げていくために、幼児の活動の場面に応じて次のような様々な役割を果たさなければなりません。

- 幼児が行っている活動の理解者としての役割
- 幼児との共同作業、幼児と共鳴する者としての役割
- 憧れを形成するモデルとしての役割や遊びの援助者としての役割

このような役割を果たすためには、教師は幼児が精神的に安定するためのよりどころとなることが重要です。安定感をもたらす信頼のきずなは、教師が幼児と共に生活する中で幼児の行動や心の動きを温かく受け止め、理解しようとすることによって生まれます。幼児の感動や努力、工夫などを温かく受け止め、励ましたり、手助けしたり、相談相手になったりするなどして、心を通わせながら、望ましい方向に向かって幼児自らが活動を選択していくことができるようなきめ細かな対応をしていくことが大切です。

## 6 小学校教育との接続

### (1) 小学校以降の生活や学習の基盤の育成

幼稚園は、学校教育の一環として、幼児期にふさわしい教育を行うものです。その教育が小学校以降の生活や学習の基盤ともなります。小学校においても、生活科や総合的な学習の時間が設けられており、学校教育全体として総合的な指導の重要性が認識されています。

幼稚園から小学校への移行を円滑にすることが大切ですが、それは小学校教育の先取りをすることではなく、就学前までの幼児期にふさわしい教育を行うことが最も肝心なことです。つまり、幼児が遊び、生活が充実し、発展することを援助していくということです。

幼稚園教育は幼児期の発達に応じて、幼児の生きる力の基盤を育成するものです。特に、幼児なりに好奇心や探究心をもち、問題を見いだしたり、解決したりする力を育てること、豊かな感性を発揮したりする機会を提供し、それを伸ばしていくことが大切になります。幼児を取り巻く環境は様々なものがあり、そこでいろいろな出会いが可能となります。その出会いを通して、更に幼児の興味や関心が広がり、疑問をもってそれを解決しようと試みます。幼児はその幼児なりのやり方やペースで繰り返しいろいろなことを体験してみること、その過程自体を楽しみ、その過程を通して友達や教師と関わっていくことの中に幼児の学びがあります。このようなことが幼稚園教育の基本として大切であり、小学校以降の教育の基盤となります。幼稚園はこのような基盤を充実させることによって、小学校以降の教育との接続を確かなものにするることができます。

また、小学校への入学が近づく幼稚園修了の時期には、皆と一緒に教師の話の話を聞いたり、行動したり、きまりを守ったりすることができるように指導を重ねていくことも大切です。

さらに、共に協力して目標を目指すということにおいては、幼児期の教育から見られるも

のであり、小学校教育へとつながっていくものであることから、幼稚園生活の中で協同して遊ぶ経験を重ねることも大切です。

## (2) 幼稚園と小学校との相互理解

幼稚園教育では、各領域のねらいを相互に関連させ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や小学校の学びを念頭に置きながら、幼児の調和の取れた発達を目指し、幼稚園の教育目標等を踏まえた総合的な視点で、その目標の達成のために必要な具体的なねらいや内容を組織することが求められています。その際、計画的な環境の構成に基づいた総合的な指導の中で、バランスよく「見方や考え方」や資質・能力を育むことが求められています。同様に、小学校教育では、生活科を中心としたスタートカリキュラムの中で、合科的・関連的な指導も含め、子供の生活の流れの中で、幼児期の終わりまでに育った姿が発揮できるような工夫を行いながら、幼児期に総合的に育まれた「見方や考え方」や資質・能力を、徐々に各教科等の特質に応じた学びにつなげていくことが求められています。

以上のことから、幼稚園、小学校の教師が共に幼児期から児童期への発達の流れを理解することは大変重要です。このため、意見交換、合同の研究会や研修会、保育参観や授業参観、事例を持ち寄り話し合うことなど、計画的に実施していくことが不可欠です。その際、幼稚園教育と小学校教育は、その指導方法の違いのみでなく、共通点について理解することも大切です。例えば、小学校教育でも、各教科において、教師が教えるだけでなく、自分で調べるなどの主体的な学習を重視しています。さらに、総合的な学習の時間では、体験活動を通して、自分達で課題を見付け探究していくことを大切にしています。

子供の発達と学びの連続性を確保するために、幼稚園、小学校の教師が共に、子供の発達を長期的な視点でとらえ、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深めることが大切です。

### 【参考資料】

〈幼保小の架け橋プログラムについて（文部科学省ホームページ）〉

幼保小の関係者において、「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」や「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料（初版）」を活用しながら「幼保小の架け橋プログラム」が実施されるよう、手引き等の理解を深める動画（文部科学省作成）が公開されています。

幼児教育と小学校教育の接続に関する自治体における研修、園や学校内での研修などの機会に活用してください。

URL : [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/youchien/1258019\\_00002.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1258019_00002.htm)



幼保小の架け橋プログラムについて  
（文部科学省ホームページ）

### 【参考文献】

文部科学省（平成29年）「幼稚園教育要領」

文部科学省（平成30年）「幼稚園教育要領解説」

中央教育審議会（平成28年）「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめについて」

国立教育政策研究所（平成27年）「スタートカリキュラムスタートブック」～学びの芽生えから自覚的な学びへ～

文部科学省 国立教育政策研究所（平成30年）「発達や学びをつなぐスタートカリキュラム～スタートカリキュラム導入・実践の手引き～」

幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議（平成22年）「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）」

中央教育審議会（平成20年）「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」

第1章 総 則

学校教育法

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。(学校教育法第二十二條)

目標 (学校教育法第23条)	
<p>幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。</p>	
1	健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
2	集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
3	身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
4	日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
5	音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第22条及び第23条の規定に従い、文部科学大臣が定める。  
(学校教育法第25条)

幼稚園教育要領

第1 幼稚園教育の基本	<p>幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法に規定する目的及び目標を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。</p> <p>このため教師は、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期における見方・考え方を生かし、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。</p> <p>(1) 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。</p> <p>(2) 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。</p> <p>(3) 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。</p>
第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」	<p>(1) 「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」は、第2章に示すねらい及び内容の基づく活動全体によって育むものである。</p> <p>(2) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、(1)の資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものである。</p>
第3 教育課程の役割と編成等	<p>1 教育課程の役割 2 各幼稚園の教育目標と教育課程の編成 3 教育課程の編成上の基本的事項 4 教育課程の編成上の留意事項 5 小学校教育との接続に当たっての留意事項 6 全体的な計画の作成</p>
第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価	<p>1 指導計画の考え方 2 指導計画の作成上の基本的事項 3 指導計画の作成上の留意事項 4 幼児理解に基づいた評価の実施</p>
第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導	<p>1 障害のある幼児などへの指導 2 海外から帰国した幼児等の幼稚園生活への適応</p>
第6 幼稚園運営上の留意事項	<p>1 教育課程の改善と学校評価等 2 家庭や地域社会との連携 3 学校間の交流や障害のある幼児との活動を共にする機会</p>
第7 教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動など	<p>第3章に示す教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の実施及び家庭や地域における幼児期の教育の支援</p>

第2章 ねらい及び内容

**領域の示し方  
(領域編成の考え方)**

ねらい、内容を幼児の発達の側面から5つの領域としてまとめ、示した。

**ね ら い**

ねらいは、幼稚園教育において育みたい資質・能力を幼児の生活する姿から捉えたものである。各領域に示すねらいは、幼稚園における生活の全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものであることに留意しなければならない。

**内 容**

内容は、ねらいを達成するために指導する事項である。各領域に示す内容は、幼児が環境に関わって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであることに留意しなければならない。なお、特に必要な場合には、各領域に示すねらいの趣旨に基づいて適切な、具体的な内容を工夫しそれを加えても差し支えないが、その場合には、それが第1章の第1に示す幼稚園教育の基本を逸脱しないよう慎重に配慮する必要がある。

<b>領域</b>	1 心身の健康に関する領域「健康」	
<b>観 領域点の</b>	健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。	
<b>ね ら い</b>	<b>知識及び技能の基礎</b>	(1) 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。
	<b>思考力・判断力・表現力等の基礎</b>	(2) 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。
	<b>学びに向かう力、人間性等</b>	(3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。
<b>2 内 容</b>	(1) 先生や友達と触れ合い、安定感をもって行動する。 (2) いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。 (3) 進んで戸外で遊ぶ。 (4) 様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。 (5) 先生や友達と食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心をもつ。 (6) 健康な生活のリズムを身に付ける。 (7) 身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動を自分でする。 (8) 幼稚園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。 (9) 自分の健康に関心をもち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。 (10) 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。	
	<b>内 容 の 取 扱 い</b>	(1) 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、幼児が教師や他の幼児との温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として、しなやかな心と体の発達を促すこと。特に、十分に体を動かす気持ちよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。 (2) 様々な遊びの中で、幼児が興味や関心、能力に応じて全身を使って活動することにより、体を動かす楽しさを味わい、自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。その際、多様な動きを経験する中で、体の動きを調整するようにすること。 (3) 自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶことにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、幼児の興味や関心が戸外にも向くようにすること。その際、幼児の動線に配慮した園庭や遊具の配置などを工夫すること。 (4) 健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、幼児の食習慣の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、食の大切さに気付き、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。 (5) 基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、幼児の自立心を育て、幼児が他の幼児と関わりながら主体的な活動を展開する中で、生活に必要な習慣を身に付け、次第に見通しをもって行動できるようにすること。 (6) 安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに避難訓練などを通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること。

2 人との関わりに関する領域「人間関係」	3 身近な環境との関わりに関する領域「環境」
<p>他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。</p>	<p>周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。</p>
<p>(1) 幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。</p>	<p>(1) 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。</p>
<p>(2) 身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。</p>	<p>(2) 身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。</p>
<p>(3) 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。</p>	<p>(3) 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。</p>
<p>(1) 先生や友達と共に過ごすことの喜びを味わう。  (2) 自分で考え、自分で行動する。  (3) 自分でできることは自分でする。  (4) いろいろな遊びを楽しみながら物事をやり遂げようとする気持ちをもつ。  (5) 友達と積極的に関わりながら喜びや悲しみを共感し合う。  (6) 自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く。  (7) 友達のよさに気付き、一緒に活動する楽しさを味わう。  (8) 友達と楽しく活動する中で、共通の目的を見だし、工夫したり、協力したりなどする。  (9) よいことや悪いことがあることに気付き、考えながら行動する。  (10) 友達との関わりを深め、思いやりをもつ。  (11) 友達と楽しく生活する中できまりの大切さに気付き、守ろうとする。  (12) 共同の道具や用具を大切にし、皆で使う。  (13) 高齢者をはじめ地域の人々などの自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみをもつ。</p>	<p>(1) 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。  (2) 生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心をもつ。  (3) 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。  (4) 自然などの身近な事象に関心を持ち、取り入れて遊ぶ。  (5) 身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気付き、いたわったり、大切にしたりする。  (6) 日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ。  (7) 身近な物を大切にする。  (8) 身近な物や遊具に興味をもって関わり、自分なりに比べたり関連付けたりしながら考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。  (9) 日常生活の中で数量や図形などに関心をもつ。  (10) 日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心をもつ。  (11) 生活に関係の深い情報や施設などに興味や関心をもつ。  (12) 幼稚園内外の行事において国旗に親しむ。</p>
<p>(1) 教師との信頼関係に支えられて自分自身の生活を確立していくことが人と関わる基盤となることを考慮し、幼児が自ら周囲に働き掛けることにより多様な感情を体験し、試行錯誤しながら諦めずにやり遂げることの達成感や、前向きな見通しをもって自分の力でやることの充実感を味わうことができるよう、幼児の行動を見守りながら適切な援助を行うようにすること。  (2) 一人一人を生かした集団を形成しながら人と関わる力を育てていくようにすること。その際、集団の生活の中で、幼児が自己を発揮し、教師や他の幼児に認められる体験をし、自分のよさや特徴に気付き、自信をもって行動できるようにすること。  (3) 幼児が互いに関わりを深め、協同して遊ぶようになるため、自ら行動する力を育てるようになるとともに、他の幼児と試行錯誤しながら活動を展開する楽しさや共通の目的が実現する喜びを味わうことができるようにすること。  (4) 道徳性の芽生えを培うに当たっては、基本的な生活習慣の形成を図るとともに、幼児が他の幼児との関わりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにし、また、自然や身近な動植物に親しむことなどを通して豊かな心情が育つようにすること。特に、人に対する信頼感や思いやりの気持ちは、葛藤やつまずきをも体験し、それらを乗り越えることにより次第に芽生えてくることに配慮すること。  (5) 集団の生活を通して、幼児が人との関わりを深め、規範意識の芽生えが培われることを考慮し、幼児が教師との信頼関係に支えられて自己を発揮する中で、互いに思いを主張し、折り合いを付ける体験をし、きまりの必要性などに気付き、自分の気持ちを調整する力が育つようにすること。  (6) 高齢者をはじめ地域の人々などの自分の生活に関係の深いいろいろな人と触れ合い、自分の感情や意志を表現しながら共に楽しみ、共感し合う体験を通して、これらの人々などに親しみを持ち、人と関わることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができるようにすること。また、生活を通して親や祖父母などの家族の愛情に気付き、家庭を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。</p>	<p>(1) 幼児が、遊びの中で周囲の環境と関わり、次第に周囲の世界に好奇心を抱き、その意味や操作の仕方に関心を持ち、物事の法則性に気付き、自分なりに考えることができるようになる過程を大切にすること。また、他の幼児の考えなどに触れて新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わい、自分の考えをよりよいものにしようとする気持ちが育つようにすること。  (2) 幼児期において自然のもつ意味は大きく、自然の大きさ、美しさ、不思議さなどに直接触れる体験を通して、幼児の心が安らぎ、豊かな感情、好奇心、思考力、表現力の基礎が培われることを踏まえ、幼児が自然との関わりを深めることができるよう工夫すること。  (3) 身近な事象や動植物に対する感動を伝え合い、共感し合うことなどを通して自分から関わろうとする意欲を育てるとともに、様々な関わり方を通してそれらに対する親しみや畏敬の念、生命を大切にする気持ち、公共心、探究心などが養われるようにすること。  (4) 文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること。  (5) 数量や文字などに関しては、日常生活の中で幼児自身の必要感に基づく体験を大切にし、数量や文字などに関する興味や関心、感覚が養われるようにすること。</p>

4 言葉の獲得に関する領域「言葉」	5 感性と表現に関する領域「表現」
<p>経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。</p>	<p>感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。</p>
<p>(1) 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。</p>	<p>(1) いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。</p>
<p>(2) 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。</p>	<p>(2) 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。</p>
<p>(3) 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。</p>	<p>(3) 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。</p>
<p>(1) 先生や友達の話や言葉に興味や関心をもち、親しみをもって聞いたり、話したりする。  (2) したり、見たり、聞いたり、感じたり、考えたりなどしたことを自分なりに言葉で表現する。  (3) したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、分からないことを尋ねたりする。  (4) 人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。  (5) 生活の中で必要な言葉が分かり、使う。  (6) 親しみをもって日常の挨拶をする。  (7) 生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。  (8) いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。  (9) 絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう。  (10) 日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう。</p>	<p>(1) 生活の中で様々な音、形、色、手触り、動きなどに気付いたり、感じたりするなどして楽しむ。  (2) 生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする。  (3) 様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。  (4) 感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりなどする。  (5) いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ。  (6) 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりなどする楽しさを味わう。  (7) かいたり、つくったりすることを楽しみ、遊びに使ったり、飾ったりなどする。  (8) 自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりするなどの楽しさを味わう。</p>
<p>(1) 言葉は、身近な人に親しみをもって接し、自分の感情や意志などを伝え、それに相手が応答し、その言葉を聞くことを通して次第に獲得されていくものであることを考慮して、幼児が教師や他の幼児と関わることにより心を動かされるような体験をし、言葉を交わす喜びを味わえるようにすること。  (2) 幼児が自分の思いを言葉で伝えるとともに、教師や他の幼児などの話を興味をもって注意して聞くことを通して次第に話を理解するようになっていき、言葉による伝え合いができるようにすること。  (3) 絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らせたりするなど、楽しみを十分に味わうことによって、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようにすること。  (4) 幼児が生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること。  (5) 幼児が日常生活の中で、文字などを使いながら思ったことや考えたことを伝える喜びや楽しさを味わい、文字に対する興味や関心をもつようにすること。</p>	<p>(1) 豊かな感性は、身近な環境と十分に関わる中で美しいもの、優れたもの、心を動かす出来事などに出会い、そこから得た感動を他の幼児や教師と共有し、様々な表現することを通して養われるようにすること。その際、風の音や雨の音、身近にある草や花の形や色など自然の中にある音、形、色などに気付くようにすること。  (2) 幼児の自己表現は素朴な形で行われることが多いので、教師はそのような表現を受容し、幼児自身の表現しようとする意欲を受け止めて、幼児が生活の中で幼児らしい様々な表現を楽しむことができるようにすること。  (3) 生活経験や発達に応じ、自ら様々な表現を楽しみ、表現する意欲を十分に発揮させることができるように、遊具や用具などを整えたり、様々な素材や表現の仕方に親しんだり、他の幼児の表現に触れられるよう配慮したりし、表現する過程を大切に自己表現を楽しめるように工夫すること。</p>



### 第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

- |   |  |
|---|--|
| <p>1 地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動については、幼児の心身の負担に配慮するものとする。また、次の点にも留意するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 教育課程に基づく活動を考慮し、幼児期にふさわしい無理のないものとなるようにすること。その際、教育課程に基づく活動を担当する教師と緊密な連携を図るようにすること。</li><li>(2) 家庭や地域での幼児の生活も考慮し、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成するようにすること。その際、地域の人々と連携するなど、地域の様々な資源を活用しつつ、多様な体験ができるようにすること。</li><li>(3) 家庭との緊密な連携を図るようにすること。その際、情報交換の機会を設けたりするなど、保護者が、幼稚園と共に幼児を育てるという意識が高まるようにすること。</li><li>(4) 地域の実態や保護者の事情とともに幼児の生活のリズムを踏まえつつ、例えば実施日数や時間などについて、弾力的な運用に配慮すること。</li><li>(5) 適切な責任体制と指導体制を整備した上で行うようにすること。</li></ol> | <p>2 幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力に配慮しつつ、幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、幼児と保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、幼稚園と家庭が一体となって幼児と関わる取組を進め、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めるものとする。その際、心理や保健の専門家、地域の子育て経験者等と連携・協働しながら取り組むよう配慮するものとする。</p> |
|---|--|

# 第 1 1 章 教育の情報化

1	教育の情報化とGIGAスクール構想	207
	(1) 教育の情報化について	207
	(2) GIGAスクール構想	207
2	情報活用能力の育成と教員のICT活用指導力	208
	(1) 学習の基盤となる情報活用能力	208
	(2) 教師に求められるICT活用指導力	209
	【資料】教員のICT活用指導力のチェックリスト	210
3	プログラミング教育	211
	(1) 意義とねらい	211
	(2) 教育課程における位置付け	211
	(3) 指導上の配慮事項	213



# 1 教育の情報化と GIGA スクール構想

## (1) 教育の情報化について

これからの社会の中では ICT 等の情報技術は生活の中で当たり前のもので存在していると考えられます。そのため、これらの情報技術を手段として効果的に活用していく力や、情報や情報技術を適切かつ安全に活用していくための情報モラルを身に付けさせていく必要があります。

このように、社会生活の中で ICT を日常的に活用することが当たり前の世の中となる中で、社会で生きていくために必要な資質・能力を育むためには、学校の生活や学習においても日常的に ICT を活用できる環境を整備し、活用していくことが不可欠です。さらに ICT は、教師の働き方改革や特別な配慮が必要な児童生徒の状況に応じた支援の充実などの側面においても、欠かせないものとなっています。

これからの学びにとっては、ICT 環境は鉛筆やノート等の文房具と同様に教育現場において不可欠なものとなっていることを強く認識し、その整備を推進していくとともに、学校における「教育の情報化」を推進していくことは極めて重要です。

「教育の情報化」とは、情報通信技術の、時間的・空間的制約を超える、双方向性を有する、カスタマイズを容易にするといった特長を生かして、教育の質の向上を目指すものです。具体的には次の3つの側面から構成されます。

- ① 情報教育：子供たちの情報活用能力の育成
- ② 教科指導における ICT 活用：ICT を効果的に活用した分かりやすく深まる授業の実現等
- ③ 校務の情報化：教職員が ICT を活用した情報共有によりきめ細やかな指導を行うことや、校務の負担軽減等

※「教育の情報化に関する手引き（追補版）」より引用

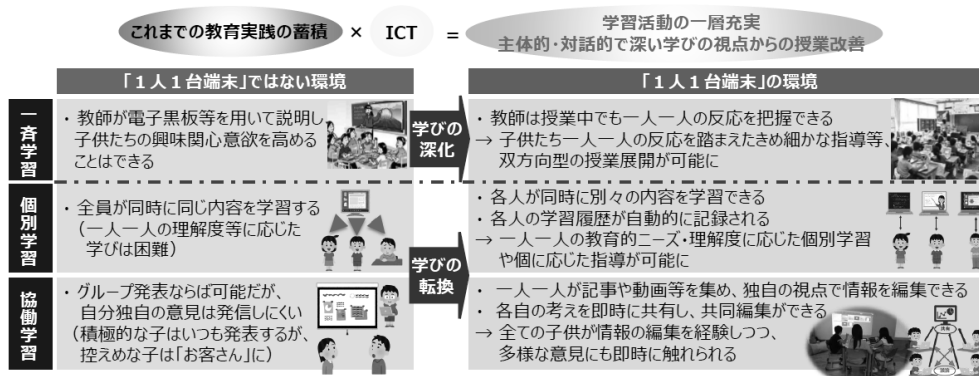
あわせて、これらの「教育の情報化」の実現を支える基盤として、

- ・ 教師の ICT 活用指導力等の向上
- ・ 学校の ICT 環境の整備
- ・ 教育情報セキュリティの確保

の3点を実現することが極めて重要です。

## (2) GIGA スクール構想

教育の情報化による ICT の積極的な活用を後押しするため、「GIGA スクール構想」が推進されています。「GIGA スクール構想」では、1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現し、これまでの我が国の教育実践と最先端の ICT のベストミックスを図り、教師・児童生徒の力を最大限に引き出します。



「GIGA スクール構想」のもとでの各教科等の指導において ICT を活用する場合には、学習指導要領に基づき、資質・能力の三つの柱をバランスよく育成するため、子供や学校等の実態に応じ、各教科等の特質や学習過程を踏まえて、教材・教具や学習ツールの一つとして ICT を積極的に活用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげることが重要です。

## 2 情報活用能力の育成と教員の ICT 活用指導力

### (1) 学習の基盤となる情報活用能力

「情報活用能力」は、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力です。より具体的に捉えれば、学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力であり、さらに、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル等に関する資質・能力等も含むものです。

「情報活用能力」の育成については、これまで様々な場所で議論や検討が行われてきましたが、平成 9 年に文部省の設置した「情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進等に関する調査研究協力者会議」において、「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」の 3 つを初等中等教育段階における情報教育で育む「情報活用能力」の目標としました。この 3 つの目標は、それぞれを独立的に扱うのではなく、相互に関連付け、発達段階や教科等の学習とも関連付けて、効果的に育成することが重要であるとされました。

さらに、平成 22 年 10 月に刊行された「教育の情報化に関する手引」では、「初等中等教育の情報教育に係る学習活動の具体的展開について」（平成 18 年 8 月）で整理した情報教育の目標の 3 観点の定義に基づく 8 要素に分類して整理され、以下のように示されました。

#### 情報活用の実践力

- ・課題や目的に応じた情報手段の適切な活用
- ・必要な情報の主体的な収集・判断・表現・処理・創造
- ・受け手の状況などを踏まえた発信・伝達

#### 情報の科学的な理解

- ・情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解
- ・情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善したりするための基礎的な理論や方法の理解

#### 情報社会に参画する態度

- ・社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響の理解
- ・情報のモラルの必要性や情報に対する責任

そして、平成 29・30 年に告示された学習指導要領では、「情報活用能力」は言語能力、問題発見・解決能力と並ぶ「学習の基盤となる資質・能力」の一つと位置付けられ、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図り、各学校のカリキュラム・マネジメントの実現を通じて育成することが示されました。情報活用能力は、各教科等において育むことを目指す資質・能力と同様に、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱によって以下のように整理されています。

○知識及び技能(何を理解しているか、何ができるか)

情報と情報技術を活用した問題の発見・解決等の方法や、情報化の進展が社会の中で果たす役割や影響、技術に関する法・制度やマナー、個人が果たす役割や責任等について、情報の科学的な理解に裏打ちされた形で理解し、情報と情報技術を適切に活用するために必要な技能を身に付けていること。

○思考力、判断力、表現力等(理解していること、できることをどう使うか)

様々な事象を情報とその結びつきの視点から捉え、複数の情報を結びつけて新たな意味を見出す力や問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力を身に付けていること。

○学びに向かう力、人間性等(どのように社会・世界と関わりよりよい人生を送るか)

情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を身に付けていること。

## (2) 教師に求められる ICT 活用指導力

「主体的・対話的で深い学び」の実現や情報活用能力の育成のためには、一人一人の教員が ICT 活用指導力の向上の必要性を理解し、校内研修等に積極的に参加したり、自ら研鑽を深めたりすることが必要です。教員の ICT 活用指導力の向上を図るために、県教育センター等において、ICT の基本的な使い方や ICT を活用した授業づくり、情報モラル教育や情報セキュリティなどの研修が実施されています。このような研修に積極的に参加し、ICT を活用した指導方法等の習得を図ることが望まれます。

ICT 活用指導力の基準については、次頁に【資料】で示している「教員の ICT 活用指導力チェックリスト」として文部科学省より策定・公表されていますが、その範囲は、授業における ICT 活用の指導だけでなく情報モラルの指導ができることや、校務に ICT を活用できることも含まれています。このことは、教師の ICT 活用指導力が、すべての教師に求められる基本的な資質・能力であることを意味するものです。この「教員の ICT 活用指導力のチェックリスト」により、例年 3 月に文部科学省が実施する「教育の情報化の実態等に関する調査」において、全教員を対象に ICT 活用指導力の実態調査が行われています。

県教育委員会では、学校教育における ICT 活用の着実な推進に向けた、令和 4 年度から 3 年間程度の中期的な対応方針を示す「福岡県学校教育 ICT 活用推進方針（小・中学校版）」を策定し Web で公表しています。下の二次元コードから閲覧が可能です。



## 教員のICT活用指導力チェックリスト

平成30年6月改訂

ICT環境が整備されていることを前提として、以下のA-1からD-4の16項目について、右欄の4段階でチェックしてください。

4 で き る	3 や や で き る	2 あ ま り で き な い	1 ほ と ん ど で き な い
------------------	----------------------------	--------------------------------------	---

### A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力

A-1 教育効果を上げるために、コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。

4	3	2	1
---	---	---	---

A-2 授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり、保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。

4	3	2	1
---	---	---	---

A-3 授業に必要なプリントや提示資料、学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために、ワープロソフト、表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。

4	3	2	1
---	---	---	---

A-4 学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し、評価に活用する。

4	3	2	1
---	---	---	---

### B 授業にICTを活用して指導する能力

B-1 児童生徒の興味・関心を高めたり、課題を明確につかませたり、学習内容を的確にまとめさせたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。

4	3	2	1
---	---	---	---

B-2 児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり、比較検討させたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。

4	3	2	1
---	---	---	---

B-3 知識の定着や技能の習熟をねらいとして、学習用ソフトウェアなどを活用して、繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。

4	3	2	1
---	---	---	---

B-4 グループで話し合っって考えをまとめたり、協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に、コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。

4	3	2	1
---	---	---	---

### C 児童生徒のICT活用を指導する能力

C-1 学習活動に必要な、コンピュータなどの基本的な操作技能（文字入力やファイル操作など）を児童生徒が身に付けることができるように指導する。

4	3	2	1
---	---	---	---

C-2 児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して、情報を収集したり、目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。

4	3	2	1
---	---	---	---

C-3 児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して、調べたことや自分の考えを整理したり、文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。

4	3	2	1
---	---	---	---

C-4 児童生徒が互いの考えを交換し共有して話し合いなどができるように、コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。

4	3	2	1
---	---	---	---

### D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力

D-1 児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち、相手のことを考え、自他の権利を尊重して、ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。

4	3	2	1
---	---	---	---

D-2 児童生徒がインターネットなどを利用する際に、反社会的な行為や違法な行為、ネット犯罪などの危険を適切に回避したり、健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。

4	3	2	1
---	---	---	---

D-3 児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け、パスワードを適切に設定・管理するなど、コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。

4	3	2	1
---	---	---	---

D-4 児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気付き、学習に活用したり、その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。

4	3	2	1
---	---	---	---

出典 文部科学省 平成30年6月公表「教員のICT活用指導力等の実態調査」

### 3 プログラミング教育

※ ここでは小学校におけるプログラミング教育を例として述べますが、中学校においても同様の意義とねらいのもと、技術・家庭科（技術分野）を中核として取り組みます。

#### (1) 意義とねらい

##### ① 小学校プログラミング教育の意義

小学校プログラミング教育では、情報技術を効果的に活用しながら、論理的・創造的に思考し課題を発見・解決していくための「プログラミング的思考」などを育成するものであり、そうした「プログラミング的思考」は、将来どのような進路を選択しどのような職業に就くとしても、普遍的に求められる力であるとしています。そして、「プログラミング的思考」とは、「自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力」であると定義されています。

##### ② 小学校プログラミング教育のねらい

- ・ 「プログラミング的思考」を育むこと。
- ・ プログラムの動きやよさ、情報社会がコンピュータ等の情報技術によって支えられていることなどに気づき、コンピュータ等を活用して身近な問題を解決したり、よりよい社会を築いたりしようとする態度を育むこと。
- ・ 各教科等での学びをより確実なものとする。

プログラミング教育においては、児童がおのずとプログラミング言語を覚えたり、プログラミングの技能を習得したりすることは考えられますが、それ自体をねらいとしていません。

小学校プログラミング教育で育む資質・能力は、各教科等で育む資質・能力と同様に、資質・能力の「三つの柱」（「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」）に沿って、次のように整理し、発達の段階に即して育成するとしています。

##### 【知識及び技能】

身近な生活でコンピュータが活用されていることや、問題の解決には必要な手順があることに気付くこと。

##### 【思考力、判断力、表現力等】

発達の段階に即して、「プログラミング的思考」を育成すること。

##### 【学びに向かう力、人間性等】

発達の段階に即して、コンピュータの働きを、よりよい人生や社会づくりに生かそうとする態度を涵養すること。

#### (2) 教育課程における位置付け

「プログラミング」は小学校学習指導要領の総則で、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善のための指導上の配慮事項として、各教科等の特質に応じて、「児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動」を計画的に実施することと示されています。これを受け、算数科、理科、総合的な学習の時間の内容の取り扱いで、「プログラミングを体験しながら 論理的思考力を身に付けるための学習活動を行う場合には」として、どのような場面で扱うのが相応しいのかを次の通り例示しています。



### ① 算数科におけるプログラミング

児童の負担に配慮しつつ、例えば第5学年の正多角形の作図を行う学習に関連して、正確な繰り返し作業を行う必要があり、更に一部を変えることでいろいろな正多角形を同様に考えることができる場面などで取り扱うこと。

プログラミングを通して、正多角形の意味を基に正多角形をかく場面（算数 第5学年）

正三角形を正しくかくためのプログラム例

スタートボタンがクリックされたとき  
ペンを下ろす  
3 回繰り返す  
長さ 100 進む  
右に 120 度曲がる

※「右に 60 度曲がる」と命令すると正しくかけない

正六角形を正しくかくためのプログラム例

スタートボタンがクリックされたとき  
ペンを下ろす  
6 回繰り返す  
長さ 50 進む  
右に 120 度曲がる

※「右に 60 度曲がる」と命令すると正しくかけない

### ② 理科におけるプログラミング

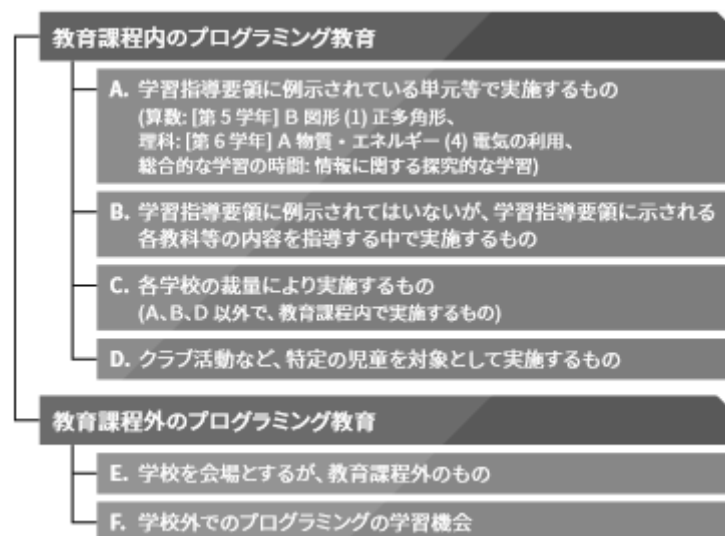
児童の負担に配慮しつつ、例えば第6学年の電気の性質や働きを利用した道具があることを捉える学習など、与えた条件に応じて動作していることを考察し、更に条件を変えることにより、動作が変化することについて考える場面で取り扱うものとする。

### ③ 総合的な学習の時間におけるプログラミング

プログラミングを体験することが、探究的な学習の過程に適切に位置付くようにすること。

算数科、理科、総合的な学習の時間の例示以外の内容や教科等においても、プログラミングを学習活動として実施することが可能であり、プログラミングに取り組むねらいを踏まえつつ、学校の教育目標や児童の実情等に応じて工夫して取り入れていく必要があります。教科等における学習上の必要性や学習内容と関連付けながら計画的かつ無理なく確実に実施されるものであり、教育課程全体を見渡し、プログラミングを実施する単元を位置付けていく学年や教科等を決定する必要があると規定されています。

また、プログラミングに関する学習活動は学校内外の様々な場面で実施することが考えられており、下図のとおり分類/整理しています。

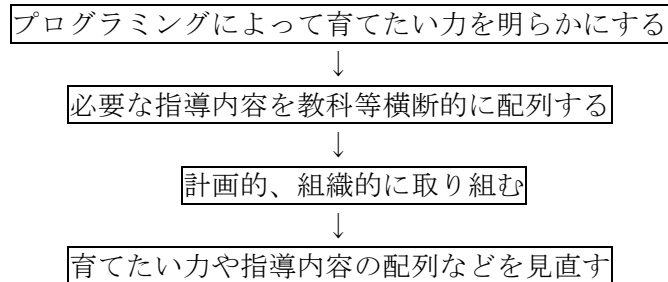


### (3) 指導上の配慮事項

#### ① カリキュラム・マネジメントの重要性

プログラミング教育のねらいを実現するためには、各学校において、プログラミングによってどのような力を育てたいのかを明らかにし、必要な指導内容を教科等横断的に配列して、計画的、組織的に取り組むこと、さらに、その実施状況を評価し改善を図り、育てたい力や指導内容の配列などを見直していくこと（カリキュラム・マネジメントを通じて取り組むこと）が重要です。

○プログラミング教育のねらいを実現するための手順（例）



#### ② プログラミング言語や教材選定の観点

プログラミング言語については、あたかもブロックを組み上げるかのように命令を組み合わせることなどにより簡単にプログラミングできる言語（ビジュアル型プログラミング言語）が普及しており、種類も豊富です。マウスやタッチ操作が主で（表示させる言葉や数などはキーボードで入力します。）、ブロックの色で機能の分類を示すなど視覚的に把握しやすく、また、その言語の細かな文法を気にすることなくプログラムを作成することができますので、自分が考える動きを実現することに専念することができます。多くの場合、児童は短時間で基本的な使い方を覚え、簡単なプログラムであれば作成できるようになります。

また、文字により記述する言語（テキスト型プログラミング言語）にも様々なものがあります。キーボード操作が多く、それぞれの言語の文法の理解も必要となりますが、英数字だけでなく日本語で記述できるものや、文法的な誤りがあった場合には間違いを指摘してくれるものなど、児童でも比較的取り組みやすい言語もあります。ある程度の授業時数を確保して取り組む場合や、プログラミングに強い興味・関心を示す児童については、こうした言語を活用することも考えられます。

#### ③ コンピュータを用いずに行う指導の考え方

コンピュータを用いずに行う「プログラミング的思考」を育成する指導については、これまでに実践されてきた学習活動の中にも見いだすことができます。ただし、学習指導要領では児童がプログラミングを体験することを求めており、プログラミング教育全体において児童がコンピュータをほとんど用いないということは望ましくないことに留意する必要があります。コンピュータを用いず「プログラミング的思考」を育成する指導を行う場合には、カリキュラム・マネジメントによって、児童がコンピュータを活用しながら行う学習と適切に関連させて実施するなどの工夫が望まれます。

#### ④ プログラミング教育の評価

プログラミング教育については、各教科等の学習を通じて、「プログラミング的思考」等をはぐむとともに、それぞれの教科等の学習をより深いものとするのが重要です。プログラミングを実施した際の評価については、あくまでも、プログラミングを学習活動として実施した教科等において、それぞれの教科等の評価規準により評価するのが基本となります。すなわち、プロ

グラミングを実施したからといって、それだけを取り立てて評価したり、評定をしたりする（成績をつける）ものではありません。

その上で、プログラミング教育で育む資質・能力なども参考とし、各学校がプログラミング教育ではぐみたい力を明らかにし、各教科等において「プログラミング的思考」等を育むための学習活動を計画し実施して、児童の資質・能力の伸びを捉えるとともに、特に意欲的に取り組んでいたり、プログラムを工夫していたりなど、目覚ましい成長のみられる児童には、機会を捉えてその評価を適切に伝えること等により、児童の学びがより深まるようにしていくことが望ましいと考えられます。

### ⑤ 授業を計画する上での有用な情報

「小学校を中心としたプログラミング教育ポータル」は、文部科学省により運営されています。教育課程内・外の両面からプログラミング教育を推進するため、具体的な実施事例などを掲載しています。



「小学校を中心としたプログラミング教育ポータル」の内容  
<https://miraino-manabi.mext.go.jp/>

## 【参考文献等】

文部科学省（平成 22 年 10 月）「教育の情報化に関する手引」

文部科学省（令和 2 年 6 月）「教育の情報化に関する手引（追補版）」

文部科学省（令和 2 年 7 月）「GIGA スクール構想について」

文部科学省「GIGA スクール構想のもとでの各教科等の指導について」

([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/mext\\_01588.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/mext_01588.html))

文部科学省（平成 29 年 7 月）「小学校学習指導要領解説 総則編」

文部科学省（平成 29 年 7 月）「中学校学習指導要領解説 総則編」

文部科学省（令和 2 年 2 月）「小学校プログラミング教育の手引（第三版）」

一般社団法人 ICT CONNECT21（平成 30 年）「小学校プログラミング教育導入支援ハンドブック 2018」

文部科学省「小学校を中心としたプログラミング教育ポータル」 (<https://miraino-manabi.mext.go.jp/>)



## 第 1 2 章 今日的な課題

1	環境教育	219
	(1) 意義とねらい	219
	(2) 教育課程における位置付け	221
	(3) 指導上の配慮事項	222
2	国際理解教育	224
	(1) 意義とねらい	224
	(2) 教育課程における位置付け	224
	(3) 学校生活における国際理解教育	225
	(4) 指導上の配慮事項	225
	(資料) 海外帰国児童生徒教育	228
3	福祉教育	229
	(1) 意義とねらい	229
	(2) 教育課程における位置付け	229
	(3) 福祉教育の進め方	229
	(4) 具体的な活動例	229
4	男女共同参画教育	230
	(1) 男女共同参画教育で育てる資質・能力	230
	(2) 男女共同参画教育の充実のための観点	231
	(3) 発達段階に応じて育てる資質・能力	232
	(4) 指導上の配慮事項	235
5	学校図書館教育	236
	(1) 学校図書館教育の意義と役割	236
	(2) 教育課程における位置付け	236
	(3) 指導上の配慮事項	237
	【資料】学校図書館の利活用指導とは	238
	司書教諭と学校司書	239
	学校図書館の利活用における司書教諭及び学校司書の役割	239



# 1 環境教育

## (1) 意義とねらい

今日、地球温暖化などの地球的規模の環境問題や、水質汚濁、大気汚染などの都市・生活型公害問題は、世界各国共通の課題となっています。その解決に向けて、一人一人が環境保全に主体的に取り組むなど、持続可能な社会を構築することが強く求められています。

環境教育の取組は、地域によって状況が異なるものであることから、地域の特性など身近な問題に目を向けた教育や学習の内容で構成し、身近な活動から始めることが必要となります。そして、学習を通して、児童生徒に身近な地域の環境問題が地球環境問題につながっていることを認識させることで、地球環境に配慮した問題解決の意欲、態度、行動力を育てていくことにつながります。

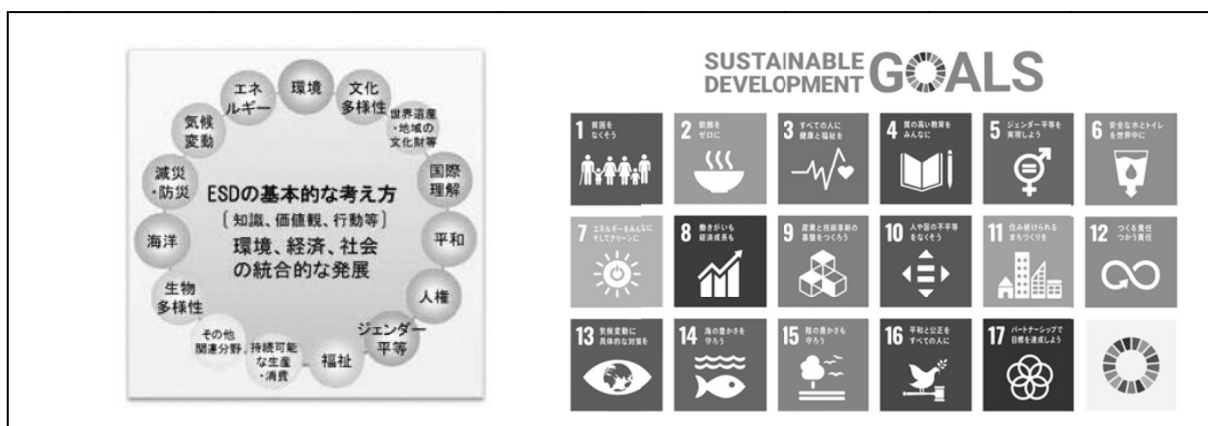
### ① 環境教育とは

平成 24 年 10 月 1 日に施行された、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平成 15 年 7 月に制定された、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の改正法）では、環境教育とは、「持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習」と定義されています。

環境を健全で恵み豊かなものとして維持することは、人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであり、持続可能な社会を目指して環境保全や環境問題に主体的に関わることができる能力や態度の育成は、ますます重要となります。こうした中、教育基本法においては、教育の目標の一つとして「生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うこと（第 2 条第 4 号）」とする規定が盛り込まれました。

### ② SDGs と ESD について

SDGs は「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略で、持続可能でよりよい世界を 2030 年までに目指す国際目標です。2001 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択されました。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。（出典：JAPAN SDGs Action Platform 外務省）



ESD は「Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）」の略です。文部科学省とユネスコは、ESD は持続可能な社会の担い手づくりを通じて SDGs の 17 全ての目標の達成に貢献するものであり、ESD をより一層推進することが、SDGs の達成に、直接・間接



的につながっているとしています。また、SDGs は ESD で目指す目標が国際的に整理されたものと捉えることができるとしています。

### ③ 学習指導要領と ESD、SDGs について

平成 29 年 3 月に公示された幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領においては、全体の内容に係る前文及び総則において、「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられています。

一人一人の児童〔生徒〕が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。  
(小学校学習指導要領前文から抜粋 ※〔 〕は中学校学習指導要領)

豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される生徒〔児童〕に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体並びに各教科、道徳科、〔外国語活動、〕総合的な学習の時間及び特別活動の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしなが、教育活動の充実を図るものとする。  
(中学校学習指導要領総則第 1 章第 1 の 3 から抜粋 ※〔 〕は小学校学習指導要領)

### ④ 環境教育のねらい

	小学校	中学校
① 環境に対する豊かな感受性や探究心の育成	自分自身を取り巻く全ての環境に関する事物・現象に対して、興味・関心を持ち、意欲的に関わり、環境に対する豊かな感受性をもつことができる。	自分自身を取り巻く環境に関する事物・現象に対して、興味・関心を持ち、意欲的に関わり、環境に対する豊かな感受性や探究心を持つ。
② 環境に関する見方や考え方の育成(小学校) 環境に関する思考力や判断力の育成(中学校)	身近な環境や様々な自然、社会の事物・現象の中から自ら問題を見つけて解決していく問題解決の能力と、その過程を通して獲得することができる知識や技能を身に付けることによって、環境に関する見方や考え方を育むようにする。	様々な自然、社会の事物・現象の中から自ら環境に関する課題を見いだして、多面的、総合的に解決していく課題解決の力や、追究する課題についての知識や技能とともに、データや根拠に基づき、適切な判断を行おうとする環境に関する思考力や判断力を身に付ける。
③ 環境に働き掛ける実践力の育成	持続可能な社会の構築に向けて、自ら責任ある行動を取り、協力して問題を解決していく実践力を培うようにする。	持続可能な社会の構築に向けて、自ら責任ある行動を取り、他者との合意形成を図りながら協力して問題を解決していく実践力を培う。

国立教育政策研究所(平成 26 年)「環境教育指導資料(小学校編)」

国立教育政策研究所(平成 28 年)「環境教育指導資料(中学校編)」より引用

### ⑤ 環境教育を通して身に付けさせたい能力や態度

学校教育においては、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の目標や内容と、環境教育に関わる目標や内容とを関連付けるとともに、環境に積極的に働き掛け、環境保全やより良い環境の創造に主体的に関与できる能力の育成が図られなければなりません。また、地球環境を構成する一員として、地域の生活環境はもとより、時には地球的規模の環境に対する人類の責任や役割を理解し、積極的に働き掛ける態度を育成することが重要です。中学校のどの教科等でも基本的に育成しなければならない能力や態度のうち、環境教育を通して身に付けさ

せたい能力や態度として、例えば、次のようなものが考えられます。

【身に付けさせたい能力や態度（例）】 ※〈〉は略号。

- ・環境を感受する能力 〈感受〉
- ・問題を捉え、その解決の構想を立てる能力 〈構想〉
- ・データや事実、調査結果を整理し、解釈する能力 〈解釈〉
- ・批判的に考え、改善する能力 〈批判〉
- ・環境に興味・関心を持ち、自ら関わろうとする態度 〈関心〉（中学校のみ）
- ・公正に判断しようとする態度 〈公正〉
- ・合意を形成しようとする態度 〈合意〉
- ・情報を発信しようとする態度 〈発信〉（中学校のみ）
- ・自ら進んで環境の保護・保全に寄与（参画）しようとする態度 〈参画〉（（ ）は中学校）

国立教育政策研究所（平成26年）「環境教育指導資料（小学校編）」

国立教育政策研究所（平成28年）「環境教育指導資料（中学校編）」より引用  
（〈〉の略号は中学校のみ）

## ⑥ 環境を捉える視点

環境教育を考えるためには、自然や生命、エネルギー、資源などの要素を個別に理解するのではなく、それらに関連付けて一つの環境を捉える視点が必要です。環境を捉える視点として、例えば次のようなものが考えられます。

【環境を捉える視点（例）】

《資源の循環》《自然や生命の尊重》《生態系の保全》《異文化の理解》《共生社会の実現》  
《資源の有限性》《エネルギーの利用》《生活様式の見直し》

国立教育政策研究所（平成26年）「環境教育指導資料（小学校編）」

国立教育政策研究所（平成28年）「環境教育指導資料（中学校編）」より引用

## (2) 教育課程における位置付け

学校における環境教育を充実させるためには、PDCAサイクルの視点を生かし、実効性のある教育課程を編成することが必要となります。各学校において学校教育目標を実現するために、教育課程の「全体計画」や「年間指導計画」、更に学習評価の視点も盛り込んだ「単元ごとの指導計画」を作成し、見直しを行うことが必要です。

### ① 全体計画作成の留意点

ア 「学校教育目標」や「重点目標」及び「目指す児童生徒像」等を踏まえ、「環境教育の目標」と「環境教育の指導の重点」を設定する。

イ 環境教育を推進する上で、児童生徒や地域の現状と課題を具体的、分析的に整理し、「児童生徒の実態」や「保護者・地域の願い」などを示す。ここでは、環境教育を指導する際、地域や校区の自然環境の特色等を示すことで、それを積極的に活用できるようにしていくことも考えられる。

ウ 「環境教育の指導の重点」と、「環境教育を通して身に付けさせたい能力や態度」及び「環境を捉える視点」との関連を明らかにする。

エ 児童生徒の発達や学年の段階に応じた環境教育の目標を設定するために、その前提として学年ごとの「重点目標」を明らかにする。ここでは、課題解決的な学習活動や探究活動のまとまりとしての「単元」を配列して示すことも考えられる。

オ 各教科等の単元及び学習内容の中で、環境教育に関わる内容を示し、各教科等と環境教育との関連を明らかにする。これにより、後述する「年間指導計画」の中で、各教科等の横断的な

教育課程が設定できるようにする。

カ 家庭や地域、行政との積極的な連携を目指し、各校の環境教育との関連を具体的に示し、公開する。

## ② 「年間指導計画」の作成の留意点

ア 各教科等の目標やねらいを踏まえ、学年ごとに各教科等と環境教育との関連を明らかにし、各教科等の横断的な教育課程を設定する。

イ 「環境教育を通して身に付けさせたい能力や態度」及び「環境を捉える視点」を具体的に記載する。

ウ 生徒の発達や学年の段階に応じた体験的な活動や課題解決的な学習を効果的に設定する。

エ 地域の環境の特色を生かしたり、環境に関わる学習対象の重点化を図ったりする。

オ 家庭や地域社会と積極的に連携し、学校で学んだことを家庭や地域での生活に生かす場面を設定する。

## ③ 推進組織の設置

次のような留意点を基に、実効性を目的に機能的組織として設置する必要があります。

ア 構成メンバーの明確化	イ 活動内容の明確化	ウ 活動日程の明確化
--------------	------------	------------

なお、推進組織は、必ずしも新しく組織するのではなく、従来の推進組織に機能を付加する形等の工夫を図っても差し支えありません。

## (3) 指導上の配慮事項

### ① 推進の基本的な考え方

環境教育を推進するに当たっては、各教科等での学習のねらいを明確にするとともに、次の観点から教育を考え、指導していくことが大切です。

ア 持続可能な社会の構築を目指す教育

環境教育は、知識の習得だけにとどまらず、環境や環境問題に関心をもち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、自ら環境保全に参加する態度及び環境問題解決のための能力などを育成することを通して、持続可能な社会の構築を目指すことが必要です。

イ 生涯学習の視点に立つ教育

環境教育は、幼児から高齢者までのあらゆる年齢層に対して、それぞれの段階に応じて体系的に行われる教育です。人間と環境の関わりについて関心と理解を深める自然体験・生活体験を重視しながら環境へ働きかける能力を培います。すなわち、児童生徒の生活から出発し、望ましい環境との接し方を生涯にわたり追究できる素地を培うことが重要です。

ウ 地域社会の特性を生かす教育

環境教育は、地域環境に直接触れ、その地域環境との接し方を学ぶことが大切です。地域の特性を考慮し、その特性を最大限に生かす教育でなければなりません。学校で学んだことを発展として家庭や地域社会で生かし、家庭や地域社会の取組が学校教育の中で生かせる相互補完の形で進められることが望まれます。

エ 総合的な活動を伴う実践的な教育

環境教育は、学校教育の諸活動の中で有機的関連を図りながら実施されることが求められており、その内容は各教科等をまたぐことが多いのです。また、更に既存の教科等の枠を越えた横断的・総合的な学習を展開していくことも考えられるため、学習指導要領において、総合的な学習の時間の課題例にも取り上げられています。

学習指導要領に示された各教科等の指導内容を環境教育の視点から見直し、指導の徹底を図るとともに、指導の効率を考慮した各教科等の関連を求める活動構成等を工夫していくことが大切です。

オ 体験的・問題解決的な学習を中心とする教育

環境教育は、児童生徒の発達段階や各教科等の特色を考慮して、体験的・問題解決的な学習を取り入れます。環境への豊かな感性を育てることを中心とする学校における環境教育においては、児童生徒の感性をゆさぶる体験の導入は不可欠です。直接的に環境に働き掛け、感覚を基にした感情の伴う認識をさせる学習方法が望まれます。

## ② 環境教育に関する授業の展開

環境教育に関する授業を展開するに当たっては、いきなり地球規模の事柄を取り上げることは、観念的、抽象的かつ高度な学習に終わってしまうことになり、児童生徒の発達段階に応じた資質・能力を育成することにつながりません。そこで、児童生徒にとって身近な事象を取り上げ、課題設定や問題を共有したり、調査活動や観察を行ったりするなど探究の活動を設定することが重要になります。このように、地球規模の事柄を取り上げることで、児童生徒が、身近な環境問題がより広範囲な地域につながりをもっていることや、個々の問題が相互に深く関わり合っていることなどを理解し、環境問題を総合的に把握できるようにすることが大切です。

## 2 国際理解教育

### (1) 意義とねらい

#### ① 国際理解教育の意義

国際理解教育については、中央教育審議会答申において、「国際化が進展する中であって、広い視野とともに、異文化に対する理解や、異なる文化をもつ人々と共に協調して生きていく態度などを育成することは、子供たちにとって極めて重要なことである。」として、「相互依存の関係が深まるこれからの国際社会を考えると、このような教育はますます重要なものとなってきており、これからの学校教育においては、国際理解教育の推進についての明確な理念を持って、この面での教育を充実させていく必要があると考える。」とされています。

このように、国際化が急速に進展する中で、絶えず国際社会に生きているという広い視野をもつとともに、国を越えて相互に理解し合うことは、ますます重要な課題であると言えます。

#### ② 国際理解教育のねらい

- 広い視野を持ち、異文化を理解するとともに、これを尊重する態度や異なる文化を持った人々と共に生きていく資質や能力の育成を図ること。
- 日本人として、また、個人としての自己の確立を図ること。
- 国際社会において、相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意思を表現できる基礎的な力を育成する観点から、外国語能力の基礎や表現力等のコミュニケーション能力の育成を図ること。

### (2) 教育課程における位置付け

国際理解教育は、各教科、道徳科、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間及び特別活動のいずれを問わず推進されるべきものであり、各学校が理念及び各教育活動の役割やねらいを明確にし、全教員が共通理解をもって取り組むことが重要です。さらに、この教育のねらいを達成するために、単に知識理解にとどめることなく、体験的な学習や課題解決学習などを取り入れて、実践的な態度や資質・能力を育成していく必要があります。

#### ① 教科

各教科の特質に応じて、国際理解教育のねらいを意識した授業を構想し、年間指導計画の中に位置付ける必要があります。例えば、国語科や社会科では次のような学習内容になります。

小学校の国語科において、目的や意図に応じて適切に表現する能力や相手の立場や考えを的確に理解する能力を育成することは、国際理解教育のねらいに相当します。中学校の国語科では、適切な表現力、理解力、思考力、想像力、言語感覚を育成することが国際理解教育のねらいに相当します。したがって、目的や場面、相手などを意識させた指導を心がける必要があります。

社会科では、国際化の進展に対応するため「世界の中の日本人の育成」を目指し、知識中心の学習に偏ることなく、理解、態度、能力を総合的に育成する必要があります。これは国際理解教育のねらいに相当します。したがって、歴史的な分野や公民的分野においても「国際社会に主体的に生きる日本人の育成」を基本方針に据え、指導しなければなりません。また、国際社会に生きる日本人としての自覚等を涵養する観点から、国旗、国歌の意義を理解させ、それらを尊重する態度や、他国の国旗、国歌に対する敬意をはらい、尊重する態度を指導する必要があります。

#### ② 特別の教科 道徳（道徳科）

道徳科の授業においては、郷土や国で育まれてきた優れた伝統と文化などのよさについて理解を深め、それらを育んできた我が国や郷土を愛するとともに、国際的視野に立って、他国の生活

習慣や文化を尊重する態度を養い、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることができるよう指導することが大切です。知識基盤社会化やグローバル化がますます進展する中で、国際的規模の相互依存関係がより深まっています。他国も日本と同じように、その国の伝統に裏打ちされたよさがあること、その国独自の伝統と文化に各国民が誇りをもっていることに気付かせるとともに、伝統や文化は、人間としての共通の願いから形成されてきていることへの理解に立ち、様々な文化のもつ多様性の尊重や価値観の異なる他者との共生などについて考えを深めさせることが必要です。国際社会の中で独自性を持ちながら国際社会の平和と発展に貢献し、主体的に生きようとする態度を育てることが重要となります。

### ③ 総合的な学習の時間

小学校学習指導要領「第5章 総合的な学習の時間」及び新中学校学習指導要領「第4章 総合的な学習の時間」に示されているように、国際理解に関する学習を行う際には、探究的な学習に取り組むことを通して、諸外国の生活や文化などを体験したり調査したりするなどの学習活動が行われるようにする必要があります。また、学習内容を構成するときには、児童生徒自身の生活とどう関わりをもつのかという視点のもとに、国際社会の現実、地球規模の諸問題、国際関係、そして文化の多様性など、教科・領域を超えた横断的・総合的な学習、探究的な学習、生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫した教育活動を行うことが大切です。さらに、多様な方法による探究活動や表現活動を行うことで、情報活用能力、表現力、論理的思考力等の育成を図ることもできます。

### ④ 外国語活動・外国語科

国際理解教育の推進にあたっては、外国語教育の果たす役割は大変大きく、外国語教育担当教員は、その先頭に立っているという自覚をもたなければなりません。したがって、外国語教育の各学年の目標を学習到達目標の視点で見直し、年間指導計画、指導方法、教材の再検討を行い、児童生徒のコミュニケーションを図る資質・能力を培うことが大切です。

なお、英語等の外国語活動・外国語の学習は、外国語を学ぶ目的があり、外国語を使用する相手が設定されているといった必然性のある探究活動の中で行われる必要があります。

### ⑤ 特別活動

学級活動における望ましい人間関係の形成や、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画する体験、児童会活動、生徒会活動における自発的、自治的活動を通して、国際理解教育のねらいである相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意志を表現する力を伸ばすことができます。

## (3) 学校生活における国際理解教育

学校生活における国際理解教育は、教科、道徳科、特別活動、外国語活動、総合的な学習の時間に限らず多くの活動場を設定することができます。海外との交流の奨励、自国文化や異文化に関する資料を取り寄せ、校内に「国際理解コーナー」を設けるなどして、教師、児童生徒が日常生活の中で常に日本や世界に目が向くようにすることも大切です。

## (4) 指導上の配慮事項

### ① 幼稚園

国際理解教育の観点から幼児の育成を考える場合、幼児の社会性や社会認識ないしは道徳的心情や判断の育成が大切です。幼児期は、幼児が自分を見だし、自立心が芽生え、自我の確立の基礎ができる時期です。したがって、幼児は自我を主張し、他人と対立することが多いものの、次第に他人と協力的行動ができるようになります。

領域「環境」〔内容と取扱い〕では、「正月や節句など我が国の伝統的な行事、国家、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること。」と明記されています。幼児が地域の人々とのつながりを深め、身近な文化や伝統に親しむ中で、自分を取り巻く生活の有り様に気付き、社会とのつながりの意識や国際理解の意識が芽生えるようにすることが大切です。

## ② 小学校

学校教育法は、第 21 条に義務教育が達成する目標を十項にわたって規定しています。

小学校の教育については、同法第 29 条に「小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。」とし、同法第 30 条において、「前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第 21 条各項に掲げる目標を達成するように行われるものとする。」としています。この第 21 条に掲げる各項のうち、次の四つの項が、国際理解教育に深くかかわっています。

- |   |   |
|---|---|
| 一 | 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。                             |
| 三 | 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。 |
| 四 | 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。   |
| 九 | 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。  |

このような小学校教育の目標に従って教科及び教育課程の基準が示されますが、学習指導要領に示す各教科、道徳科及び特別活動等の目標、内容の達成を図るようにするとともに、教育活動全体を通じて人間として調和のとれた児童の育成に十分配慮しなければなりません。すなわち、我が国の国家・社会の形成者としての心身共に健全な、立派な日本人となるための基礎づくりをするのが小学校教育の主たる目的です。ここでいう立派な日本人とは、国際社会にも適応する国民を目指すものであり、次のような点を配慮することによって、その効果的育成が期待できるでしょう。

- |   |                               |   |                    |
|---|-------------------------------|---|--------------------|
| ア | 広い視野に立って学習を行うこと               | イ | 我が国と他国とのつながりに気付くこと |
| ウ | 我が国と他国の様子を比較すること              | エ | 他国の文化を知ろうとすること     |
| オ | 人々の生活にとって必要な自然環境や資源の重要性に気付くこと |   |                    |

## ③ 中学校

中学校の教育については、学校教育法第 45 条に「中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。」とあり、同法第 46 条において、「中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第 21 条各項に掲げる目標を達成するために行われるものとする。」としています。

これを受けた学習指導要領に基づき、国際理解教育は学校教育の全領域にわたって取り組むべきものです。豊かな人間性と現代の日本国民に要請される公民的資質の育成を基盤として、その上に国際社会や異文化についての学習を通して国際理解を深めるという教育全体にかかわる性格をもっています。したがって、学校教育全領域にわたり取り組むべきものですが、ここでは、国際理解教育に直接かかわるものという観点から、中学校での学習の視点を示します。

- ア 世界が一体化している状況を知ること。
- イ 世界の人々が、国や地域によって異なる多様な生活をしていることを知ること。
- ウ 国際機関とその役割を知ること。
- エ 日本文化の形成・発展と世界の文化との関係を知ること。
- オ 現在及び将来の世界において、日本人としてどのようなことをなすべきかを考えること。

学習内容は、社会科をはじめ、国語、外国語、美術、音楽など、各教科とも学習の際に取り上げる教材によってかかわりをもってきます。その中でも、国語や外国語（英語）の学習そのものが国際理解の手段としての意味をもっています。また、道徳科は人間としての生き方を通して国際理解の基盤を培い、特別活動は国際理解教育における、実践的、体験的側面に大きな役割を果たします。また、総合的な学習の時間における国際理解教育も、大いに期待されるところです。



【資料】

海外帰国児童生徒教育

学習指導要領の総則[小学校第1章 第4 2 (2)、中学校第1章 第4 (2)]では、「海外から帰国した児童(生徒)などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある児童(生徒)に対する日本語指導」について示されています。また、第15期中央教育審議会第一次答申においても、「帰国した子供たちの教育の課題は、その受入れをいかに円滑に進めるかということとともに、海外での経験を通して育まれた特性(外国語能力や国際性)をさらに伸ばすこと、その特性を生かし一般の子供の相互啓発を通じた国際理解教育を進めることである。」とし、「こうした課題については、これまでも、様々な努力が払われてきたところであるが、今後、さらに総合的かつ質的に充実していく必要があると考える。」と述べられています。海外帰国児童生徒教育の推進に当たっては、次のような配慮が必要です。

- ア 一人一人の実態を的確に把握すること。
- イ 帰国した児童生徒に対して、きめ細かな指導を行うこと。
- ウ 帰国した児童生徒から学ぶ姿勢の指導に心がけること。

また、日本語指導が必要な児童生徒を受入れる際は、校内組織のみならず、外部機関とも連携を図りながら受入れ体制をつくり、必要な指導を行うことができるような環境を整えることが大切です。日本語指導が必要な児童生徒とは、日本語で日常会話が十分にできない児童生徒及び日常会話ができていても学年相当の学習言語能力が不足し、学習活動への参加に支障が生じている児童生徒のことです。

日本語指導が必要な児童生徒については、その日本語能力に応じた「特別の教育課程」を編成・実施することができます。通常の授業(教育課程)に適應できる日本語のレベルに達することができるよう、「日本語基礎」を中心とする指導を行ったり、教科等の内容と日本語の表現とを組み合わせた「日本語と教科の統合学習」を行ったりするなど、児童生徒の滞在期間や日本語習得状況等を考慮し、一人一人に合った学習内容を決定することが必要です。「特別の教育課程」を編成・実施する場合は、各学校において作成した必要事項を盛り込んだ指導計画とその実績を、学校の設置者である教育委員会に提出することが必要となります。

1 学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成26年文部科学省令第2号)

(1) 特別の教育課程の編成・実施

小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、日本語に通じない児童又は生徒のうち、当該児童又は生徒の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導(以下「日本語の能力に応じた特別の指導」という。)を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程によることができることとする。

(第56条の2、第79条、第108条第1項及び第132条の3関係)

## 3 福祉教育

### (1) 意義とねらい

全国社会福祉協議会に設置された福祉教育研究会は、福祉教育を、「憲法第13条、25条等で規定された基本的人権を前提にして成り立つ平和と民主主義社会をつくりあげるために、歴史的にも社会的にも阻害されてきた社会福祉問題を素材として学習する事であり、それらとの切り結びをとおして、社会福祉制度、活動への関心と理解をすすめる、自らの人間形成をはかりつつ、社会福祉サービスを受給している（今日的には利用している）人々を社会から、地域から阻害することなく、共に手をたずさえて豊かに生きていく力、社会福祉問題を解決する実践力を身に付けることを目的に行われる意図的な活動である」と規定しています。福祉教育は人権教育を基本として成り立っています。多様性を認め合い、「ともに生きる力」を育てていく教育実践は、「地域において共生の文化を創造する総合的な活動」です。

### (2) 教育課程における位置付け

教育課程の編成に当たっては、以下の事項を考慮することが大切です。

- ① 学校の教育目標に照らし、学校の教育活動全体を通して福祉教育を展開する。
- ② 児童生徒が地域で障がいをもった人や高齢者、外国人など様々な人々と一緒に生きていることに気づき、地域の一員であることを自覚できる体験活動を積極的に取り入れる。
- ③ 「開かれた学校」の視点に立ち、高齢者をはじめ地域の人の教育力を学校教育に活用するとともに、地域の福祉施設や関係諸機関との連携を図った取組を企画する。
- ④ 総合的な学習の時間をはじめ、特別活動、道徳科、各教科の学習との関連をはかり教科横断的な学習活動を構想する。

### (3) 福祉教育の進め方

福祉教育は、その考え方によって取組の方法が変わり、児童生徒に届くメッセージにも大きな差が生じます。そこで、次のことを常に心にとめ、実践していく必要があります。

- ① 福祉教育の目標や内容を明確にする。  
児童生徒に何を伝え、何を感じ、何を学んでほしいかを十分に吟味し、教職員全体及び地域の協力者と共有する。
- ② 体験学習と体験後の振り返りを重視する。  
各教科、特別活動、総合的な学習の時間等で様々な体験をする活動場面を構想する。その際、多くの人々との関わりを通して、感性（とりわけ人の痛みを自分の痛みとして感じるイマジネーション）を磨いたり、社会に役に立つ活動に参加することによって奉仕の喜びや感動を味わったりする体験などを積極的に取り入れる。また、体験後に感想を書かせるだけでなく、「これからに向けて」という視点をもって社会の問題に気付いたり、問題解決に向けて考えたりする場を設定し、地域や社会のことに目を向けられるような振り返りを促す。
- ③ 家庭や地域との連携を図る。  
学校と家庭や地域の組織が連携し、地域で行われている具体的な諸活動や地域の物的・人的資源を有効に活用する。

### (4) 具体的な活動例

福祉教育にかかわる活動は、学校の創意工夫によって多様に考えられます。福祉教育の目標を踏まえ、地域や児童生徒の実態を考慮して楽しい活動を工夫するとよいでしょう。

- ① 老人福祉施設での介助体験や清掃や除草などの活動、手紙交換などによる触れ合い活動
- ② 高齢者をはじめとする地域の人々の協力による飼育栽培活動、伝統行事や伝承遊び、伝統食などの伝統文化の掘り起こしを通し地域ぐるみの触れ合いを深める活動
- ③ 地域の清掃活動や募金活動などボランティア活動への参加 など

#### 【参考文献】

福岡県社会福祉協議会（平成29年）福岡県版 福祉教育「ともに生きる」を活用した学校・社協・地域ですすめる 福祉教育プログラム  
福岡県社会福祉協議会（令和2年）福祉教育教材「ともに生きる」

## 4 男女共同参画教育

男女共同参画教育は、男女が本質的な平等と人格の尊重を基盤とし、主体的に個性や能力を伸長し、自己実現を図りながら、対等なパートナーとして責任を分かち合える社会の形成を目指す教育です。

男女共同参画教育では、男女平等の意識を育てるとともに一人一人の個性や能力を發揮させ、伸長させる教育・学習の充実を図ることが大切です。このことは、学習指導要領が目指す「生きる力」の育成とも重なるものであり、日常の学習指導において教科等の本来のねらいを達成する教育活動の推進によって実現されます。

### 男女共同参画推進の基本理念（福岡県男女共同参画推進条例第3条から）

- ① 男女が性別によって差別されることなく、その人権が尊重されること。
- ② 男女が自らの意思と責任の下に、個人としてその能力を十分に發揮する機会が確保されること。
- ③ 男女が職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、対等な構成員として参画する機会が確保され、かつ、男女が共に責任を担うこと。

### 学校における男女共同参画教育の推進

男女が本質的な平等と人格の尊重を基盤とし、主体的に個性や能力を伸長し、自己実現を図りながら、対等なパートナーとして責任を分かち合える社会の形成を目指す。

- 男女平等の意識を育てる教育・学習の充実を図ること。
- 一人一人の個性や能力を發揮させるとともに伸長させる教育・学習の充実を図ること。

### 学習指導要領の趣旨に則って指導

日常の学習指導において教科等の本来のねらいを達成する教育活動を推進する中で男女共同参画教育のねらいを実現する。

### (1) 男女共同参画教育で育てる資質・能力

#### ① 豊かな心の育成

男女が相互の人格を認め合い、一人一人の能力を最大限に發揮できるようにするために、基本的人権を尊重する心、生命を尊重する心、相手を思いやる心、共に働くことのすばらしさを感じる心など、人間関係の基盤となる豊かな心を育むこと、また、多様な体験活動を積み重ねていくことが大切です。

#### ② 性差の正しい認識の育成

男女共同参画教育のねらいを達成するには、男女がお互いの性差について正しい認識をもつことが必要です。男女の性差としては、身体的・生理的性差、心理的・気質的性差、社会的・役割的性差が考えられます。この3点についてそれぞれ正しい認識に導くことが必要です。

身体的・生理的性差においては、男女の身体づくりや機能の違いを正しく理解させることが大切であり、自己の性を肯定的に受容するとともに、互いに人格を尊重し合う思いやりの心情を育てるようにします。なお、自己の性の受け止めについては、多様な性の在り方にも十分配慮していく必要があります。

心理的・気質的性差においては、性別による「らしさ」を強調することにより、生きる力を阻むことにならないように、多様な個性を認め、自分らしさを形成していく態度を育てるようにします。

社会的・役割的性差においては、生活や仕事上の行動や、男女の役割の違い、いわゆる「男は外で働き、女は家庭を守る」といった固定的性別役割分担に代表される考え方にとらわれないようにし、男女が人間として平等の立場でお互いに人格を尊重し合って生きていくことの大切さを理解させます。

### ③ 自立する力の育成

男女共同参画教育では、個人が自立し主体的に生きていく態度を育てることが大切です。ここでいう自立は次の3点から捉えることができます。

- ア 生活的自立・・・基本的な生活習慣を身に付け、自分のことは自分でできることや家事や育児を担うことができる。
- イ 経済的自立・・・経済生活についての基本的知識・技能を身に付け、自ら考え、判断し、意志決定して、よりよい生活を実践できる。
- ウ 精神的自立・・・社会の変化に対応しつつ、性別にとらわれずに自分の個性を生かして、正しく判断して行動できる。

### ④ 互いを認め、高め合う実践的態度の育成

男女共同参画教育では、豊かな心・性差の正しい認識・自立する力の3つを身に付けるだけでなく、生活の中で具体的な行動として実践できるようにすることを目指しています。つまり、家族や社会の一員として協力し、よりよい生活を営むために必要な諸問題に対し、適切な意志決定や行動選択ができる資質や能力を育成するものです。そのためには、自他のよさや個性を生かし合ったり、協力し合ったりする体験をさせながら子供の行為として具体化していくことが必要です。

## (2) 男女共同参画教育の充実のための観点

男女共同参画教育は、学校の教育活動全体を通じて実施するものであり、各教科等のねらいを達成することを通して、男女共同参画教育が効果的に推進されることが求められています。具体的には、次の6つの観点から教育活動等を充実させていく必要があります。

### ① 学習内容の充実

男女共同参画教育で目指す4つの資質・能力の観点から学習内容を見直し、指導目標や指導内容を明確にして指導します。また、男女共同参画に直接かかわる内容については重点的に取り上げて意図的、計画的に指導していきます。

### ② 将来への展望を持ったキャリア教育・進路指導の充実

キャリア教育においては、固定的な性差別役割分担意識にとらわれず、男女ともに社会性や勤労観・職業観を育み、主体的に進路を選択できる力を身に付けることを目指しています。そのために、職業選択を自立の基礎として位置付けた進路指導の充実を図り、キャリア教育の視点に立った教育活動を充実させていきます。

### ③ 性に関する指導の充実

男女共同参画を推進する教育は、性差の正しい理解や生命そのものに対する尊厳を自覚することから始まります。そこで、人間尊重の精神や生命の尊厳、暴力の否定、性差についての正しい認識などを育てるための性に関する指導を幼年期からすべての子供に対して、発達の段階を踏まえて、計画的に、また、あらゆる機会を通じて充実させていきます。

### ④ 奉仕等勤労体験学習の推進

働く喜びを味わい、勤労の大切さを体得させ、正しい勤労観・職業観を育成するために、全校美化の行事、各種勤労体験や生産活動、ボランティア活動等を学校行事として教育課程に位置付

けます。また、総合的な学習の時間等においては、職場体験活動、地域奉仕活動、環境美化活動等を取り入れる等、勤労体験を推進していきます。

### ⑤ 家庭・地域社会との連携

学校教育は、児童生徒の生活圏である家庭や地域社会において、児童生徒の学んだことが具体的に実践されることによって一層の効果を上げるものです。これを効果的に進めるには、学校での学習内容が家庭や地域社会での生活に生かせるよう、男女共同参画教育の必要性について共通理解を図るとともに、家庭・地域社会と連携して推進していくことが望まれます。

### ⑥ 男女共同参画教育についての理解を深める教師の研修

日常の教師自身の価値観や行動の仕方等が、直接児童生徒への指導に反映するため、教師自身の考えや行動の中にある“男女共同参画教育の推進を阻害する習慣や考え方”を問い直す必要があります。そのために、すべての教師に対して、その本質的なねらいや必要性についての研修を充実するとともに、具体的な実践を中心とした研修を推進していくことが必要です。

## (3) 発達段階に応じて育てる資質・能力

### ① 幼稚園

幼児期は、幼稚園や家庭での生活の中で、他の人々とかかわることによって他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれるようになり、自我の発達の基礎が築かれる大切な時期です。そこで、幼稚園では、特別に男女平等観を育成することを強調した保育をするのではなく、幼稚園教育要領に則り、幼児の豊かな人間関係の基礎や自立の芽生えを培うことが大切です。

育てる資質・能力		幼稚園で育てる資質・能力
豊かな心	思いやりの心	友達と様々な体験を重ねる中で、友達の気持ちに共感できる心を育成する。
	生命・人権を尊ぶ心	身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることを育成する。
	勤労を尊ぶ心	家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じる心を育成する。
自立する力	生活的自立	自分でしなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようにする力を育成する。
実践的態度	他の個性の認識と相互の尊重	友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げることができるようにする。

## ② 小学校

小学生期には、学校、家庭、地域での生活において男女の違いを次第に意識するようになっていきます。そこで男女の違いに対する認識が差別意識につながらないように配慮しながら、学校の教育活動全体を通して意図的・計画的に育成していくことが大切です。

具体的には、小学校では以下のような資質・能力を育てていきます。

育てる資質・能力		小学校で育てる資質・能力
豊かな心	思いやりの心	誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にする心を育成する。
	生命・人権を尊ぶ心	生命あるもの全てをかけがえのないものとして尊重し、力強く生き抜こうとする心や身近な男女差別及び偏見に気付く心を育成する。
	勤労を尊ぶ心	勤労を尊ぶ心、進んで社会のために奉仕する心を育成する。
性差の認識	身体的・生理的性差	男女には、身体的・生理的な違いがあることを理解し、受けとめる考え方を育成する。
	心理的・気質的性差	身体的・生理的性差によって、考え方や行動を制限せず、その人らしさを認めようとする考え方を育成する。
	社会的・役割的性差	学校生活のあらゆる機会において、役割を性によって固定せず、個人の特性によって分担したり、活動したりする考え方を育成する。
自立する力	生活的自立	基本的な生活習慣を身に付け、自分のことは自分ですることができる力を育成する。
	経済的自立	生活の基盤である経済的活動の重要性を理解するとともに、男女が性別にかかわらず、経済的に自立できる基礎となる力を育成する。
	精神的自立	男女のものの考え方を性差によって判断せず、人間の個性として認める力や自主的に判断し行動する力を育成する。
実践的態度	自己の個性の伸長	自己のよさや可能性に気付き、自己の能力を最大限に伸ばそうと努力する態度を育成する。
	他の個性の認識と相互の尊重	友達の個性を認め、男女の別なく、共に協力していく態度を育成する。

### ③ 中学校

中学生期は、心身の変化がもっとも著しく現れる時期であり、人格の形成においても重要な位置を占めています。この時期に自己の性を受け止めるとともに、お互いの性差を意識しながらそれぞれのよさを認め合って生活していこうとする態度を育てていくことが大切です。

具体的には、中学校では以下のような資質・能力を育てていきます。

育てる資質・能力		中学校で育てる資質・能力
豊かな心	思いやりの心	一人一人の個性を尊重し、他の人々に対して思いやりの心をもつようにするとともに、男女がお互いに相手の人格を尊重しようとする心を育成する。
	生命・人権を尊ぶ心	かけがえのない自他の生命を尊重する心や男女差別や偏見に気付き、差別や偏見のないよりよい社会の実現に尽くそうとする心を育成する。
	勤労を尊ぶ心	日常の清掃や委員会活動等の中での勤労体験を通して、勤労の尊さや意義を理解し、男女が協力して自主的に行動しようとする態度や進んで公共の福祉と社会の発展のために尽くそうとする心を育成する。
性差の認識	身体的・生理的性差	第二性徴や異性の性への正しい認識を育成する。
	心理的・気質的性差	身体的・生理的性差から、心理的・気質的性差の生まれた背景や原因の理解や性による偏見や固定観念にとらわれず、人としての個性を見つめ、互いに尊重し合うことの大切さの認識を育成する。
	社会的・役割的性差	学校生活のあらゆる機会において、役割を性によって固定せず、個人の特性によって分担したり、活動したりする考え方を育成する。
自立する力	生活的自立	自分のことは自分でするとともに、学校生活や家庭生活を工夫・改善する力を育成する。
	経済的自立	経済に対する正しい認識を育て、将来にわたり生きがいと生活の糧を得るための労働の重要性を理解するとともに、自己の経済的な自立を目指そうとする力を育成する。
	精神的自立	一人の人間として自己の生き方を考え、その生き方に従い、物事を適切に判断し、主体的に行動できる力を育成する。
実践的態度	自己の個性の伸長	自分の特性や適性を自覚するとともに、自己との対話を深めつつ、自分自身のよさを伸ばしていこうとする態度を育成する。
	他の個性の認識と相互の尊重	男女がそれぞれの個性や立場を尊重し、協力して生きることの大切さを理解するとともに、お互いのよさを生かしながら生活しようとする態度を育成する。

#### (4) 指導上の配慮事項

① 各教科等での意図的、計画的な指導

各教科等の特質を十分に踏まえながら進めます。

② 日常の学校生活における教師の言動

教師の言動が無意識のうちに男女平等の意識の成長を促したり、逆に差別意識を助長したりします。教師は、男女の平等に対する認識を深め、言動に十分留意します。

③ 学習指導方法における配慮

グループ編成を男女別にしたり、性別によって役割を固定したりしないようにするとともに、一人一人の個性を生かす指導を一層重視します。

④ 家庭や地域社会との連携

学校での学習内容が家庭・地域社会で具体的に実践されるようにするために、学校での取組を保護者会や家庭訪問を利用して伝えたり、学級通信等を通して発信したりするなどして、保護者等との共通理解を図ります。

#### 【参考資料】

福岡県教育委員会（平成31年3月）男女共同参画教育 指導の手引 改訂版

※ 福岡県教育庁教育振興部義務教育課各種資料のページに掲載（<http://gimu.fku.ed.jp/Default1.aspx>）



## 5 学校図書館教育

### (1) 学校図書館教育の意義と役割

読書習慣の確立や読書意欲の向上を図り、生涯にわたり読書に親しむ態度の形成のために、学校図書館の利活用を促す教育は重要です。

#### ① 学習指導要領(平成29年3月告示)による学校図書館教育

学校図書館は、児童生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で学校教育上重要な役割を担っています。学習指導要領においても、第1章 総則 第3 教育課程の実施と学習評価 1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善(7)に、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。」と示されています。

また、国語科では、学習指導要領解説国語編 2 国語科の改訂の趣旨及び要点(2)学習内容の改善・充実において、「〔知識及び技能〕と〔思考力、判断力、表現力等〕の各指導事項について、育成を目指す資質・能力が明確になるよう内容を改善した。」と示されています。また、(7)読書指導の改善・充実においては、「中央教育審議会答申において、「読書は、国語科で育成を目指す資質・能力をより高める重要な活動の一つである。」とされたことを踏まえ、各学年において、国語科の学習が読書活動に結び付くよう〔知識・技能〕に「読書」に関する指導事項を位置付けるとともに、「読むこと」の領域では、学校図書館などを利用して様々な本などから情報を得て活用する言語活動例を示した。」と示されています。

#### ② 福岡県子ども読書推進計画

令和5年12月に福岡県教育委員会が策定した「福岡県子ども読書推進計画(第四次)」の中で、学校図書館の役割を、「児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」、児童生徒の学習活動を支援したり授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しています。」と述べています。

また、「子どもの豊かな読書経験の機会を充実していくためには、子どもの知的活動を増進し、多様な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料を整備・充実させていくことが必要です。また、各教科・領域等において多様な教育活動を展開していくために、地域の図書館や学校図書館協議会等との連携を図りながら、学校における読書活動の中核として、学校図書館を充実させていくことが求められています。」と述べ、学校図書館の役割と重要性を強調しています。

#### ③ 学校図書館法の一部を改正する法律

平成26年6月には、学校図書館法の一部を改正する法律が公布され、学校司書(専ら学校図書館の事務に従事する職員)を学校に置くように努めること等について定められました。学校教育における言語活動や探究的な活動、読書活動等の充実のための学校図書館の重要性が一層高まっていることに鑑み、学校図書館の運営の改善・向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利活用の一層の促進が求められています。

#### ④ 学校図書館ガイドライン

平成28年度に策定された「学校図書館ガイドライン」において、学校図書館の運営上の重要な事項として、学校図書館資料について、十分な資料規模を備えるとともに、適切な廃棄・更新に努めること、新聞の複数紙配備に努めること、学校司書の配置を進めることなどが示されました。

### (2) 教育課程における位置付け

#### ① 学校の協力体制の確立

学校図書館を計画的に活用し、その機能の充実を図るためには、全ての教職員が児童生徒と子供の本及び学校図書館について理解を深めていくことが必要です。なぜなら、学校図書館の活用や読書活動の指導は、学級担任や各教科の担任など全ての教職員が様々な形で関わっているからです。学校図書館の運営については、館長としての役割も担っている校長のリーダーシップの下、学校図書館の重要性について共通理解を深めつつ、司書教諭や学校図書館担当教諭を中心に、全ての教師と学校司書などが協力して、学校図書館を充実させていくことが重要です。

## ② 計画的利用の推進

児童生徒の読書意欲の高揚を図るため、指導方法を多様に工夫するとともに、各教科の学習等において学校図書館を積極的に活用した教育活動の展開に努めることが必要です。その際、読書活動や学校図書館利用の指導計画を作成し、計画的な指導を行うことが肝要です。

具体的には、まず、各教科の学習指導に関わってどのような学校図書館資料が必要となるかを、単元や個々の教材に即して明らかにしておかなければなりません。その際、図書館資料を活用することが、学習指導目標達成のために、どのように効果的、能率的になるかということを確認しておくことが大切です。また、学習指導に必要な学校図書館資料としては、DVDなどの図書以外の資料や、学習指導で教師や児童生徒が作成した資料等があり、学校図書館の一角に整理、保管し、必要に応じて活用できるようにしておくことも重要です。

さらに、児童生徒が積極的に読書活動に親しむことができるように、「子ども読書の日（4月23日）」や「読書週間（10月27日～11月9日）」を利用し、学校図書館の充実に努めることも重要です。

## (3) 指導上の配慮事項

### ① 読書意欲の高揚を図る指導方法

児童生徒が読書を楽しむために、次の事項に留意することが大切です。

ア 児童生徒が感動する本を用意する。

積極的に本の情報を入手するとともに、児童生徒の読書ニーズを知る。

イ 読書の楽しさとの出会いをつくる。

自分が読んだ本を児童生徒に積極的に紹介したり、漫画や映像メディアを活用したりする。

ウ 読書を楽しむ児童生徒の心に共感する。

児童生徒の感じ方や考え方などを大事にするとともに、読書活動の指導に関わる資質や能力を高める。

エ 児童生徒の読書活動を広げる。

各教科の授業など学校教育全体の中に、図書の活用や読書活動を広げていく。その際、各学校で読書活動や学校図書館利用の指導計画を作成する。

オ 児童生徒の読書体験を深めることによって読書の意義を実感させる。

児童生徒の個性に応じて様々な表現方法を認める。

### ② 魅力的な学校図書館

魅力的な学校図書館を整備するために、次の事項に留意することが大切です。

ア 読書センターとしての学校図書館

児童生徒にとって学校における心のオアシスとなり、進んで読書を楽しむために訪れるような読書活動の拠点となることが求められています。そのために、ゆったりとしたスペースを設けるとともに図書資料を更に整備充実させることが必要です。

イ 学習センターとしての学校図書館

児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりすることが求められています。そのために、児童生徒の主体的学習に対応できる図書資料の構成などに配慮するとともに、新聞、雑誌、ビデオ、CD、DVD、コンピュータなど様々な情報ソフト及び情報手段を整備していくことが必要です。

ウ 情報センターとしての学校図書館

児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりすることが求められています。そのために、学校図書館の情報化に積極的に対応するとともに、各教科等の活発な利用を考慮し、学校図書館の位置や図書資料の整理方法などを見直すことが必要です。

### ③ これからの学校図書館

これからの学校図書館には、読書活動の推進のために利活用されることに加え、調べ学習や新聞を活用した学習など、各教科等の様々な授業で活用されることにより、学校における言語活動や探究活動の場となり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割が一層期待さ

れています。

学校においては、このような学校図書館に期待されている役割を最大限に発揮できるようにすることが重要です。児童生徒にとって、学校図書館が落ち着いて読書を行うことができ、知的好奇心を醸成する開かれた学びの場となるよう環境を整えることが大切です。

また、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動を充実するよう努めることが大切です。その際、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努めることが望まれます。さらに、教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努めることが大切です。

## 【参考文献】

福岡県教育委員会（平成15年）「子供たちに本を読む楽しみを」  
福岡県教育委員会（令和5年12月）「福岡県子ども読書推進計画」  
文部科学省（平成28年）「学校図書館ガイドライン」  
文部科学省（平成29年告示）「小・中学校学習指導要領解説 総則編」  
文部科学省（平成29年告示）「小・中学校学習指導要領解説 国語編」

## 【資料】

### ■ 学校図書館の利活用指導とは

学習指導要領では、特別活動において、学校図書館の利用指導が示されています。

小学校学習指導要領 第6章 特別活動 第2 各活動・学校行事の目標及び内容〔学級活動〕2 内容（3）一人一人のキャリア形成と自己実現 ウ 主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用においては、「学ぶことの意義や現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり、自主的に学習する場としての学校図書館等を活用したりしながら、学習の見通しを立て、振り返ること。」と示されています。

また、中学校学習指導要領 第5章 特別活動 第2 各活動・学校行事の目標及び内容〔学級活動〕2 内容（3）一人一人のキャリア形成と自己実現 ア 社会生活、職業生活との接続を踏まえた主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用においては、「現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり、自主的に学習する場としての学校図書館等を活用したりしながら、学ぶことと働くことの意義を意識して学習の見通しを立て、振り返ること。」と示されています。

以上のようなねらいを達成できるように、学校全体の学校図書館の利用計画の作成とともに、各学級における指導計画も作成する必要があります。

このようなねらいを達成するために、学校図書館を利用する際に必要とされる知識や技能、態度として、具体的には次のような内容を指導することが必要だと考えられます。

#### ① 知識や情報の検索方法に関する内容

情報と資料 分類と配列 目録の利用 目次・索引などの利用 百科事典の利用 年鑑類の利用 インフォメーションファイルの利用 視聴覚資料の利用

#### ② 知識や情報の処理方法に関する内容

書目づくり ノート・記録のとり方 ファイル資料の自作 発表の方法

#### ③ その他、図書館利用についての基礎的・関連的な内容

図書館の概要 資料の物理的構成 利用上の心得 読書方法

これらの内容を指導することで、児童生徒が必要に応じて自己の学習及び日常生活に役立つ情報を迅速かつ的確に検索、活用できる知識や技能、態度を習得させることができます。

したがって、これらの内容は繰り返し、発展的に指導することが必要であり、応用の場を設けて定着を図ることも大切です。

また、小学校における利用指導を継承・発展させるのが中学校の指導となるように、小・中学校の一貫した指導が重要です。

さらに、学習指導要領解説国語編 第4章 2 内容の取り扱いについての配慮事項 「学校図書館などの活用に関する事項」に、次のような記述があります。

[小学校]

「学校図書館などを目的をもって計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。その際、本などの種類や配置、探し方について指導するなど、児童が必要な本などを選ぶことができるよう配慮すること。なお、児童が読む図書については、人間形成のための偏りがないうように配慮して選定すること。」

[中学校]

「学校図書館などを目的をもって計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。」

国語科においても、〔知識及び技能〕及び〔思考力・判断力・表現力等〕示す事項の指導に当たっては、本などの種類や配置、探し方など、学校図書館などを利用する目的を明確にした上で計画的に利用し、これらの機能の活用を図ることが必要です。

## ■ 司書教諭と学校司書

学校図書館法

第5条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない  
2 前項の司書教諭は主幹教諭、指導教諭又は教諭をもって充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

第6条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

司書教諭の制度は、「教員」と「司書教諭」の両方の資格を有し、かつ、教員として採用されている「教諭」を「司書教諭」に「充てる」というものです。

福岡県では、「令和4年度教育課程実施状況調査」によると、12学級以上の学校における司書教諭の発令状況は、小学校、中学校ともに100%となっています。今後も、学校図書館法の趣旨及び司書教諭の重要性に鑑み、司書教諭の養成を進めていきます。

## ■ 学校図書館の利活用における司書教諭及び学校司書の役割

学校図書館の利活用を進めるに当たって、学校図書館における図書館資料の充実と、学校図書館の運営等に当たる司書教諭及び学校司書の配置の充実やその資質・能力の向上の双方を図ることが大切です。学校図書館資料については、図書資料のほか、雑誌、新聞、視聴覚資料、電子資料（各種記録媒体に記録、保存された資料、ネットワーク情報資源（ネットワークを介して得られる情報コンテンツ）等）等の図書以外の資料が含まれており、これらの資料について、発達障がいを含む障がいのある児童生徒の年齢や能力等に配慮することも含め、児童生徒の発達の段階等を踏まえ、教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えるよう努めることが大切です。また、司書教諭及び学校司書については、学校図書館がその機能を十分に発揮できるよう、学校図書館の館長としての役割も担う校長のリーダーシップの下、各者がそれぞれの立場で求められている役割を果たした上で、互いに連携・協力し、組織的に取り組めるよう努めることが大切です。

### 【参考文献】

全国学校図書館協議会編（平成11年）「学校図書館・司書教諭講習資料」  
文部科学省（平成29年告示）「小・中学校学習指導要領解説 総則編」  
文部科学省（平成29年告示）「小・中学校学習指導要領解説 国語編」



若い教師のための教育実践の手引  
(令和6年度版)

令和6年3月発行

編集・発行 福岡県教育庁教育振興部義務教育課  
〒812-8575福岡市博多区東公園7番7号  
ダイヤルイン 092-643-3910

